

# 高齢者施設・住まい調査

## 【報告書】

令和4年3月

沖縄県

子ども生活福祉部

高齢者福祉介護課



# 目次

序章 調査の概要.....	1
1 調査の目的 .....	1
2 調査の内容 .....	1
第1章 アンケート調査.....	3
1 調査の概要 .....	3
1.1 アンケート調査の目的 .....	3
1.2 アンケート調査の実施概要 .....	3
2 調査結果.....	4
2.1 回収率 .....	4
2.2 サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム票の集計結果.....	7
2.3 特定施設入居者生活介護・グループホーム票の集計結果.....	53
2.4 各調査の比較 .....	75
第2章 介護レセプトデータの分析.....	88
1 分析の概要 .....	88
1.1 分析の目的 .....	88
1.2 分析対象データの概要 .....	88
2 分析結果.....	89
2.1 分析結果 .....	89
第3章 アンケート調査結果とレセプトデータの接続分析.....	123
1 分析の概要 .....	123
1.1 分析の目的 .....	123
1.2 アンケート調査とレセプトデータとの接続方法.....	123
2 分析結果.....	124
2.1 分析結果 .....	124
第4章 ヒアリング調査.....	127
1 ヒアリング調査の概要 .....	127
1.1 調査の目的 .....	127
2 ヒアリング調査結果.....	128
2.1 聴取記録 .....	128
第5章 まとめ.....	134
1 沖縄県内の高齢者住まいの特徴.....	134

1.1	住宅型有料老人ホームでは、約半数が相部屋を有している.....	134
1.2	入居者に占める要介護3以上の割合が高い（住宅型有料：73.7%、サ高住：53.6%） .	135
1.3	大半の住まいで、訪問診療・訪問看護の利用者がいる（住宅型有料：69.4%、サ高住：89.1%）	137
2	高齢者住まいの運営状況.....	138
2.1	法人・グループが提供する介護保険のサービス等を含めた収支は「黒字」の住まいよりも「赤字」の住まいの方が多い .....	138
2.2	約3分の1の住まいで、自法人のサービス利用をお願いしている.....	138
2.3	居宅介護サービス等の一部の利用分を未請求としている方が「いる」住まいは約2割	139
3	看取り実績のある高齢者住まいの特徴.....	141
3.1	医療・看護の関わりのある住まいほど看取り実績ありの割合が高い.....	141
3.2	対応や手順にかかるマニュアル等が「ある」住まいでは看取り実績ありの割合が高い	142
4	救急搬送の発生率が高い高齢者住まいの特徴.....	143
4.1	医療・看護の関わりのある住まいほど救急搬送「0件」の割合が低い.....	143
4.2	対応や手順にかかるマニュアル等が「ある」住まいでは救急搬送「0件」の割合がやや高い..	147
5	通所介護の集中利用者 .....	148
5.1	通所介護利用者に占める27回以上利用者は20.1% .....	148
6	通所介護集中利用者の訪問看護や居宅療養管理指導の利用率.....	148
6.1	通所介護27回以上利用者は、26回以下利用者よりも訪問看護の利用率が低い .....	148
6.2	通所介護27回以上利用者は、26回以下利用者よりも居宅療養管理指導の利用率が高い .....	150

## 資料編

高齢者施設・住まい調査\_サ高住・住宅型有料票

高齢者施設・住まい調査\_特定施設・グループホーム票

# 序章 調査の概要

## 1 調査の目的

近年、全国的に、外部の居宅介護サービスを組み合わせながら生活を支える住まい形態である「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」（以下、本調査ではこれらの住まいを「高齢者住まい」とする）が増加しているが、沖縄県においては、特に、他都道府県と比較して「住宅型有料老人ホーム」の定員数が多いことで知られている。

令和元年2月に国から示された第8期介護保険事業計画の基本指針においては、「高齢者住まい」の質を確保するとともに、適切に介護基盤整備を進めることを目的として、「住宅型有料及びサ高住の設置状況を記載」「整備に当たっては、設置状況を勘案して計画を策定」と新たに明記され、沖縄県においても、県内の市町村に対して、高齢者住まいにかかる基礎的な情報（所在地、定員、要介護度別入居者数等）の提供を行ってきたところである。

また、平成30年度に実施した沖縄県の調査では、通所介護利用者で同一建物等減算が算定されている者の約6割が月に26回以上利用しているといった状況など、高齢者住まい居住者を含む高齢者による通所介護利用の偏重の可能性が確認されたが、実態の把握については、十分に行われている状況ではない。

こうした状況を背景として、沖縄県の高齢者住まいにかかる施策等の検討に必要となる実態把握を目的として、①県内のすべての住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に対するアンケートを実施し、サービス提供体制に関する特徴を整理するとともに、②県内市町村の介護レセプトデータを用いて、特定サービスが集中的に提供されている利用者や事業所を分析し、その特徴を明らかにした。また、③可能な範囲で両データを接続、関連づけて分析を行った。

## 2 調査の内容

### (1) アンケート調査等の実施

アンケート調査によって、沖縄県内の高齢者住まい（サ高住・住宅型有料）の特徴を分析する。具体的には、入居している方の特徴（要介護度分布や認知症者の受け入れ状況等）や入居前に利用していた他法人・グループのサービス等の継続利用の可否等の実態を把握、また、どのような体制や環境、利用者の状況において、救急搬送が発生しているか、看取り対応を行っているかなどについて整理を行った。

## (2) レセプトデータ分析

沖縄県の特徴的なサービス利用状況（通所介護の集中利用者が多い、通所介護の集中利用者の訪問看護利用率の低さ等）について集計を行い、3年前に実施した分析結果との比較を行うことで経年の比較と推移を把握した。

## (3) アンケート調査とレセプトデータの紐づけ分析

可能な範囲でレセプトデータとアンケート調査結果の接続を行い、居住者のうちの大半が特定の居宅介護サービス事業者の介護サービス（特に通所介護）を利用している高齢者住まい及びその居住者を分析し、「外部ケア型住まい」の県内分布及びそのサービス提供体制の特徴を把握することを目的として実施した。

## (4) ヒアリング調査

アンケート調査を設計するにあたり、沖縄県内の住宅型有料老人ホームの運営実態を把握することを目的に、住宅型有料老人ホーム2件を対象としたヒアリング調査を実施した。

## (5) まとめ

報告書のまとめとして、基本的に（1）～（2）の結果をもとに整理を行った。

# 第1章 アンケート調査

## 1 調査の概要

### 1.1 アンケート調査の目的

県内のすべての住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者生活介護、グループホームに対するアンケートを実施し、各施設・住まい（特に、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅）におけるサービス提供体制等に関する特徴の整理を行うことを目的とする。

### 1.2 アンケート調査の実施概要

#### (1) 調査の対象

##### ① サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム票

悉皆調査

- ・サービス付き高齢者向け住宅：サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム  
〈令和3年12月7日時点掲載〉
- ・住宅型有料老人ホーム（那覇市以外）：沖縄県が保有するリスト〈令和3年11月24日時点〉
- ・住宅型有料老人ホーム（那覇市）：那覇市ホームページ〈令和3年11月1日時点〉より

##### ② 特定施設入居者生活介護・グループホーム票

悉皆調査

- ・特定施設入居者生活介護・グループホーム：沖縄県が保有するリスト〈令和3年10月1日時点〉

## (2) 調査の方法

WEB アンケート方式

### 【依頼状、WEB アンケートログイン用 ID・PW 配布方法】

- 以下①②を郵送にて送付
  - ①依頼状
  - ②WEB アンケートログイン用 ID・PW の案内状
- 沖縄県がメールアドレスを把握しているサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームに対しては、上記①②の郵送に加えて、沖縄県よりメールにて調査の周知を実施

### 【回収方法】

- 各施設・住まいが WEB 上で回答を入力後、「送信ボタン」を押すことをもって回答を回収

## (3) 調査のスケジュール

- 調査開始日：令和4年1月6日（木）
  - 回収締切日：令和4年2月9日（水）
- ※沖縄県がメールアドレスを把握しているサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームに対しては、沖縄県よりメールにて督促を一度行った

## 2 調査結果

### 2.1 回収率

#### ①サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム票

回収率は、39.6%（182件／460件）であった。

#### ② 特定施設入居者生活介護・グループホーム票

回収率は、47.4%（73件／154件）であった。



図表 1-1 市町村別回収率

<サ高住・住宅型有料票>

サ高住			
保険者名	対象	回収数	回収率
那覇市	15	6	40.0%
宜野湾市	5	4	80.0%
石垣市	2	0	0.0%
浦添市	3	1	33.3%
名護市	2	2	100.0%
糸満市	1	1	100.0%
沖縄市	9	6	66.7%
うるま市	8	2	25.0%
宮古島市	-	-	-
南城市	2	1	50.0%
国頭村	-	-	-
大宜味村	-	-	-
東村	-	-	-
今帰仁村	2	2	100.0%
本部町	-	-	-
恩納村	-	-	-
宜野座村	-	-	-
金武町	-	-	-
伊江村	-	-	-
読谷村	2	2	100.0%
嘉手納町	-	-	-
北谷町	-	-	-
北中城村	1	1	100.0%
中城村	-	-	-
西原町	-	-	-
豊見城市	5	3	60.0%
与那原町	1	0	0.0%
南風原町	5	3	60.0%
渡嘉敷村	-	-	-
座間味村	-	-	-
粟国村	-	-	-
渡名喜村	-	-	-
南大東村	-	-	-
北大東村	-	-	-
伊平屋村	-	-	-
伊是名村	-	-	-
久米島町	-	-	-
八重瀬町	1	1	100.0%
多良間村	-	-	-
竹富町	-	-	-
与那国町	-	-	-
沖縄県	64	35	54.7%

住宅型有料			
保険者名	対象	回収数	回収率
那覇市	77	27	35.1%
宜野湾市	20	5	25.0%
石垣市	2	0	0.0%
浦添市	41	12	29.3%
名護市	21	7	33.3%
糸満市	18	9	50.0%
沖縄市	53	17	32.1%
うるま市	35	11	31.4%
宮古島市	15	5	33.3%
南城市	16	7	43.8%
国頭村	-	-	-
大宜味村	1	0	0.0%
東村	1	0	0.0%
今帰仁村	3	2	66.7%
本部町	4	1	25.0%
恩納村	4	3	75.0%
宜野座村	2	1	50.0%
金武町	5	2	40.0%
伊江村	1	0	0.0%
読谷村	11	6	54.5%
嘉手納町	1	1	100.0%
北谷町	5	3	60.0%
北中城村	2	1	50.0%
中城村	10	6	60.0%
西原町	7	2	28.6%
豊見城市	18	8	44.4%
与那原町	5	3	60.0%
南風原町	9	5	55.6%
渡嘉敷村	-	-	-
座間味村	-	-	-
粟国村	-	-	-
渡名喜村	-	-	-
南大東村	-	-	-
北大東村	-	-	-
伊平屋村	-	-	-
伊是名村	-	-	-
久米島町	-	-	-
八重瀬町	9	3	33.3%
多良間村	-	-	-
竹富町	-	-	-
与那国町	-	-	-
沖縄県	396	147	37.1%

<特定・GH票>

特定・地密特定			
保険者名	対象	回収数	回収率
那覇市	9	4	44.4%
宜野湾市	1	0	0.0%
石垣市	2	2	100.0%
浦添市	3	2	66.7%
名護市	1	1	100.0%
糸満市	-	-	-
沖縄市	7	4	57.1%
うるま市	2	0	0.0%
宮古島市	4	0	0.0%
南城市	3	3	100.0%
国頭村	-	-	-
大宜味村	-	-	-
東村	-	-	-
今帰仁村	-	-	-
本部町	-	-	-
恩納村	-	-	-
宜野座村	-	-	-
金武町	1	0	0.0%
伊江村	-	-	-
読谷村	-	-	-
嘉手納町	-	-	-
北谷町	2	1	50.0%
北中城村	-	-	-
中城村	-	-	-
西原町	-	-	-
豊見城市	2	1	50.0%
与那原町	-	-	-
南風原町	1	1	100.0%
渡嘉敷村	-	-	-
座間味村	-	-	-
粟国村	-	-	-
渡名喜村	-	-	-
南大東村	-	-	-
北大東村	-	-	-
伊平屋村	-	-	-
伊是名村	-	-	-
久米島町	-	-	-
八重瀬町	2	1	50.0%
多良間村	-	-	-
竹富町	-	-	-
与那国町	-	-	-
沖縄県	40	20	50.0%

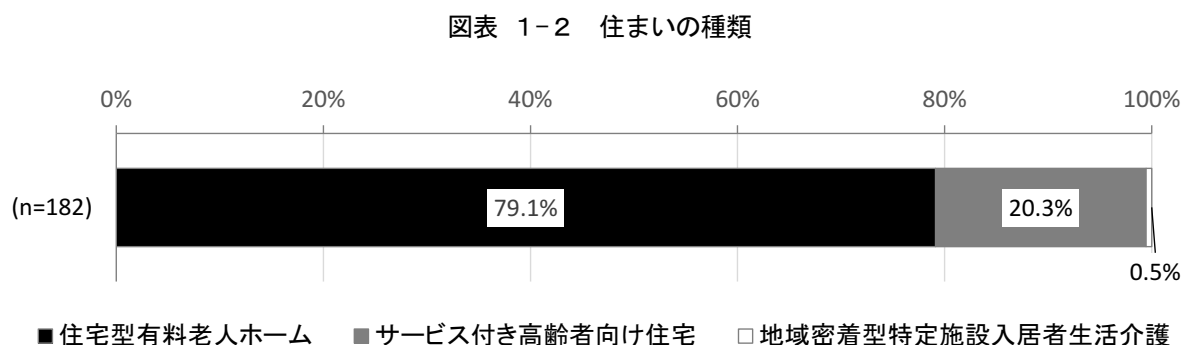
グループホーム			
保険者名	対象	回収数	回収率
那覇市	28	11	39.3%
宜野湾市	8	5	62.5%
石垣市	4	3	75.0%
浦添市	6	1	16.7%
名護市	4	1	25.0%
糸満市	3	1	33.3%
沖縄市	6	4	66.7%
うるま市	11	7	63.6%
宮古島市	7	3	42.9%
南城市	3	1	33.3%
国頭村	2	0	0.0%
大宜味村	1	1	100.0%
東村	1	0	0.0%
今帰仁村	3	1	33.3%
本部町	2	1	50.0%
恩納村	-	-	-
宜野座村	1	0	0.0%
金武町	2	0	0.0%
伊江村	1	0	0.0%
読谷村	3	2	66.7%
嘉手納町	1	1	100.0%
北谷町	3	2	66.7%
北中城村	1	1	100.0%
中城村	1	1	100.0%
西原町	1	1	100.0%
豊見城市	4	3	75.0%
与那原町	2	1	50.0%
南風原町	2	0	0.0%
渡嘉敷村	-	-	-
座間味村	-	-	-
粟国村	-	-	-
渡名喜村	-	-	-
南大東村	-	-	-
北大東村	-	-	-
伊平屋村	-	-	-
伊是名村	-	-	-
久米島町	1	1	100.0%
八重瀬町	2	0	0.0%
多良間村	-	-	-
竹富町	-	-	-
与那国町	-	-	-
沖縄県	114	53	46.5%

## 2.2 サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム票の集計結果

本集計結果のうち、「定員数」「入居者数」「生活保護を受給している入居者の人数」「訪問診療を利用している入居者の人数」「月額利用料金（中心価格帯）合計」については、沖縄県が令和3年度に実施した住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を対象とした「状況報告」の結果を用いている。ただし、那覇市に所在する住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の情報については、那覇市HPに掲載されている重要事項説明書や電話による追加調査にて把握した。

### (1) アンケート調査に回答した住まいの種類

住まいの種類は、「住宅型有料老人ホーム」が79.1%、「サービス付き高齢者向け住宅」が20.3%、「地域密着型特定施設入居者生活介護」が0.5%であった。



※次の設問以降、「地域密着型特定施設入居者生活介護」1件を除いた「住宅型有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」181件の集計結果を示す。

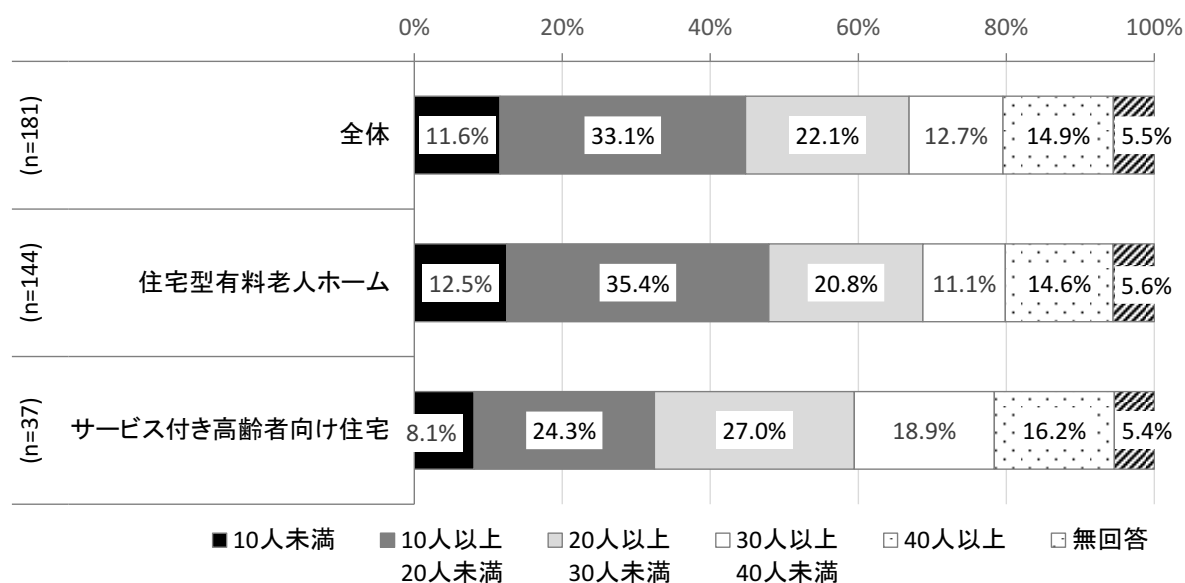
### (2) 住まいの概要

#### ① 定員数

定員数は、住宅型有料老人ホームでは、「10人以上20人未満」が35.4%と最も高く、次いで「20人以上30人未満」が20.8%、「40人以上」が14.6%であった。

サービス付き高齢者向け住宅では、「20人以上30人未満」が27.0%と最も高く、次いで「10人以上20人未満」が24.3%、「30人以上40人未満」が18.9%であった。

図表 1-3 定員数

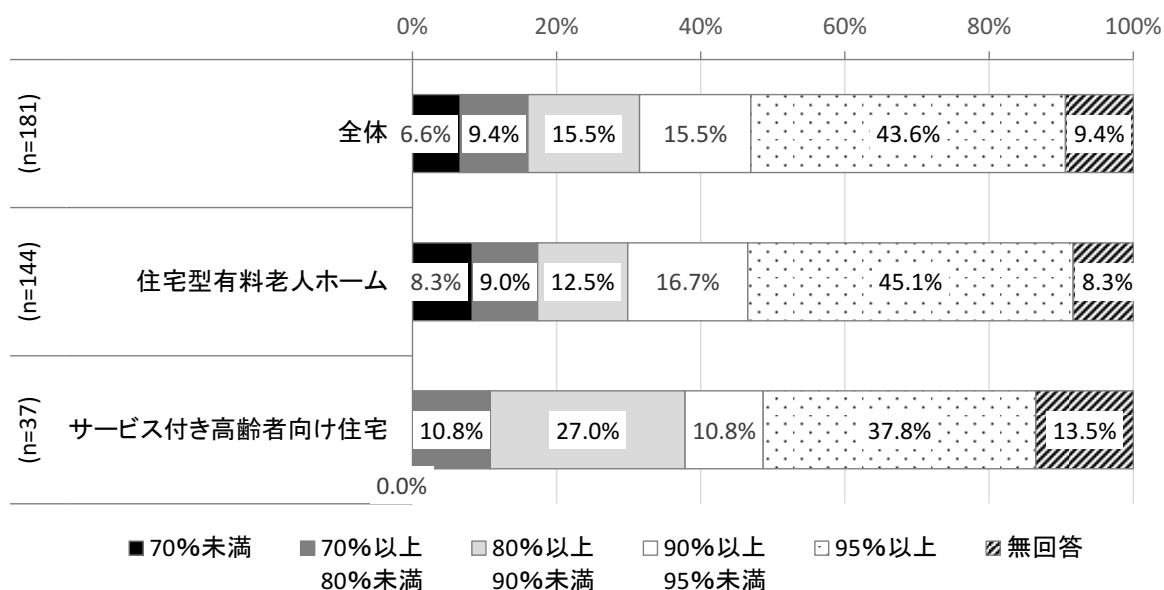


② 入居率

入居率は、住宅型有料老人ホームでは、「95%以上」が45.1%と最も高く、次いで「90%以上 95%未満」が16.7%、「80%以上 90%未満」が12.5%であった。

サービス付き高齢者向け住宅では、「95%以上」が37.8%と最も高く、次いで「80%以上 90%未満」が27.0%、「70%以上 80%未満」「90%以上 95%未満」が10.8%であった。

図表 1-4 入居率



### ③ 家賃・共益費の設定状況

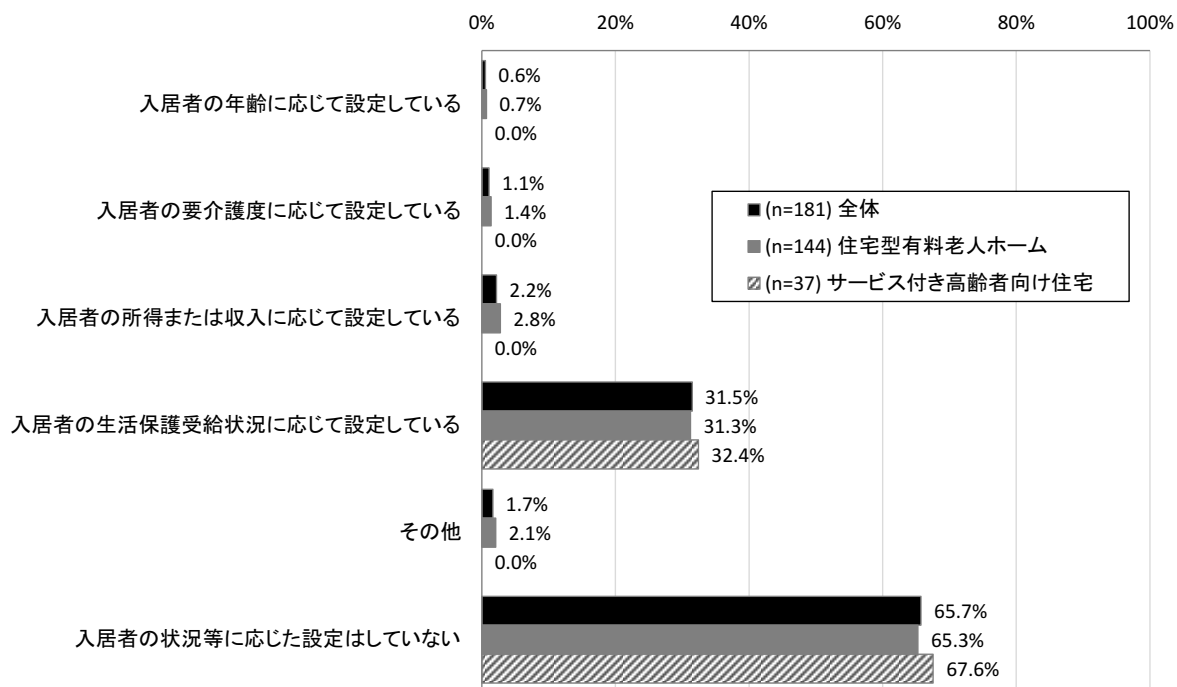
家賃・共益費の設定状況は、両住まいともに、「入居者の状況等に応じた設定はしていない」が6割強と最も高く、次いで「入居者の生活保護受給状況に応じて設定している」が約3割であった。

月額利用料金（中心価格帯）合計の平均は、住宅型有料老人ホームでは95,490.8円、サービス付き高齢者向け住宅では110,974.6円であった。

また、月額利用料金（中心価格帯）合計の「8万円未満」（「7万円未満」と「7万円以上8万円未満」の合計）の割合は、住宅型有料老人ホームでは12.5%、サービス付き高齢者向け住宅では0.0%であった。

敷金「あり」の割合は、住宅型有料老人ホームでは27.8%、サービス付き高齢者向け住宅では56.8%であった。

図表 1-5 家賃・共益費の設定状況



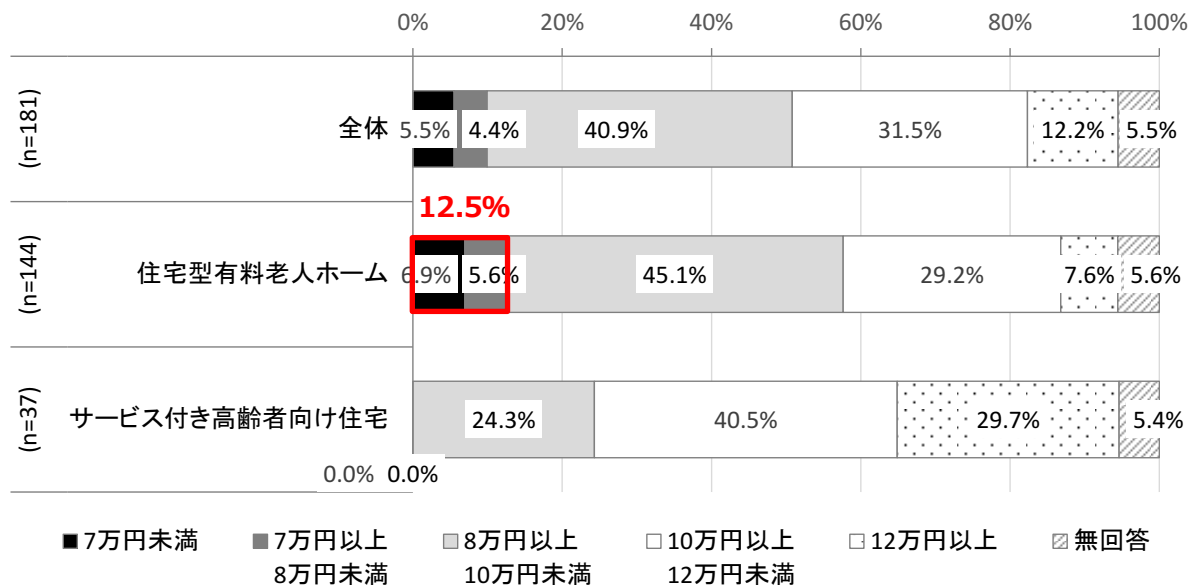
図表 1-6 月額利用料金（中心価格帯）合計

※月額利用料金合計＝家賃相当＋管理費＋食費＋光熱費＋その他費用

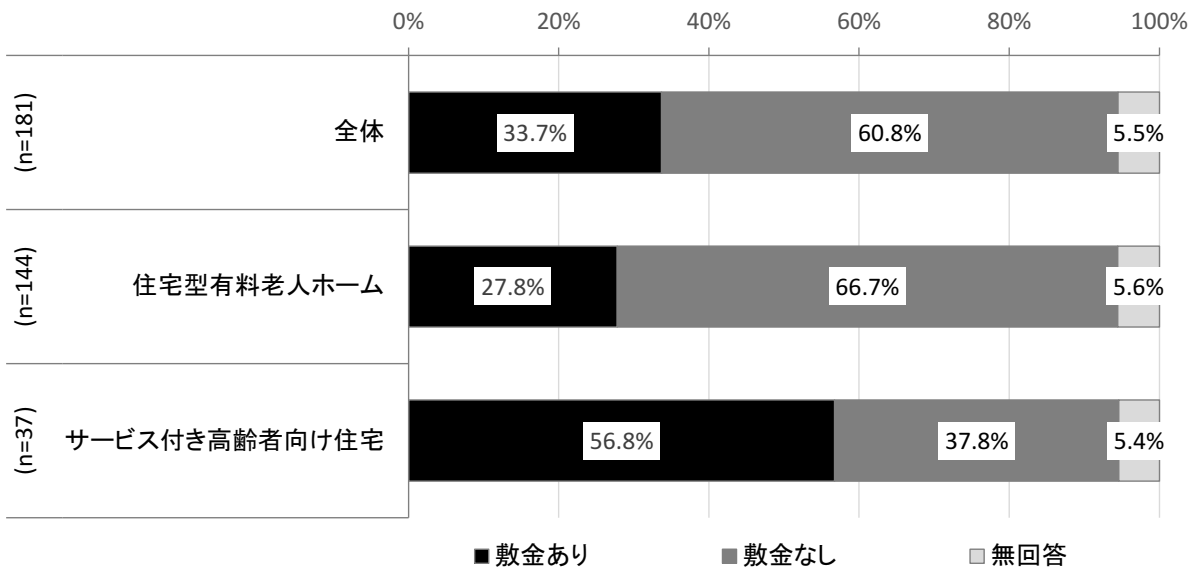
	件数 (件)	平均値 (円)	標準偏差 (円)	中央値 (円)	最大 (円)	最小 (円)
全体	171	98,660.0	18,387.5	98,000	161,800	31,500
住宅型有料老人ホーム	141	95,490.8	16,875.8	95,000	139,350	31,500
サービス付き高齢者向け住宅	30	110,974.6	18,829.54	105,000	161,800	85,000

図表 1-7 月額利用料金（中心価格帯）合計

※月額利用料金合計＝家賃相当＋管理費＋食費＋光熱費＋その他費用



図表 1-8 敷金の有無



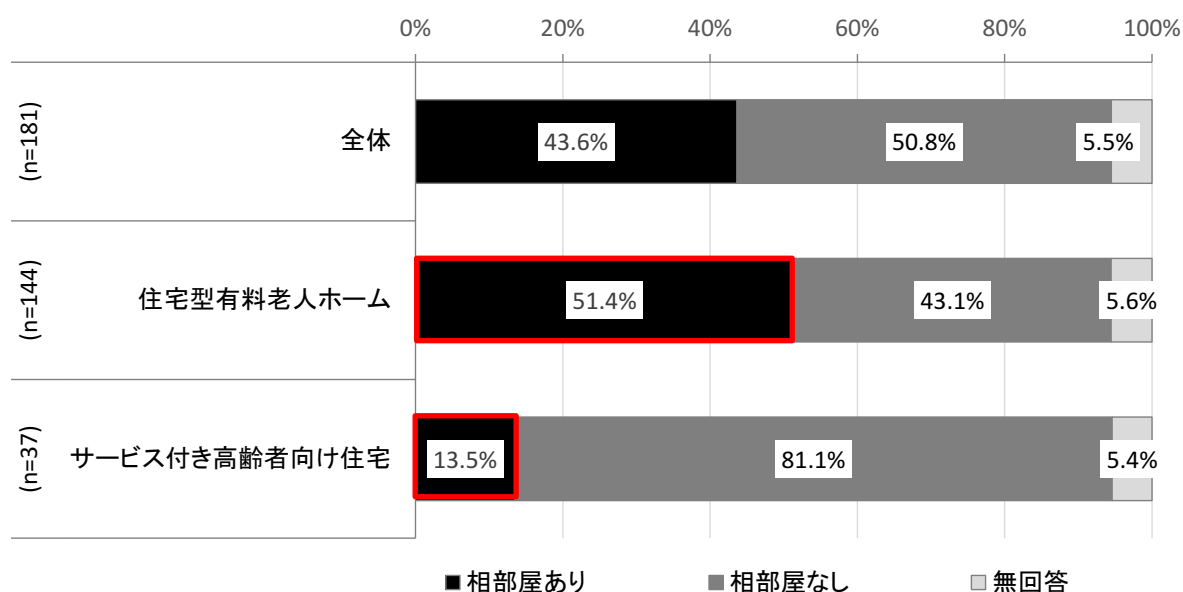
#### ④ 相部屋の有無

「相部屋あり」の割合は、住宅型有料老人ホームでは 51.4%、サービス付き高齢者向け住宅では 13.5%であった。

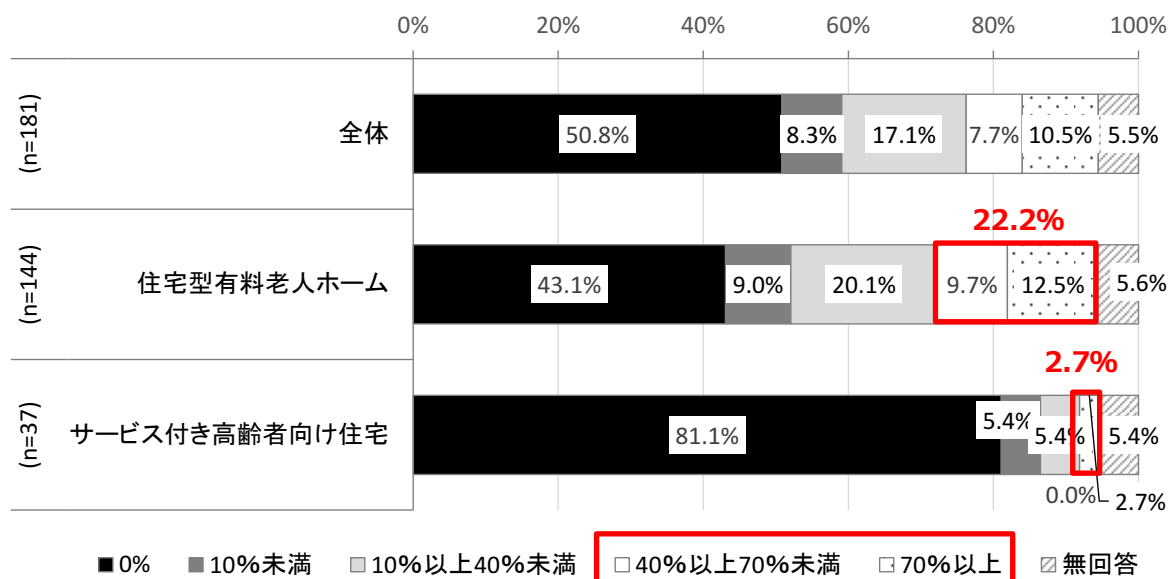
居室総数に占める相部屋数の割合が「70%以上」であるのは、住宅型有料老人ホームでは 12.5%、サービス付き高齢者向け住宅では 2.7%であった。

居室総数に占める相部屋数の割合と月額利用料金（中心価格帯）合計の関係をみたところ、居室総数に占める相部屋数の割合が高くなるほど、月額利用料金（中心価格帯）合計 8 万円未満の割合が高くなっていった。

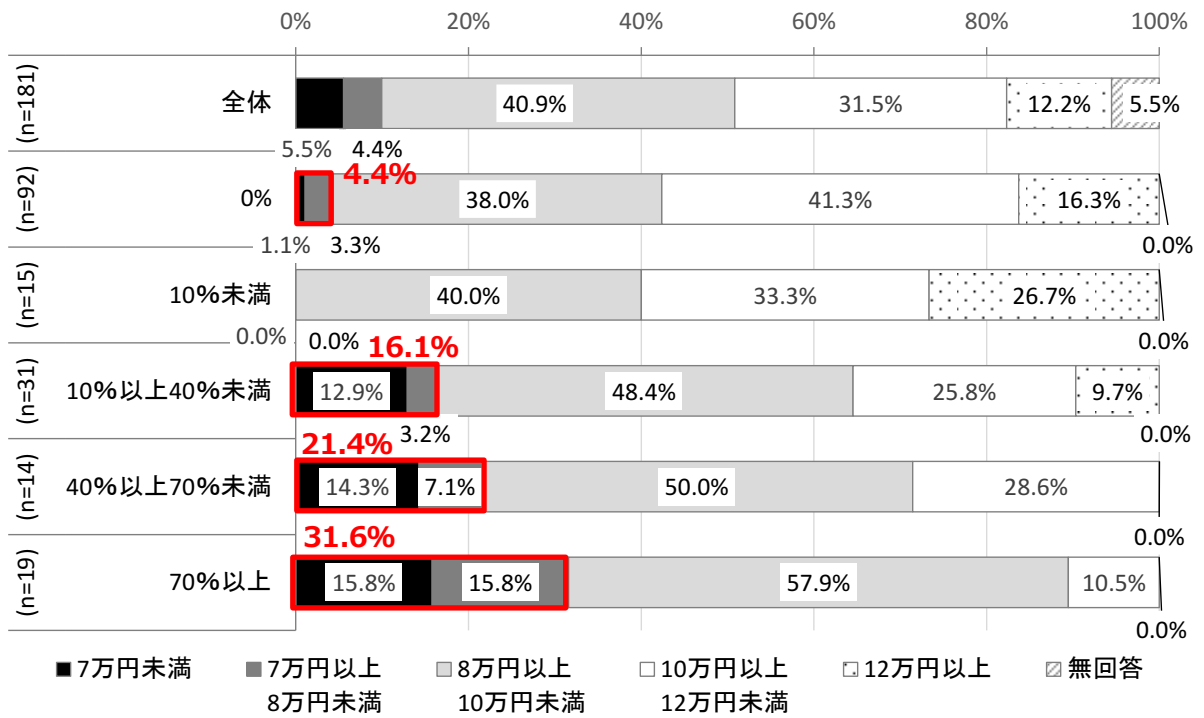
図表 1-9 相部屋の有無



図表 1-10 居室総数に占める相部屋数の割合



図表 1-11 居室総数に占める相部屋数の割合×月額利用料金（中心価格帯）合計





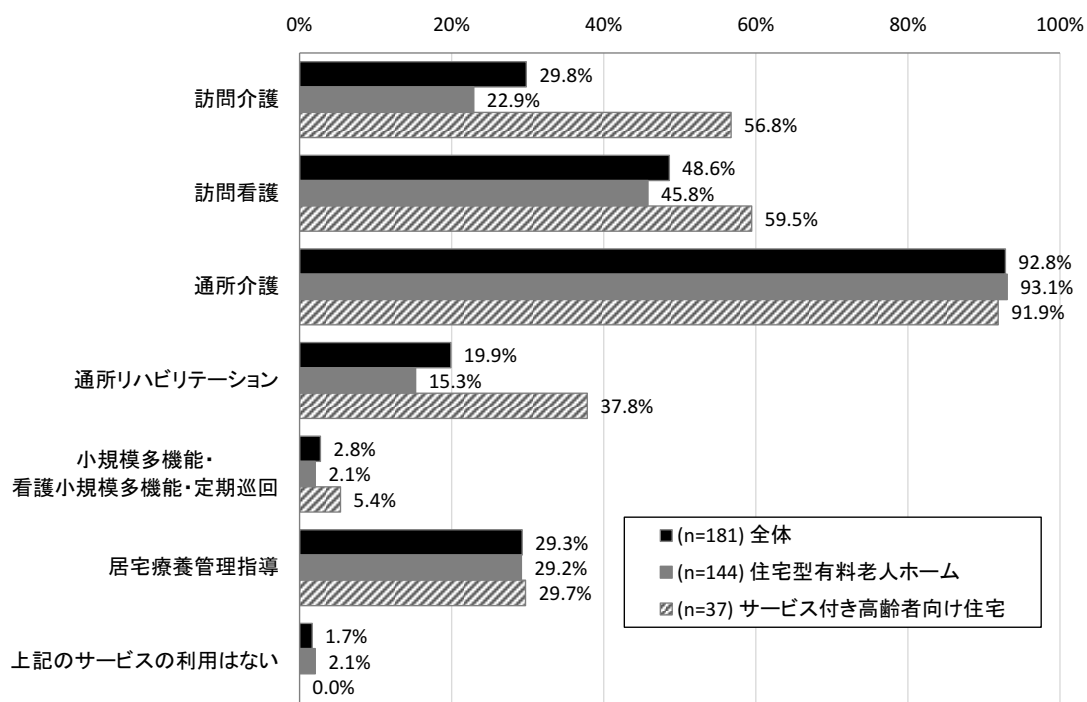
## ⑤ 入居者が利用しているサービス事業所

入居者が利用しているサービス事業所は、住宅型有料老人ホームでは、「通所介護」が93.1%と最も高く、次いで「訪問看護」が45.8%、「居宅療養管理指導」が29.2%であった。サービス付き高齢者向け住宅では、「通所介護」が91.9%と最も高く、次いで「訪問看護」が59.5%、「訪問介護」が56.8%であった。

入居者が利用しているサービス事業所の組み合わせを、両住まい全体で、「通所介護のみ」が30.9%と最も高く、次いで、「訪問看護+通所介護」が14.9%、「訪問看護+通所介護+居宅療養管理指導」が7.2%であった。

入居者のみにサービスを提供している事業所「あり」の住まいの割合をみると、「通所介護」は50.8%、「訪問看護」は17.7%、「訪問介護」は17.1%であった。

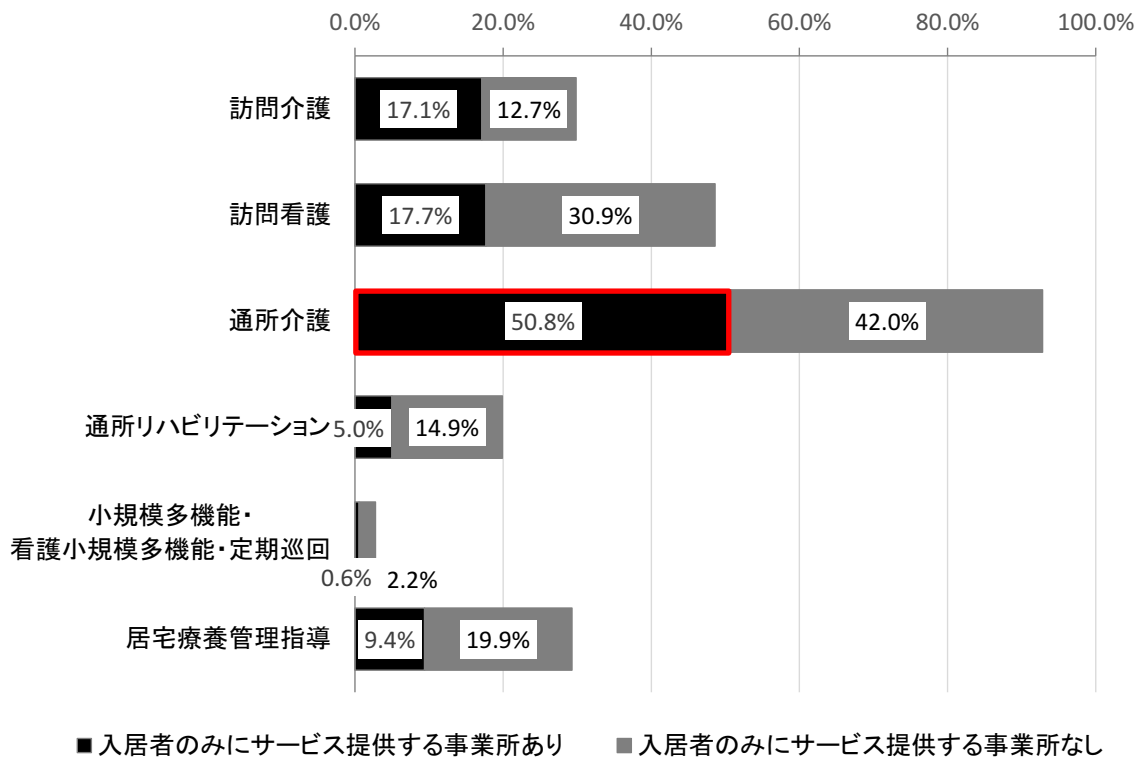
図表 1-12 入居者が利用しているサービス事業所



図表 1-13 入居者が利用しているサービス事業所の組み合わせ

サービス組合せ	件数	割合
通所介護のみ	56	30.9%
訪問看護 + 通所介護	27	14.9%
訪問看護 + 通所介護 + 居宅療養管理指導	13	7.2%
通所介護 + 居宅療養管理指導	11	6.1%
訪問介護 + 通所介護	10	5.5%
訪問介護 + 訪問看護 + 通所介護 + 居宅療養管理指導	10	5.5%
訪問介護 + 訪問看護 + 通所介護 + 通所リハビリテーション	8	4.4%
訪問介護 + 訪問看護 + 通所介護	6	3.3%
通所介護 + 通所リハビリテーション	5	2.8%
訪問介護 + 訪問看護 + 通所介護 + 通所リハビリテーション + 居宅療養管理指導	5	2.8%
訪問看護 + 通所介護 + 通所リハビリテーション	4	2.2%
訪問看護 + 通所介護 + 通所リハビリテーション + 居宅療養管理指導	4	2.2%
サービスの利用はない	3	1.7%
訪問介護 + 通所介護 + 通所リハビリテーション	3	1.7%
上記以外	16	8.8%

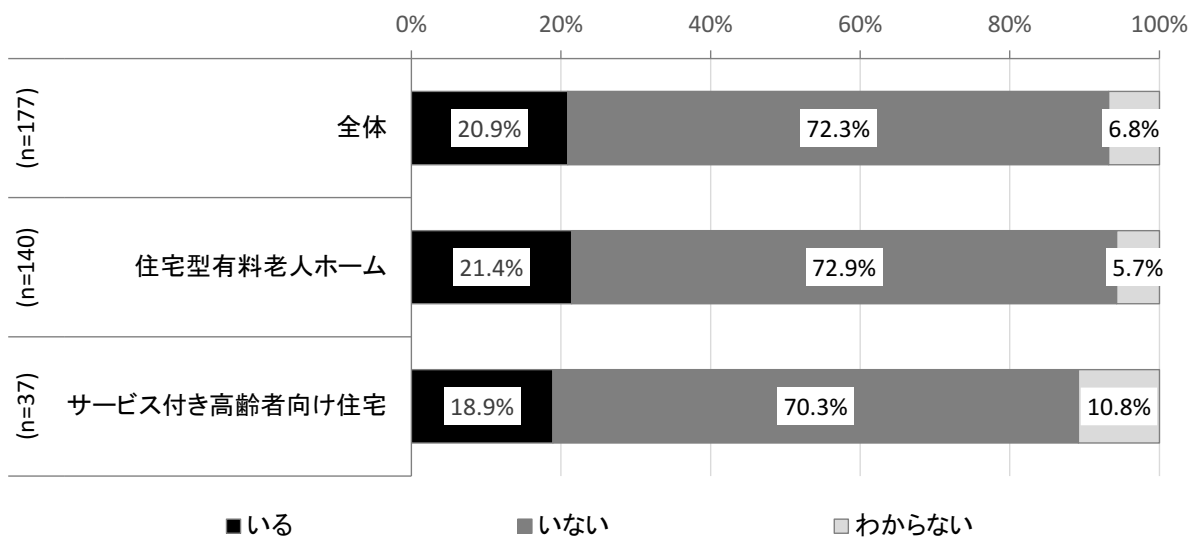
図表 1-14 入居者のみにサービスを提供している事業所の有無



⑥ 居宅介護サービス等の一部の利用分をやむを得ず未請求としている方の有無

入居者が利用しているサービス事業所で、「訪問介護」「通所介護」「通所リハビリテーション」を選択した住まいに、区分支給限度基準額の上限に達するなどの理由により、居宅介護サービス等の一部の利用分をやむを得ず未請求としている方の有無についてきいたところ、両住まいともに、「いる」が約2割であった。

図表 1-15 居宅介護サービス等の一部の利用分をやむを得ず未請求としている方の有無

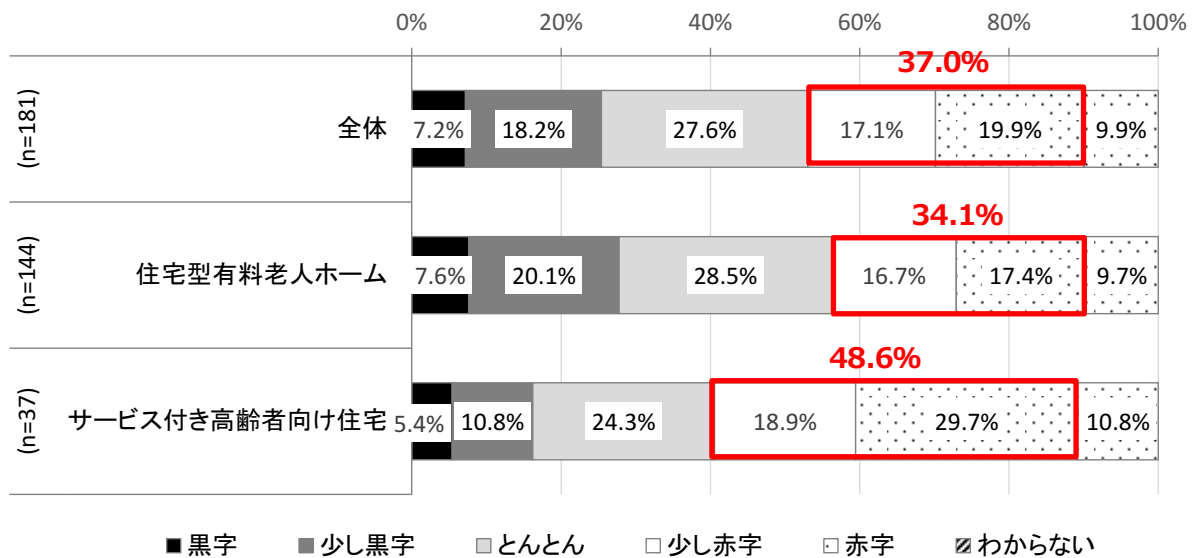


⑦ 法人・グループが提供する介護保険のサービス等を含めた収支状況

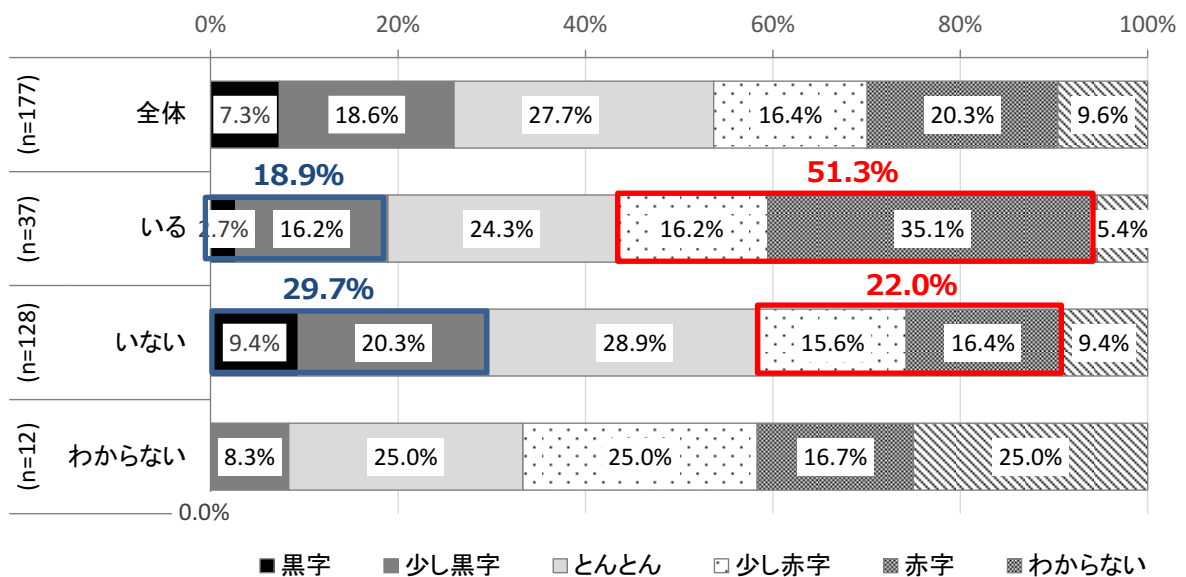
法人・グループが提供する介護保険のサービス等を含めた収支状況について、「少し赤字」と「赤字」の合計をみると、住宅型有料老人ホームでは 34.1%、サービス付き高齢者向け住宅では 48.6%であった。

また、居宅介護サービス等の一部の利用分をやむを得ず未請求としている方の有無別にみたところ、未請求者が「いる」住まいの方が、「いない」住まいよりも、赤字の割合が高くなっていった。

図表 1-16 法人・グループが提供する介護保険のサービス等を含めた収支状況



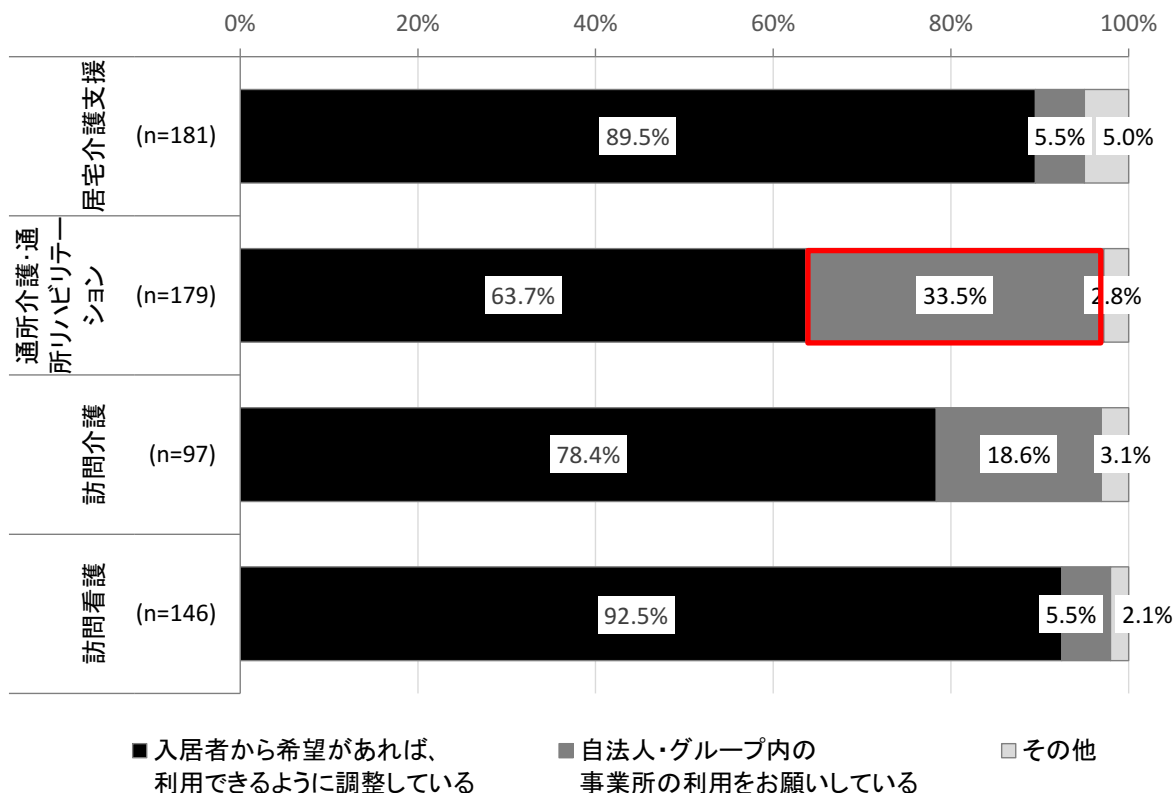
図表 1-17 居宅介護サービス等の一部の利用分をやむを得ず未請求としている方の有無×法人・グループが提供する介護保険のサービス等を含めた収支状況



⑧ 他法人・グループ等が運営するサービス等の利用にかかる方針

他法人・グループ等が運営するサービス等の利用にかかる方針で、「自法人・グループ内の事業所の利用をお願いしている」としている割合をみると、「居宅介護支援」では 5.5%、「通所介護・通所リハビリテーション」では 33.5%、「訪問介護」では 18.6%、訪問看護では 5.5%であった。

図表 1-18 他法人・グループ等が運営するサービス等の利用にかかる方針



※ 「通所介護・通所リハビリテーション」「訪問介護」「訪問看護」については、「サービスの利用はない」を除外して集計

### (3) 看取り対応・救急搬送の状況

#### ① 過去1年間における看取り実績

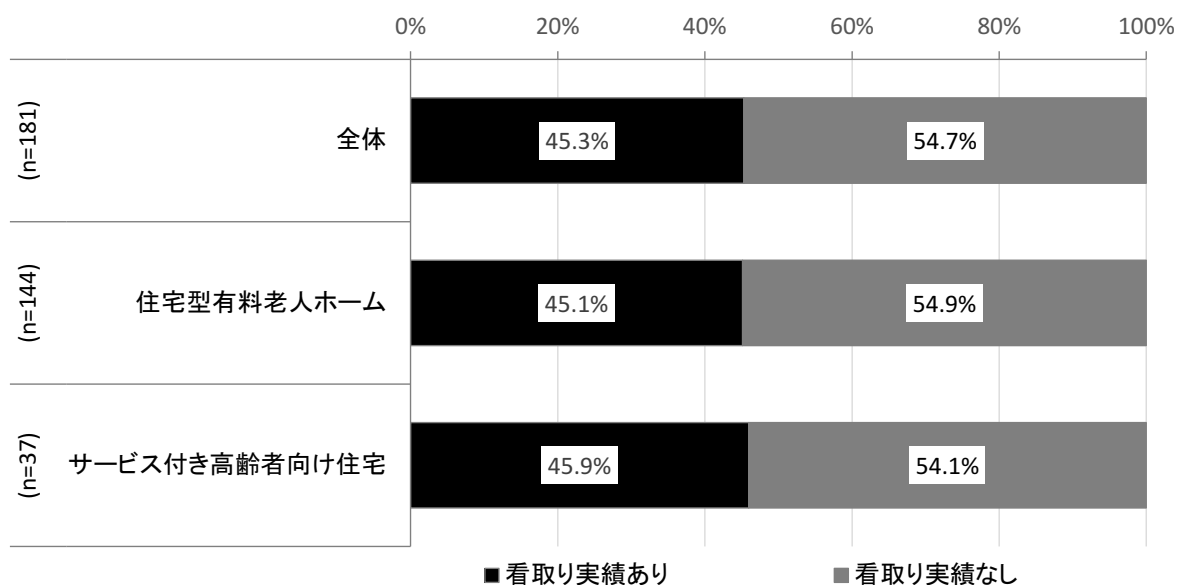
過去1年間（令和3年1月1日～令和3年12月31日）における看取り実績「あり」の割合は、両住まいともに、4割強であった。

入居者の看取り期における対応や手順にかかるマニュアル等の有無別に、過去1年間における看取り実績をみたところ、マニュアル等がある住まいでは65.2%、マニュアル等がない住まいでは33.0%であった。

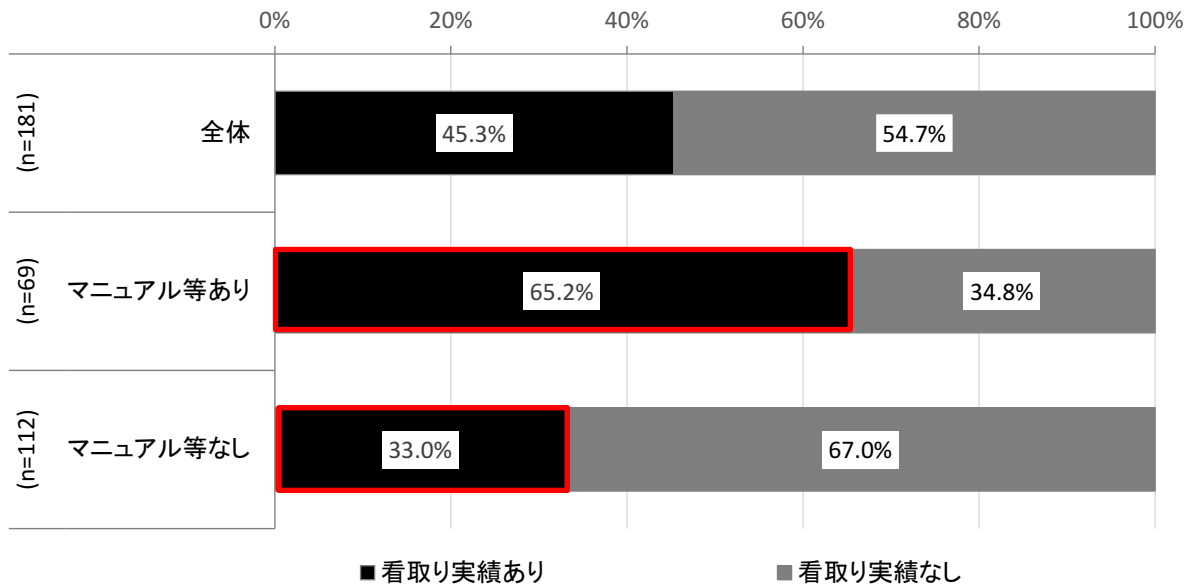
看護の体制別に過去1年間における「看取り実績あり」の割合をみたところ、「訪問看護の利用者がいる+常勤看護職員1人以上配置」の住まいでは60.0%、「訪問看護の利用者がいない+常勤看護職員の配置なし」の住まいでは30.6%であった。

訪問診療・訪問看護利用者の有無別に過去1年間における「看取り実績あり」の割合をみたところ、「訪問診療・訪問看護いずれの利用者もいる」住まいでは60.9%であった一方、「訪問診療・訪問看護いずれの利用者もない」住まいでは20.6%であった。

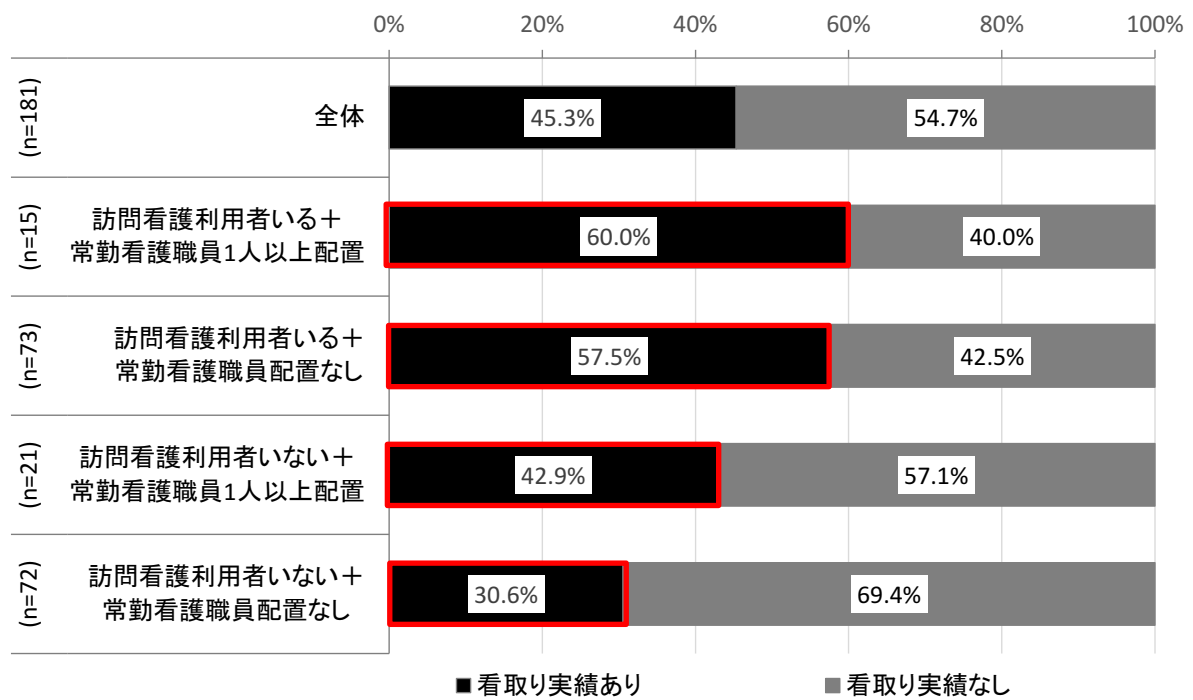
図表 1-19 過去1年間における看取り実績



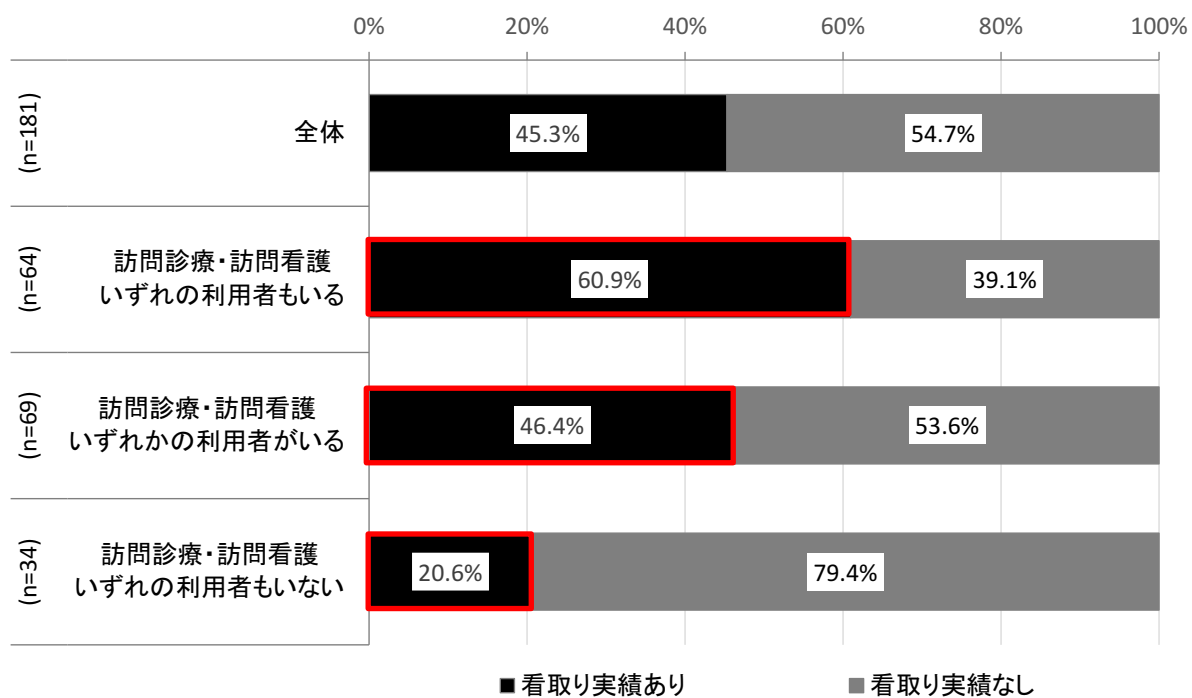
図表 1-20 入居者の看取り期における対応や手順にかかるマニュアル等の有無×  
過去1年間における看取り実績



図表 1-21 看護体制×過去1年間における看取り実績



図表 1-2 2 訪問診療・訪問看護利用者の有無×過去1年間における看取り実績





看取り人数の平均値（看取り実績「なし」の住まいも含めた平均値）をみると、住宅型有料老人ホームでは2.8人、サービス付き高齢者向け住宅では2.1人であった。

訪問診療・訪問看護利用者の有無別に看取り人数の平均値をみたところ、「訪問診療・訪問看護いずれの利用者もいる」住まいでは2.8人であった一方、「訪問診療・訪問看護いずれの利用者もない」住まいでは1.3人であった。

また、訪問診療・訪問看護利用者の有無別に入居者数に対する看取り人数（平均値）をみたところ、訪問診療・訪問看護いずれの利用者もいる住まいでは0.12であった一方、訪問診療・訪問看護いずれの利用者もない住まいでは0.08であった。

図表 1-23 過去1年間における看取り人数

	件数 (件)	平均値 (人)	標準偏差 (人)	中央値 (人)	最大 (人)	最小 (人)
全体	82	2.6	2.1	2	10	1
住宅型有料老人ホーム	65	2.8	2.2	2	10	1
サービス付き高齢者向け住宅	17	2.1	1.4	2	5	1

図表 1-24 訪問診療・訪問看護利用者の有無×過去1年間における看取り平均人数

	件数 (件)	平均値 (人)
<u>訪問診療・訪問看護いずれの利用者もいる</u>	64	2.8
<u>訪問診療・訪問看護いずれかの利用者がいる</u>	69	2.4
<u>訪問診療・訪問看護いずれの利用者もない</u>	34	1.3

図表 1-25 訪問診療・訪問看護利用者の有無×  
過去1年間における入居者数に対する看取り人数（平均値）

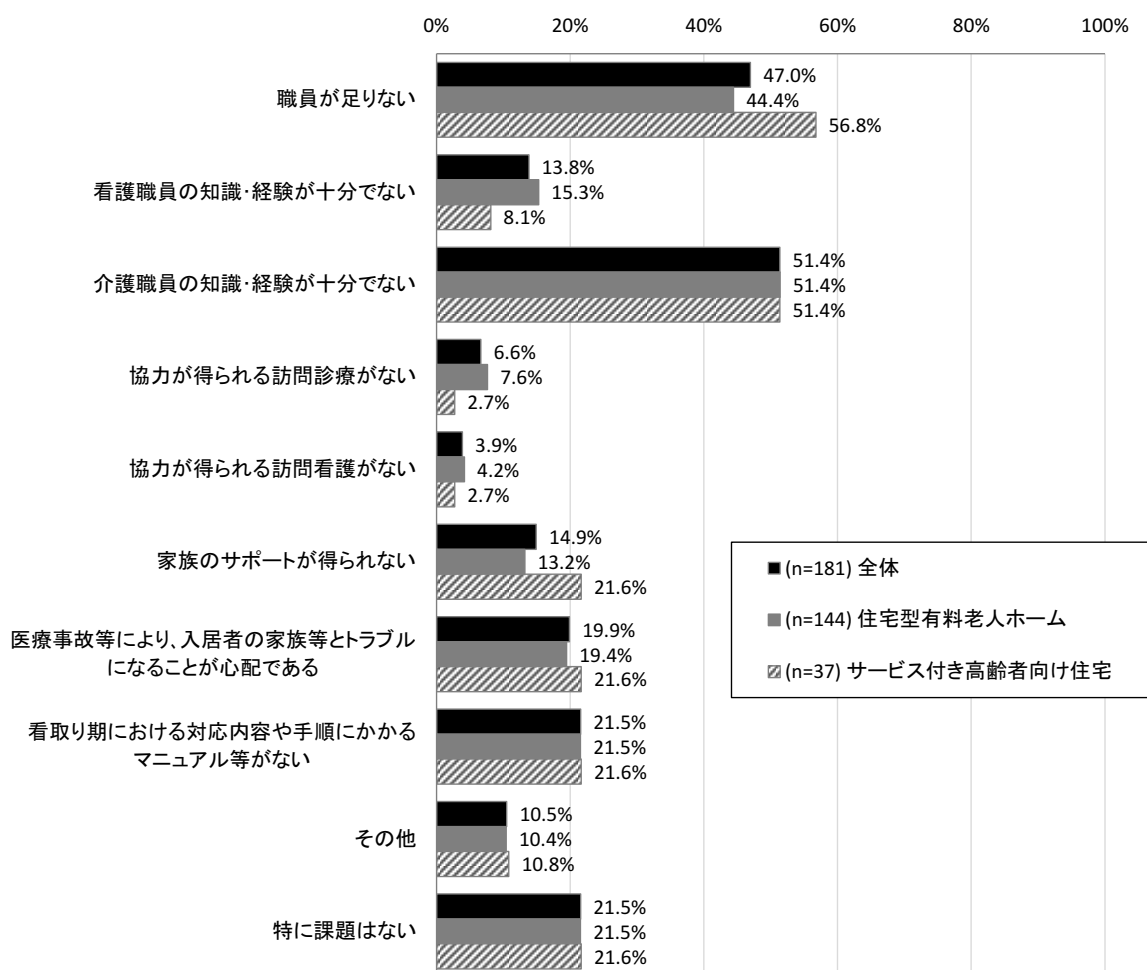
	件数 (件)	平均値
<u>訪問診療・訪問看護いずれの利用者もいる</u>	64	0.12
<u>訪問診療・訪問看護いずれかの利用者がいる</u>	69	0.13
<u>訪問診療・訪問看護いずれの利用者もない</u>	34	0.08

## ② 看取りを行う場合に課題に感じていること

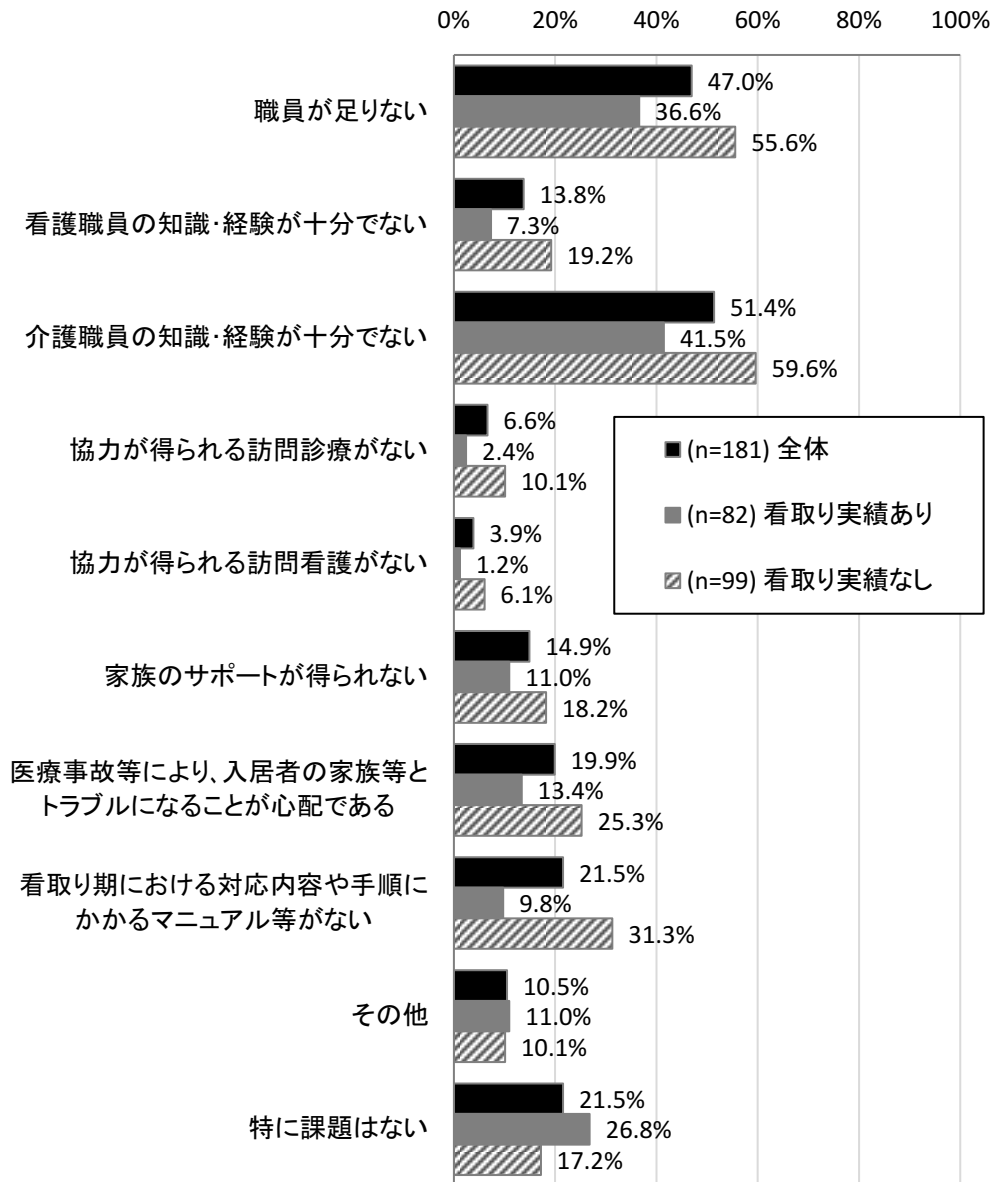
看取りを行う場合に課題に感じていることは、両住まいともに、「介護職員の知識・経験が十分でない」「職員が足りない」が5割前後と上位に挙がっていた。「特に課題はない」の割合は、両住まいともに、2割強であった。

また、過去1年間の看取り実績の有無別に看取りを行う場合に感じている課題をみたところ、すべての項目において、「看取り実績なし」の方が「看取り実績あり」よりも割合が高くなっていた。

図表 1-26 看取りを行う場合に課題に感じていること



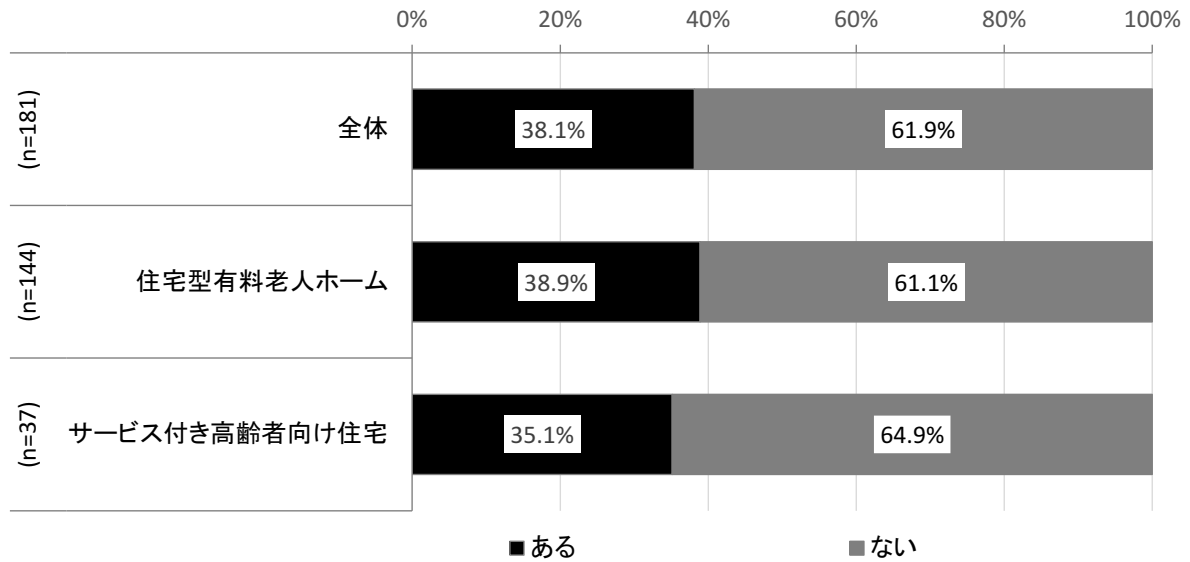
図表 1-27 看取り実績の有無×看取りを行う場合に課題に感じていること



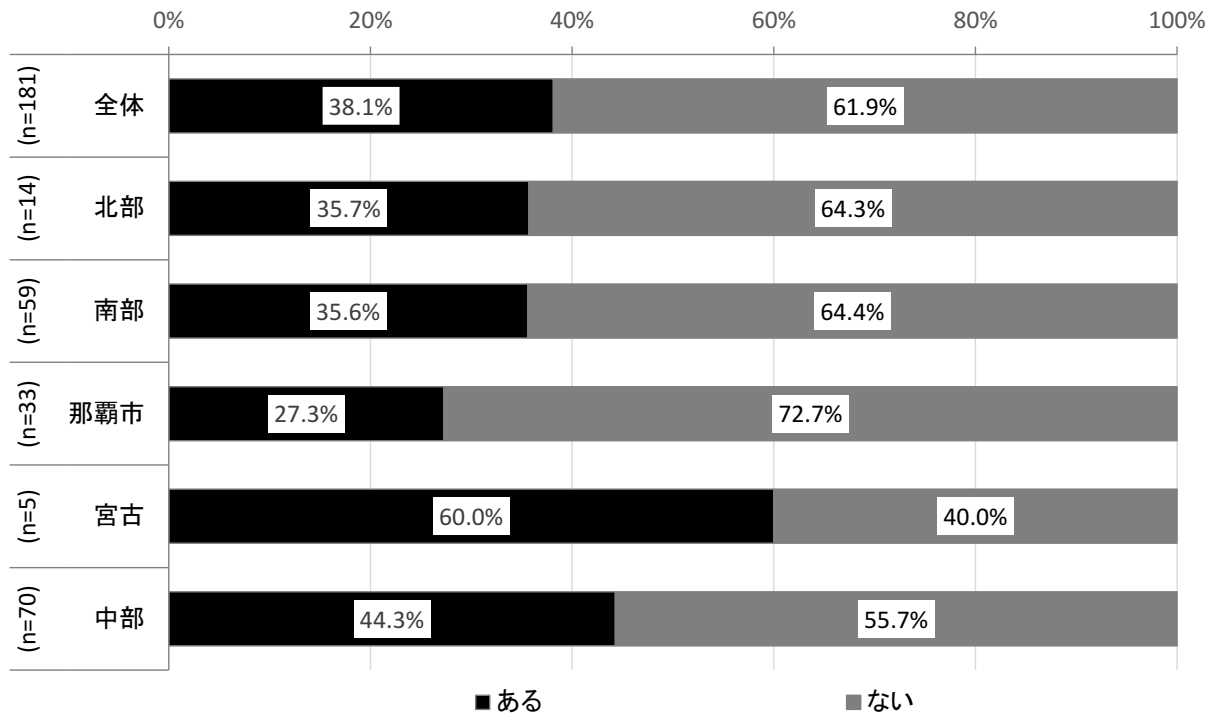
③ 入居者の看取り期における対応や手順にかかるマニュアル等の有無

入居者の看取り期における対応や手順にかかるマニュアル等の有無は、両住まいともに、「ある」が4割弱であった。

図表 1-28 入居者の看取り期における対応や手順にかかるマニュアル等の有無



図表 1-29 圏域×入居者の看取り期における対応や手順にかかるマニュアル等の有無



保健所	構成市町村
那覇市	那覇市
北部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
南部	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古	宮古島市、多良間村
八重山	石垣市、竹富町、与那国町
中部	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村

※本調査に回答した住まいのうち、八重山圏域に所在する住まいはなかったため、結果を掲載していない  
 ※上記の保健所単位の地域区分は、二次医療圏（北部、南部、宮古、八重山、中部）の5つの圏のうち、南部保健医療圏に含まれる那覇市を、1つの個別の圏域として集計

#### ④ 過去1年間に救急搬送された方の人数

過去1年間に救急搬送された方の人数の平均値（救急搬送0件の住まいも含めた平均値）をみると、住宅型有料老人ホームでは4.0人、サービス付き高齢者向け住宅では4.1人であった。

入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数は、住宅型有料老人ホームでは「10%以上20%未満」が23.6%と最も高く、次いで「20%以上30%未満」が20.8%、「30%以上」が17.4%であった。また、サービス付き高齢者向け住宅では「30%以上」が21.6%と最も高く、次いで「10%未満」「20%未上30%未満」が18.9%であった。

看護職員（常勤）の人数別に入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数をみたところ、看護職員（常勤）の人数が多いほど、救急搬送が「0」件の割合が低くなっていた。

看護体制別に入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数をみたところ、看護体制が厚いほど、救急搬送が「0」件の割合が低くなっていた。

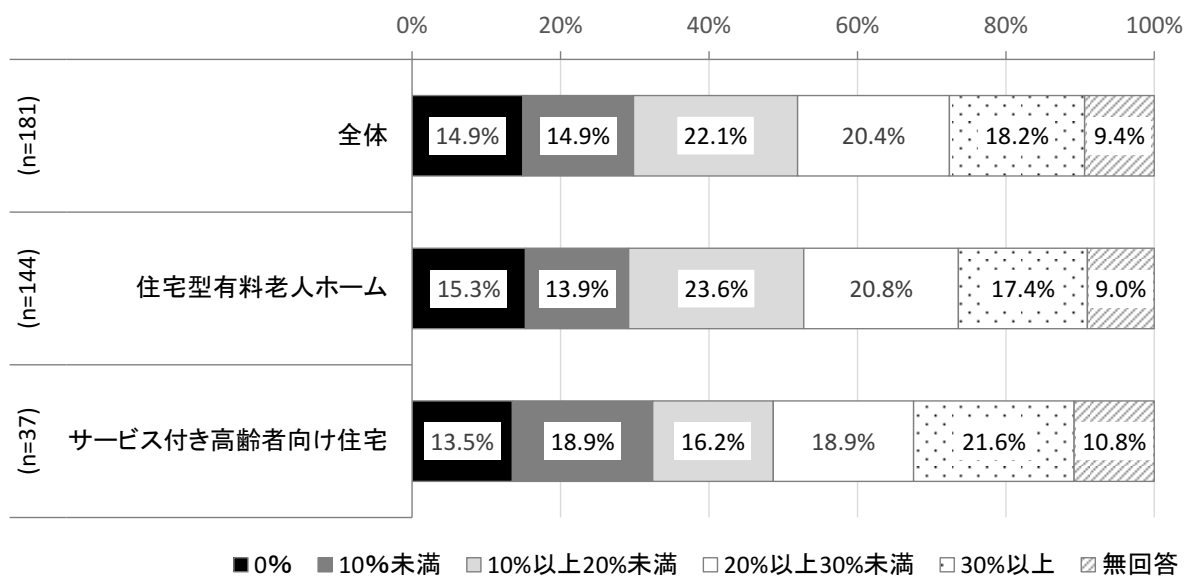
訪問診療・訪問看護利用者の有無別に入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数をみたところ、「訪問診療・訪問看護いずれの利用者もいる」住まいの方が、「訪問診療・訪問看護いずれの利用者もない」住まいよりも、救急搬送が「0」件の割合が低くなっていた。

救急時の対応や手順にかかるマニュアル等の有無別に入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数をみたところ、マニュアル等が「ある」住まいの方が、「ない」住まいよりも、救急搬送が「0」件の割合が高くなっていた。

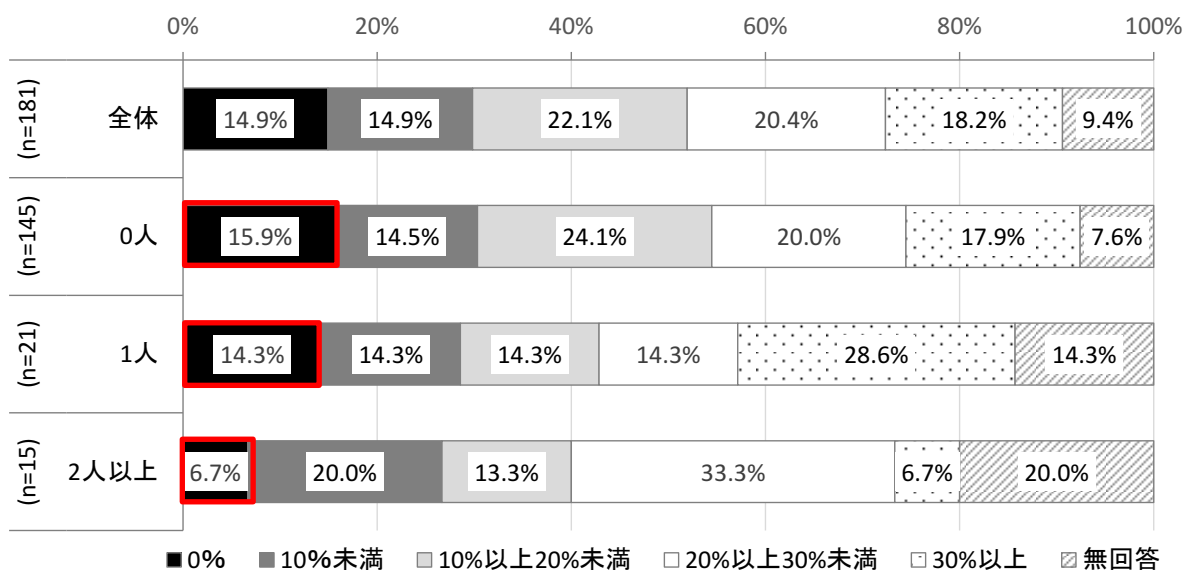
図表 1-30 過去1年間に救急搬送された方の人数

	件数 (件)	平均値 (人)	標準偏差 (人)	中央値 (人)	最大 (人)	最小 (人)
全体	180	4.1	4.4	3	30	0
住宅型有料老人ホーム	143	4.0	4.8	2	30	0
サービス付き高齢者向け住宅	37	4.1	2.9	4	10	0

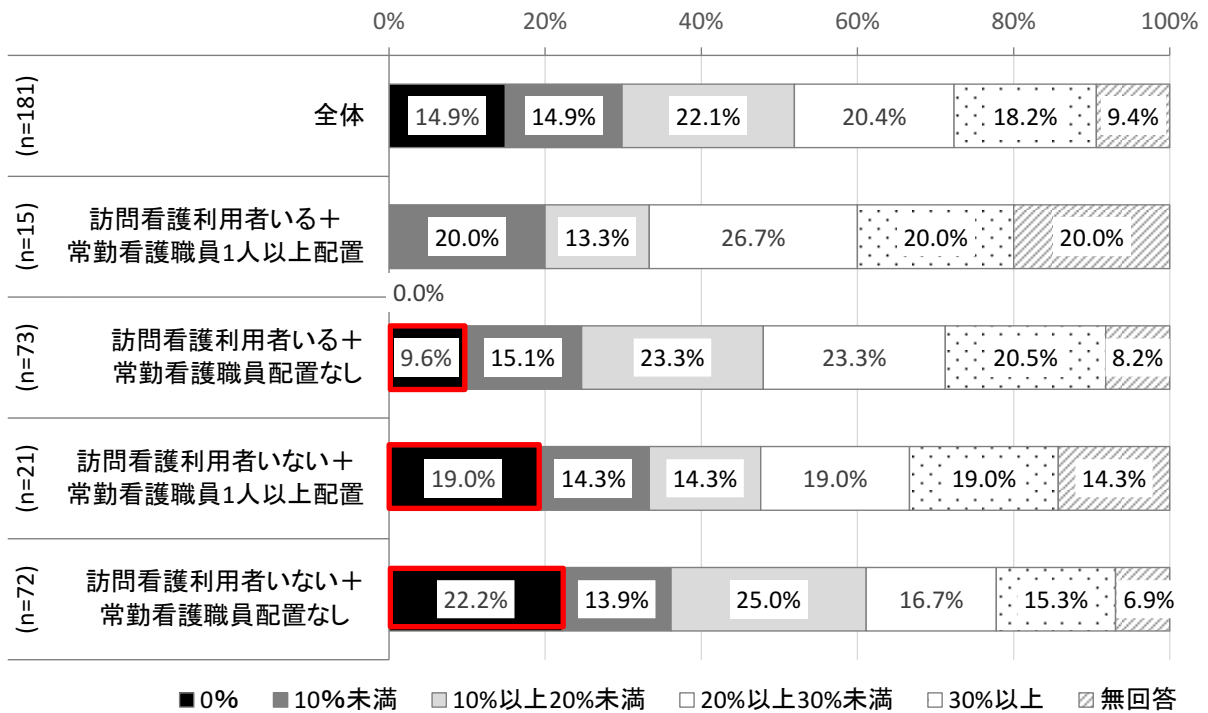
図表 1-31 入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数



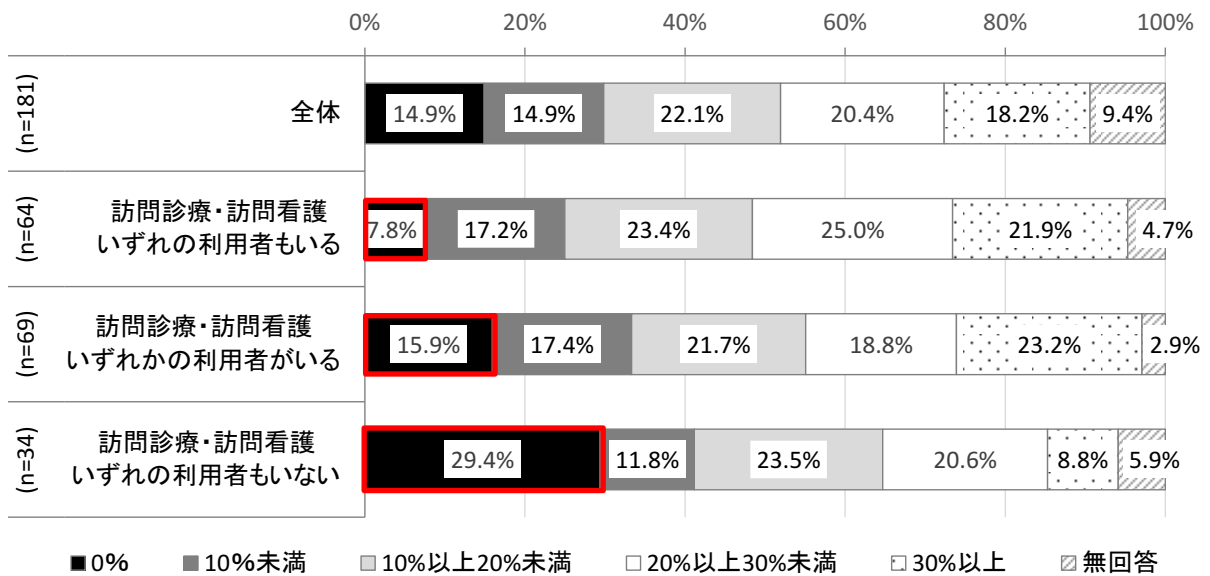
図表 1-32 看護職員（常勤）の人数×入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数



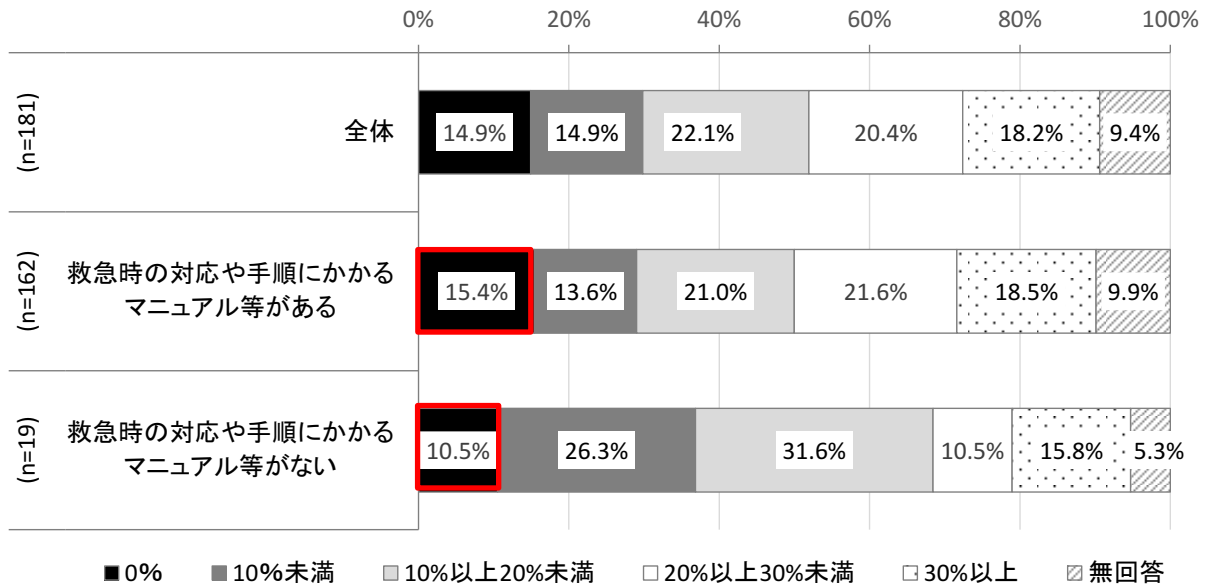
図表 1-33 看護体制×入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数



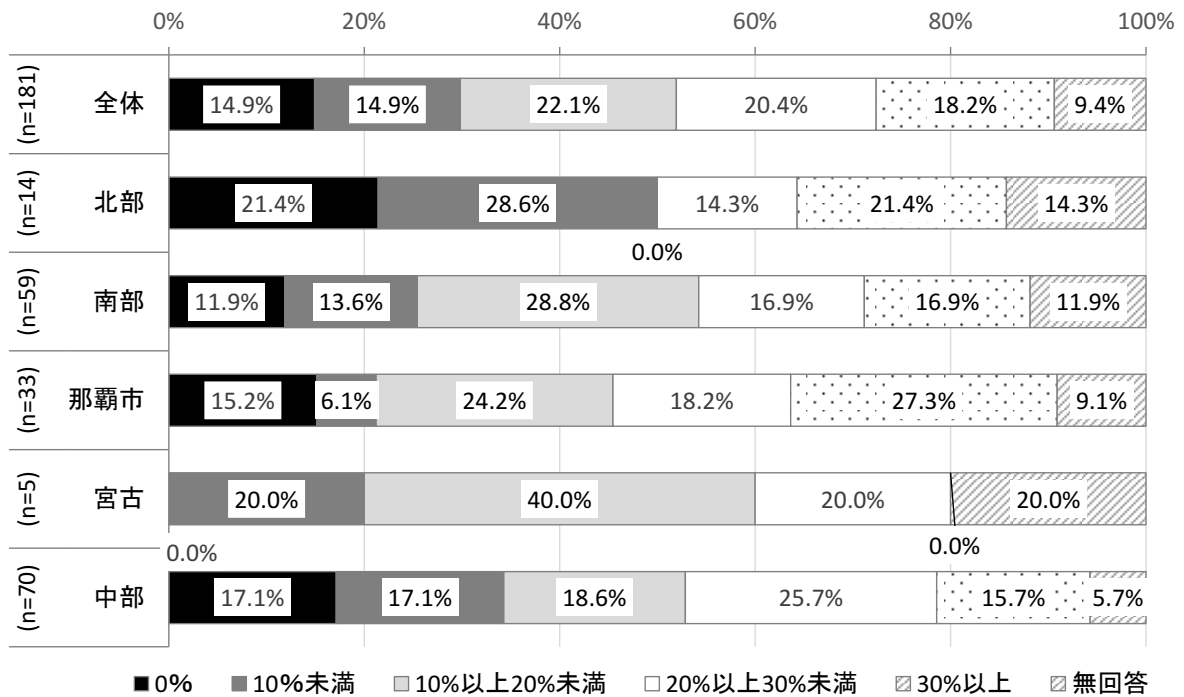
図表 1-34 訪問診療・訪問看護利用者の有無×入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数



図表 1-35 救急時の対応や手順にかかるマニュアル等の有無 ×  
入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数



図表 1-36 圏域 × 入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数



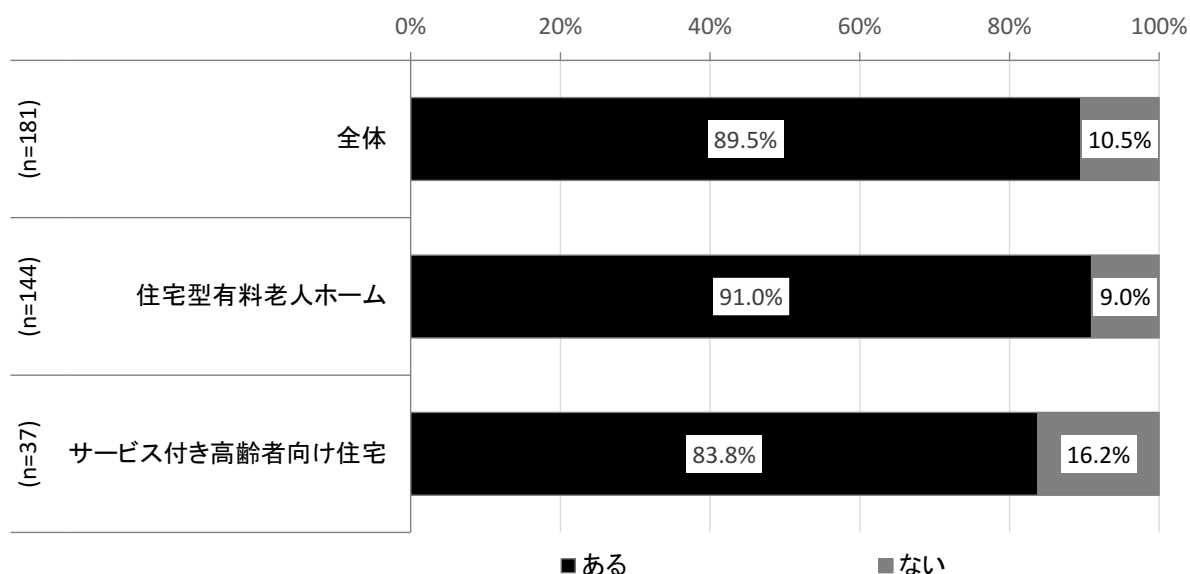


⑤ 救急時の対応や手順にかかるマニュアル等の有無

救急時の対応や手順にかかるマニュアル等が「ある」割合は、住宅型有料老人ホームでは 91.0%、サービス付き高齢者向け住宅では 83.8%であった。

また、圏域別にみたところ、救急時の対応や手順にかかるマニュアル等が「ある」割合は、「北部圏域」が 92.9%と最も高く、次いで「中部圏域」が 90.0%、「南部圏域」が 89.8%であった。

図表 1-37 救急時の対応や手順にかかるマニュアル等の有無



図表 2-38 マニュアル等の具体的な内容

【住宅型有料老人ホーム】

- ・ オンコール対応看護師に連絡で支持を仰ぎ、搬送する。同時期に家族への連絡を行う。
- ・ 職員の救急対応のの流れ、救急隊への連絡処置などの確認、利用者の基本情報など Dr に素早く提示出来るように、ファイル化しています。また勉強会も定期的に行い、職員間で共有しています。
- ・ バイタルや利用者に異常があれば、状態報告を管理者に連絡を行い、管理者が現場到着するまでに訪問診療を利用している人には主治医に連絡を行い、状態報告を行う。訪問診療を利用していない人は家族に連絡を行い、搬送するか確認を行う。
- ・ 緊急時フローチャートを作成し患者様家族への連絡・オンコール看護師への連絡を行うようにしている。
- ・ 1. 目的 2. 事故急変防止の注意点 3. 事故・急変時の注意点 4. 管理者の対応 5. 事故・急変時の連絡体制 6. 救急要請時の連絡シート
- ・ 利用者さんの状態確認 → オンコール看護へ連絡 → 救急搬送か判断 → 搬送の場合上長へ連絡、応援要請 → 救急車同乗
- ・ 異食、誤飲、転倒等々の防止及び緊急時対応方法を記載したマニュアルがある。

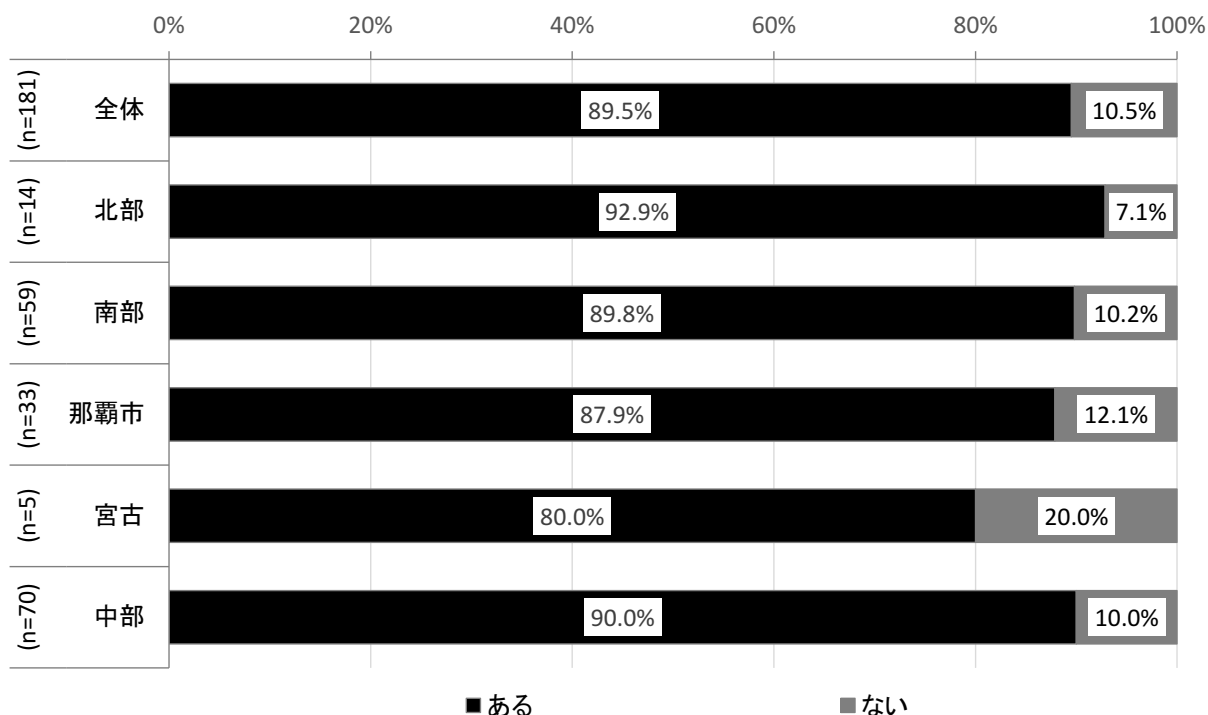
- ・ 異常の発見⇒状態確認⇒救急要請・バイタル測定⇒情報提供書作成⇒救急隊誘導⇒情報提供⇒家族・施設長へ連絡
- ・ 救急搬送に関する手順書（例えば、夜勤の職員が看護師・管理者に電話する。看護師がバイタルチェック。暫く様子を見て、看護師の指示に従って搬送・又は明日朝まで様子を見る。指示に従う。）
- ・ 緊急の場合は救急車を要請する。
- ・ 緊急時の原則（適切な対応方法） 普段からの準備、 緊急性の見極めについて、医療と介護の連携について、緊急事態が起きた時の対応、心肺蘇生法（図）救急車を呼ぶタイミングについて、救急車を呼ぶときに準備しておく情報について、緊急搬送先病院電話番号一覧、緊急時フローチャート（図）、救急車要請手順、救急搬送引き継ぎ書（記載例）その他、救急車が来るまでの症状の合わせた対応方法（文）
- ・ 異変に気づいたら、周りの職員へ伝える。その後状況確認を行う。ご家族への連絡を行う。必要に応じ救急車の手配を行う。他の利用者への影響がないよう、職員応援要請をする。等。
- ・ 急変者のバイタル測定、看護職へオンコールし指示を仰ぎ対応する。
- ・ 急変時→看護師もしくは施設長に連絡、バイタル、意識レベル等確認→救急車要請→本人家族、ケアマネ等に連絡、看護師対応にてもしくは施設長対応（夜間連絡不十分であれば本人が同伴する）で救急車対応
- ・ 1, 事故緊急事態として考えられる事柄 2, 対応 3, 報告と検証 4, 謝罪と補償と行政への報告 5, 主な連絡先
- ・ 1. 外来受診者 ①救急車要請②救急指示に従う③連絡（代表者へ）④救急シート（薬剤処方箋等）作成・本人保険証等準備⑤家族(身元引受人)へ連絡（状況説明・搬送先病院への来院依頼）  
2. 訪問診療利用者 ①主治医：緊急連絡先へ電話②状況説明③主治医指示により救急搬送要請があれば実施
- ・ 職員⇒オンコール看護師⇒（当番医）⇒家族⇒救急搬送
- ・ 入居者のレベルが一定以下基準の場合 ・入居者の状態・バイタル確認、救命処置手順、緊急連絡先一覧、連絡手順（救急要請）、医療機関紹介シート
- ・ （意識がなく呼びかけや揺さぶりに対しても反応がない・呼吸していない方がいたら）発見者が救急要請し他職員へ AED を持ってくる係と家族様・Nr,s・管理者に連絡する係に分かれるように指示する。救急車が到着したら、職員同行で病院へ向かう。家族様は間に合えば、救急車の後を追うか、間に合わない時は、そのまま病院へ向かってもらうように連絡する。
- ・ 急変時バイタル等のチェック時以上数値がでた場合、管理責任者に連絡し状況判断を行う。救急通報、家族に連絡をし、立ち合い、医師、家族への説明。
- ・ 心肺停止発見 or 急変発見→救急車へ電話→家族へ電話→施設長、施設課長へ電話等
- ・ 急変時、バイタルチェック時、異常がある場合管理責任者へ連絡を行い、状況判断をし、救急車、家族への連絡を行う。病院立ち会いのもと、医師、家族に状況説明を行う。
- ・ 急変時、声かけしても反応がない、呼吸をしていない時は救急車を呼ぶ。家族・管理者に連絡して直ぐに来てもらう。遅れるようであれば病院に直接行ってもらう。同乗できない時は取り決めの状態を記入し救急隊に渡す。

- ・ ナースへの連絡⇒状況に応じ関係医療機関（主治医）への連絡等を行う。従業員の確保について管理者及びナース（オンコール制）又は家族等へ連絡し救急搬送時（施設待機者、救急搬送時の車内対応者）の対応を図る。
- ・ 緊急事態マニュアルでは対応方法として、意識レベル低下時、転倒等が発生した時、発熱した時、エスケープした時の手順をまとめている。
- ・ 利用者の状態を確認する。利用者の安全を確保する。救急処置を行い、同時に他の従業員に応援要請する。医師や協力医療機関等に状態等を連絡して指示を受ける。状態等に応じて救急車を要請する。ご家族、緊急連絡先等に速やかに状況等を報告する。必要に応じて警察署、保健所、市等の関係機関先に連絡して指示を受ける。経過観察を行う場合には、状況、病状等の急変に備えて緊急連絡体制等の確認を行う。事故、病状急変時の状態等を正確に記録する。記録した文書を従業員に周知し、事故情報等を共有する。事故報告を速やかに行う。送迎時の事故の場合には、送迎者が単独で判断せずに管理者に連絡して指示を受ける。
- ・ 1、マニュアルの主目的。2、事故病状を防止するための注意。3、事故病状急変時及び急病等発生時の注意点。4、管理者の日常の注意点と事故・病状急変及び急病等発生時の対応。5、事故病状急変時及び急病発生時の連絡体制。6、災害発生時の対応。7、緊急時の主な関係機関、救急病院の連絡先等の項目を明記して作成しています。
- ・ 1：血中酸素濃度、血圧をはかる 2：主治医へ連絡する 3：救急へ連絡する
- ・ 意識の確認→バイタル、SPO2 確認→訪問看護、主治医へ確認→救急搬送依頼→救急隊員へ説明→救急搬送→家族へ連絡
- ・ 症状発生時また発見時の時間確認→意識・呼吸・出血（出血箇所）顔色・バイタル等の確認。意識・呼吸なし、大量出血時の対応→他職員へ協力要請を速やかに行う。心肺停止時、一人の職員が心肺蘇生（開始時間、救急隊へ引き継ぐまで実施）協力要請を受けた職員は、個人情報、内服薬説明書を準備し 119 番通報。時間、状態等を正確に伝える。救急車へ同乗する職員は、個人情報（内服薬）等を持つ。意識・呼吸あり・出血なし・顔色良好時等の対応→バイタルチェックし管理者、理事長へ報告。経過観察と判断した場合、家族、ケアマネへ状況報告。10 分毎にバイタルチェック（記録）。管理者、理事長へ連絡。
- ・ 各利用者によってあらかじめ指定された救急外来がある病院名、既往歴などの医療に関するデータ、延命治療の可否を記入した書類。
- ・ 意識・呼吸あり・出血なし・顔色良好時等の対応→バイタルチェックし管理者、理事長へ報告。経過観察と判断した場合、家族、ケアマネへ状況報告。10 分毎にバイタルチェック（記録）。管理者、理事長へ連絡。
- ・ 救急時の本人、家族の意向・ご本人の情報提供書・服薬表・家族、関係機関への連絡チェック表、過去一ヶ月ほどのバイタル票を記載したマニュアル。
- ・ 併設された訪問看護ステーションと連携して、緊急時には救急搬送に対応していく。
- ・ バイタルチェック・意識状態の確認・無理に動かさない・入れ歯を外す・衣服を緩める
- ・ 誤嚥・嘔吐・熱傷・転倒・発熱・胸痛を確認し、救急搬送や緊急受診、経過観察を判断し、家族及び各関係機関への連絡

【サービス付き高齢者向け住宅】

- ・ キーパーソン連絡体制（電話連絡表）
- ・ 発生⇒バイタル測定⇒看護師へ報告⇒119番通報・家族へ連絡⇒搬送
- ・ 緊急時の原則として救急車の要請。NSへの状況報告確認・119番通報・急変者の状況及び状態の報告「名前・性別・年齢・容態 等」救急車の到着までにマニュアルに沿った準備・直近の状況記録。家族への連絡～搬送先など。事故・アクシデント発生の時間なども記録に残すなど
- ・ 事故・急変⇒意識確認・呼吸確認⇒救急車要請⇒状況報告⇒家族へ連絡⇒搬送準備・救急車誘導・ルート確認⇒搬送同行
- ・ 救急要請時の対応方法 入居者情報のリスト化 救急車到着から搬送までの職員の動き 他利用者への対応方法
- ・ 入居者の意識の確認法⇒救急対応のチャート（救急車の連絡、家族への連絡、救急隊誘導までの流れ、準備するもの（フェイスシート、携帯、現金）、管理者報告）など
- ・ 緊急受診カード作成（緊急受診先・既往歴・薬剤情報・家族連絡先）
- ・ ①スタッフが1人の場合は仮眠中のスタッフを呼び出す ②往診入居者は主治医へ連絡して指示を得る。③往診者以外は家族へ連絡し状況報告。④救急搬送の指示（個人ファイルの準備）⑤救急車要請（119）⑥救急搬送（1人は同行、救急隊員へ現状報告）⑦家族へ連絡・報告（搬送先へ向かってもらう）⑧搬送先へ到着（担当医へ報告・家族到着後→引き継ぐ）⑨タクシーにて帰任

図表 1-39 圏域×救急時の対応や手順にかかるマニュアル等の有無



#### (4) 職員体制

##### ① 職員数

管理者数の平均は、住宅型有料老人ホームで1.0人、サービス付き高齢者向け住宅で1.0人であった。

介護職員（常勤）数の平均は、住宅型有料老人ホームで4.4人、サービス付き高齢者向け住宅で4.5人であった。

介護職員（非常勤）数の平均は、住宅型有料老人ホームで4.7人、サービス付き高齢者向け住宅で4.6人であった。

看護職員（常勤）数の平均は、住宅型有料老人ホームで0.4人、サービス付き高齢者向け住宅で0.3人であった。

看護職員（非常勤）数の平均は、住宅型有料老人ホームで0.8人、サービス付き高齢者向け住宅で0.7人であった。

看護職員（常勤）の配置人数は、両住まいともに、「0人」が約8割であった。

看護職員（非常勤）の配置人数は、両住まいともに、「0人」が約7割であった。

看護職員（常勤・非常勤の合計）の配置人数は、両住まいともに、「0人」が約6割であった。

図表 1-40 職員数

<管理者>

	件数 (件)	平均値 (人)	標準偏差 (人)	中央値 (人)	最大 (人)	最小 (人)
全体	180	1.0	0.23	1	3	1
住宅型有料老人ホーム	143	1.0	0.19	1	3	1
サービス付き高齢者向け住宅	37	1.1	0.36	1	3	1

<介護職員（常勤）>

	件数 (件)	平均値 (人)	標準偏差 (人)	中央値 (人)	最大 (人)	最小 (人)
全体	181	4.4	4.00	4	22	0
住宅型有料老人ホーム	144	4.4	4.02	3	22	0
サービス付き高齢者向け住宅	37	4.5	3.93	4	15	0

<介護職員（非常勤）>

	件数 (件)	平均値 (人)	標準偏差 (人)	中央値 (人)	最大 (人)	最小 (人)
全体	181	4.7	4.21	4	24	0
住宅型有料老人ホーム	144	4.7	4.05	4	24	0
サービス付き高齢者向け住宅	37	4.6	4.76	3	19	0

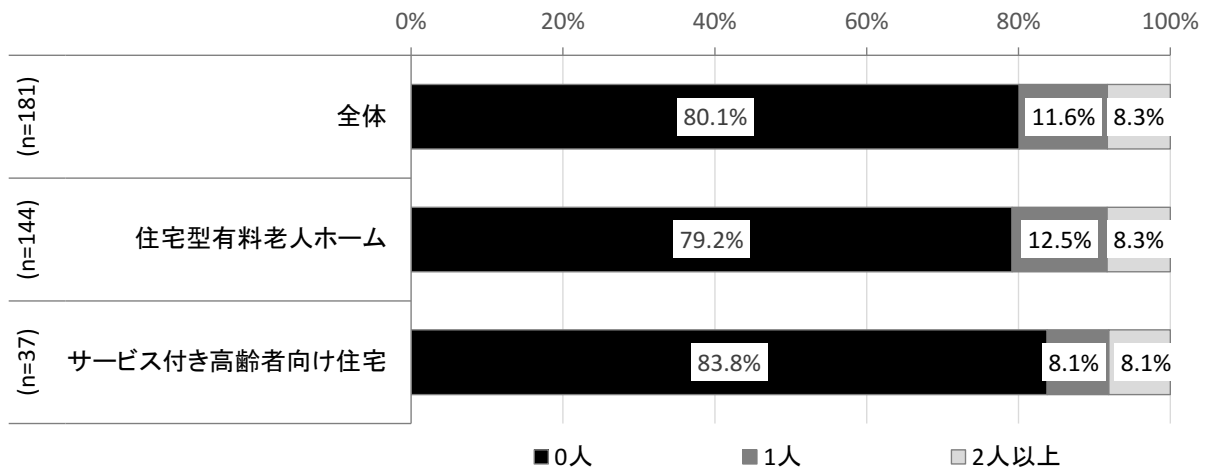
<看護職員（常勤）>

	件数 (件)	平均値 (人)	標準偏差 (人)	中央値 (人)	最大 (人)	最小 (人)
全体	181	0.3	0.86	0	7	0
住宅型有料老人ホーム	144	0.4	0.89	0	7	0
サービス付き高齢者向け住宅	37	0.3	0.68	0	3	0

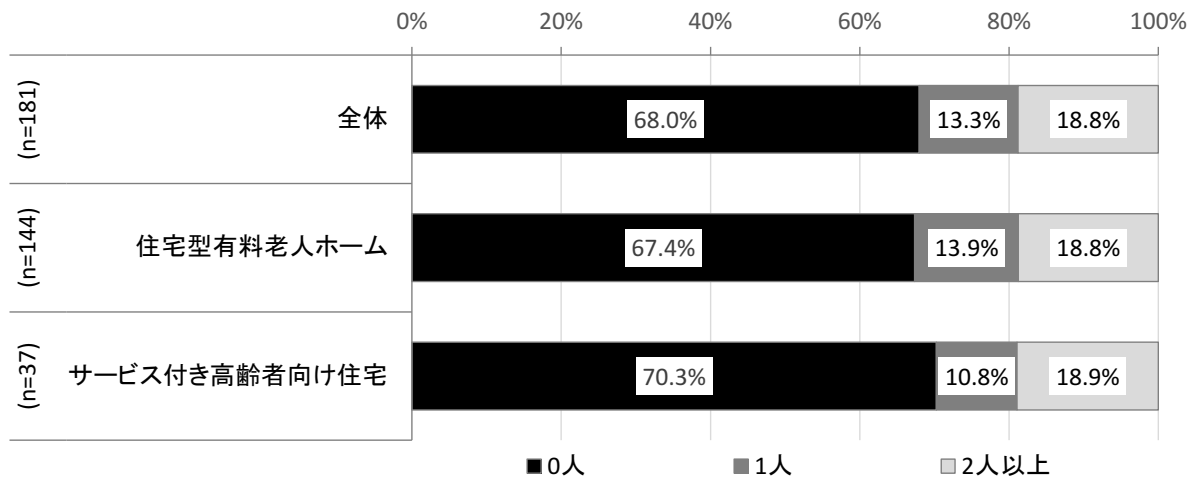
<看護職員（非常勤）>

	件数 (件)	平均値 (人)	標準偏差 (人)	中央値 (人)	最大 (人)	最小 (人)
全体	181	0.8	1.48	0	10	0
住宅型有料老人ホーム	144	0.8	1.50	0	10	0
サービス付き高齢者向け住宅	37	0.7	1.39	0	6	0

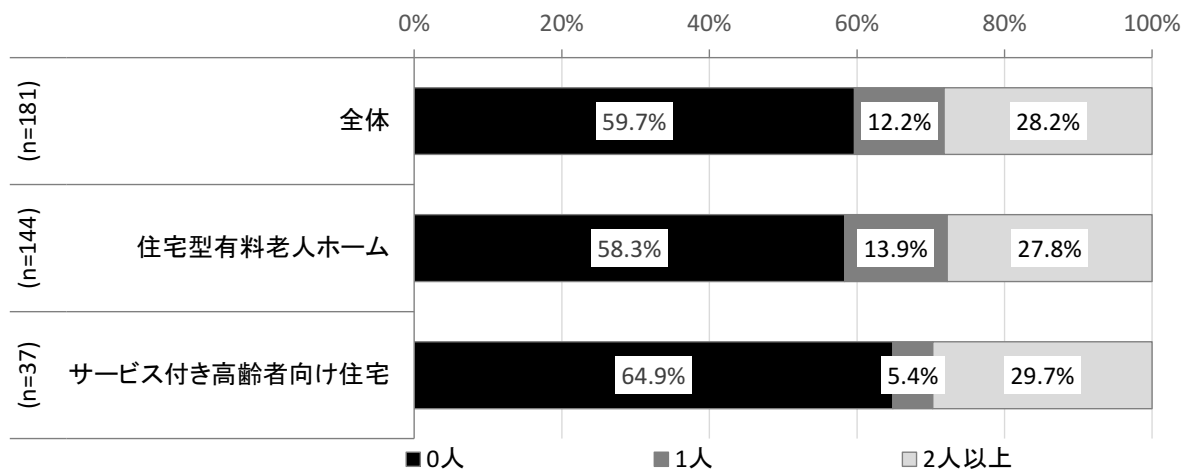
図表 1-4 1 看護職員（常勤）の配置人数



図表 1-4 2 看護職員（非常勤）の配置人数



図表 1-4 3 看護職員（常勤・非常勤の合計）の配置人数

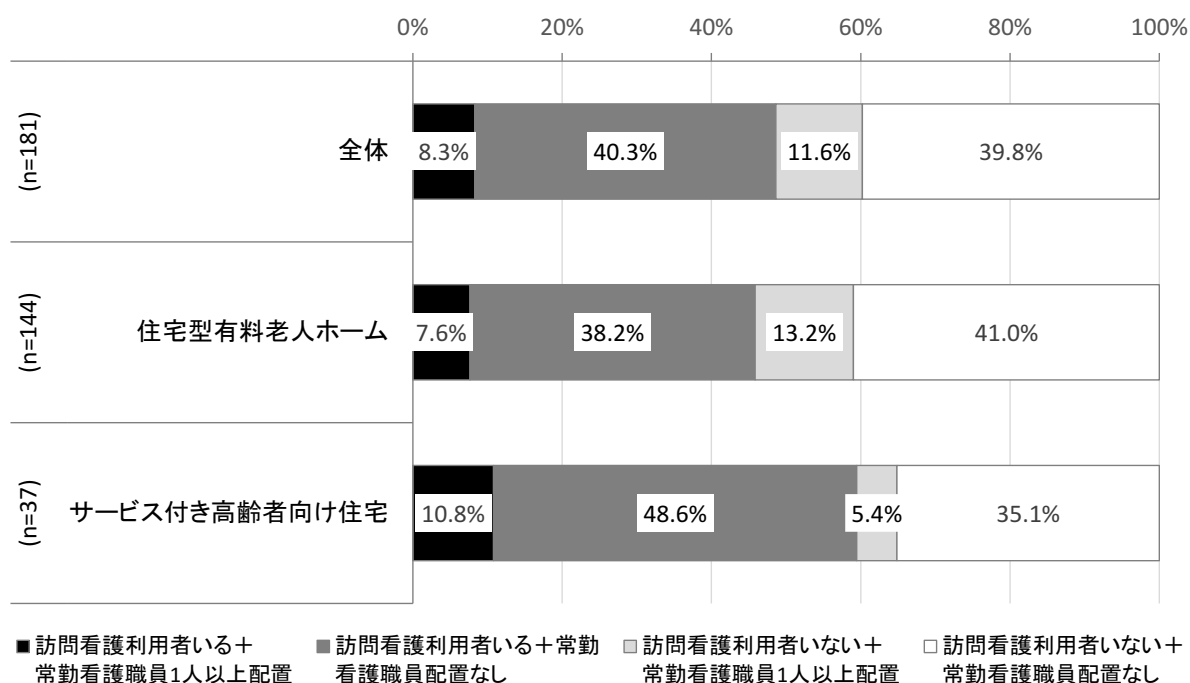


## ② 看護体制（訪問看護利用者の有無と常勤看護職員の配置状況）

看護体制（訪問看護利用者の有無と看護体制常勤看護職員の配置状況）は、住宅型有料老人ホームでは、「訪問看護利用者いない＋常勤看護職員配置なし」が41.0%と最も高く、次いで「訪問看護利用者いる＋常勤看護職員配置なし」が38.2%、「訪問看護利用者いない＋常勤看護職員1人以上配置」が13.2%であった。

また、サービス付き高齢者向け住宅では、「訪問看護利用者いる＋常勤看護職員配置なし」が48.6%と最も高く、次いで「訪問看護利用者いない＋常勤看護職員配置なし」が35.1%、「訪問看護利用者いる＋常勤看護職員1人以上配置」が10.8%であった

図表 1-4 4 看護体制（訪問看護利用者の有無と看護体制常勤看護職員の配置状況）



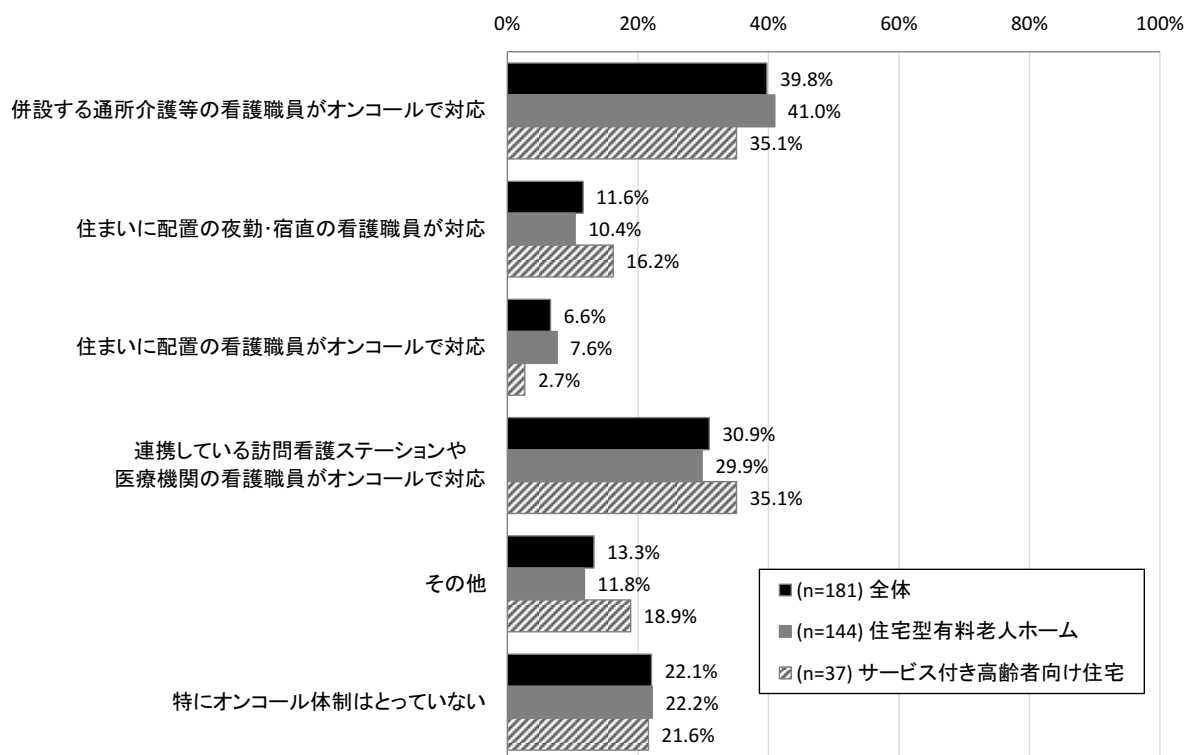
## ③ 夜間の看護体制

夜間の看護体制は、両住まいともに、「併設する通所介護等の看護職員がオンコールで対応」が約4割で最も高く、次いで「連携している訪問看護ステーションや医療機関の看護職員がオンコールで対応」が約3割であった。また、両住まいともに、「特にオンコール体制はとっていない」は2割強であった。

夜間の看護体制の組み合わせをみたところ、「併設する通所介護等の看護職員がオンコールで対応」が24.9%と最も高く、次いで「特にオンコール体制はとっていない」が22.1%、「連携している訪問看護ステーションや医療機関の看護職員がオンコールで対応」が13.8%であった。



図表 1-4 5 夜間の看護体制



図表 1-4 6 夜間の看護体制の組み合わせ

サービス組合せ	件数	割合
併設する通所介護等の看護職員がオンコールで対応	45	24.9%
特にオンコール体制はとっていない	40	22.1%
連携している訪問看護ステーションや医療機関の看護職員がオンコールで対応	25	13.8%
その他	21	11.6%
併設する通所介護等の看護職員がオンコールで対応 & 連携している訪問看護ステーションや医療機関の看護職員がオンコールで対応	16	8.8%
住まいに配置の夜勤・宿直の看護職員が対応 & 連携している訪問看護ステーションや医療機関の看護職員が オンコールで対応	8	4.4%
上記以外	26	14.4%

(5) 入居者の状況

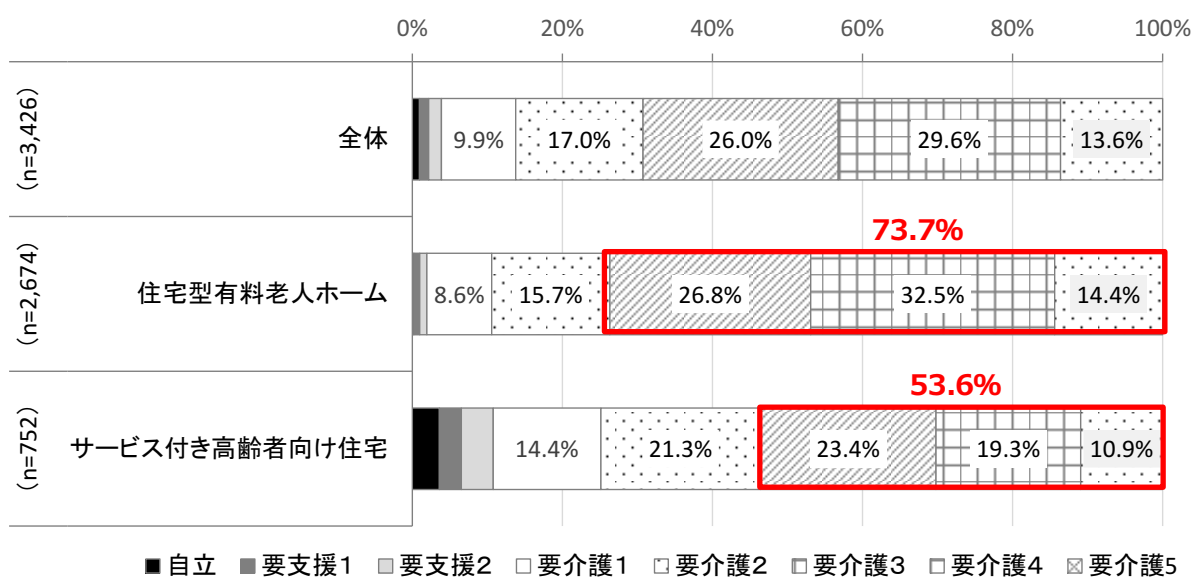
① 要介護度分布

入居者の要介護度分布は、要介護3以上の割合が、住宅型有料老人ホームでは73.7%、サービス付き高齢者向け住宅では53.6%であった。

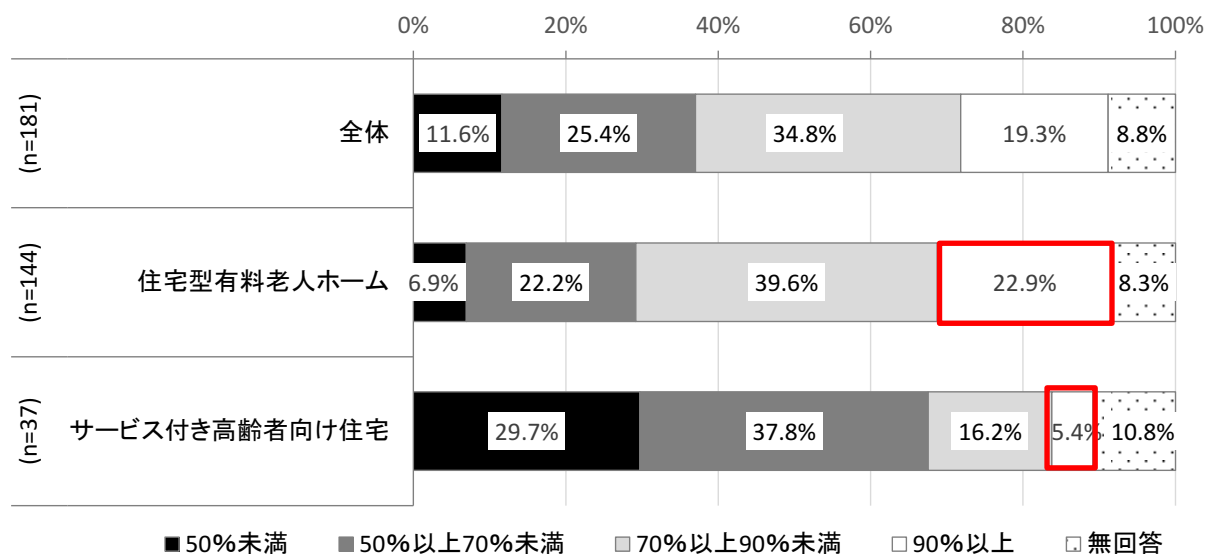
また、入居者に占める要介護3以上の割合が90%以上である住まいは、住宅型有料老人ホームでは22.9%、サービス付き高齢者向け住宅では5.4%であった。

図表 1-47 入居者の要介護度分布（積み上げ）

※全体：165 住まい、住宅型有料老人ホーム：132 住まい、サービス付き高齢者向け住宅：33 住まい

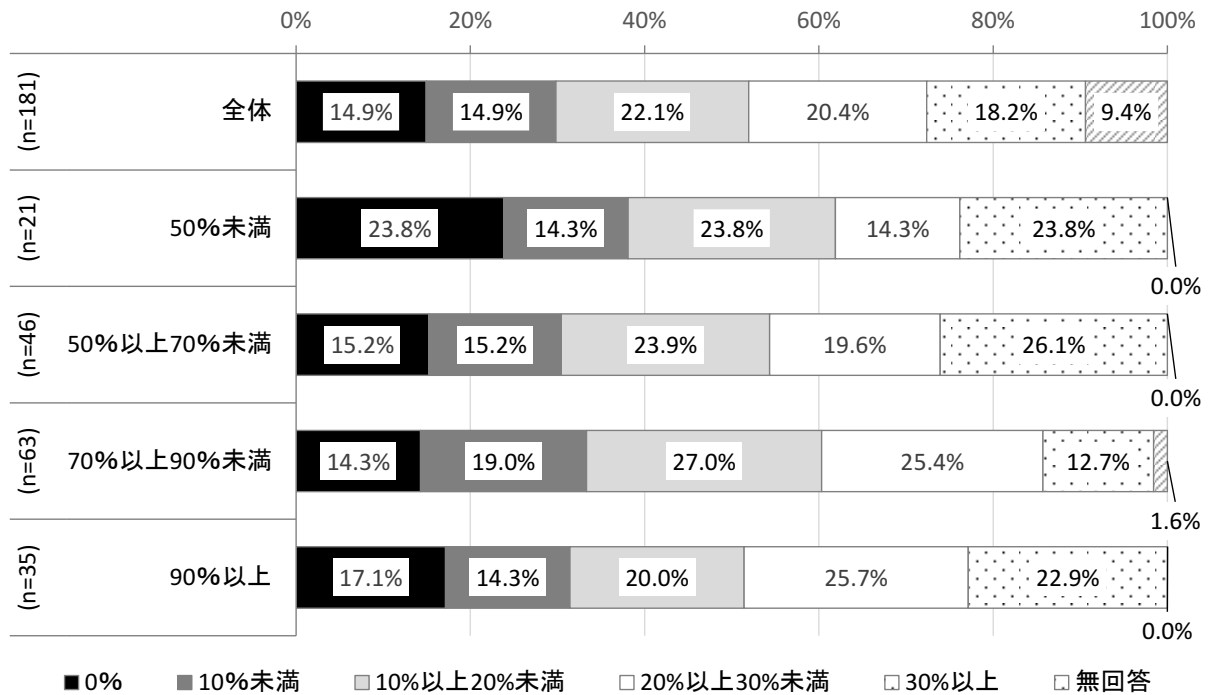


図表 1-48 入居者に占める要介護3以上の割合



入居者に占める要介護3以上の割合と入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数の関係をみたところ、要介護3以上が50%以上の住まいでは、要介護3以上が50%未満の住まいと比較して、過去1年間における救急搬送者数が「0」件の割合がやや低くなっていた（要介護3以上が50%未満：23.8%、要介護3以上が50%以上：約15%～17%）。

図表 1-49 (再掲) 入居者に占める要介護3以上の割合×  
入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数

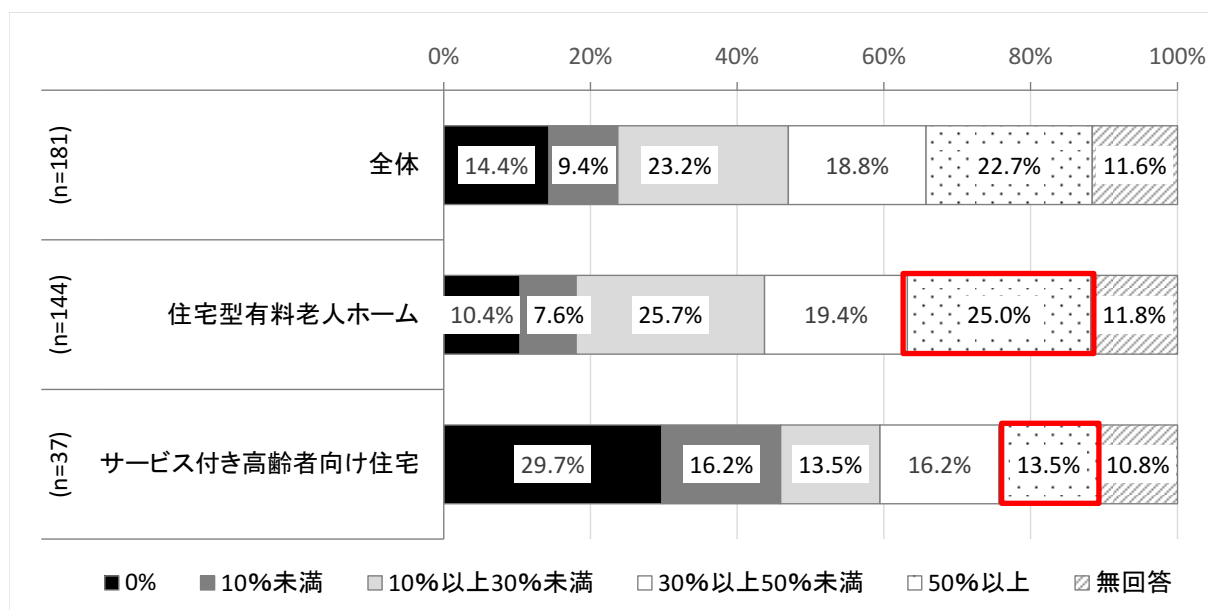


## ② 生活保護受給者の割合

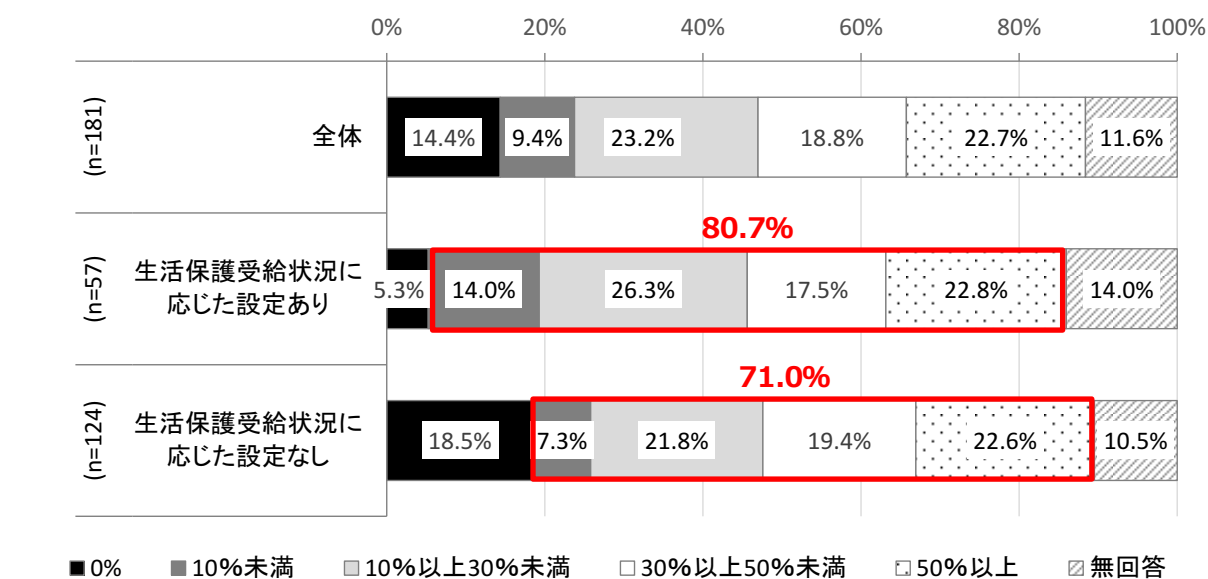
入居者に占める生活保護受給者の割合が 50%以上である住まいは、住宅型有料老人ホームでは 25.0%、サービス付き高齢者向け住宅では 13.5%であった。

入居者の生活保護受給状況に応じた設定の有無別に入居者に占める生活保護受給者の割合をみると、「生活保護受給状況に応じた設定あり」の住まいの方が「生活保護受給状況に応じた設定なし」の住まいよりも生活保護受給者の受け入れ割合が高くなっていた。

図表 1-50 入居者に占める生活保護受給者の割合

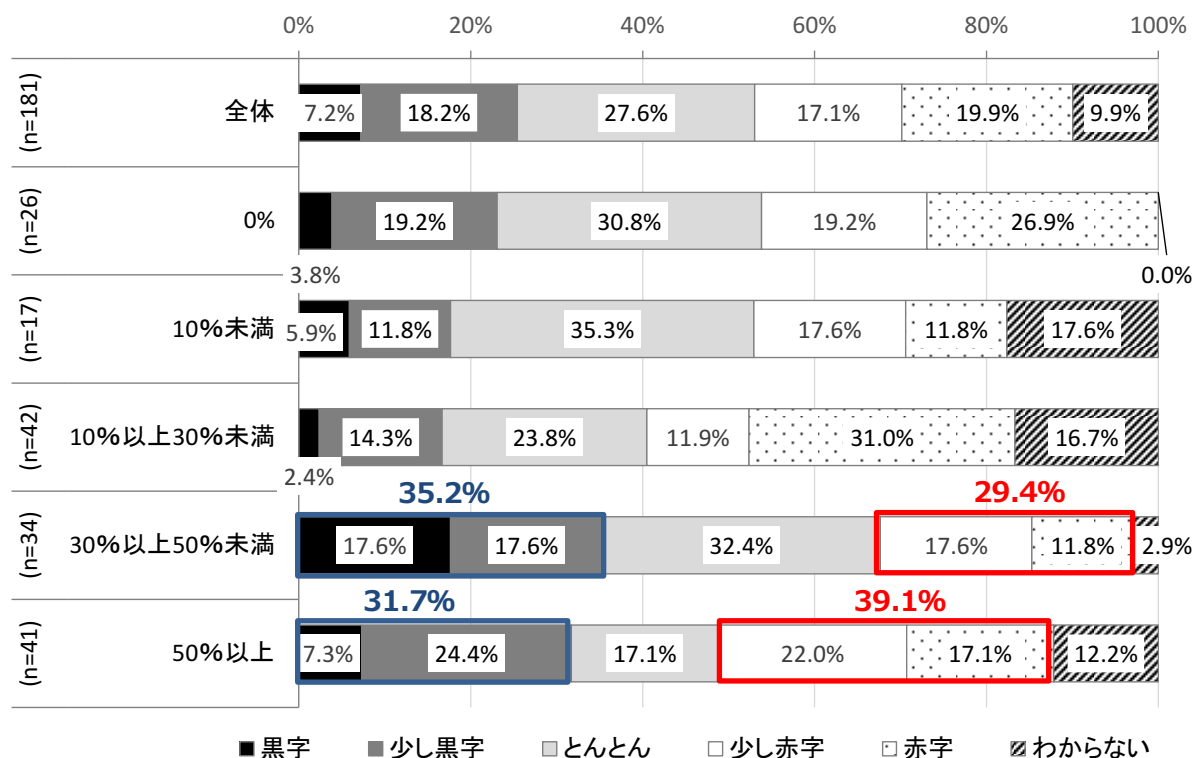


図表 1-51 入居者の生活保護受給状況に応じた設定の有無 ×  
入居者に占める生活保護受給者の割合



入居者に占める生活保護受給者の割合と法人・グループが提供する介護保険のサービス等を含めた収支状況をみたところ、生活保護受給者の割合が「30%以上」の住まいでは、「30%未満」の住まいよりも、黒字・赤字ともに割合が高くなっていた。

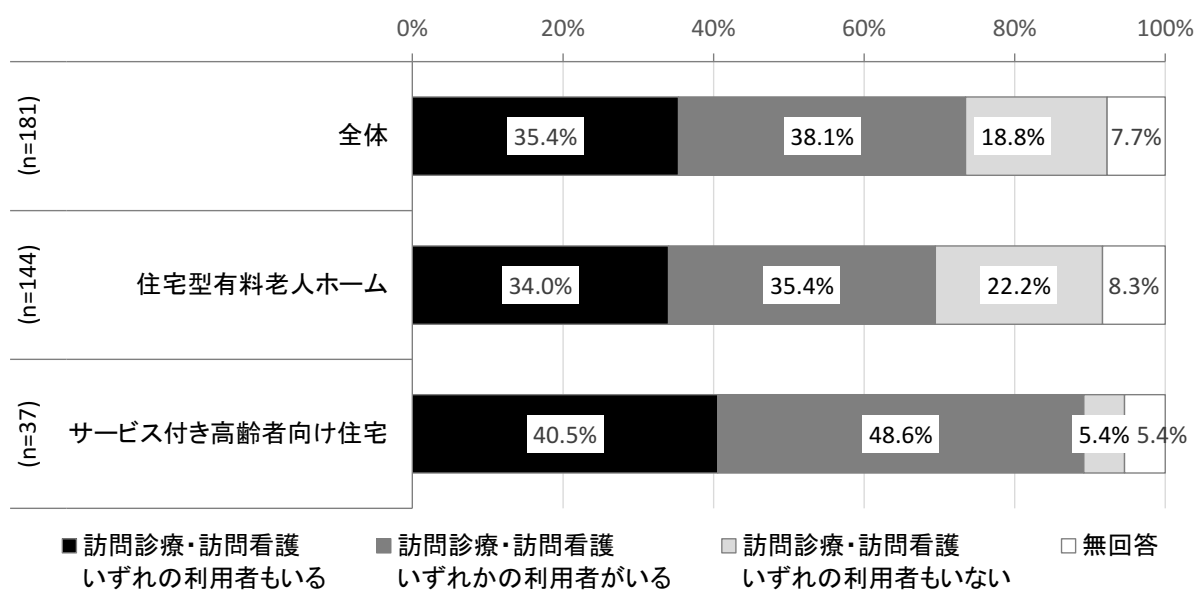
図表 1-5 2 入居者に占める生活保護受給者の割合 ×  
法人・グループが提供する介護保険のサービス等を含めた収支状況



#### ④ 訪問診療・訪問看護利用者の有無

訪問診療・訪問看護利用者の有無は、住宅型有料老人ホームでは、「訪問診療・訪問看護いずれかの利用者がいる」が38.1%と最も高く、次いで「訪問診療・訪問看護いずれかの利用者もいる」が34.0%、「訪問診療・訪問看護いずれかの利用者もいない」が18.8%であった。また、サービス付き高齢者向け住宅では、「訪問診療・訪問看護いずれかの利用者がいる」が48.6%と最も高く、次いで「訪問診療・訪問看護いずれかの利用者もいる」が40.5%、「訪問診療・訪問看護いずれかの利用者もいない」が5.4%であった

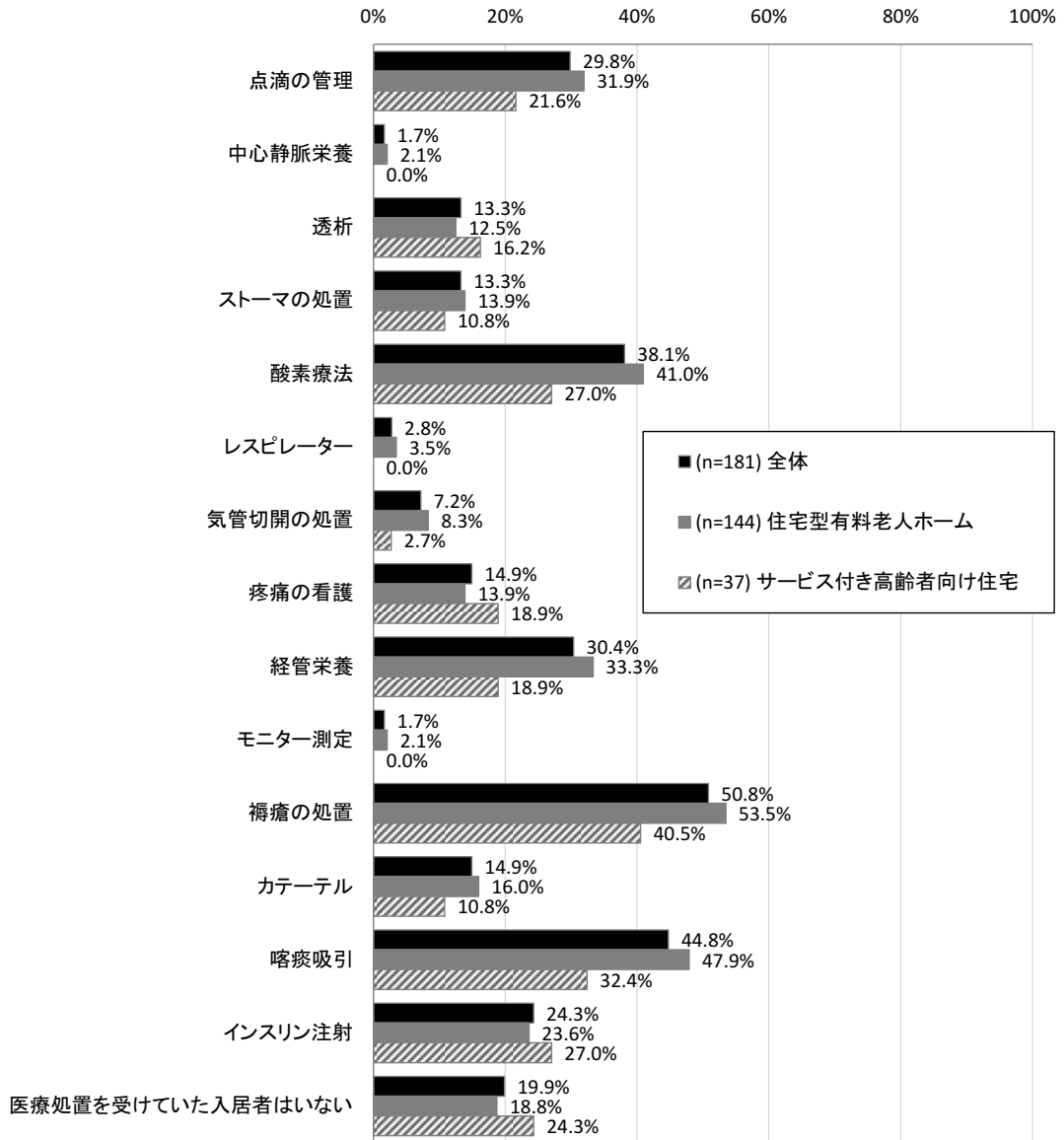
図表 1-5 3 訪問診療・訪問看護利用者の有無



⑤ 過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類

過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類は、両住まいともに「褥瘡の処置」が最も高く、次いで「喀痰吸引」「酸素療法」が高くなっていました。また、「医療処置を受けていた入居者はいない」の割合は、2割前後であった。

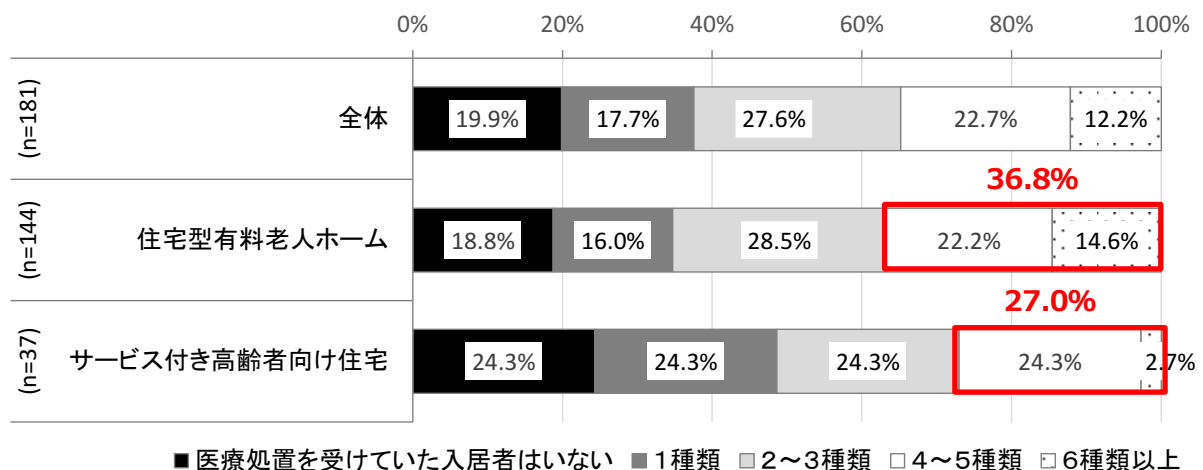
図表 1-5 4 過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類



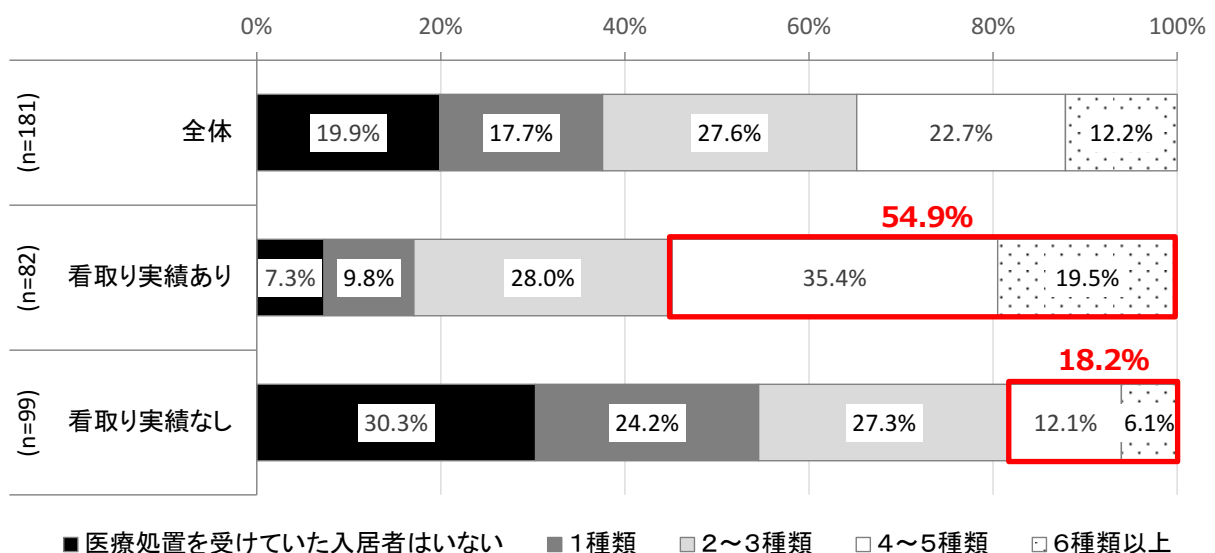
過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数「4種類以上」（「4種類～5種類」と「6種類以上」の合計）であるのは、住宅型有料老人ホームでは36.8%、サービス付き高齢者向け住宅では27.0%であった。

看取り実績の有無別に過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類数をみたところ、「4種類以上」であるのは、「看取り実績あり」の住まいでは54.9%、「看取り実績なし」の住まいでは18.2%であった。

図表 1-55 過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数



図表 1-56 看取り実績の有無×過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数

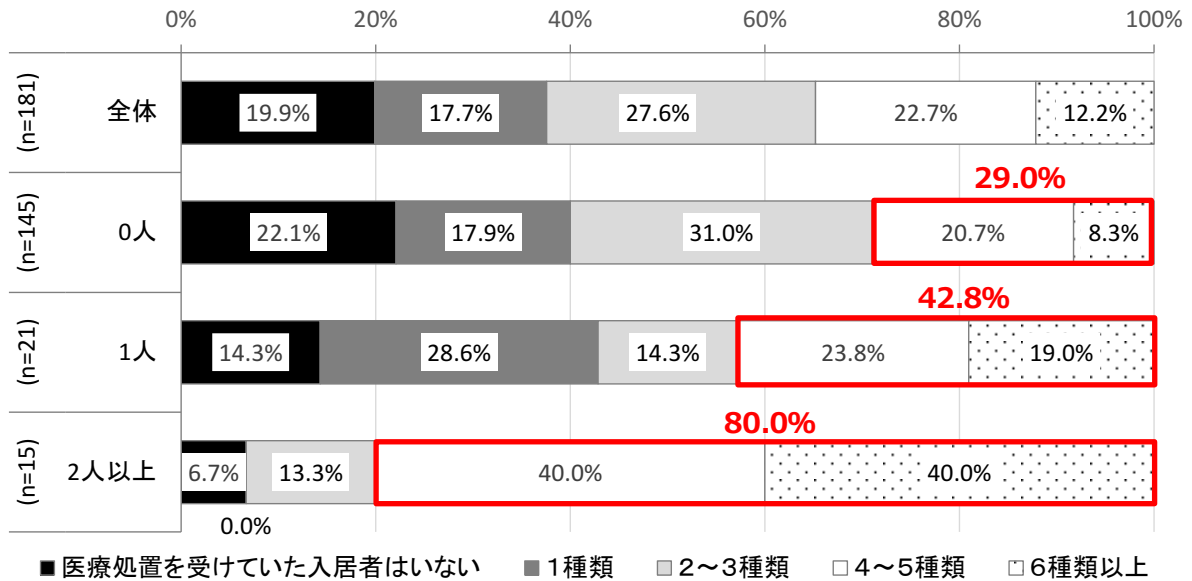




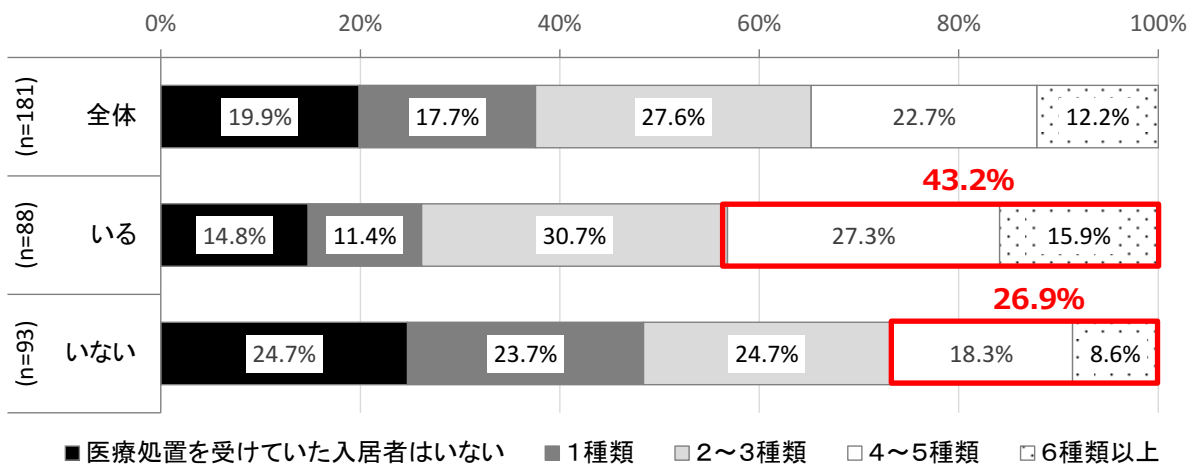
看護職員（常勤）の人数別に過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数を見たところ、「4種類以上」であるのは、看護職員（常勤）の配置人数が多いほど割合が高くなっていった。

訪問看護利用者の有無別に過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数を見たところ、「4種類以上」であるのは、「訪問看護利用者がいる」住まいでは43.2%、「訪問看護利用者がいない」住まいでは26.9%であった。

図表 1-57 看護職員（常勤）の人数×過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数



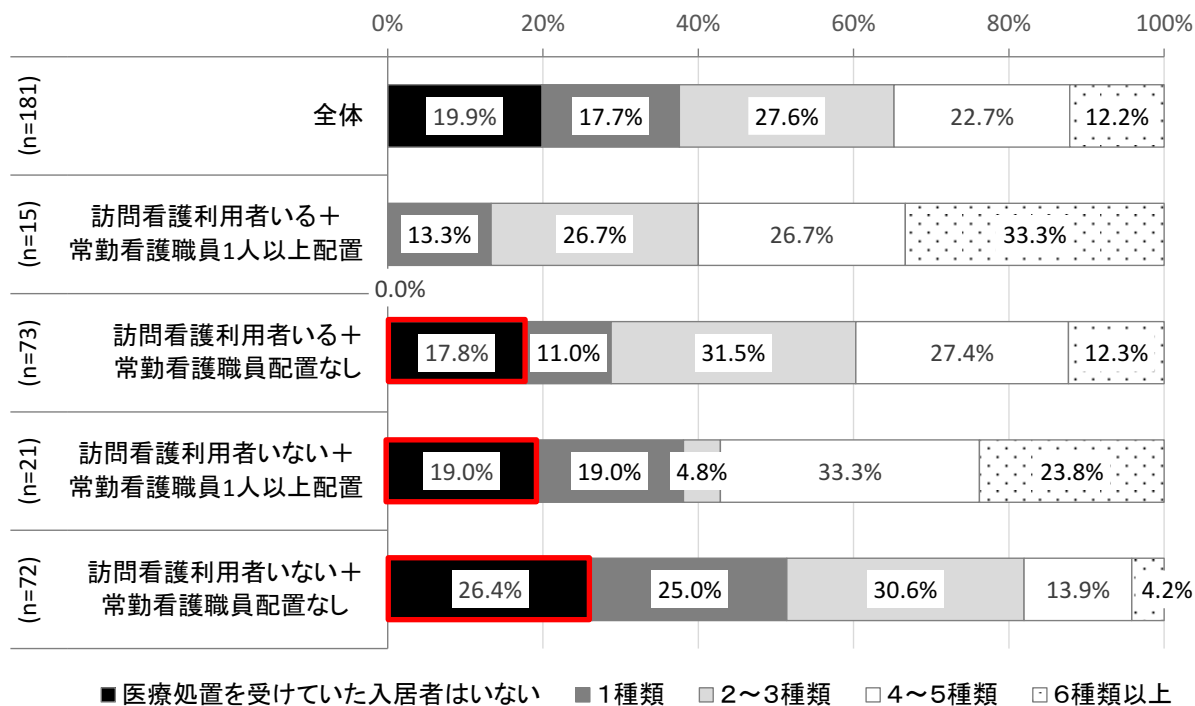
図表 1-58 訪問看護利用者の有無×過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数



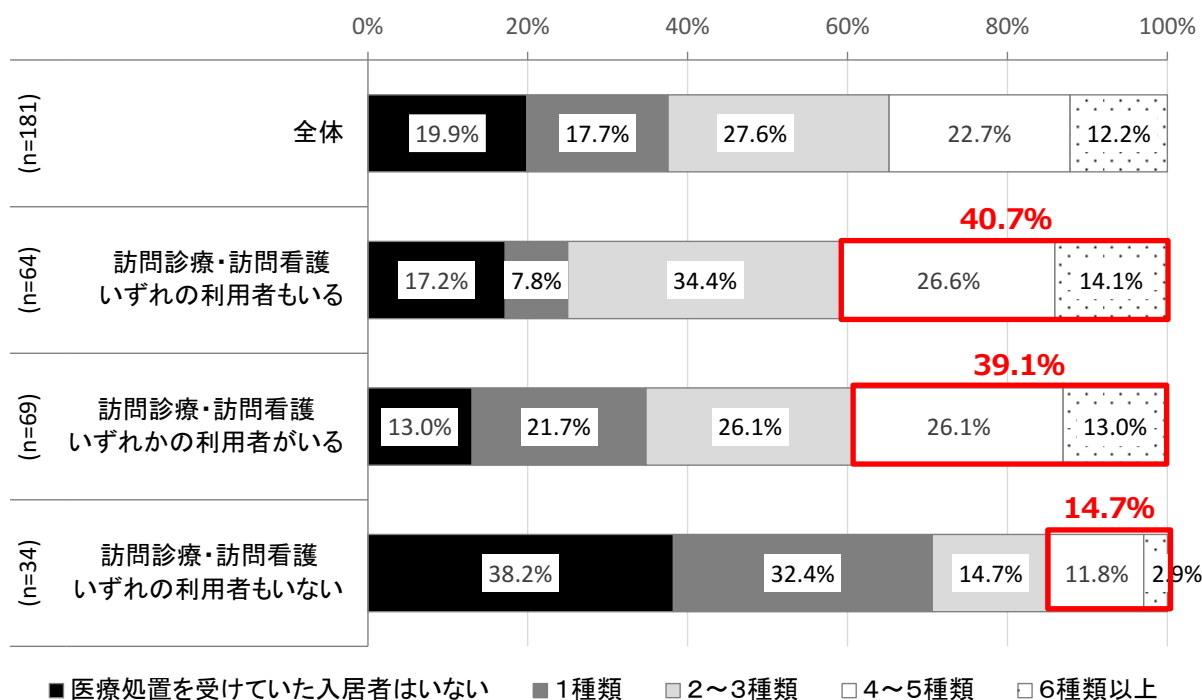
看護体制（訪問看護利用者の有無＋常勤看護職員の配置の有無）と過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数を見たところ、看護体制が厚い住まいほど「医療処置を受けていた入居者はいない」割合が高くなっていった。

訪問診療・訪問看護利用者の有無別に過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数を見たところ、「4種類以上」であるのは、「いずれの利用者もいる」住まいでは40.7%、「いずれかの利用者がいる」住まいでは39.1%、「いずれの利用者もない」住まいは14.7%であった。

図表 1-59 看護体制×過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数

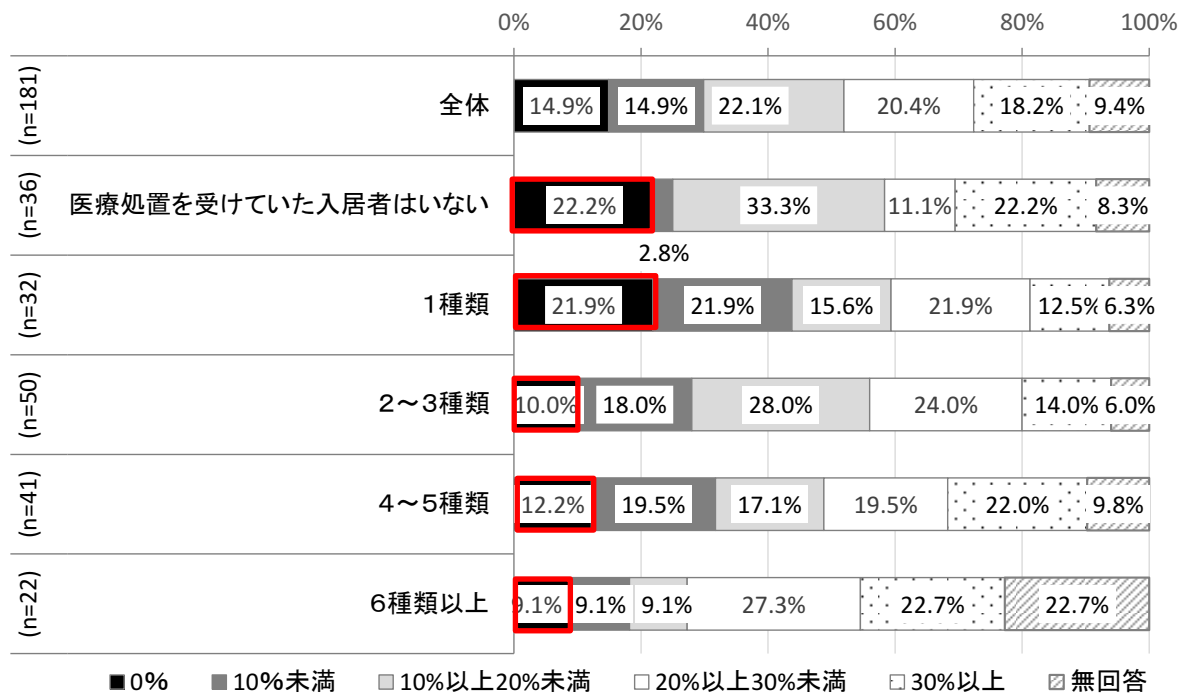


図表 1-60 訪問診療・訪問看護利用者の有無×過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数



過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数と入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数の関係をみたところ、入居者が受けていた医療処置の種類の数が多いほど、過去1年間における救急搬送者数が「0」件の割合が低くなっていた。

図表 1-6 1 過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数×  
入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数



## (6) 退居者等の状況

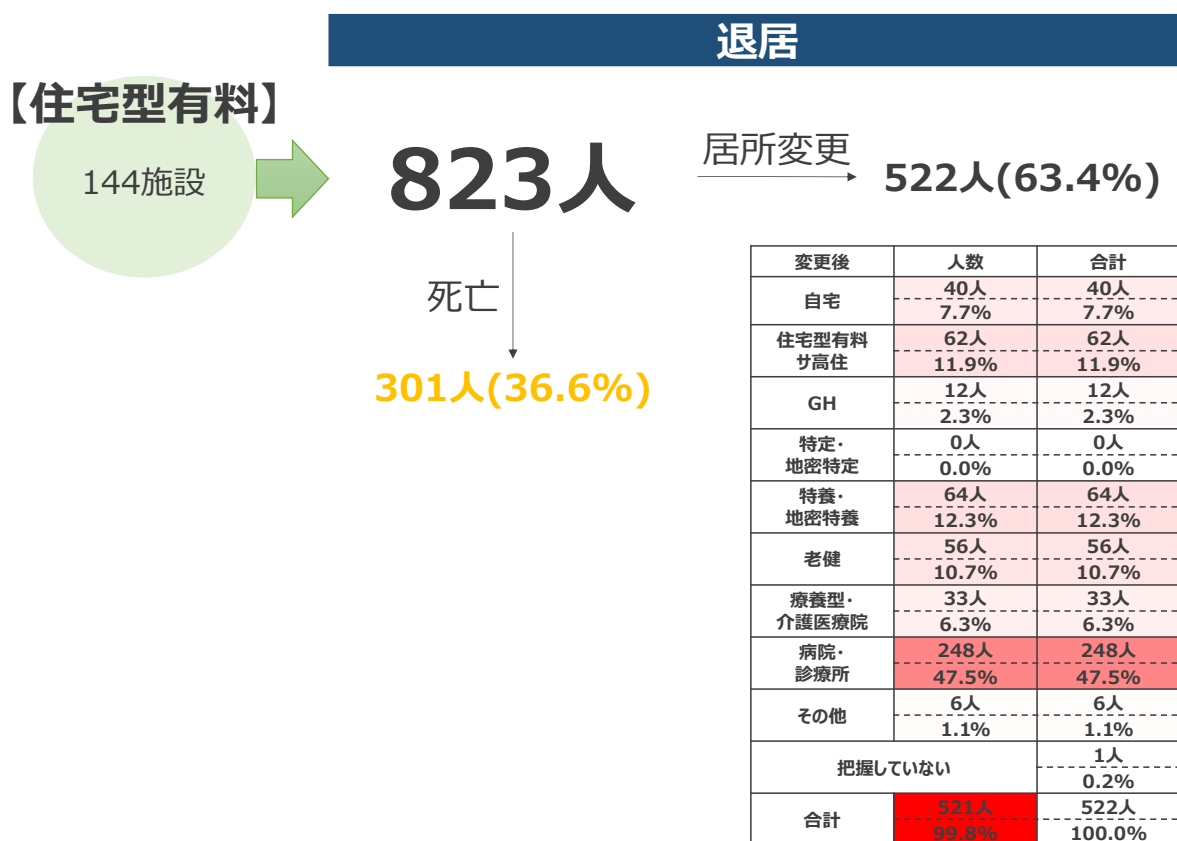
### ① 過去1年間に退去した人の人数

住宅型有料老人ホームで死亡した方は、退居者 823 人のうち 301 人 (36.6%)、居所を変更した方は 522 人 (63.4%) であった。そして、居所変更した 522 人のうち、「病院・診療所」へ移動した方は 248 人 (47.5%) と最も多く、次いで「特養・地密特養」が 64 人 (12.3%)、「住宅型有料・サ高住」が 62 人 (11.9%) であった。

サービス付き高齢者向け住宅で死亡した方は、退居者 241 人のうち 55 人 (25.7%)、居所を変更した方は 159 人 (74.3%) であった。そして、居所変更した 159 人のうち、「病院・診療所」へ移動した方は 43 人 (27.0%) と最も多く、次いで「特養・地密特養」が 28 人 (17.6%)、「住宅型有料・サ高住」が 26 人 (16.4%) であった。

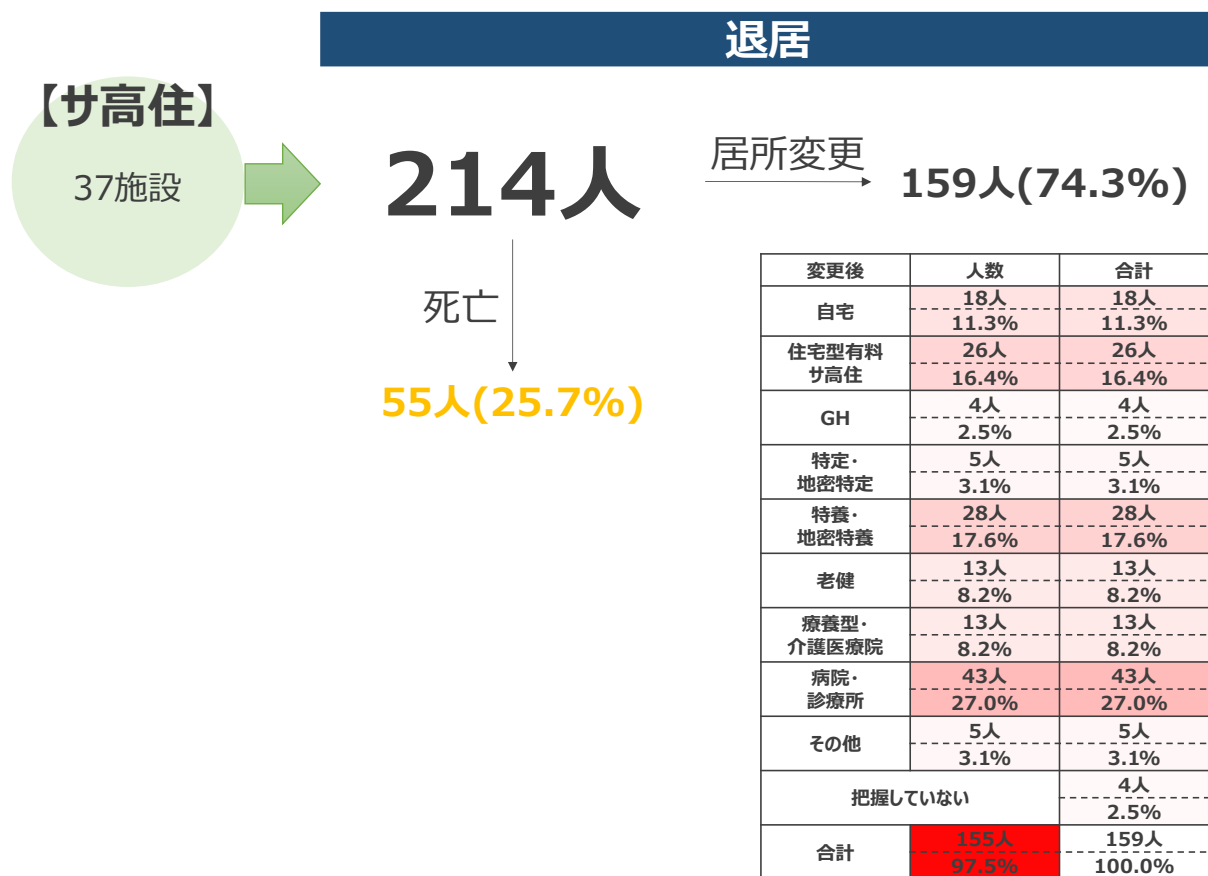
図表 1-62 過去1年間に退去した人の人数

<住宅型有料老人ホーム>



※住まいで亡くなられた方に加え、病院等に搬送後、2週間以内に死亡された方も「死亡退去」としてカウントしている。また、搬送されてから2週間よりも後に死亡された方は、各搬送先にカウントしている。

図表 1-63 過去1年間に退去した人の人数  
 <サービス付き高齢者向け住宅>



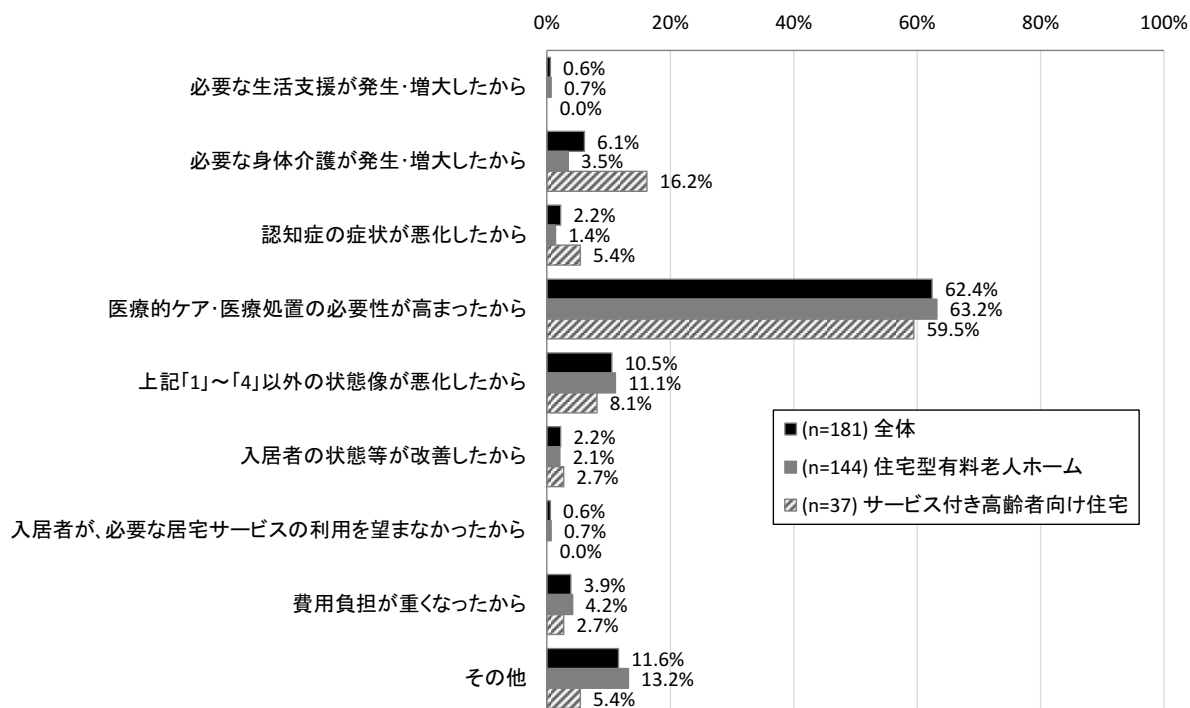
※住まいで亡くなられた方に加え、病院等に搬送後、2週間以内に死亡された方も「死亡退去」としてカウントしている。また、搬送されてから2週間よりも後に死亡された方は、各搬送先にカウントしている。

## ② 入居者が退居する理由

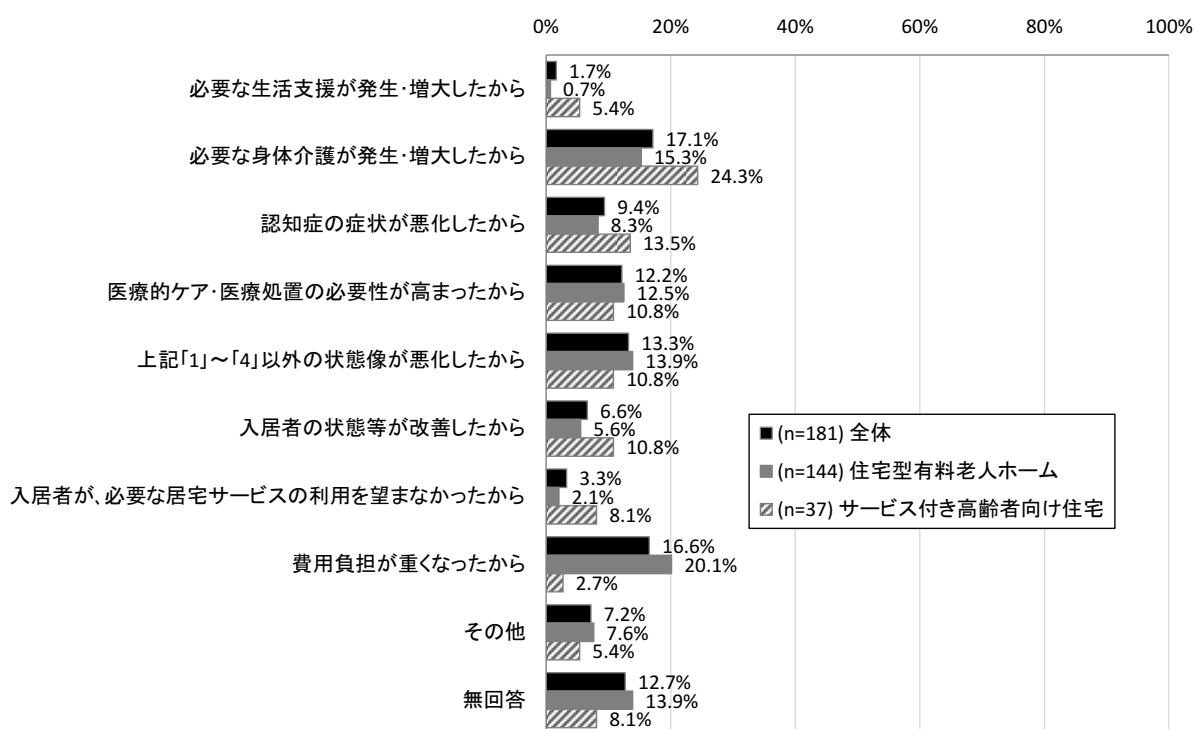
入居者が退居する理由（第1位）は、住宅型有料老人ホームでは、「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」が63.2%と最も高く、次いで「その他」が13.2%、「「1」～「4」以外の状態像が悪化したから」が11.1%であった。サービス付き高齢者向け住宅では、「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」が59.5%と最も高く、次いで「必要な身体介護が発生・増大したから」が16.2%、「「1」～「4」以外の状態像が悪化したから」が8.1%であった。

入居者が退去する理由（順位不問）は、住宅型有料老人ホームでは、「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」が77.8%と最も高く、次いで「その他」が38.2%、「費用負担が重くなったから」が36.8%であった。サービス付き高齢者向け住宅では、「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」が81.1%と最も高く、次いで「必要な身体介護が発生・増大したから」が51.4%、「認知症の症状が悪化したから」が35.1%であった。

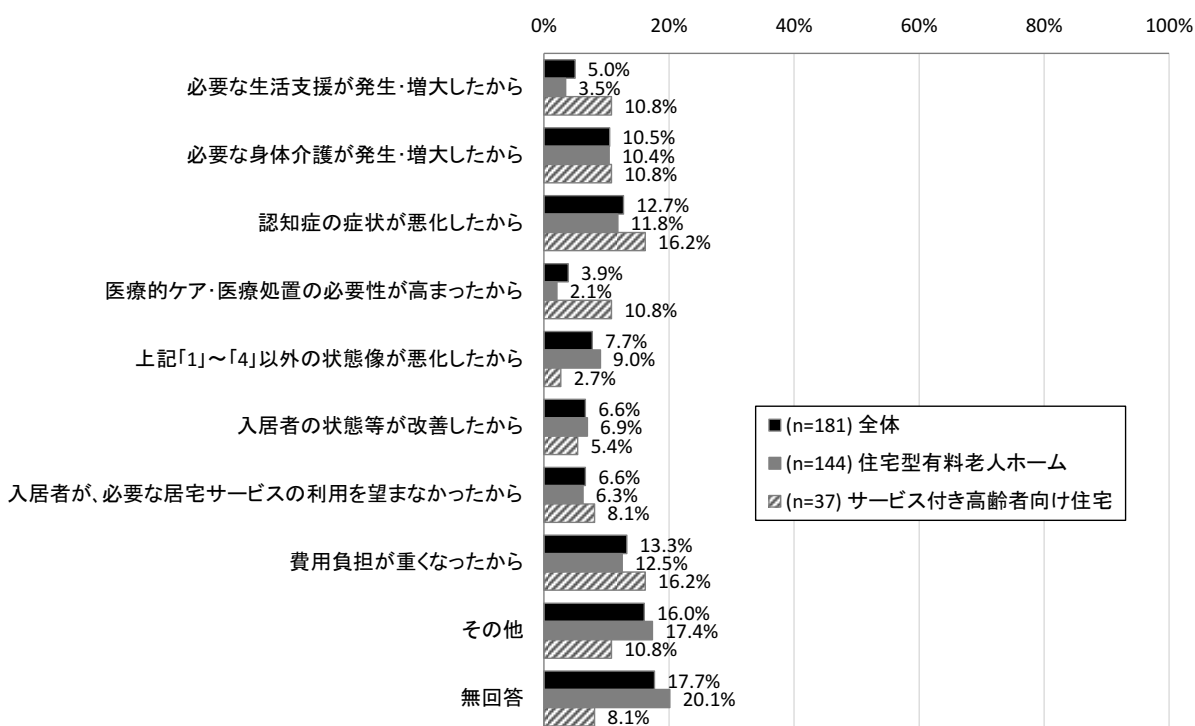
図表 1-6 4 入居者が退去する理由<第1位>



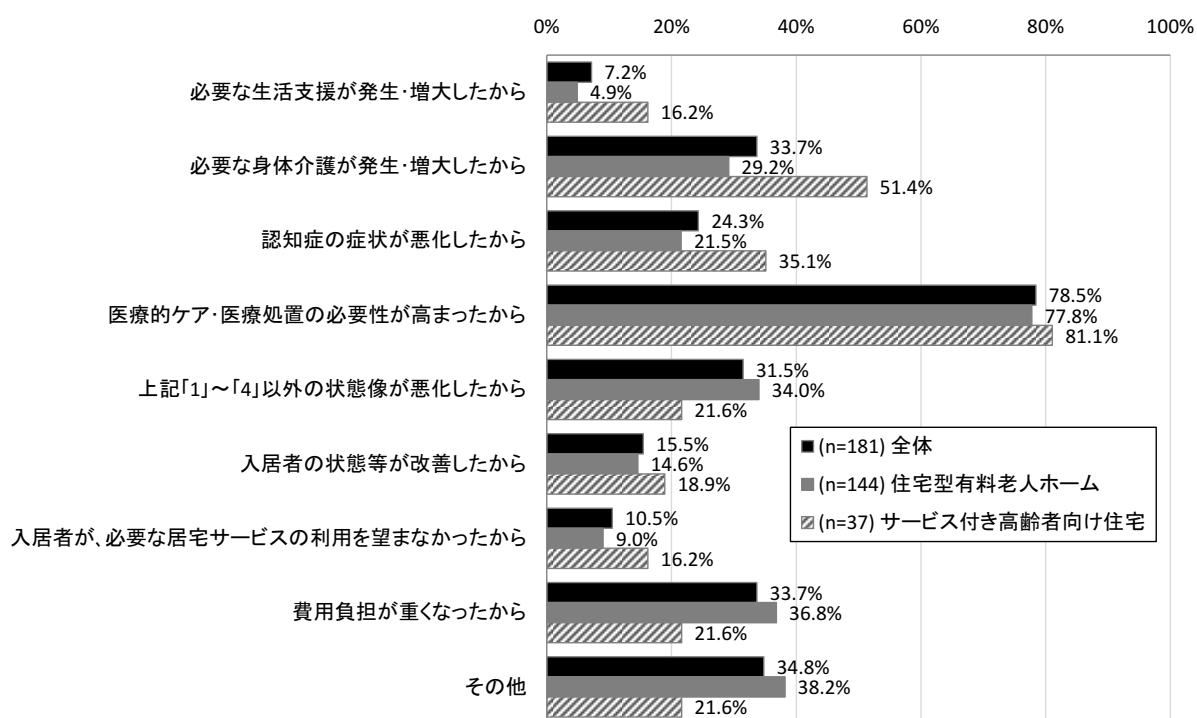
図表 1-65 入居者が退去する理由<第2位>



図表 1-66 入居者が退去する理由<第3位>



図表 1-67 入居者が退去する理由<順位不問>

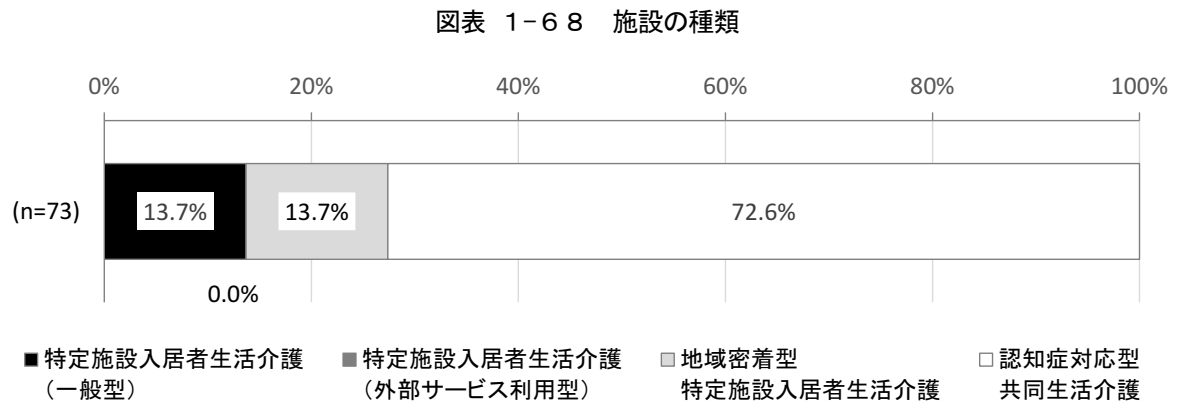




## 2.3 特定施設入居者生活介護・グループホーム票の集計結果

### (1) アンケート調査に回答した施設の種類

施設の種類は、「特定施設入居者生活介護（一般型）」が13.7%、「地域密着型特定施設入居者生活介護」が13.7%、「認知症対応型共同生活介護」が72.6%であった。



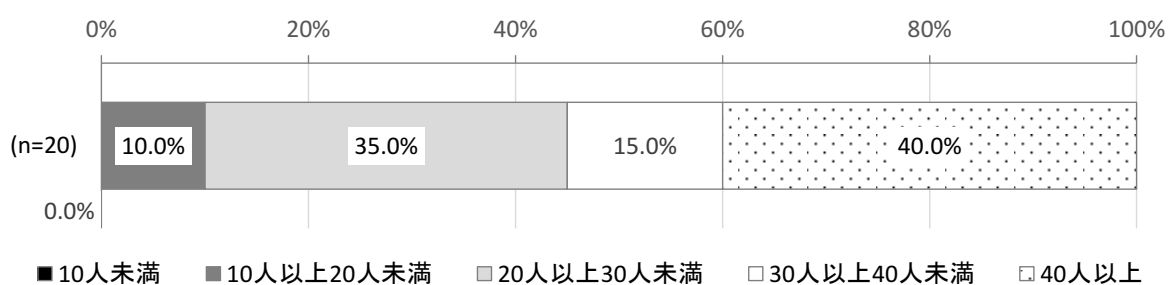
## (2) 施設の概要

### ① 定員数

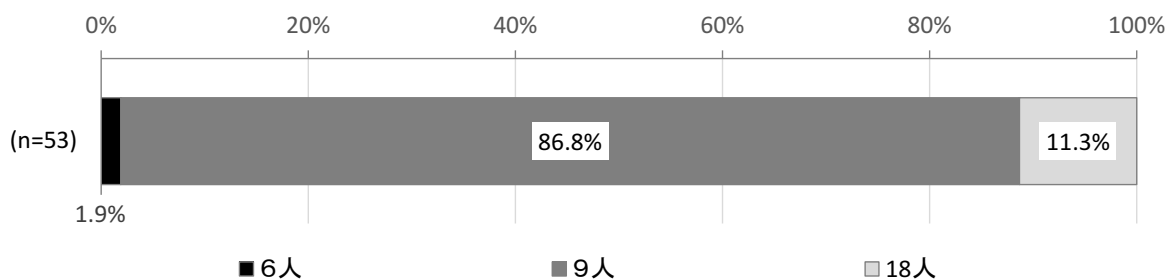
定員数は、特定施設入居者生活介護では、「40人以上」が40.0%と最も高く、次いで「20人以上30人未満」が35.0%、「30人以上40人未満」が15.0%であった。

また、認知症対応型共同生活介護では、「9人」が86.8%と最も高く、次いで「18人」が11.3%、「6人」が1.9%であった。

図表 1-69 定員数  
<特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）>



<認知症対応型共同生活介護>

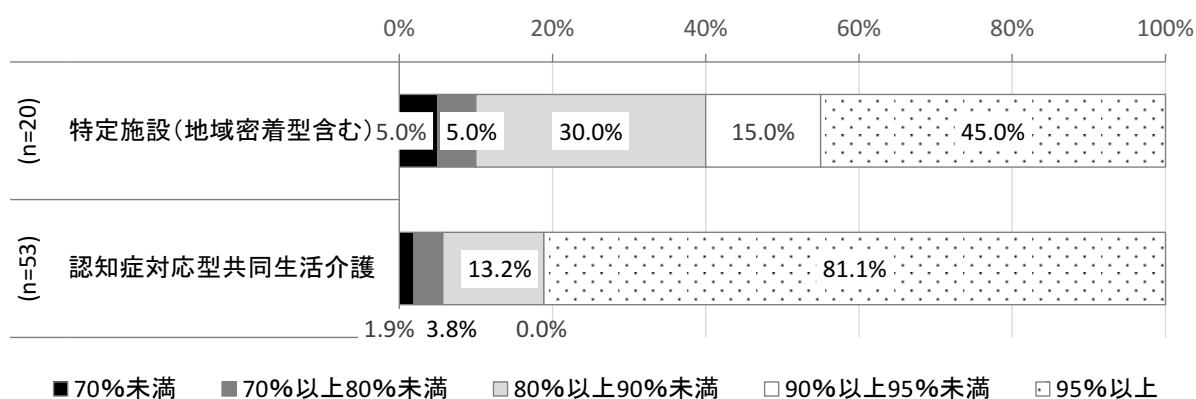


## ② 入居率

入居率は、特定施設入居者生活介護では、「95%以上」が45.0%と最も高く、次いで「80%以上90%未満」が30.0%、「90%以上95%未満」が15.0%であった。

認知症対応型共同生活介護では、「95%以上」が81.1%と最も高く、次いで「80%以上90%未満」が13.2%、「70%以上80%未満」が3.8%であった。

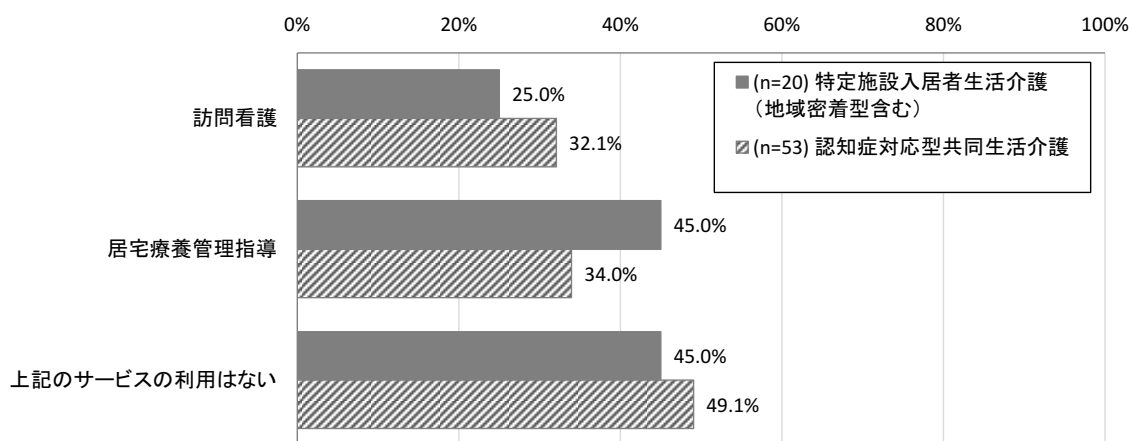
図表 1-70 入居率



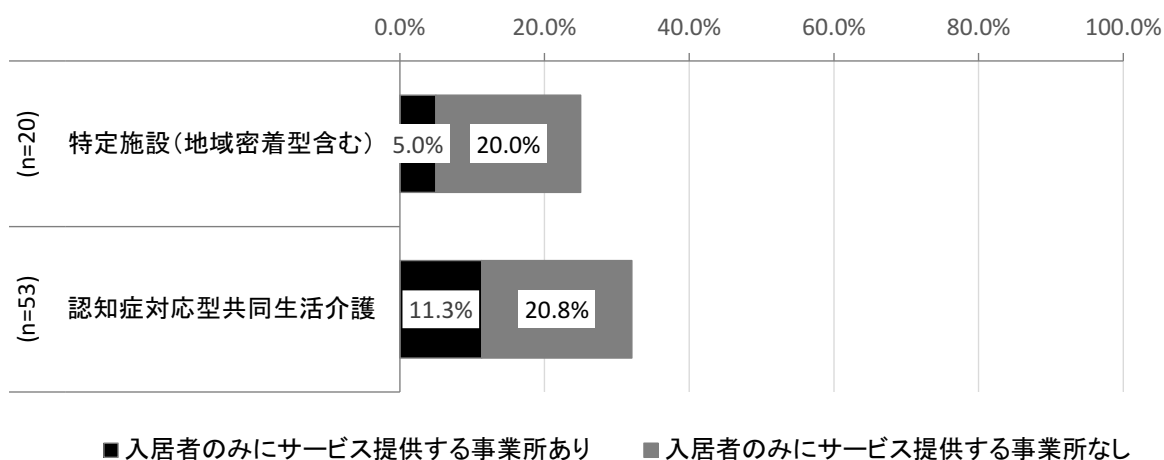
## ③ 入居者が利用しているサービス事業所

入居者が利用しているサービス事業所は、特定施設入居者生活介護では、「訪問看護」が25.0%、「居宅療養管理指導」が45.0%であった。認知症対応型共同生活介護では、「訪問看護」が32.1%、「居宅療養管理指導」が34.0%であった。

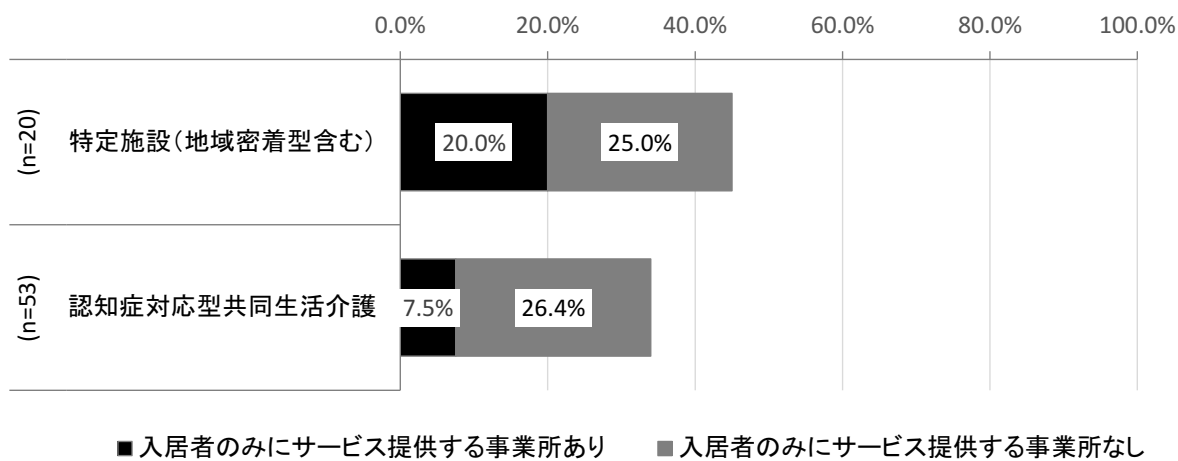
図表 1-71 入居者が利用しているサービス事業所



図表 1-7 2 入居者のみにサービスを提供している事業所の有無（訪問看護）



図表 1-7 3 入居者のみにサービスを提供している事業所の有無（居宅療養管理指導）

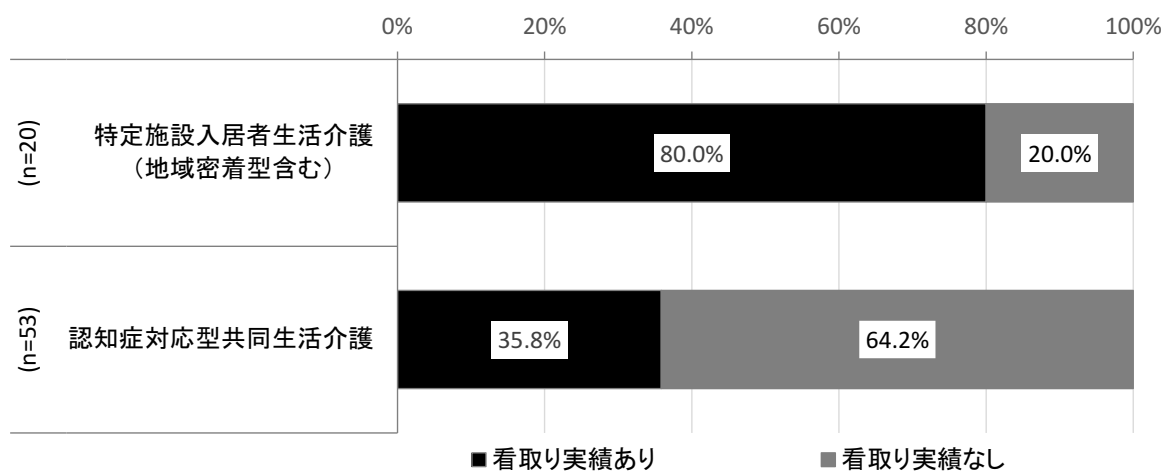


### (3) 看取り対応・救急搬送の状況

#### ① 過去1年間における看取り実績の有無

過去1年間（令和3年1月1日～令和3年12月31日）における「看取り実績あり」の割合は、特定施設入居者生活介護では80.0%、認知症対応型共同生活介護では35.8%であった。

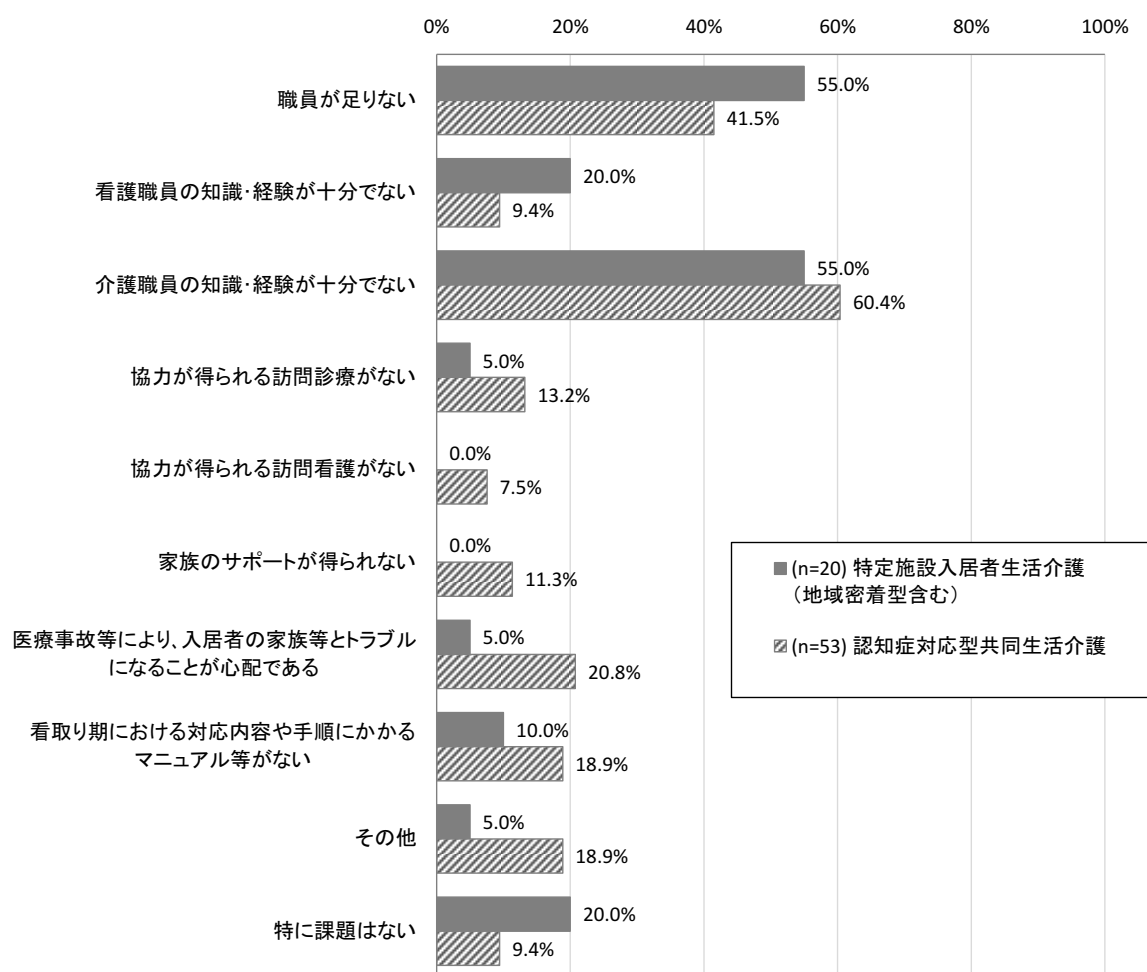
図表 1-7 4 過去1年間における看取り実績の有無



## ② 看取りを行う場合に課題に感じていること

看取りを行う場合に課題に感じていることは、「介護職員の知識・経験が十分でない」を除くすべての項目について、「認知症対応型共同生活介護」の方が「特定施設入居者生活介護」よりも割合が高くなっていた。また、「特に課題はない」の割合は、「特定施設入居者生活介護」の方が「認知症対応型共同生活介護」よりも高くなっていた。

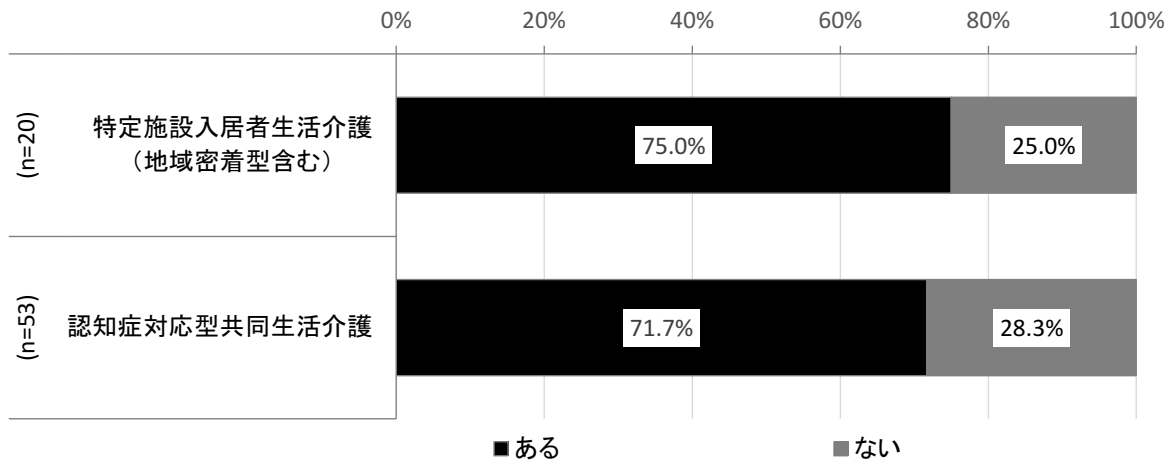
図表 1-75 看取りにおいて課題に感じていること



③ 入居者の看取り期における対応や手順にかかるマニュアル等の有無

入居者の看取り期における対応や手順にかかるマニュアル等の有無は、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護ともに、「ある」の割合が7割超であった。

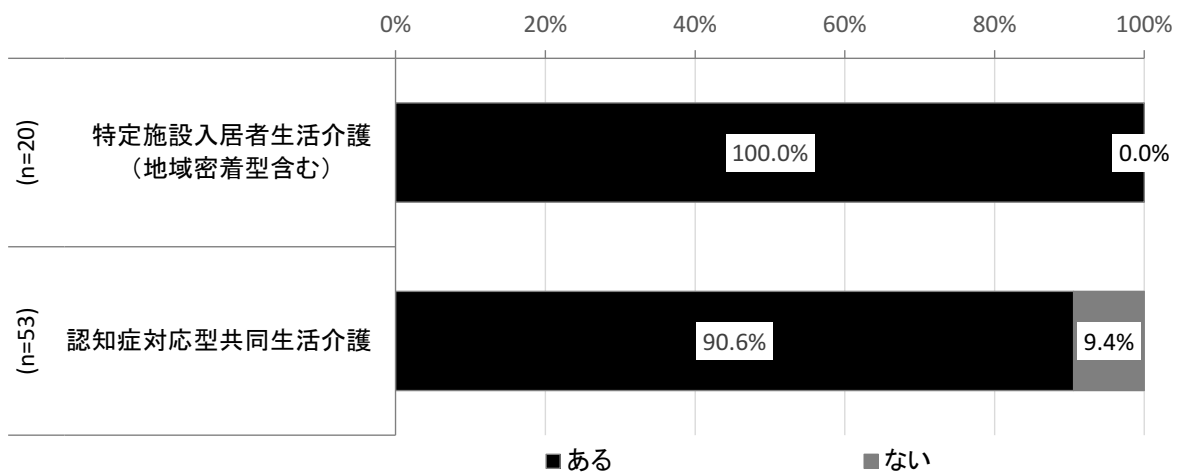
図表 1-76 入居者の看取り期における対応や手順にかかるマニュアル等の有無



④ 救急時の対応や手順にかかるマニュアル等の有無

救急時の対応や手順にかかるマニュアル等が「ある」の割合は、特定施設入居者生活介護では100.0%、認知症対応型共同生活介護では90.6%であった。

図表 2-77 救急時の対応や手順にかかるマニュアル等の有無



図表 2-78 マニュアル等の具体的な内容

**【特定施設（地域密着型含む）】**

- ・ 急変時の対応手順
- ・ 救急車の要請マニュアル
- ・ 救急車要請の方法、家族への連絡、緊急時の役割など
- ・ 夜間救急対応マニュアル、日中救急対応マニュアル
- ・ 入居者急変→各階の職員に連絡→同時進行で→救急要請→家族が間に合わない時は、職員が同乗する。→家族連絡・管理者連絡・入居者情報準備
- ・ 夜間であればオンコールで看護師へ繋ぎ指示を仰ぐ。
- ・ 利用者の情報提供書を救急隊到着時に渡す。※救急搬送先は事前に家族へ確認し、一覧表を作成している。
- ・ 入院となった場合に備え必要物品のリストも作成。
- ・ 救急搬送時、職員は同乗し搬送先で家族へ引き継ぐ。※救急要請と同時進行で家族へ連絡する。
- ・ 急変時のアセスメント
- ・ チェックリストやフローシートの作成。
- ・ 職員の役割分担、連絡対応を手順に沿って実施できるように作成している。
- ・ 関係機関への連絡体制
- ・ 意識レベル確認内容
- ・ 救急車、搬送手順、心停止等、対応方法をフローチャートで示している。

**【認知症対応型共同生活介護】**

- ・ 訪問診療との連絡等
- ・ 1.状態の把握、2.、管理者、又は主任、3.管理者、主任どちらかが訪問看護、訪問診療は連絡 4. 訪問診療の指示を仰ぐ 5.家族へ状態、状況の報告を行う
- ・ 救急搬送の仕方、処置方法等
- ・ 救急判断のフローチャート、連絡先一覧、意識の有無確認方法
- ・ 通報するか判断、連絡体制、初期対応等
- ・ バイタルチェック、意識・呼吸・心音・外傷などの項目をフローチャートにて確認し、救急搬送が必要か否か判断しやすいように作成してある。
- ・ 日勤の場合は入居者への声かけしバイタル測定し意識の有無確認。その間に他の職員が救急隊へ連絡。その後家族に連絡する。
- ・ 夜勤帯だと2階の病棟の看護師に連絡したあとに救急隊へ連絡する。
- ・ 緊急時の対応・搬送時のマニュアル
- ・ 昼間や夜間など、勤務時間帯ごとの体制と緊急時の連絡、指揮命令等
- ・ 急変時の対応、夜間急変時の対応、救急電話応答マニュアルなど
- ・ 緊急対応手順（フロー図）日中は、常勤管理者、夜間は対応看護師へ連絡する。
- ・ 意識がない、下血吐血がある、40度の高熱（意識混濁）、ある程度の処置をしても改善しない、管理者へ連絡し指示を受ける。



- ・ 救急搬送する場合、家族へ連絡。
- ・ 家族不在の方は管理者付き添い。緊急用ファイルを持っていく。
- ・ ご家族、医療との連携
- ・ ご家族、職員へのグリーフケア
- ・ まず異変に気付いたら管理者、看護師へ連絡、救急車要請の指示を受け連絡し、救急連絡シートに出来るだけ状況を記入し、搬送時救急隊員にその表を渡して状況説明。
- ・ 第一発見者⇒意識レベルの確認⇒119（消防通報）⇒必要時蘇生開始⇒施設管理者及び家族へ連絡⇒病院搬送
- ・ 夜間帯の対応と日中の対応を分けて手順書を作成している。意識がある場合とない場合に分けて、訪問看護との連携を前提にしている。①意識がない場合→②訪問看護へ連絡→③訪問看護の指示のもと対応→④主治医への連絡は訪問看護で行う→救急車等の手配。家族への連絡。
- ・ 急変時のマニュアル 症状別対応マニュアル
- ・ CPR 意向調査、救急搬送手順、家族や関係期間への連絡
- ・ 入居者の状態確認から家族、職員連絡方法。救急要請の手順など
- ・ 初期行動や連絡体系、協力体制、協力機関等。報告や記録の義務。
- ・ 主治医や家族、各関係機関との連絡の手順。救急車の呼び方など
- ・ 基本的な考え方（事故、緊急事態として考えられる事柄や対応方法
- ・ 同法人に当直看護と連携をはかり、救急対応等の指示を仰ぎ、必要ならば救急車要請を行う。
- ・ ①受診対応マニュアル（バイタルチェック、主治医への連絡および指示確認、管理者・家族連絡等の手順）②緊急時の連絡網（管理者等への連絡網）及び協力医療機関③必要物品などについて
- ・ 看護師に連絡⇒処置・判断をゆだねる⇒マニュアル処置、管理者の指示⇒家族へ連絡⇒重症の場合、救急車を呼び、病院へ搬送し、処置をゆだねる

⑤ 過去1年間に救急搬送された方の人数

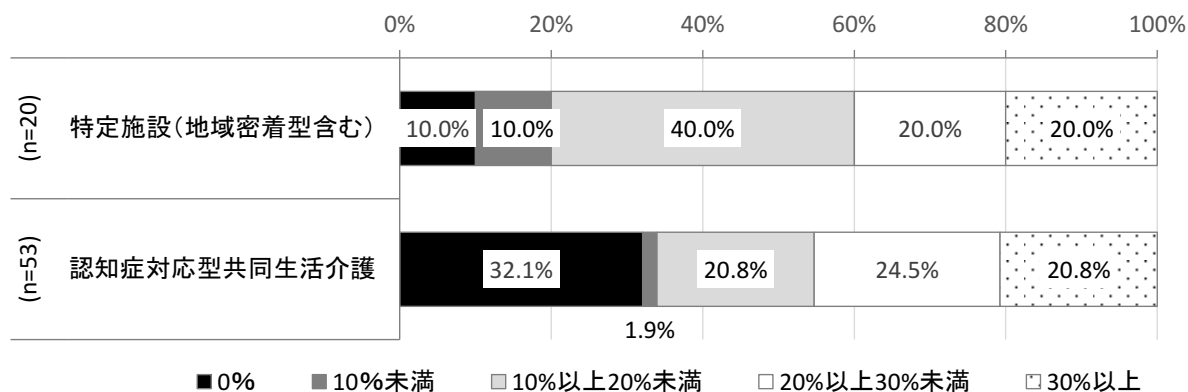
過去1年間に救急搬送された方の人数の平均値をみると、特定施設入居者生活介護では6.3人、認知症対応型共同生活介護では1.8人であった。

入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数は、特定施設入居者生活介護では「10%以上20%未満」が40.0%と最も高く、次いで「20%以上30%未満」「30%以上」が20.0%であった。また、認知症対応型共同生活介護では「0%」が32.1%と最も高く、次いで「20%以上30%未満」が24.5%、「10%以上20%未満」「30%以上」が20.8%であった。

図表 1-79 過去1年間に救急搬送された方の人数

	件数 (件)	平均値 (人)	標準偏差 (人)	中央値 (人)	最大 (人)	最小 (人)
特定施設（地域密着型含む）	20	6.3	4.8	5	20	0
認知症対応型共同生活介護	53	1.8	1.9	1	7	0

図表 1-80 入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数



#### (4) 職員体制

##### ① 職員数

管理者数の平均は、特定施設入居者生活介護で1.1人、認知症対応型共同生活介護で1.1人であった。

介護職員（常勤）数の平均は、特定施設入居者生活介護で12.5人、認知症対応型共同生活介護で6.9人であった。

介護職員（非常勤）数の平均は、特定施設入居者生活介護で4.6人、認知症対応型共同生活介護で2.2人であった。

看護職員（常勤）数の平均は、特定施設入居者生活介護で2.4人、認知症対応型共同生活介護で0.1人であった。

看護職員（非常勤）数の平均は、特定施設入居者生活介護で1.1人、認知症対応型共同生活介護で0.4人であった。

図表 1-81 職員数

##### <管理者>

	件数 (件)	平均値 (人)	標準偏差 (人)	中央値 (人)	最大 (人)	最小 (人)
特定施設入居者生活介護 (地域密着型含む)	20	1.1	0.22	1	2	1
認知症対応型共同生活介護	53	1.1	0.26	1	2	1

##### <介護職員（常勤）>

	件数 (件)	平均値 (人)	標準偏差 (人)	中央値 (人)	最大 (人)	最小 (人)
特定施設入居者生活介護 (地域密着型含む)	20	12.5	6.28	13	30	3
認知症対応型共同生活介護	53	6.9	2.34	7	15	3

##### <介護職員（非常勤）>

	件数 (件)	平均値 (人)	標準偏差 (人)	中央値 (人)	最大 (人)	最小 (人)
特定施設入居者生活介護 (地域密着型含む)	20	4.6	2.78	5	10	0
認知症対応型共同生活介護	53	2.2	1.85	2	8	0

<看護職員（常勤）>

	件数 (件)	平均値 (人)	標準偏差 (人)	中央値 (人)	最大 (人)	最小 (人)
特定施設入居者生活介護 (地域密着型含む)	20	2.4	1.71	2	8	0
認知症対応型共同生活介護	53	0.1	0.29	0	1	0

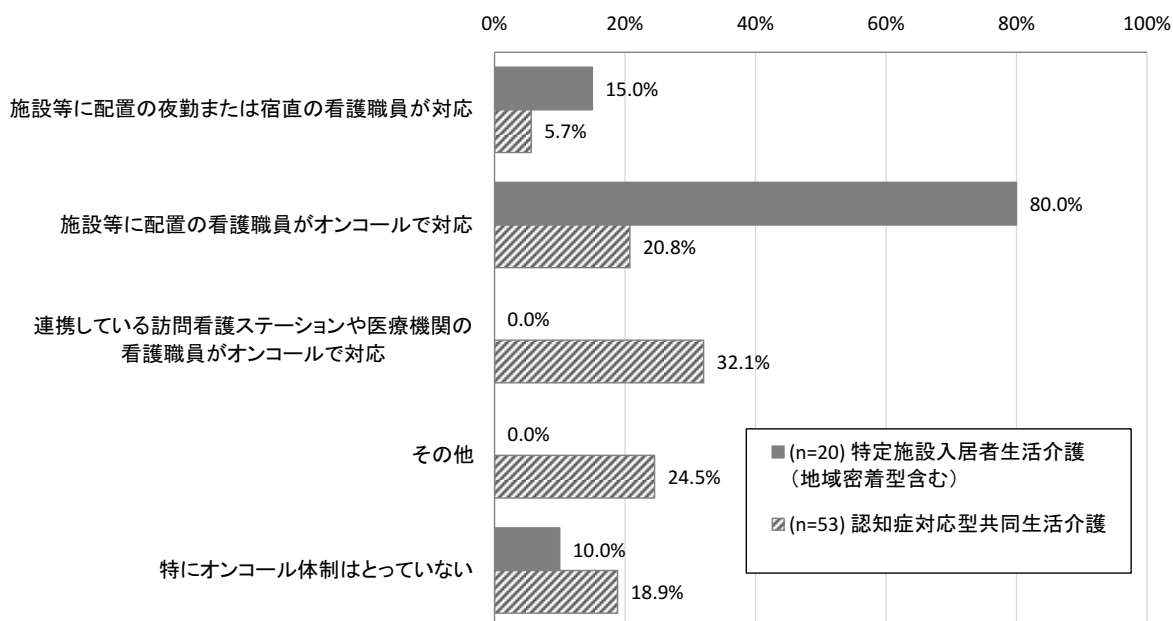
<看護職員（非常勤）>

	件数 (件)	平均値 (人)	標準偏差 (人)	中央値 (人)	最大 (人)	最小 (人)
特定施設入居者生活介護 (地域密着型含む)	20	1.1	1.14	1	4	0
認知症対応型共同生活介護	53	0.4	0.53	0	2	0

## ② 夜間の看護体制

夜間の看護体制は、特定施設入居者生活介護では、「施設等に配置の看護職員がオンコールで対応」が80.0%と最も高く、次いで「施設等に配置の夜勤または宿直の看護職員が対応」が15.0%、「特にオンコール体制はとっていない」が10.0%であった。また、認知症対応型共同生活介護では、「連携している訪問看護ステーションや医療機関の看護職員がオンコールで対応」が32.1%と最も高く、次いで「その他」が24.5%、「施設等に配置の看護職員がオンコールで対応」が20.8%であった。

図表 1-8 2 夜間の看護体制



## (5) 入居者の状況

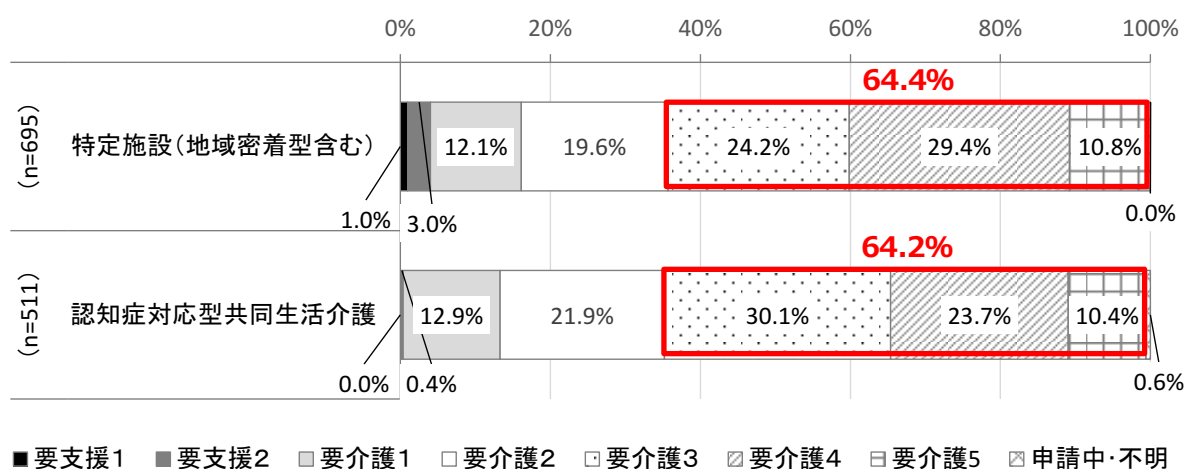
### ① 要介護度分布

入居者の要介護度分布は、要介護3以上の割合が、特定施設入居者生活介護では64.4%、認知症対応型共同生活介護では64.2%であった。

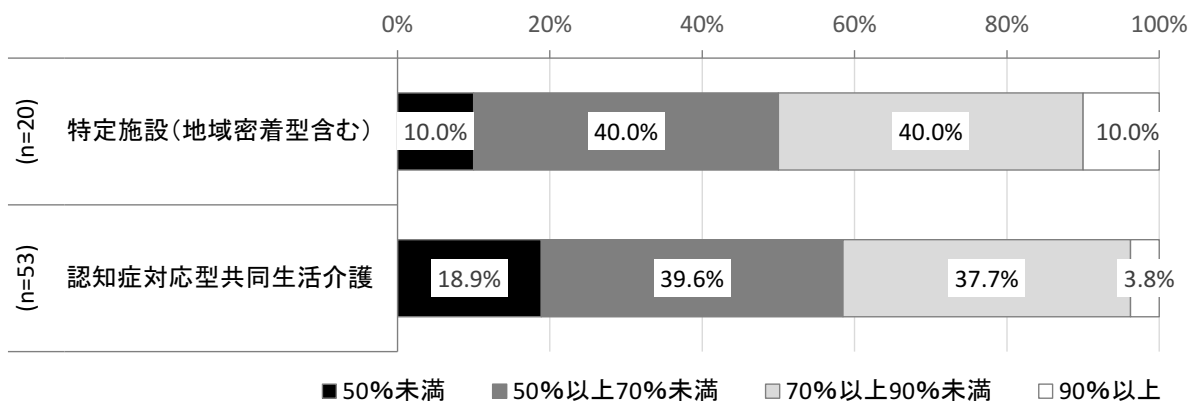
また、入居者に占める要介護3以上の割合が90%以上である住まいは、特定施設入居者生活介護では10.0%、認知症対応型共同生活介護では3.8%であった。

図表 1-83 要介護度別の入居者数（積み上げ）

※特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）：20施設、認知症対応型共同生活介護：53施設



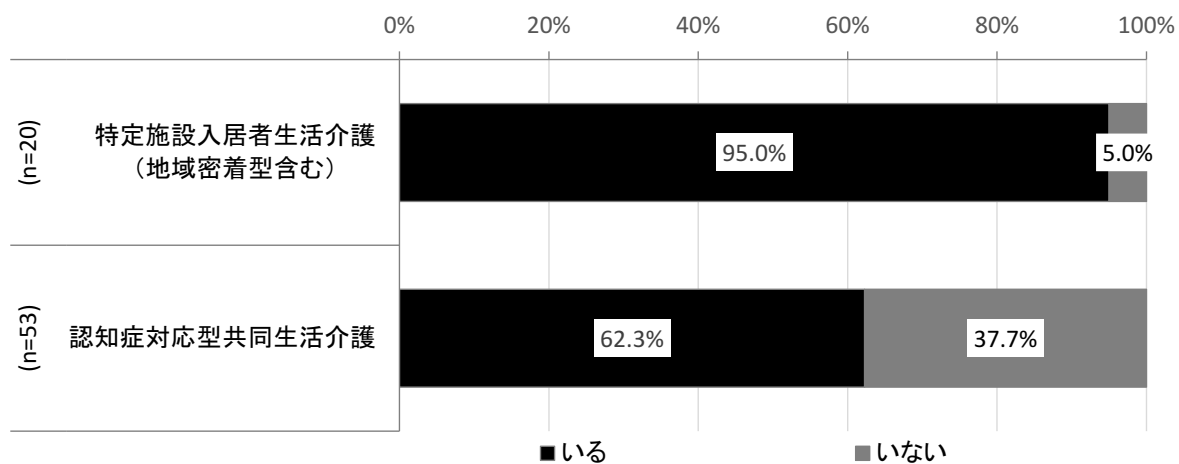
図表 1-84 入居者に占める要介護3以上の割合



## ② 訪問診療を利用している入居者の有無

訪問診療を利用している入居者が「いる」割合は、特定施設入居者生活介護では95.0%、認知症対応型共同生活介護では62.3%であった。

図表 1-85 訪問診療を利用している入居者の有無



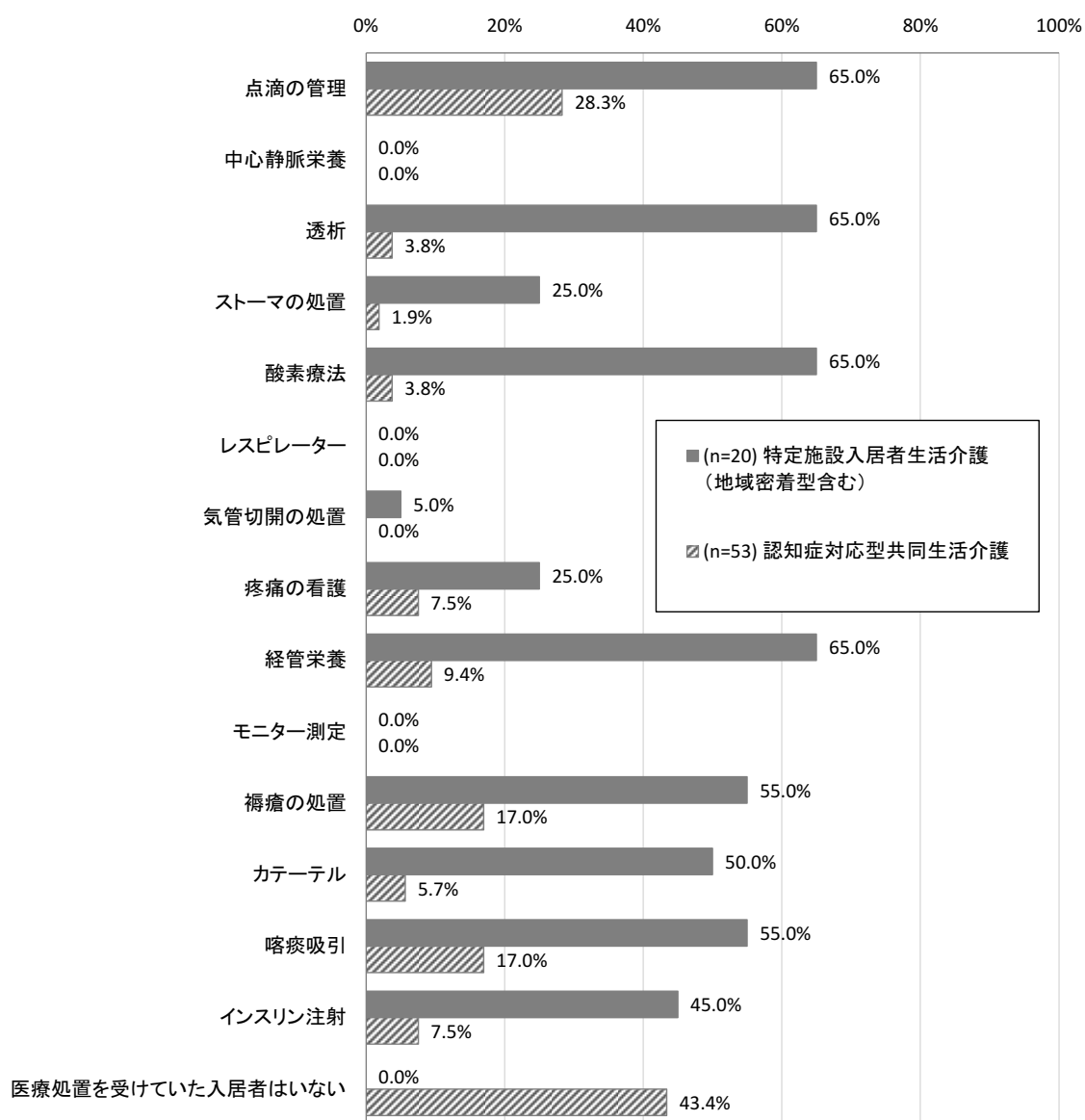
### ③ 過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類

過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類は、すべての項目において「特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）」の方が「認知症対応型共同生活介護」よりも割合が高くなっていました。

また、認知症対応型共同生活介護では、「点滴の管理」が28.3%と最も高く、次いで「褥瘡の処置」「喀痰吸引」が17.0%であった。

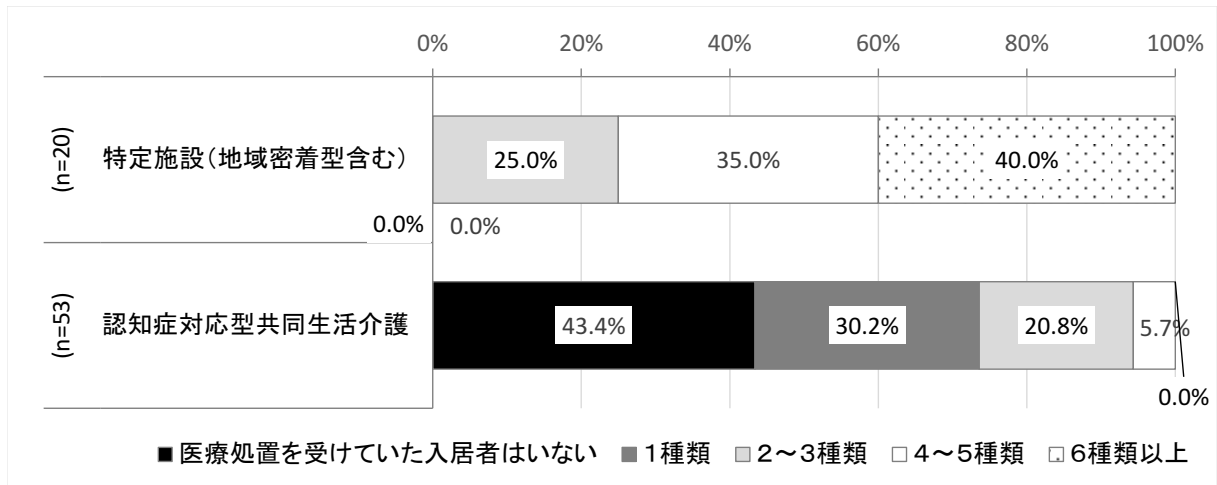
「医療処置を受けていた入居者はいない」割合は、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）では、0.0%であるのに対し、認知症対応型共同生活介護では、43.4%であった。

図表 1-86 入居者が受けていた医療処置の種類





図表 1-87 過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数



(6) 退居者等の状況

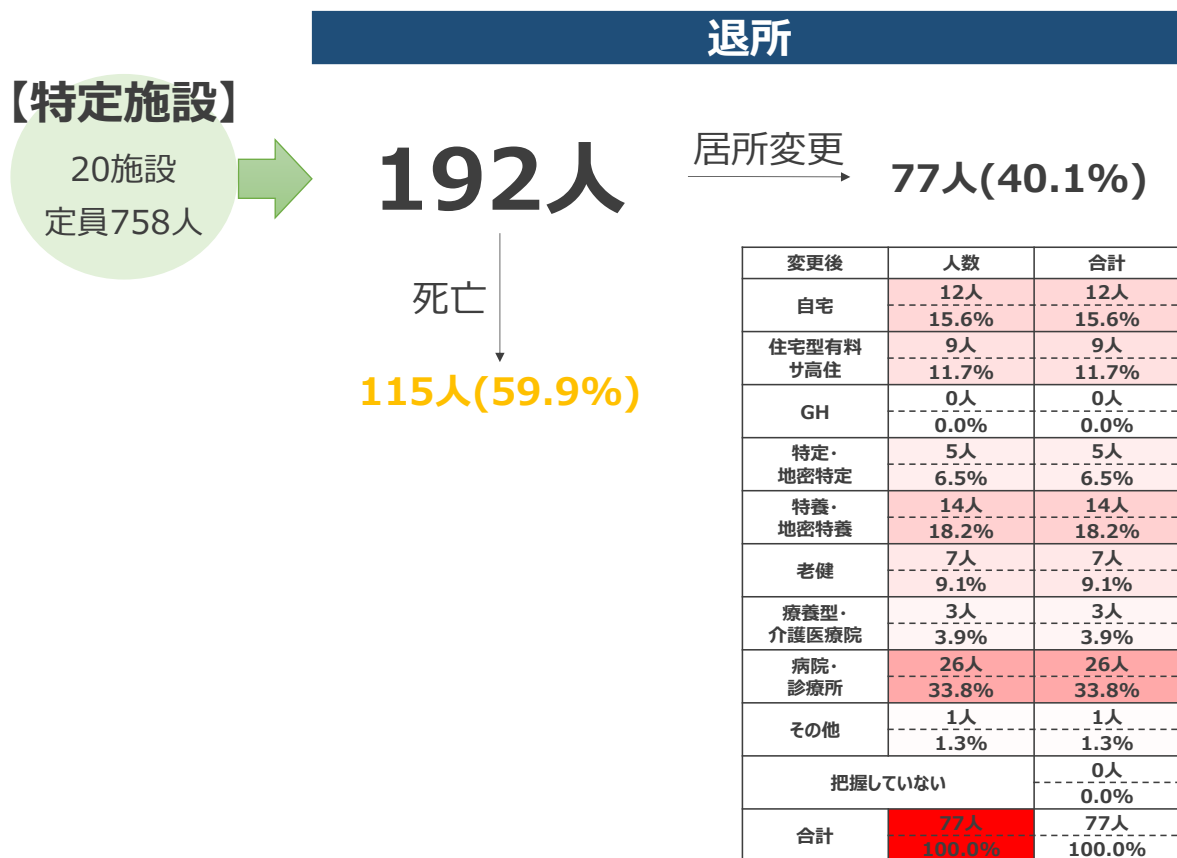
① 過去1年間に退居した人の人数

特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）で死亡した方は、退居者 192 人のうち 115 人（59.9%）、居所を変更した方は 77 人（40.1%）であった。そして、居所変更した 77 人のうち、「病院・診療所」へ移動した方は 26 人（33.8%）と最も多く、次いで「特養・地密特養」が 14 人（18.2%）、「自宅」が 12 人（15.6%）であった。

認知症対応型共同生活介護で死亡した方は、退居者 107 人のうち 40 人（37.4%）、居所を変更した方は 67 人（62.6%）であった。そして、居所変更した 67 人のうち、「病院・診療所」へ移動した方は 22 人（32.8%）と最も多く、次いで「特養・地密特養」が 11 人（16.4%）、「GH」「老健」が 10 人（14.9%）であった。

図表 1-88 過去1年間に退去した人の人数

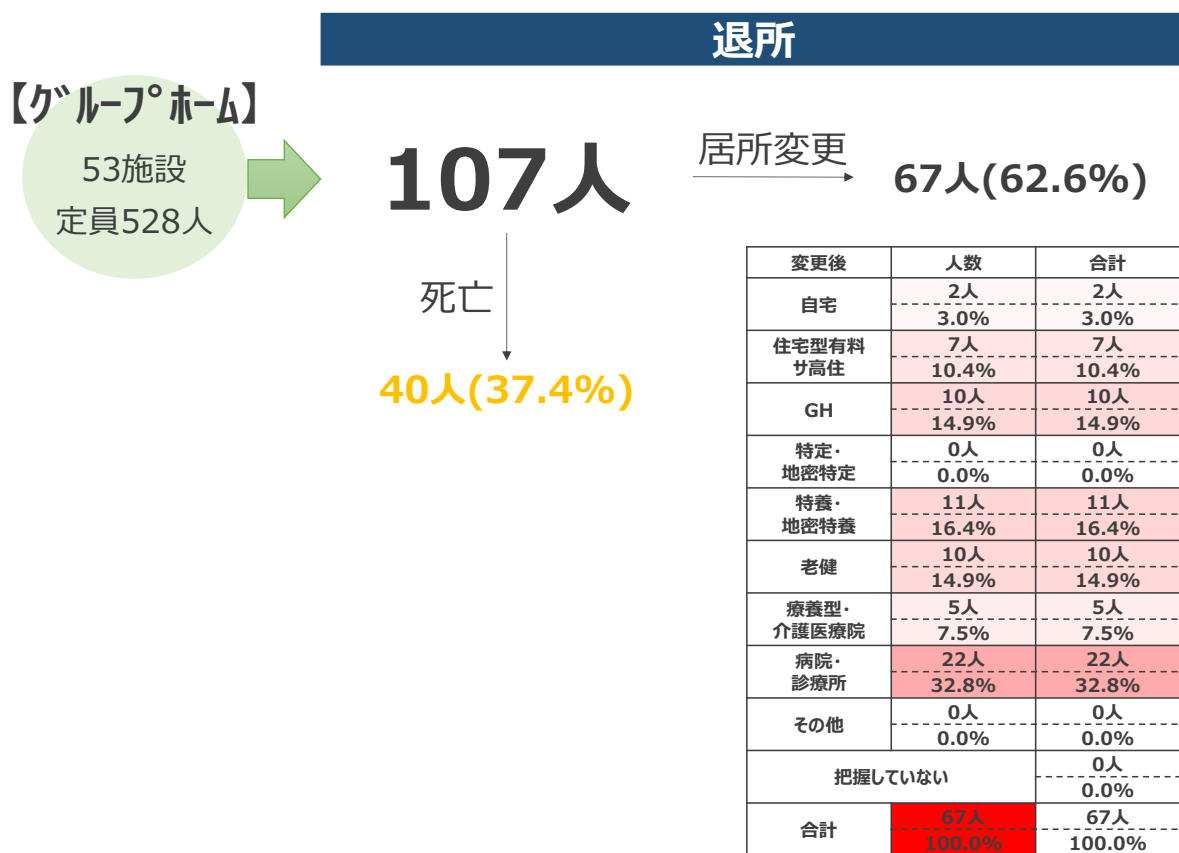
<特定施設（地域密着型含む）>



※施設で亡くなられた方に加え、病院等に搬送後、2週間以内に死亡された方も「死亡退去」としてカウントしている。また、搬送されてから2週間よりも後に死亡された方は、各搬送先にカウントしている。

図表 1-89 過去1年間に退去した人の人数

<認知症対応型共同生活介護>



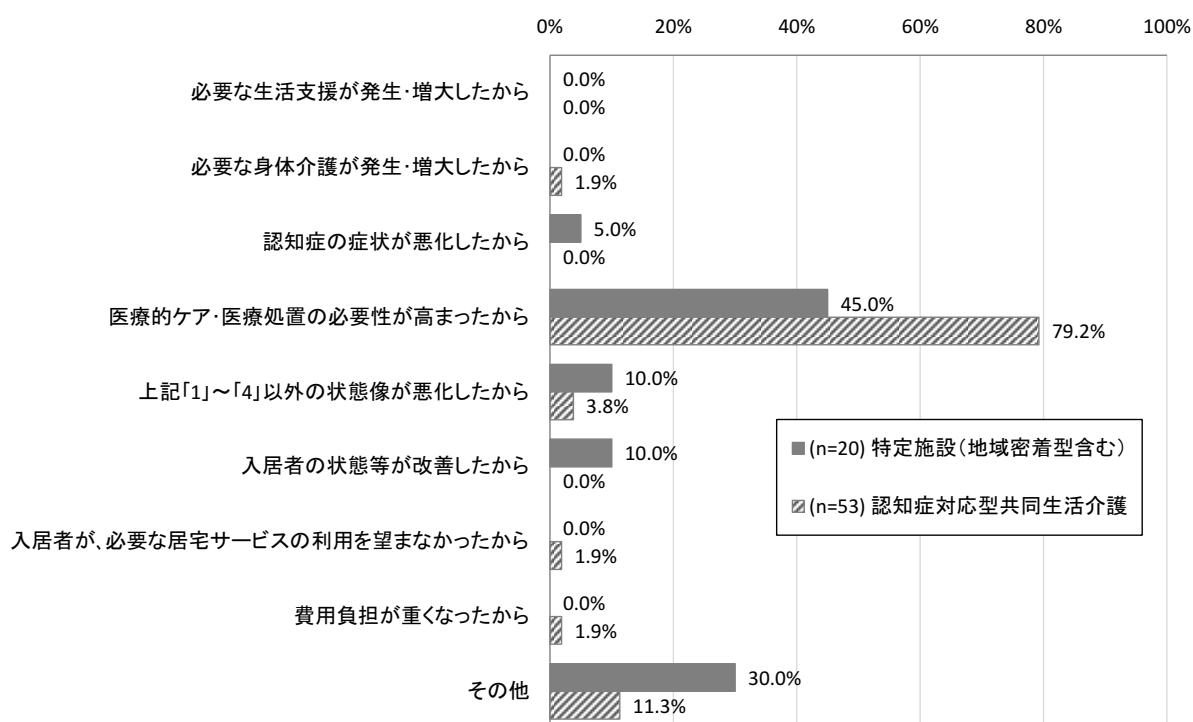
※施設で亡くなられた方に加え、病院等に搬送後、2週間以内に死亡された方も「死亡退去」としてカウントしている。また、搬送されてから2週間よりも後に死亡された方は、各搬送先にカウントしている。

## ② 入居者が退居する理由

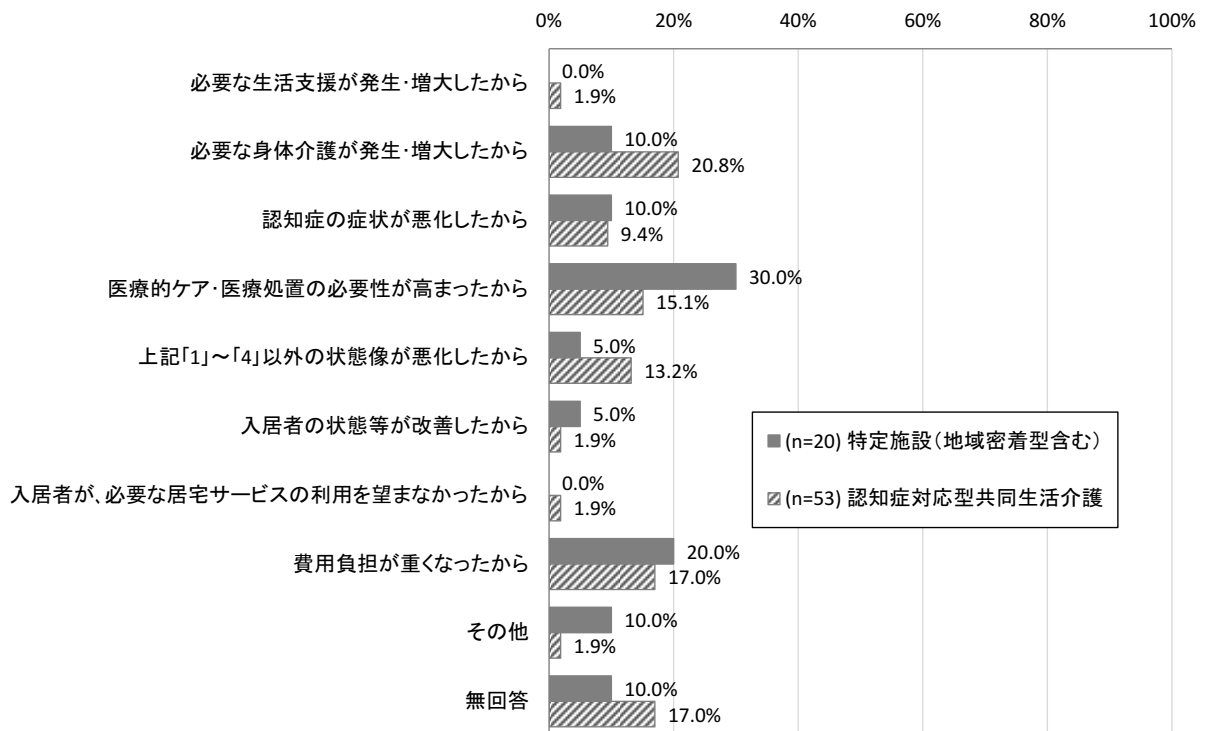
入居者が退居する理由（第1位）は、特定施設入居者生活介護では、「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」が45.0%と最も高く、次いで「その他」が30.0%、「1」～「4」以外の状態像が悪化したから」「入居者の状態等が改善したから」が10.0%であった。認知症対応型共同生活介護では、「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」が79.2%と最も高く、次いで「その他」が11.3%、「1」～「4」以外の状態像が悪化したから」が3.8%であった。

入居者が退去する理由（順位不問）は、特定施設入居者生活介護では、「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」が80.0%と最も高く、次いで「費用負担が重くなったから」「その他」が50.0%であった。認知症対応型共同生活介護では、「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」が96.2%と最も高く、次いで「必要な身体介護が発生・増大したから」「費用負担が重くなったから」が34.0%であった。

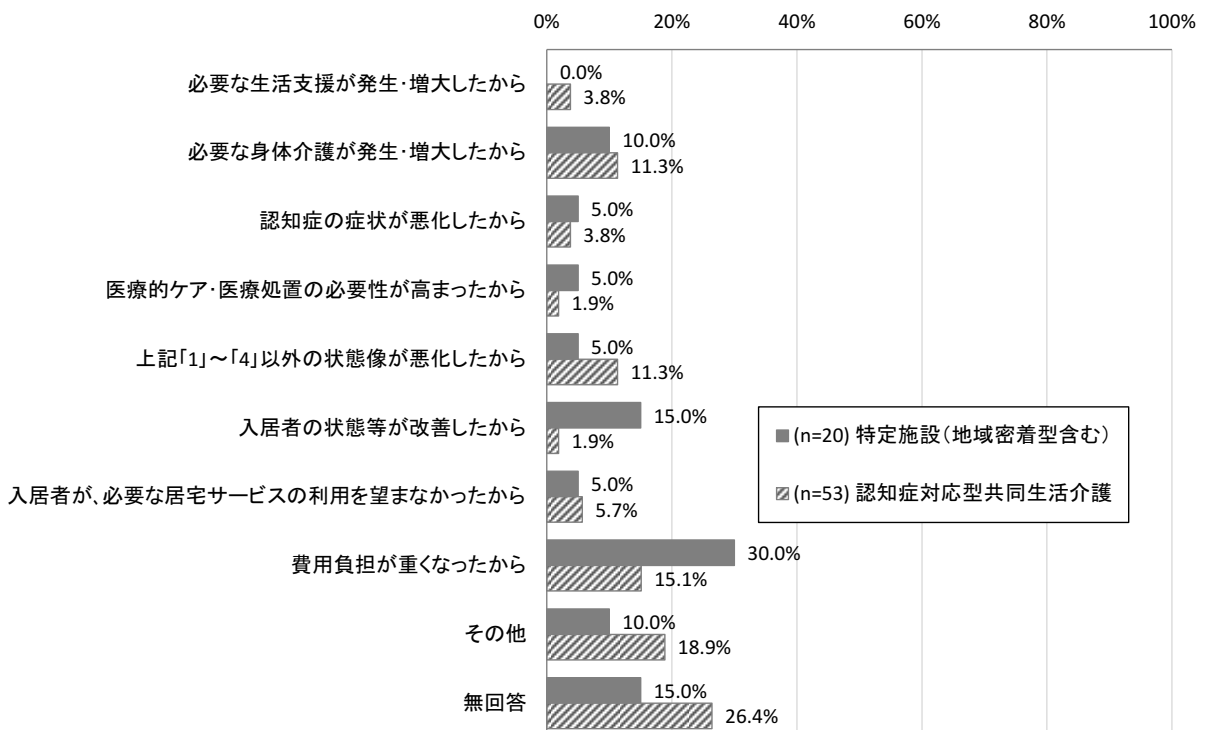
図表 1-90 入居者が退去する理由<第1位>



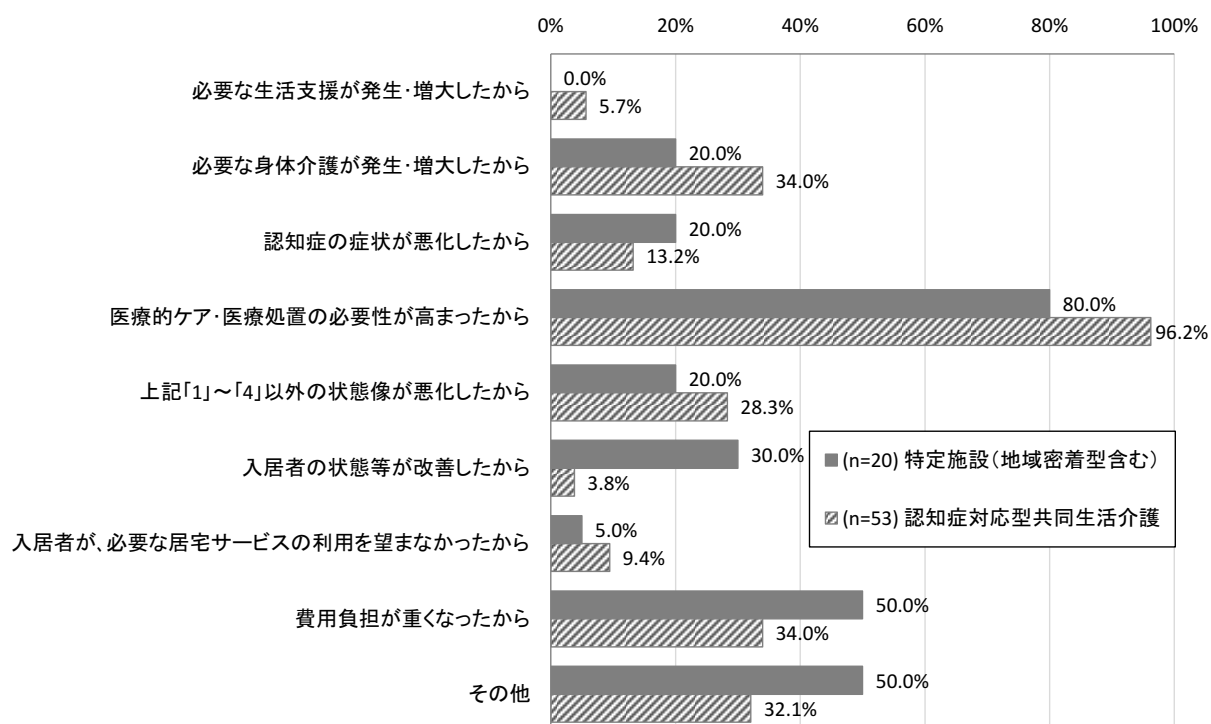
図表 1-9 1 入居者が退去する理由<第2位>



図表 1-9 2 入居者が退去する理由<第3位>



図表 1-93 入居者が退去する理由<順位不問>



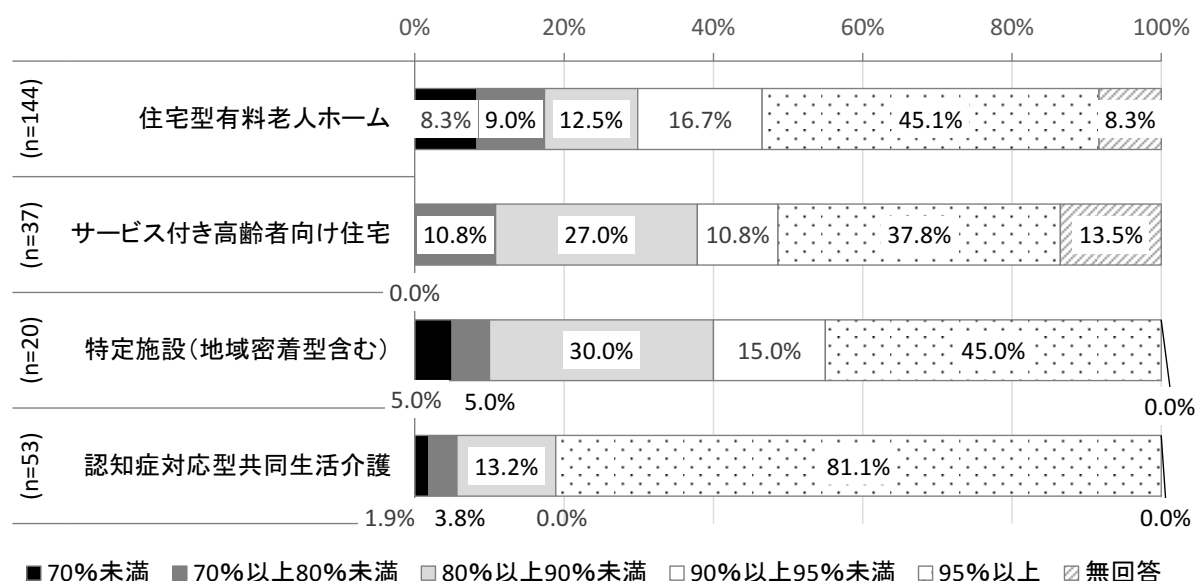
## 2.4 各調査の比較

### (1) 施設・住まいの概要

#### ① 入居率

入居率が「95%以上」の割合をみると、「認知症対応型共同生活介護」が81.1%と最も高く、次いで「住宅型有料老人ホーム」が45.1%、「サービス付き高齢者向け住宅」が37.8%であった。

図表 1-94 入居率

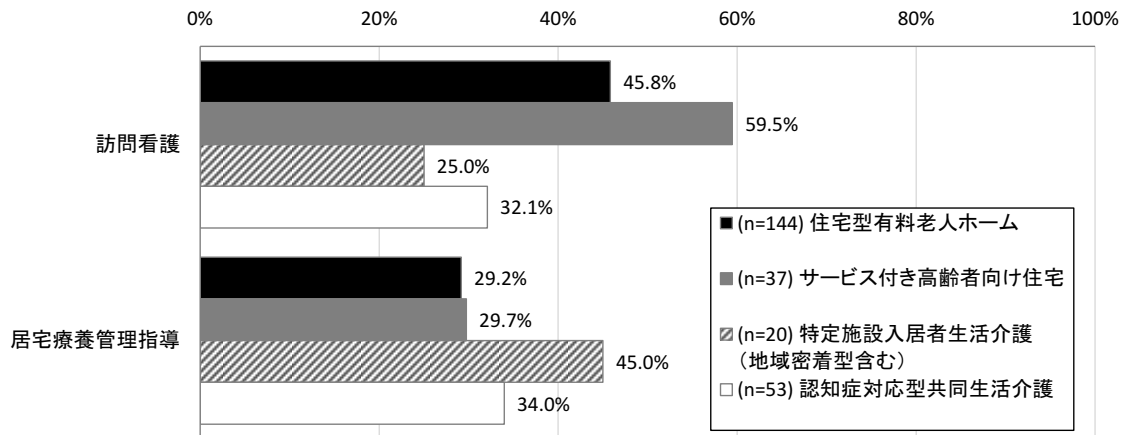


#### ② 入居者が利用しているサービス事業所

入居者が利用しているサービス事業所で「訪問看護」を選択した施設・住まい等の割合は、「サービス付き高齢者向け住宅」が59.5%と最も高く、次いで「住宅型有料老人ホーム」が45.8%、「認知症対応型共同生活介護」が32.1%であった。

また、「居宅療養管理指導」を選択した施設・住まい等の割合は、「特定施設入居者生活介護」が45.0%と最も高く、次いで「認知症対応型共同生活介護」が34.0%、「サービス付き高齢者向け住宅」が29.7%であった。

図表 1-95 入居者が利用しているサービス事業所  
 ※比較可能なサービスのみ掲載



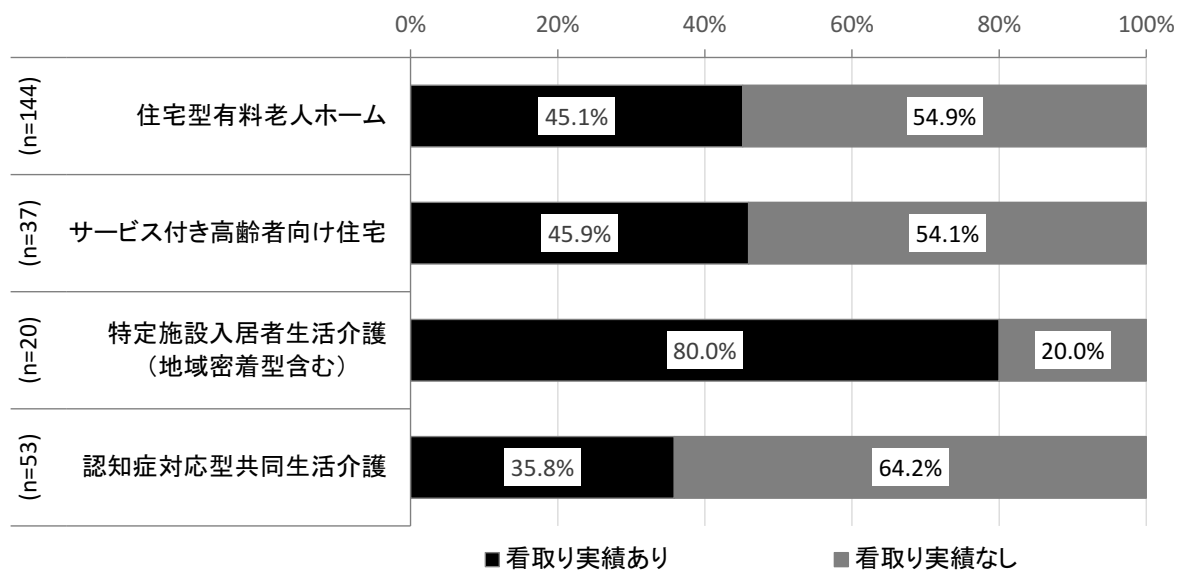


## (2) 看取り対応・救急搬送の状況

### ① 過去1年間における看取り実績の有無

過去1年間における看取り実績「あり」の割合は、「特定施設入居者生活介護」が80.0%と最も高く、次いで「サービス付き高齢者向け住宅」が45.9%、「住宅型有料老人ホーム」が45.1%であった。

図表 1-96 過去1年間における看取り実績の有無

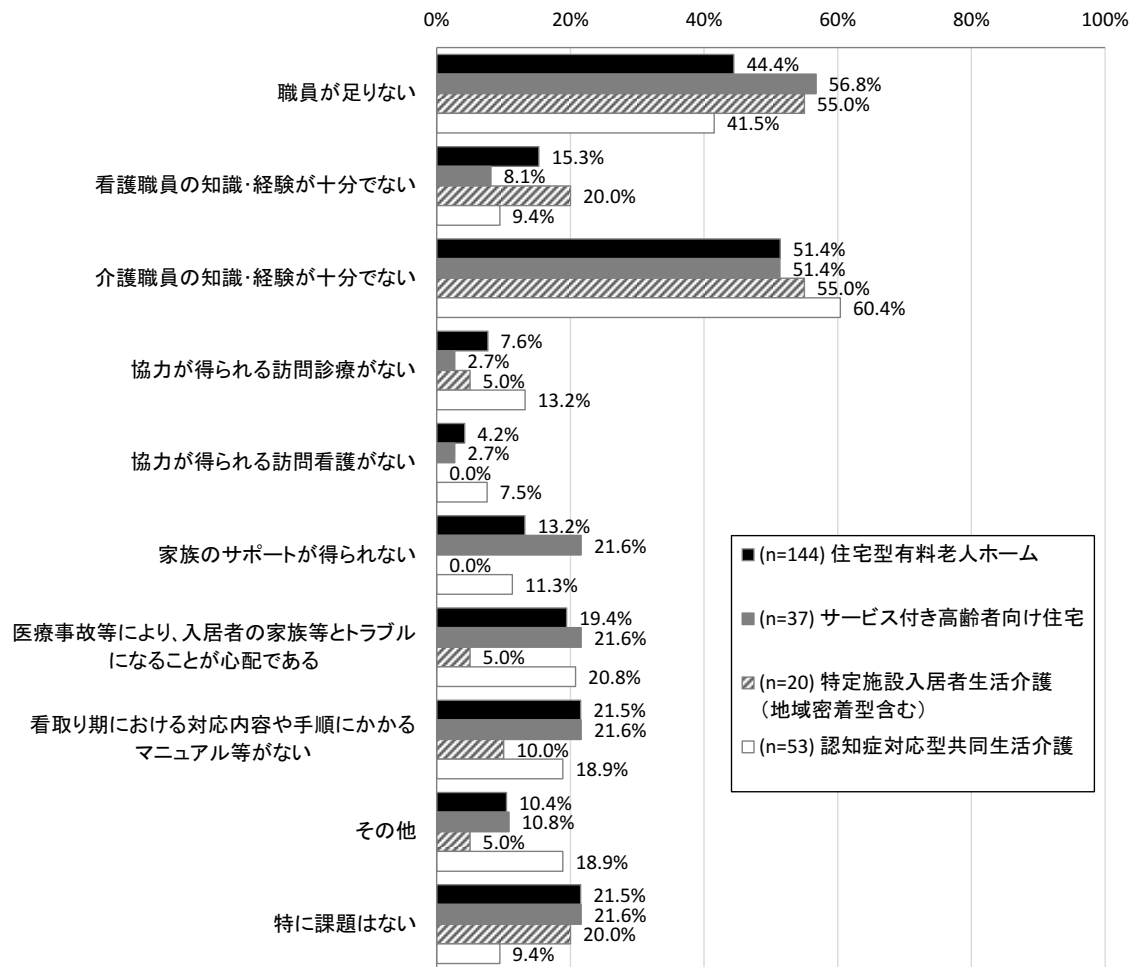


## ② 看取りにおいて課題に感じていること

看取りにおいて課題に感じていることは、すべての施設・住まいサービスにおいて「介護職員の知識・経験が少ない」が約5～6割と最も高く、次いで「職員が足りない」が5割前後となっていた。

また、「特に課題はない」の割合は、「認知症対応型共同生活介護」は9.4%であるのに対し、その他の施設・住まいでは約2割であった。

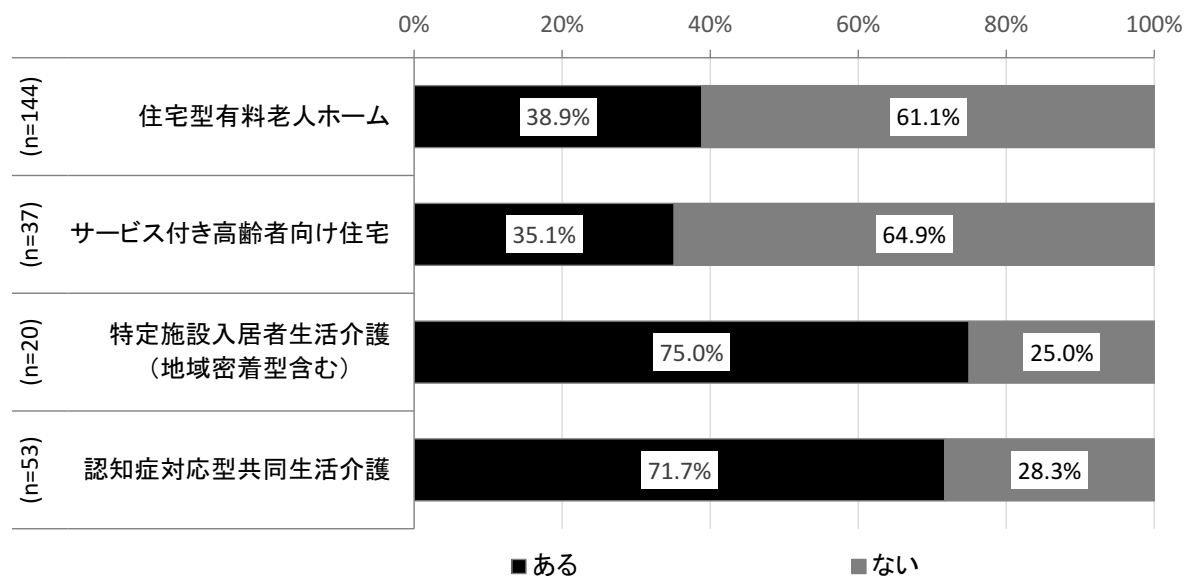
図表 1-97 看取りにおいて課題に感じていること



### ③ 入居者の看取り期における対応や手順にかかるマニュアル等の有無

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者の看取り期における対応や手順にかかるマニュアル等の「あり」の割合は、特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護と比較して半分程度であった。

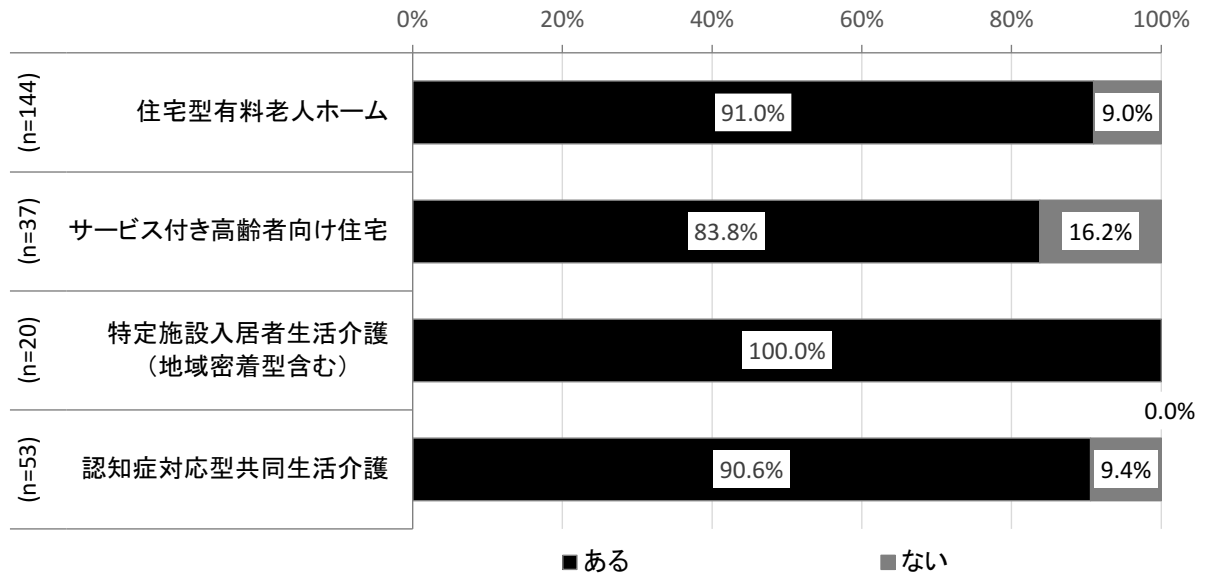
図表 1-98 入居者の看取り期における対応や手順にかかるマニュアル等の有無



## 救急時の対応や手順にかかるマニュアル等の有無

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の救急時の対応や手順にかかるマニュアル等の「あり」の割合は8割～9割であり、特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護と比較してやや低くなっていた。

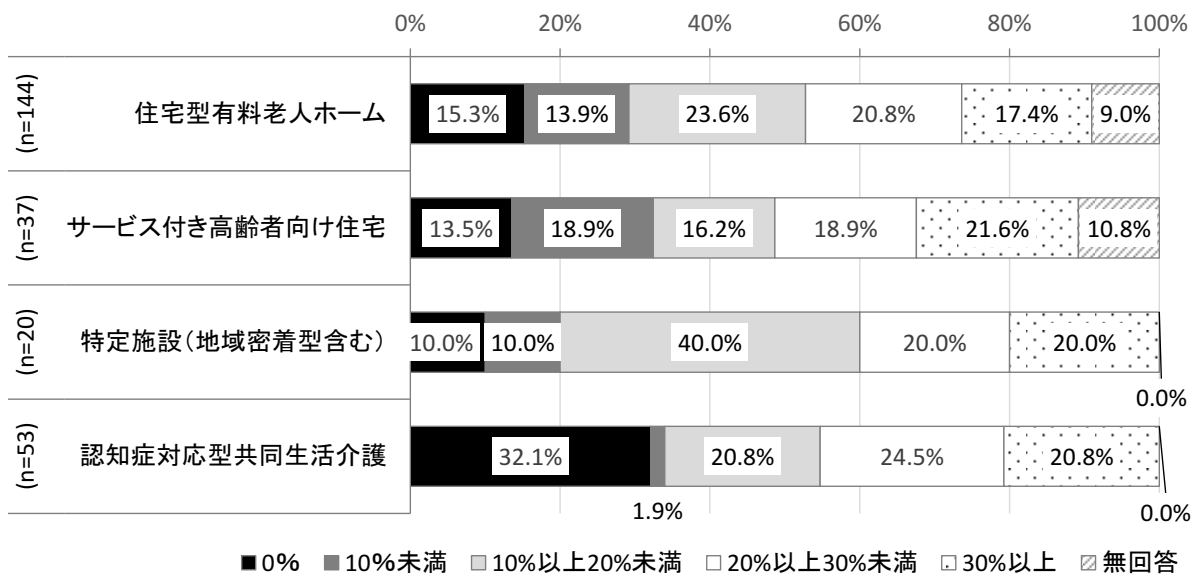
図表 1-99 救急時の対応や手順にかかるマニュアル等の有無



④ 過去1年間に救急搬送された方の人数

入居者数に対する過去1年間の救急搬送者数で「0%」の割合は、「認知症対応型共同生活介護」が32.1%と最も高く、次いで「住宅型有料老人ホーム」が15.3%、「サービス付き高齢者向け住宅」が13.5%であった。

図表 1-100 入居者数に対する過去1年間の救急搬送者数

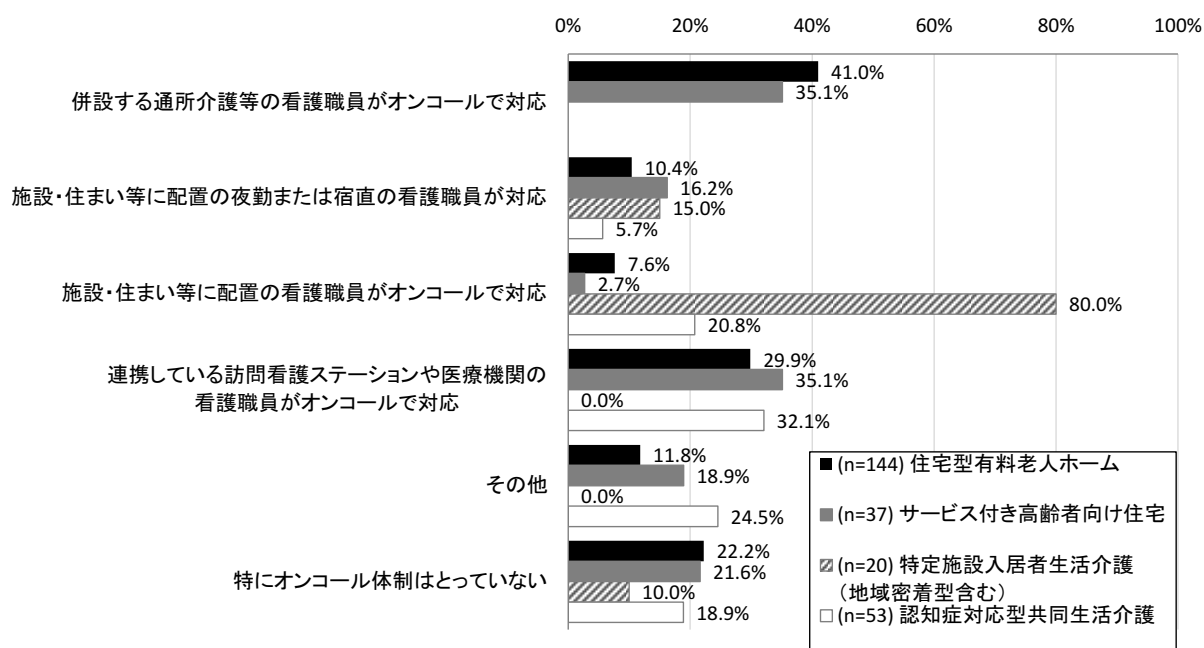


### (3) 職員体制

#### ① 夜間の看護体制

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の夜間の看護体制は、「併設する通所介護等の看護職員がオンコールで対応」「連携している訪問看護ステーションや医療機関の看護職員がオンコールで対応」の割合が高く、外部の看護職員が対応している住まいが多いのに対し、特定施設入居者生活介護では「施設・住まい等に配置の看護職員がオンコールで対応」の割合が高く、内部の看護職員が対応しているという結果であった。

図表 1-101 夜間の看護体制



※選択肢「併設する通所介護等の看護職員がオンコールで対応」は、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム票のみ設定

#### (4) 入居者の状況

##### ① 入居者の要介護度分布

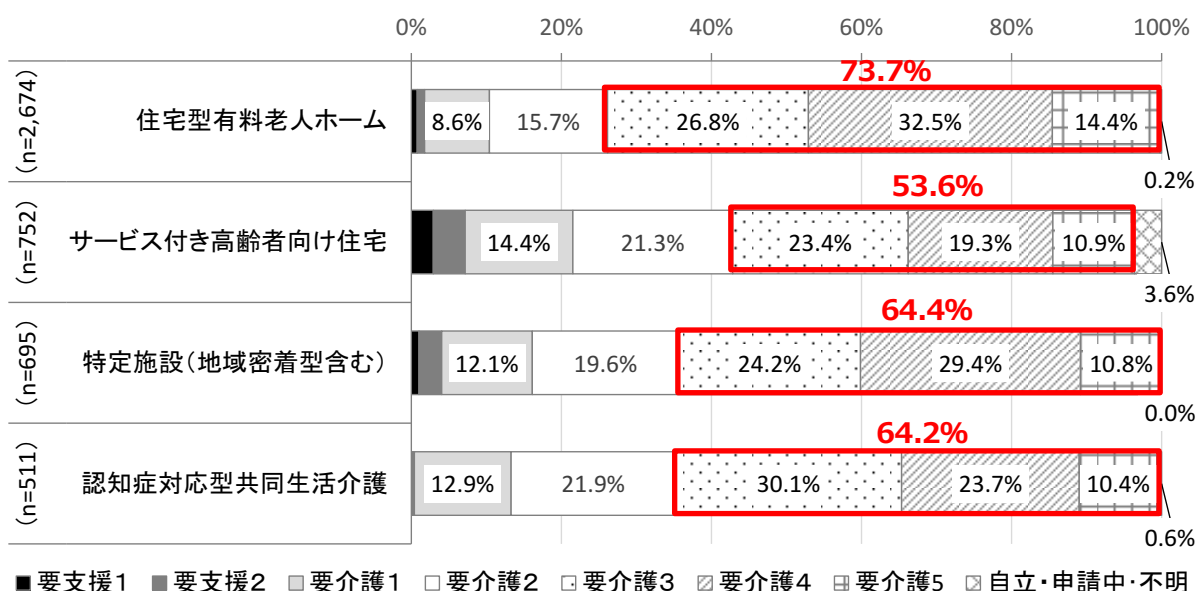
入居者の要介護度分布は、要介護3以上の割合が、住宅型有料老人ホームでは73.7%と、他の施設・住まい等と比較してやや高くなっていた。

また、入居者に占める要介護3以上の割合が90%以上である住まいは、住宅型有料老人ホームでは22.9%と、他の施設・住まい等と比較してやや高くなっていた。

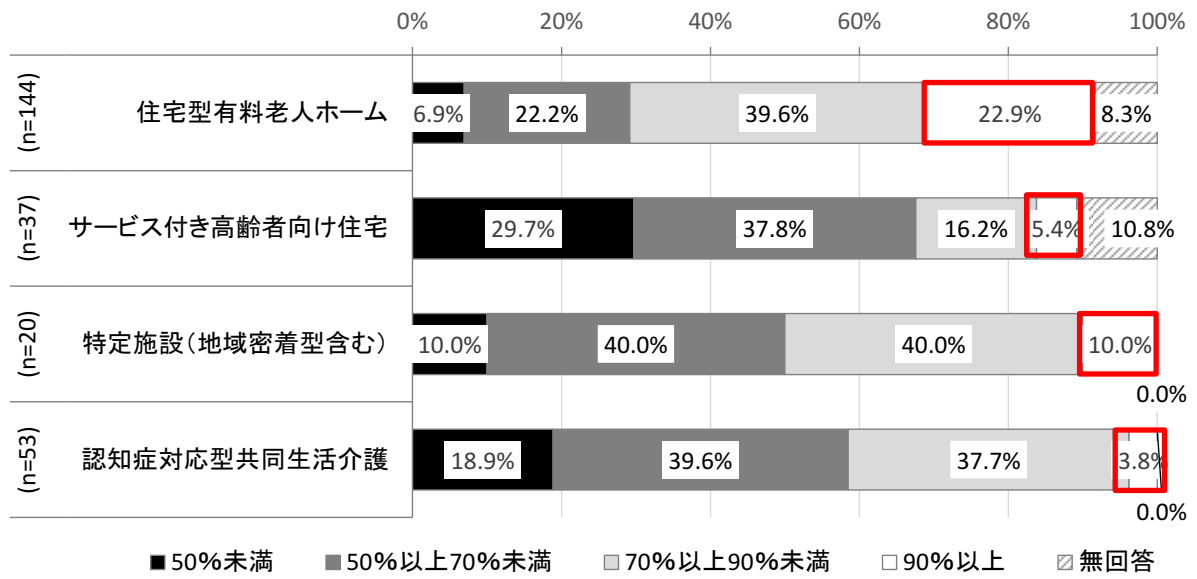
図表 1-102 入居者の要介護度分布（積み上げ）

※住宅型有料老人ホーム：132 住まい、サービス付き高齢者向け住宅：33 住まい

特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）：20 施設、認知症対応型共同生活介護：53 施設



図表 1-103 入居者に占める要介護3以上の割合



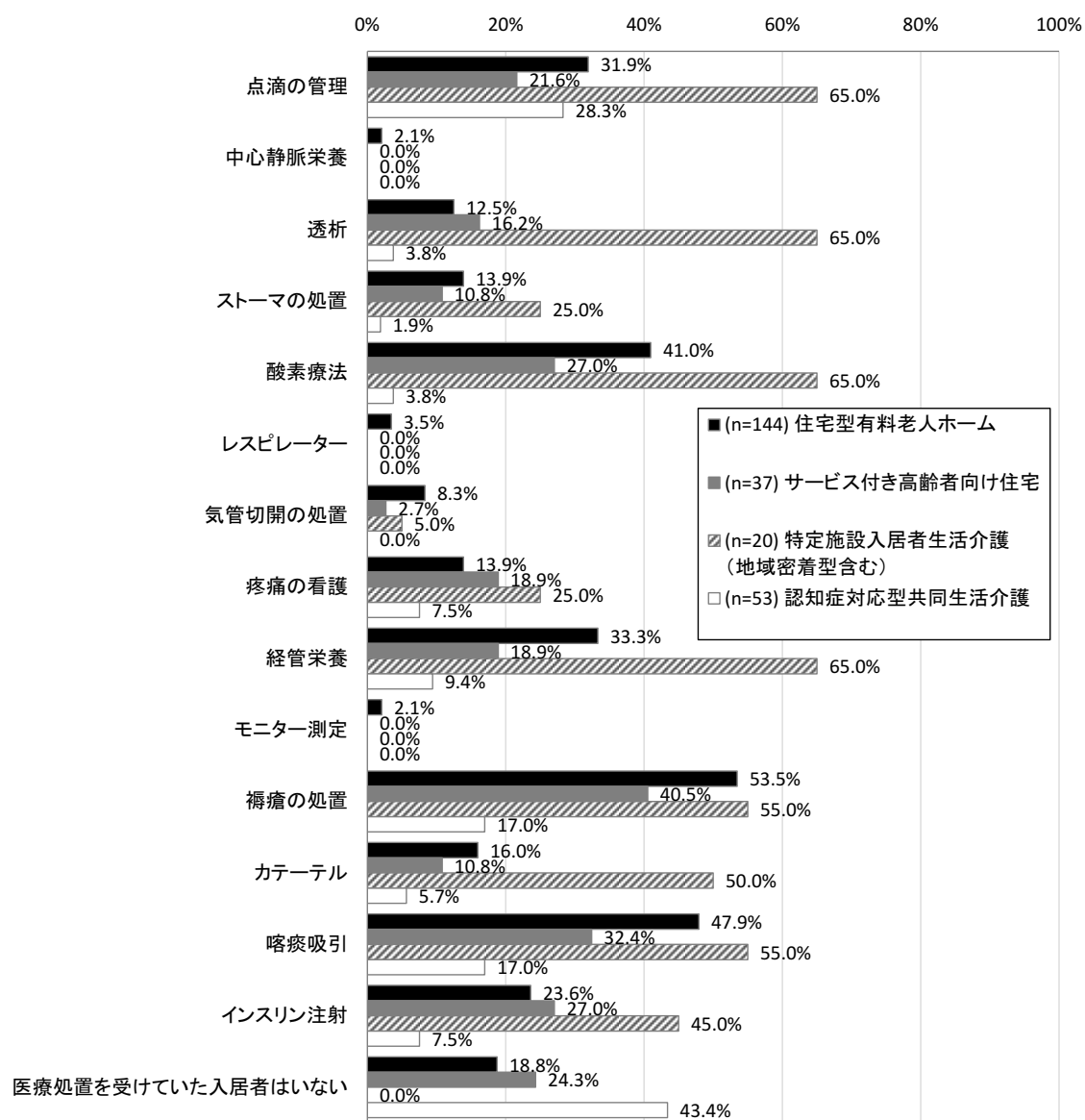


## ② 過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類

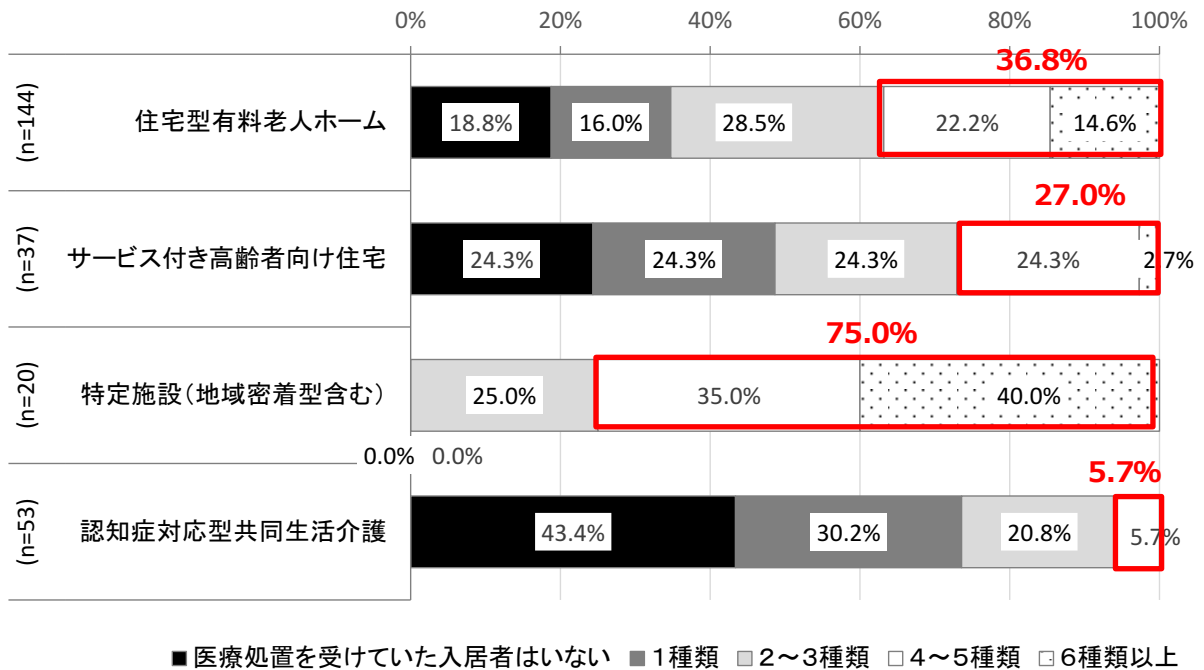
過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類は、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、すべての項目について特定施設入居者生活介護よりも割合が低いものの、認知症対応型共同生活介護と比較すると、多くの項目について割合が高くなっていった。

また、過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数が「4種類以上」の割合をみると、「特定施設入居者生活介護」が75%と最も高く、次いで「住宅型有料老人ホーム」が36.8%、「サービス付き高齢者向け住宅」が27.0%であった。

図表 1-104 過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類



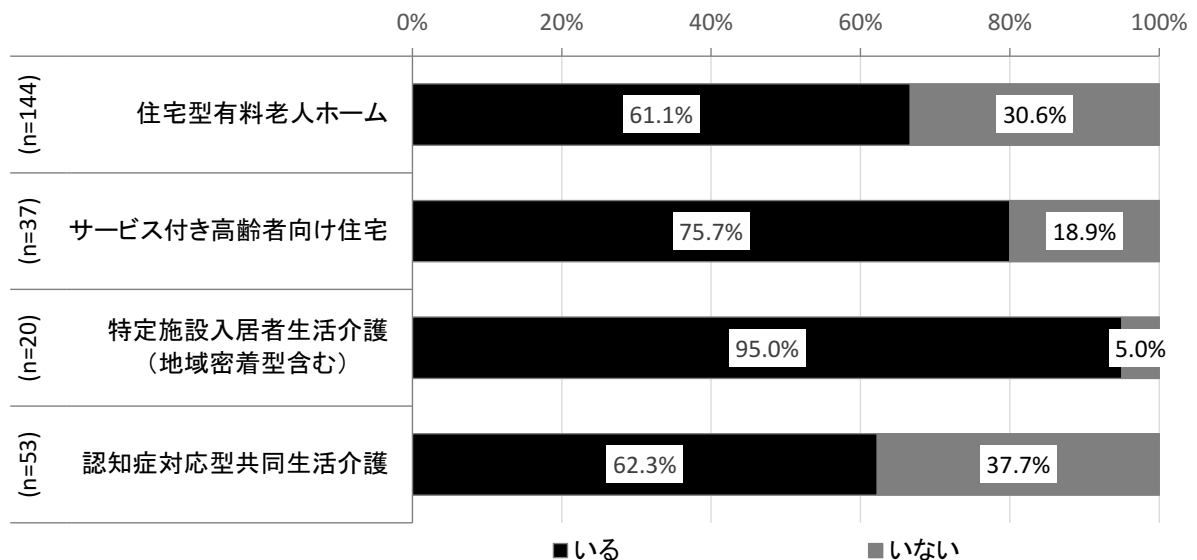
図表 1-105 過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数



③ 訪問診療を利用している入居者の有無

訪問診療を利用している入居者が「いる」の割合は、「特定施設入居者生活介護」が95.0%と最も高く、次いで「サービス付き高齢者向け住宅」が75.7%、「認知症対応型共同生活介護」が62.3%であった。

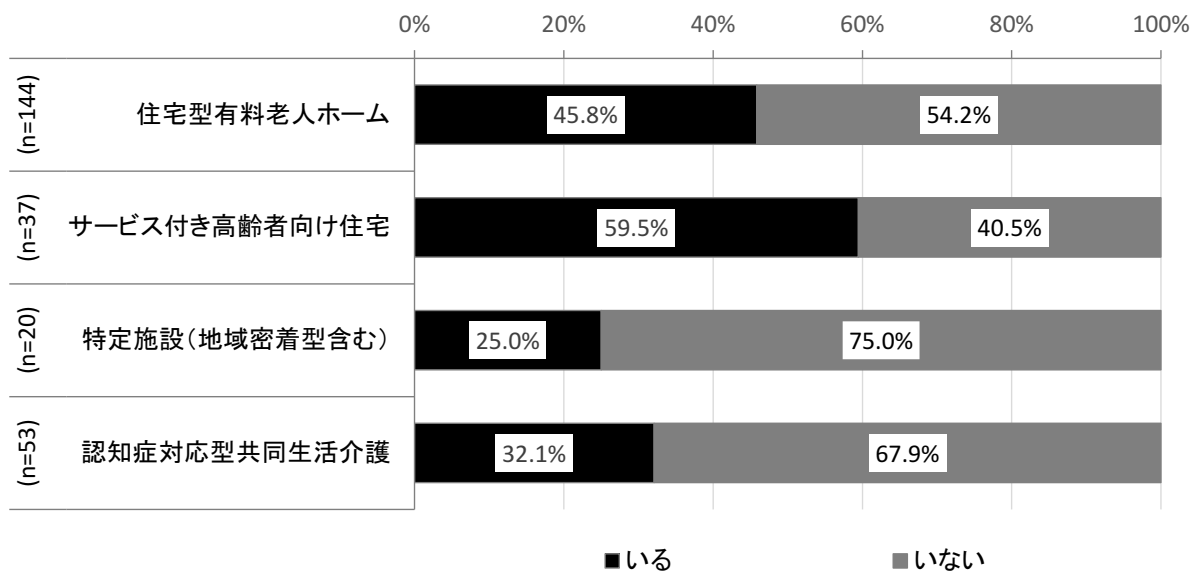
図表 1-106 訪問診療を利用している入居者の有無



④ 訪問看護を利用している入居者の有無

訪問看護を利用している入居者が「いる」の割合は、「サービス付き高齢者向け住宅」が59.5%と最も高く、次いで「住宅型有料老人ホーム」が45.8%、「認知症対応型共同生活介護」が32.1%であった。

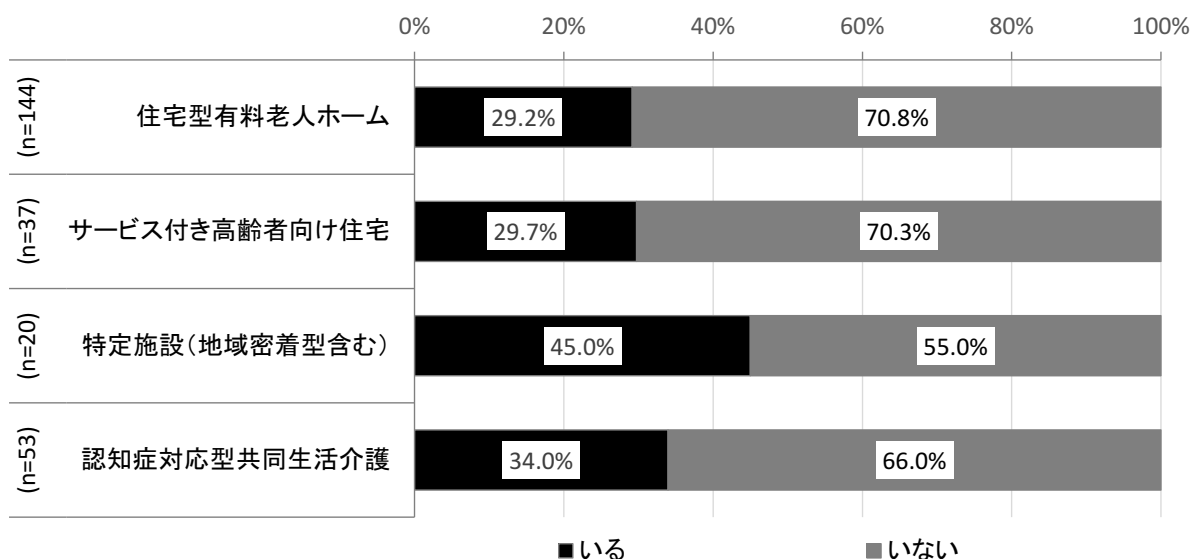
図表 1-107 訪問看護を利用している入居者の有無



⑤ 居宅療養管理指導を利用している入居者の有無

居宅療養管理指導を利用している入居者が「いる」の割合は、「特定施設入居者生活介護」が45.0%と最も高く、次いで「認知症対応型共同生活介護」が34.0%、「サービス付き高齢者向け住宅」が29.7%であった。

図表 1-108 居宅療養管理指導を利用している入居者の有無



## 第2章 介護レセプトデータの分析

### 1 分析の概要

#### 1.1 分析の目的

沖縄県の特徴的なサービス利用状況（通所介護の集中利用者が多い、通所介護の集中利用者の訪問看護利用率の低さ等）について集計を行い、現時点の実態を把握するとともに、3年前に実施した分析結果との比較を行うことで経年の比較と推移を把握する（新型コロナウイルスの影響等も含まれる）ことを目的として実施した。

#### 1.2 分析対象データの概要

沖縄県を通じて、沖縄県国民健康保険団体連合会から提供を受けた、介護給付費明細書データについて分析を行った。

##### (1) 対象レコード

沖縄県 41 市町村の介護レセプトデータ（介護給付費明細書）のうちの以下のレコード

H1（基本情報レコード）
D1（明細情報レコード）
D5（居宅サービス計画費情報レコード）
DD（明細情報（住所地特例）レコード）
T1（集計情報レコード）

※被保険者番号は、レセプト内において同一人物について紐づけができるよう、ランダム数値等に置換処理を実施

##### (2) 対象期間

令和3年8月審査（令和3年7月利用分）

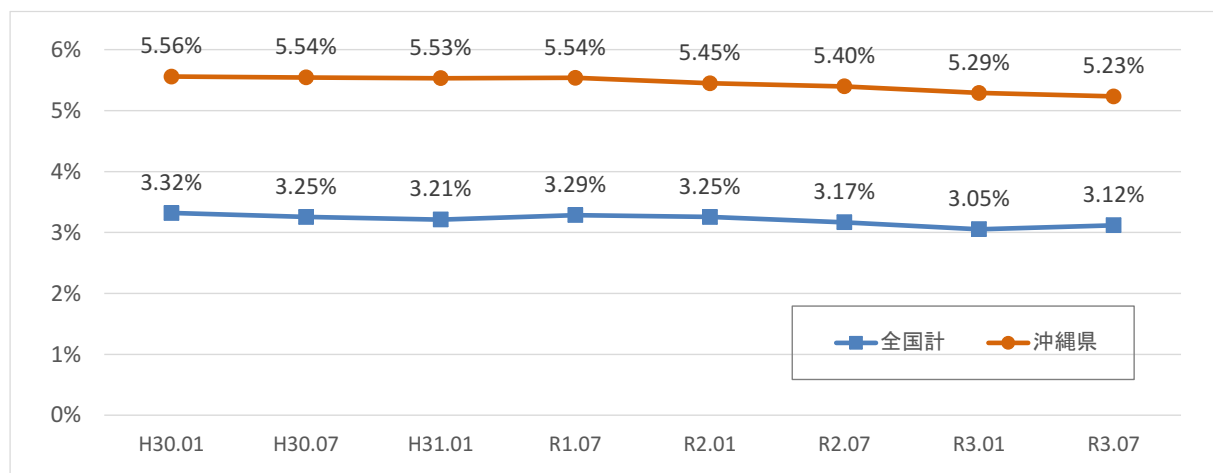
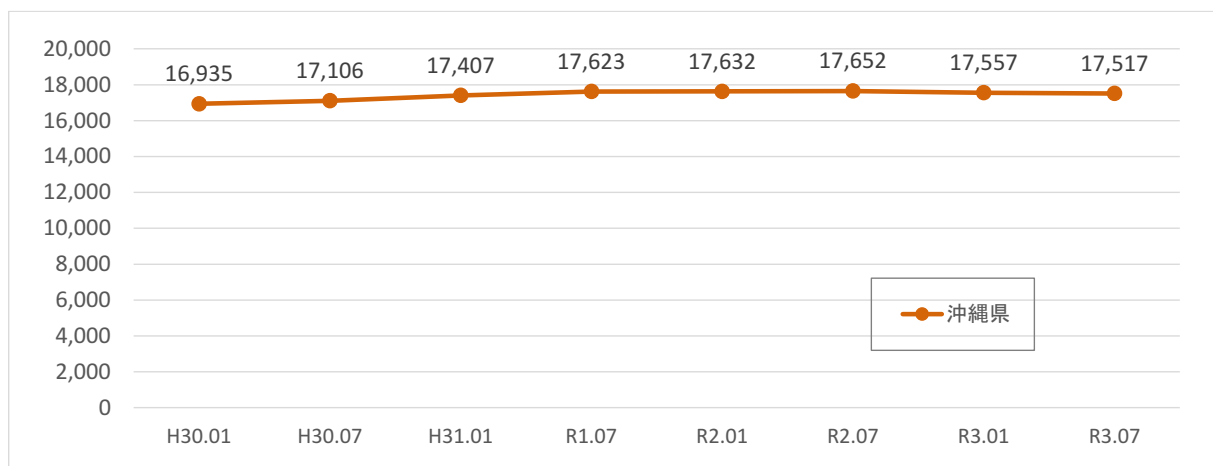
## 2 分析結果

### 2.1 分析結果

#### (1) 各サービスの受給者数の経年変化

図表 2-1 通所介護受給者数の経年変化（要介護1～5）

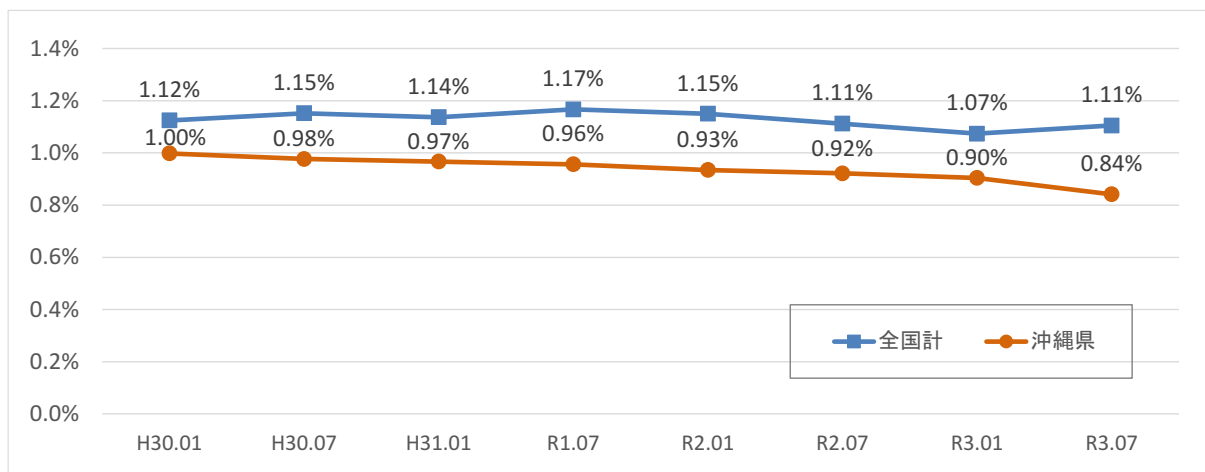
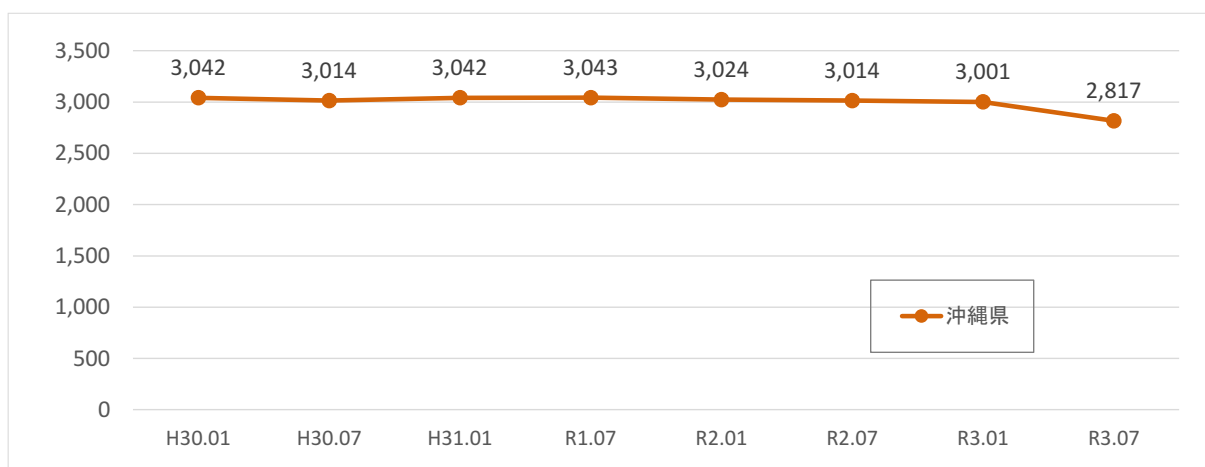
上図：受給者数 下図：受給率（受給者数／第1号被保険者数）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」から作成

図表 2-2 地域密着型通所介護受給者数の経年変化（要介護1～5）

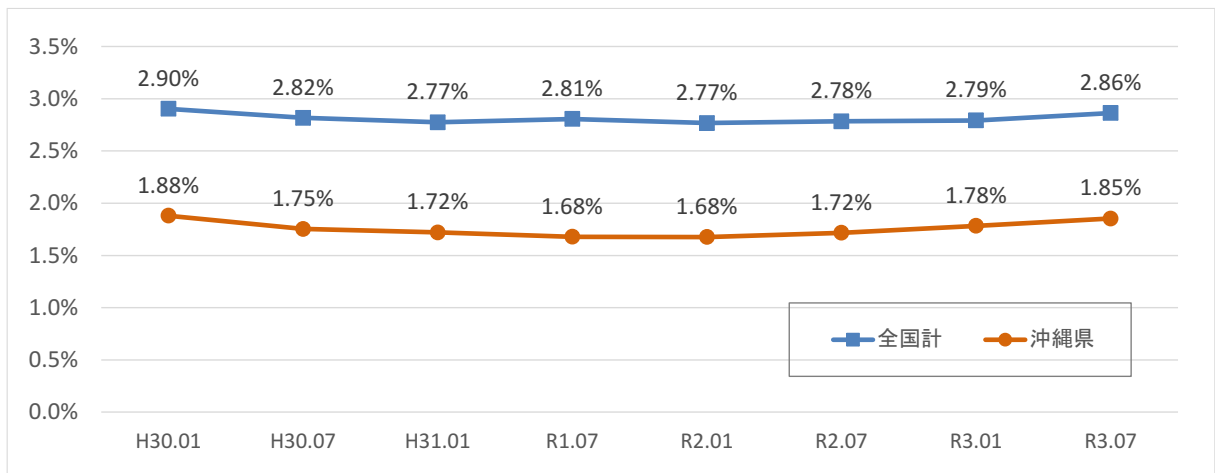
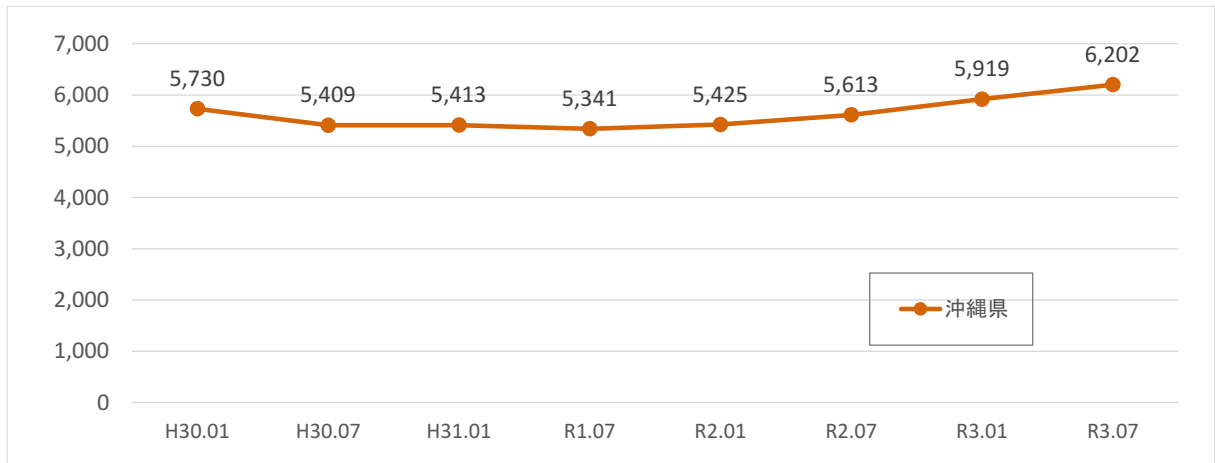
上図：受給者数 下図：受給率（受給者数／第1号被保険者数）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」から作成

図表 2-3 訪問介護受給者数の経年変化（要介護1～5）

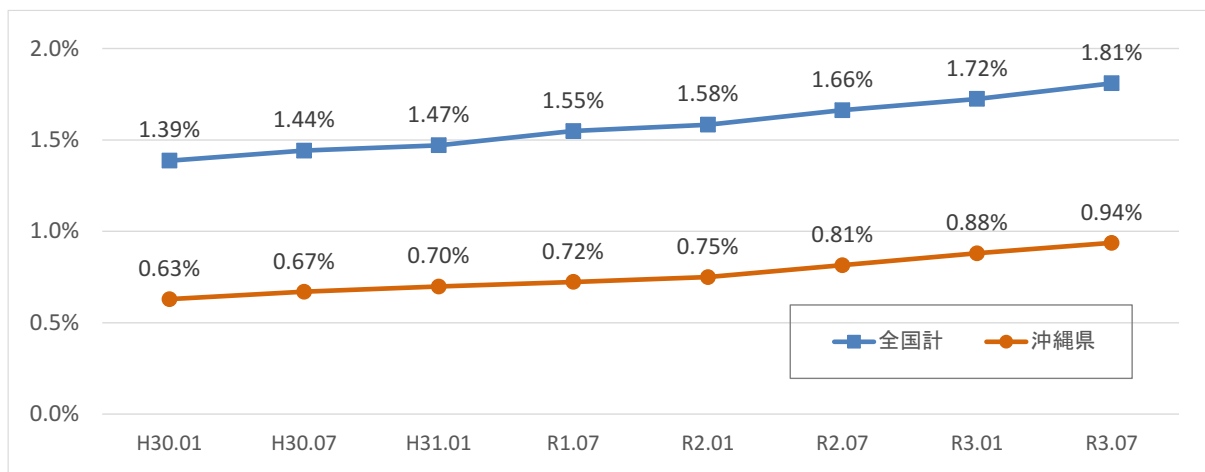
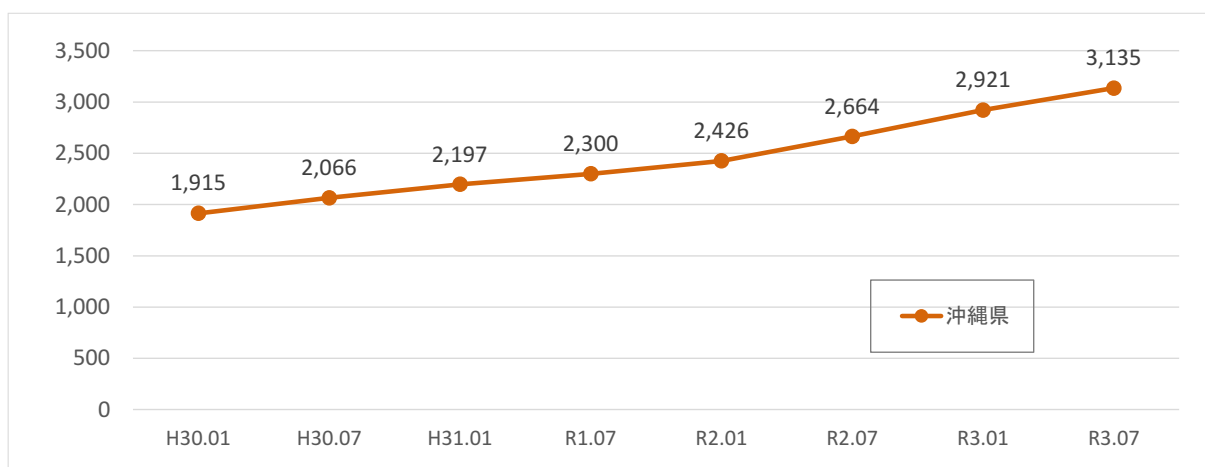
上図：受給者数 下図：受給率（受給者数／第1号被保険者数）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」から作成

図表 2-4 訪問看護受給者数の経年変化（要介護1～5）

上図：受給者数 下図：受給率（受給者数／第1号被保険者数）

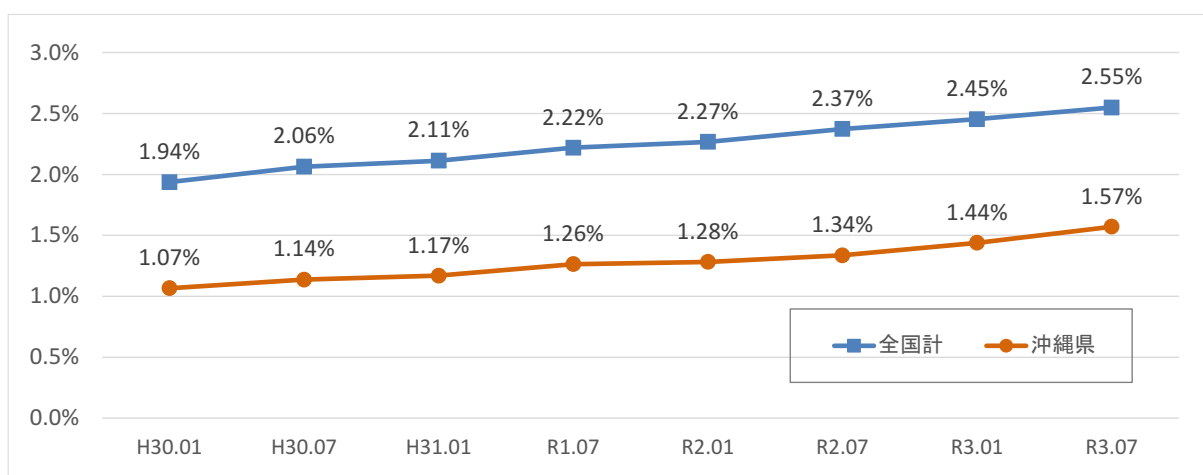
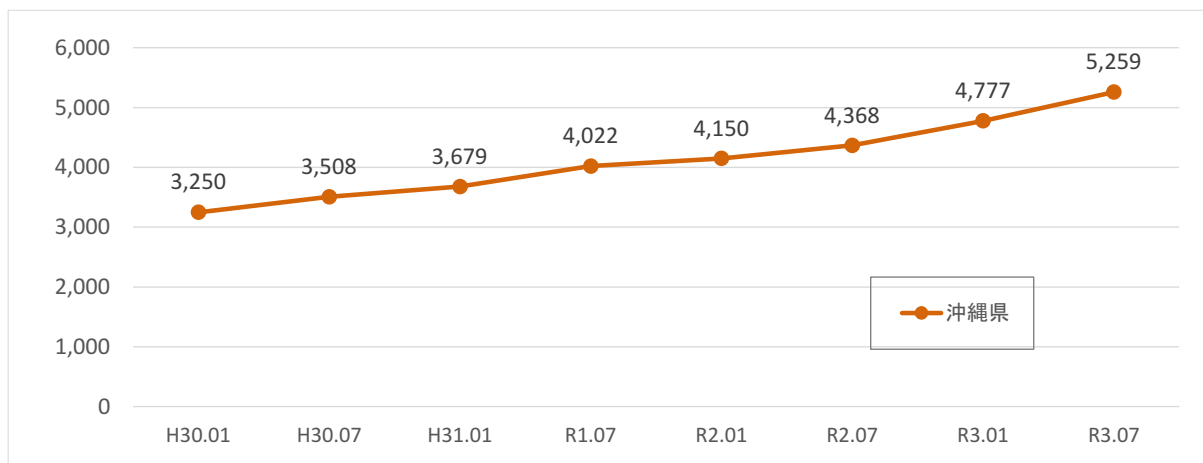


出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」から作成



図表 2-5 居宅療養管理指導受給者数の経年変化（要介護1～5）

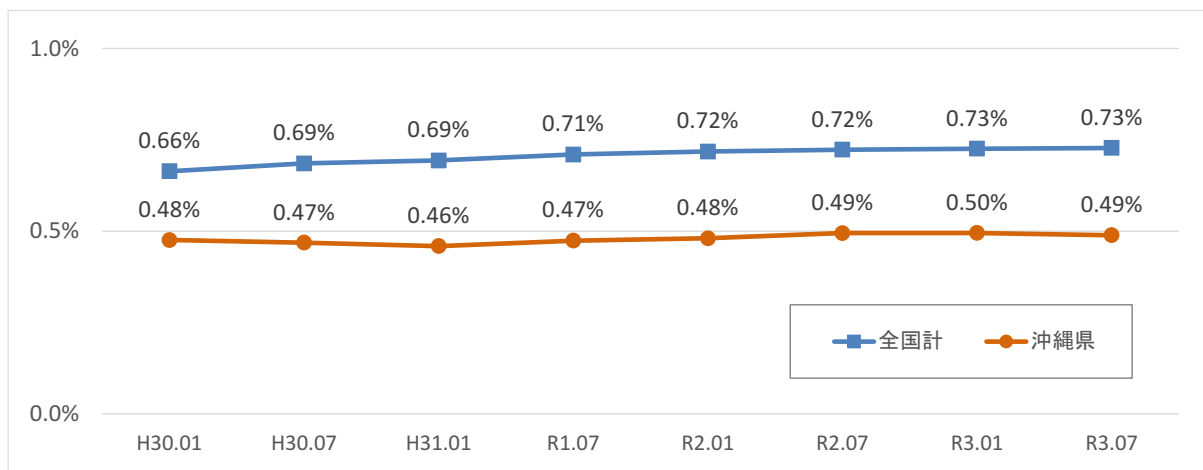
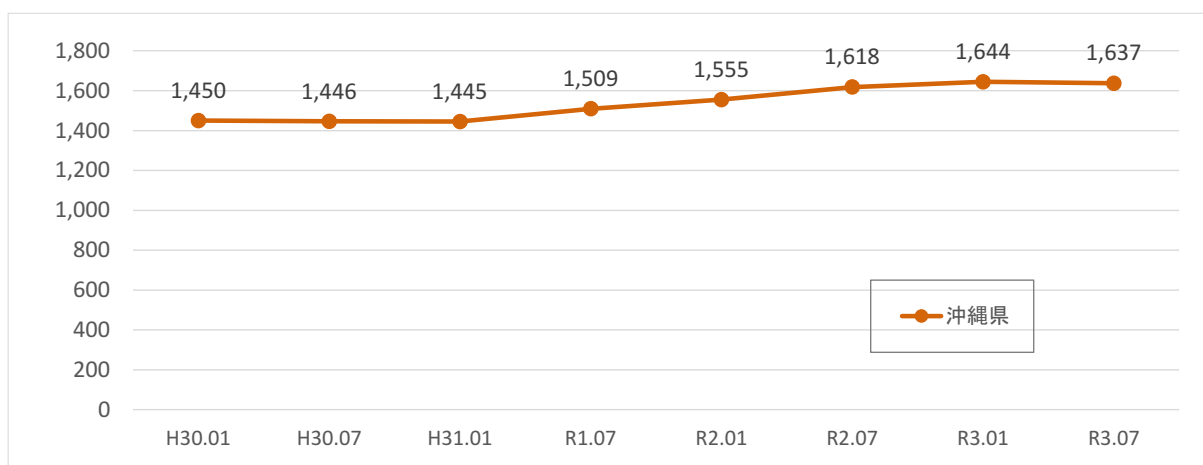
上図：受給者数 下図：受給率（受給者数／第1号被保険者数）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」から作成

図表 2-6 特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）受給者数の経年変化（要介護1～5）

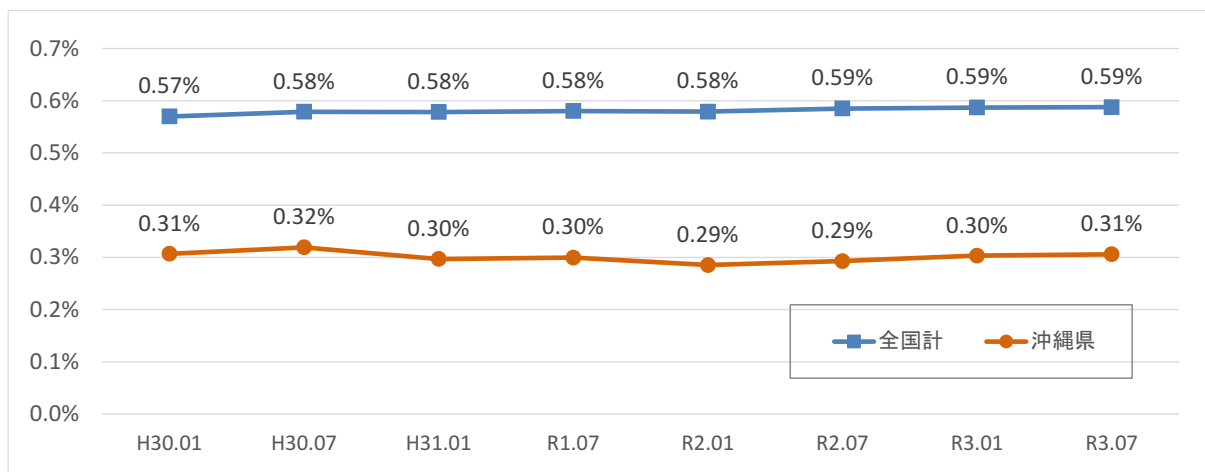
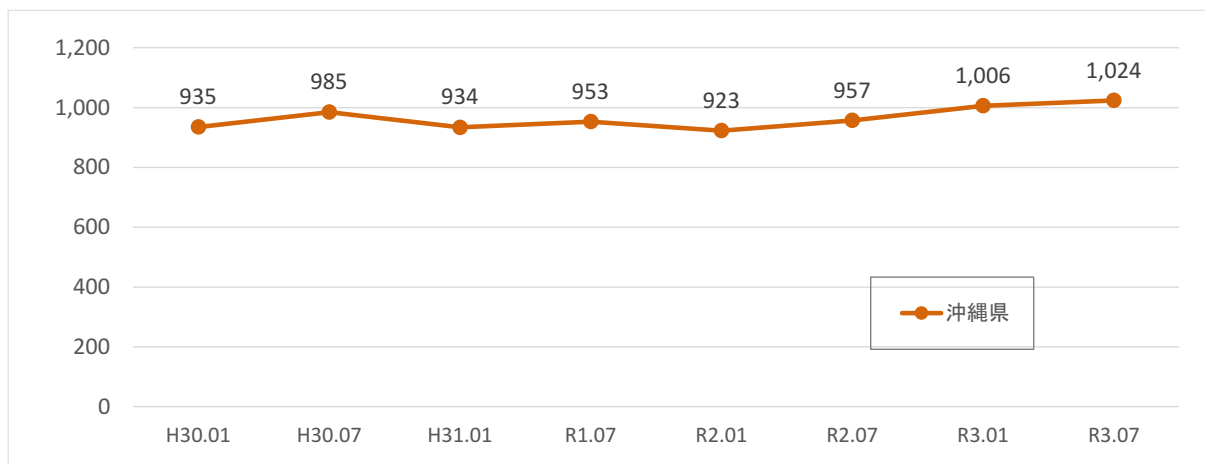
上図：受給者数 下図：受給率（受給者数／第1号被保険者数）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」から作成

図表 2-7 グループホーム受給者数の経年変化（要介護1～5）

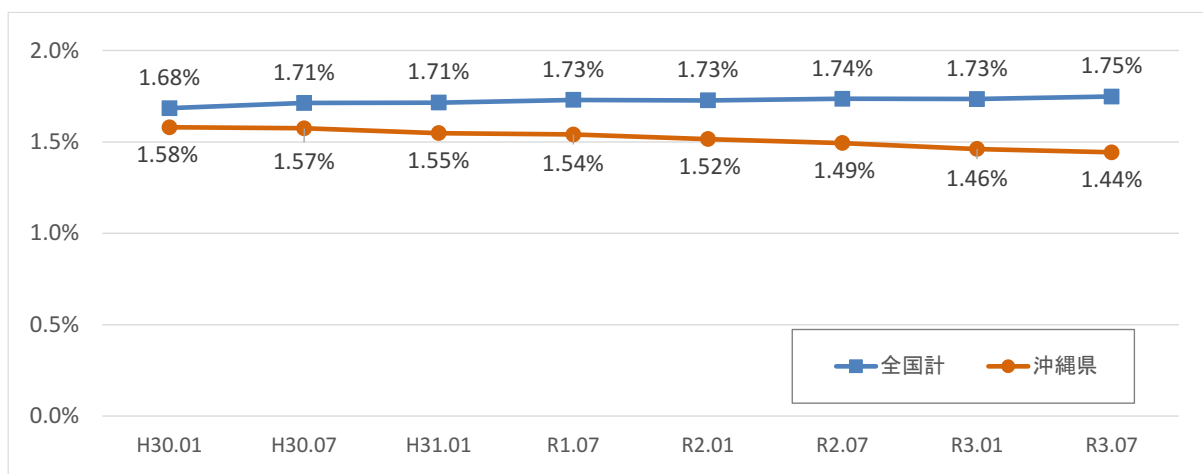
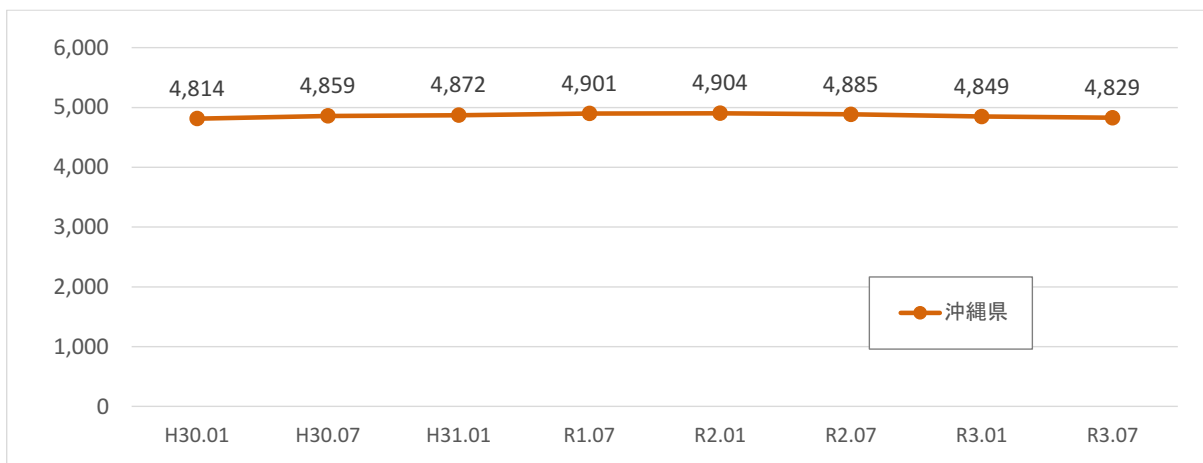
上図：受給者数 下図：受給率（受給者数／第1号被保険者数）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」から作成

図表 2-8 介護老人福祉施設（地域密着型含む）受給者数の経年変化（要介護1～5）

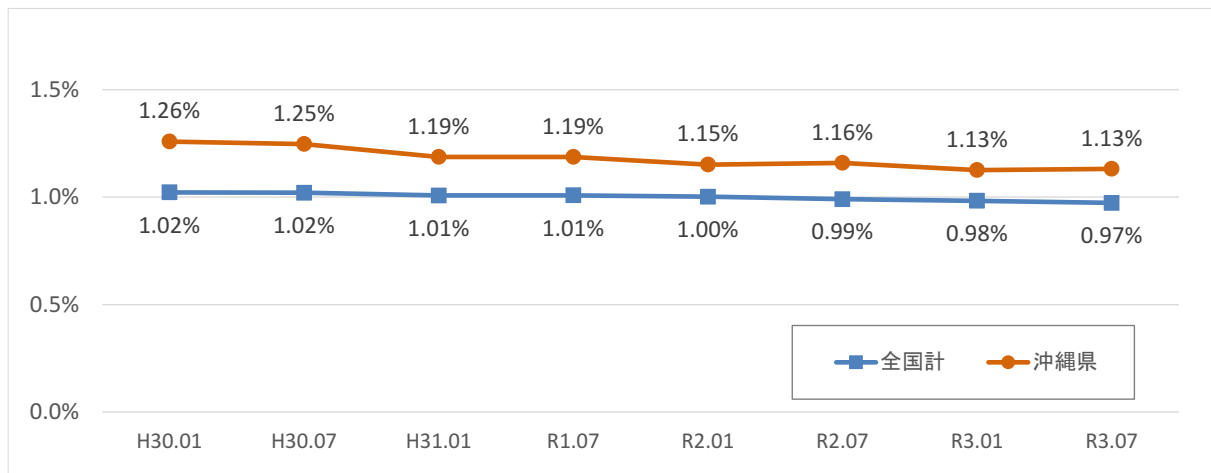
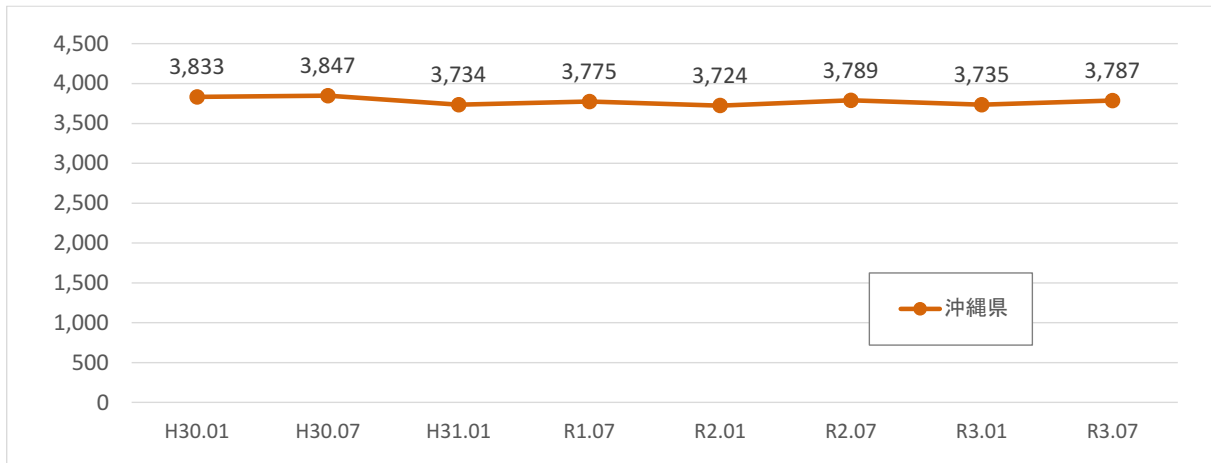
上図：受給者数 下図：受給率（受給者数／第1号被保険者数）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」から作成

図表 2-9 介護老人保健施設受給者数の経年変化（要介護1～5）

上図：受給者数 下図：受給率（受給者数／第1号被保険者数）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」から作成

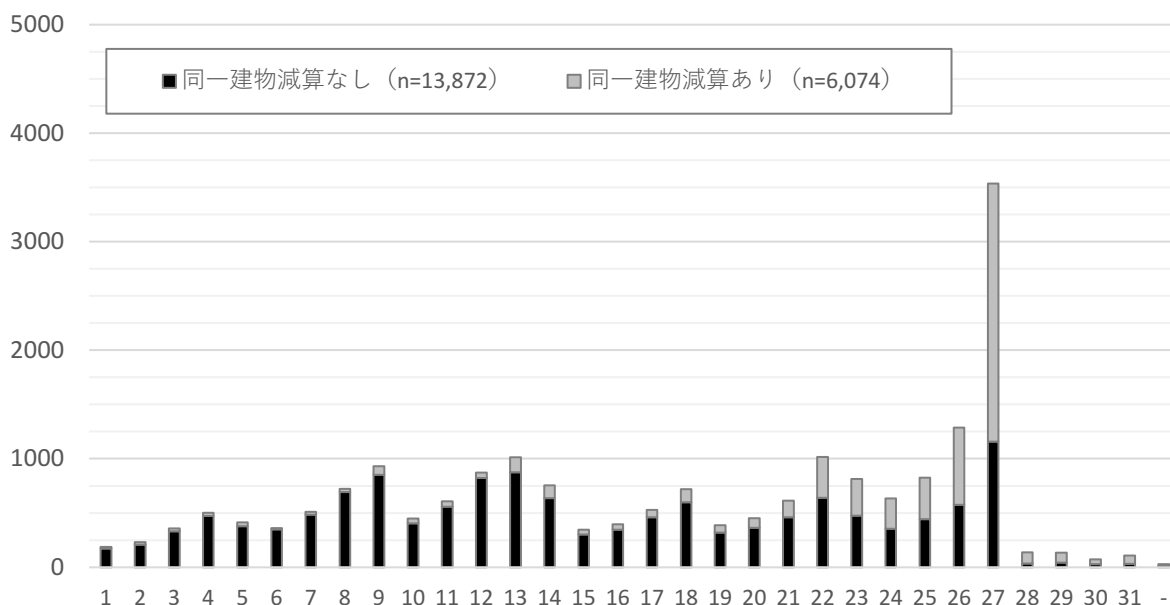
## (2) 通所介護利用者に関する分析

### ① 通所介護利用者の利用回数分布

通所介護利用者の1か月あたりの利用回数分布をみたところ、27回の利用者数が突出していた。

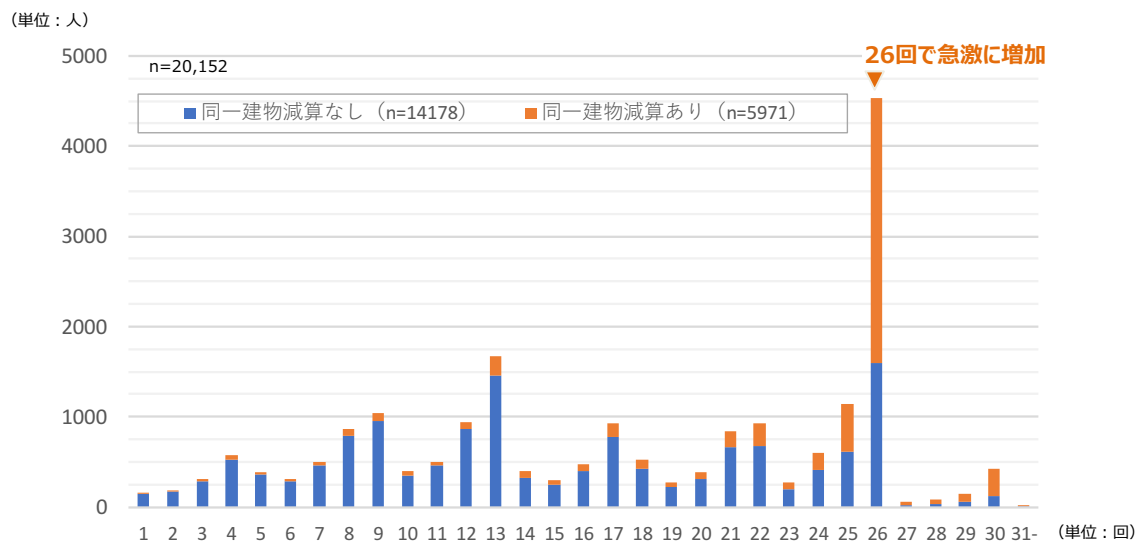
また、要介護度別にみたところ、要介護1～2では、特定の回数で突出するといった状況はみられなかった。一方で、要介護3～5では、27回の利用者数が突出する状況がみられた。

図表 2-10 通所介護利用者の利用回数分布（沖縄県全体・要介護1～5）



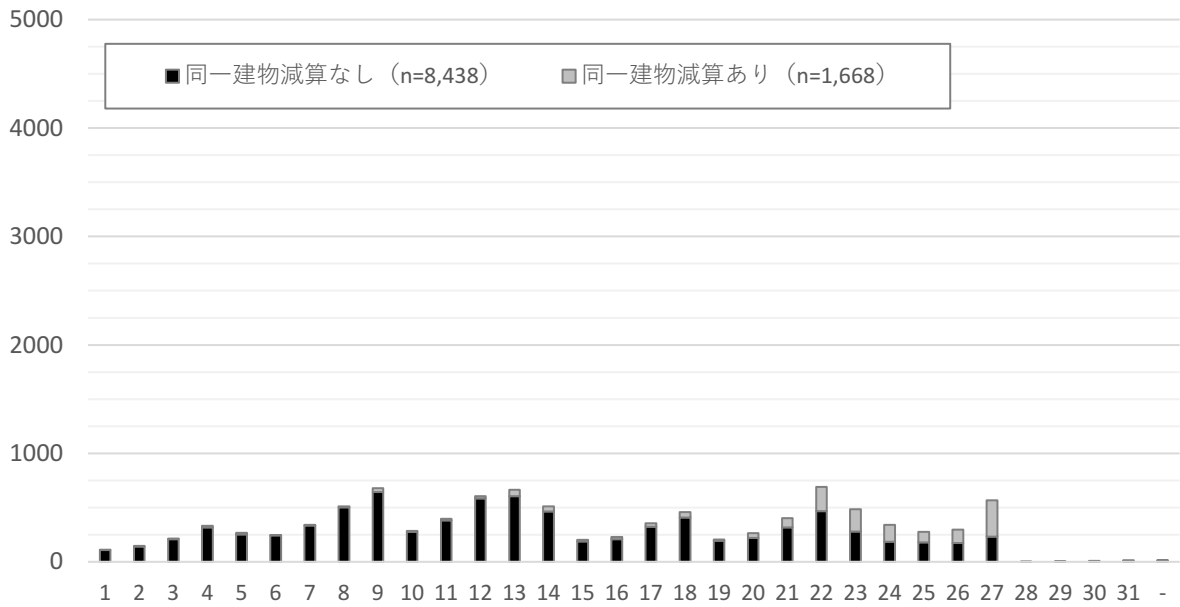
図表 2-11 (参考) 通所介護利用者の利用回数分布（沖縄県全体・要介護1～5）

※平成30年11月サービス提供分



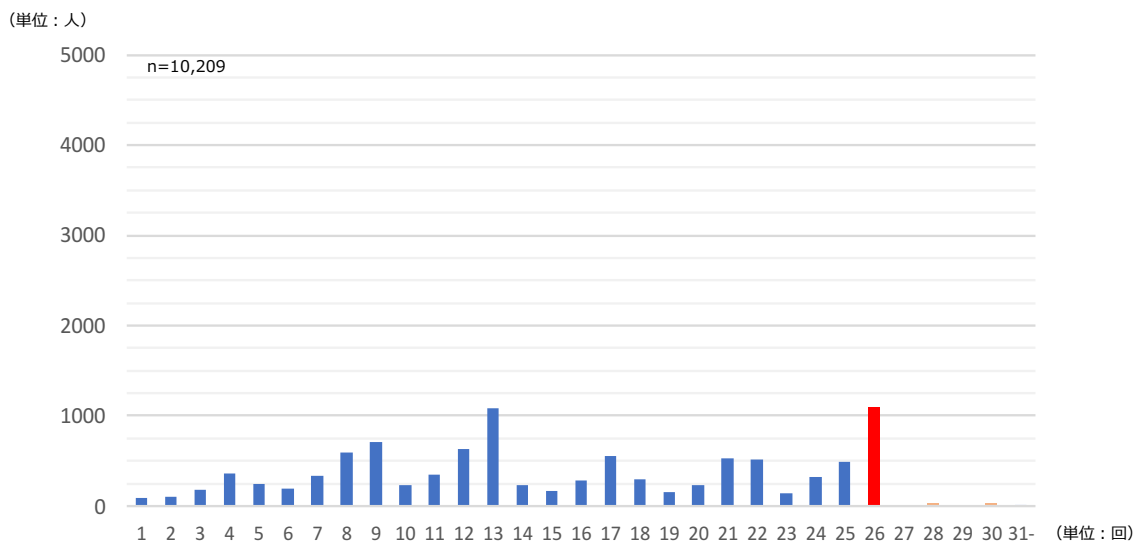
データ：介護給付費明細書による給付データから作成（平成30年12月審査分、平成30年11月提供分）  
 n数は、通所介護利用者数  
 通所介護は地域密着型を含む

図表 2-1 2 通所介護利用者の利用回数分布（沖縄県全体・要介護1～2）



図表 2-1 3 (参考) 通所介護利用者の利用回数分布（沖縄県全体・要介護1～2）

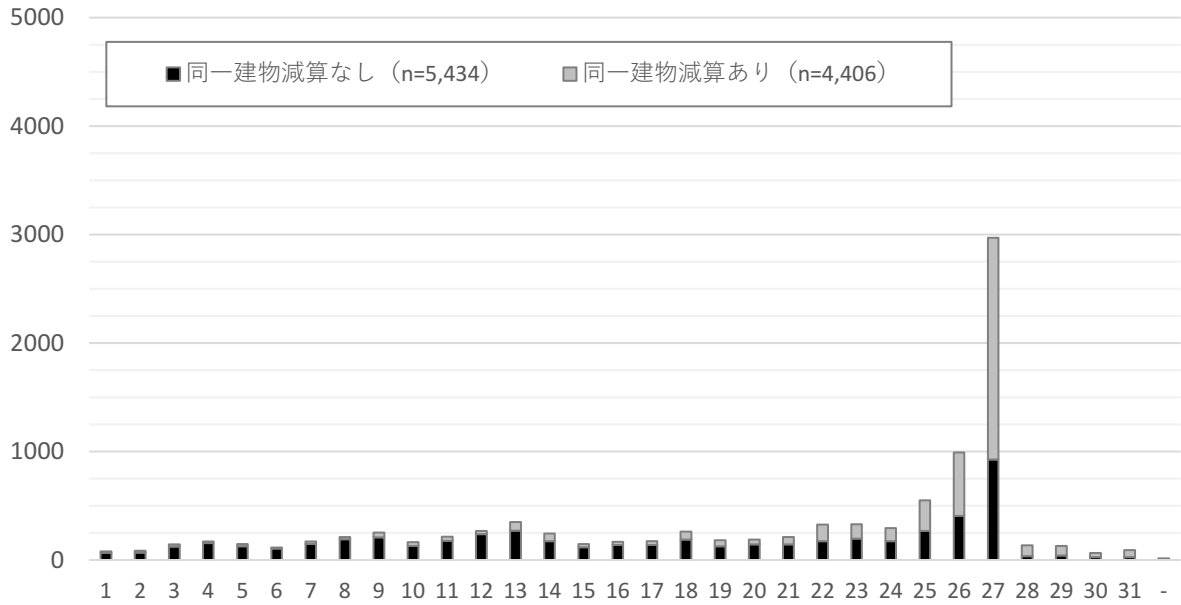
※平成30年11月サービス提供分



データ：介護給付費明細書による給付データから作成（平成30年12月審査分、平成30年11月提供分）  
 n数は、通所介護利用者数  
 通所介護は地域密着型を含む

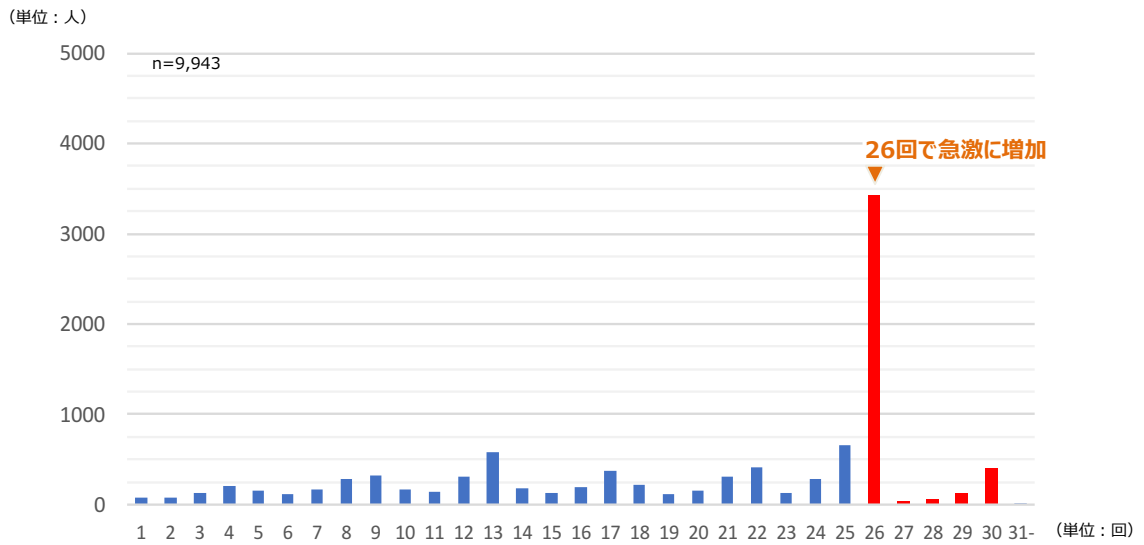


図表 2-1 4 通所介護利用者の利用回数分布（沖縄県全体・要介護3以上）



図表 2-1 5 (参考) 通所介護利用者の利用回数分布（沖縄県全体・要介護3以上）

※平成30年11月サービス提供分



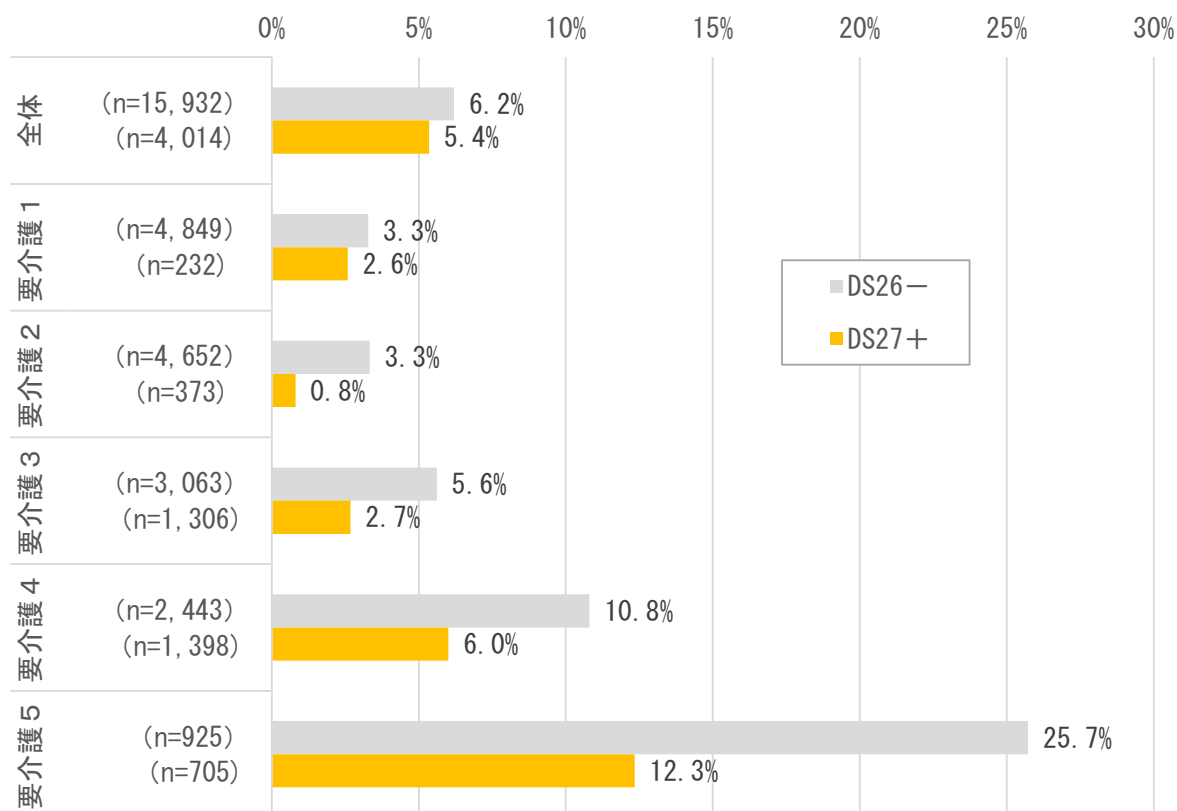
データ：介護給付費明細書による給付データから作成（平成30年12月審査分,平成30年11月提供分）  
 n数は、通所介護利用者数  
 通所介護は地域密着型を含む

② 通所介護利用者に占める訪問看護利用者の割合

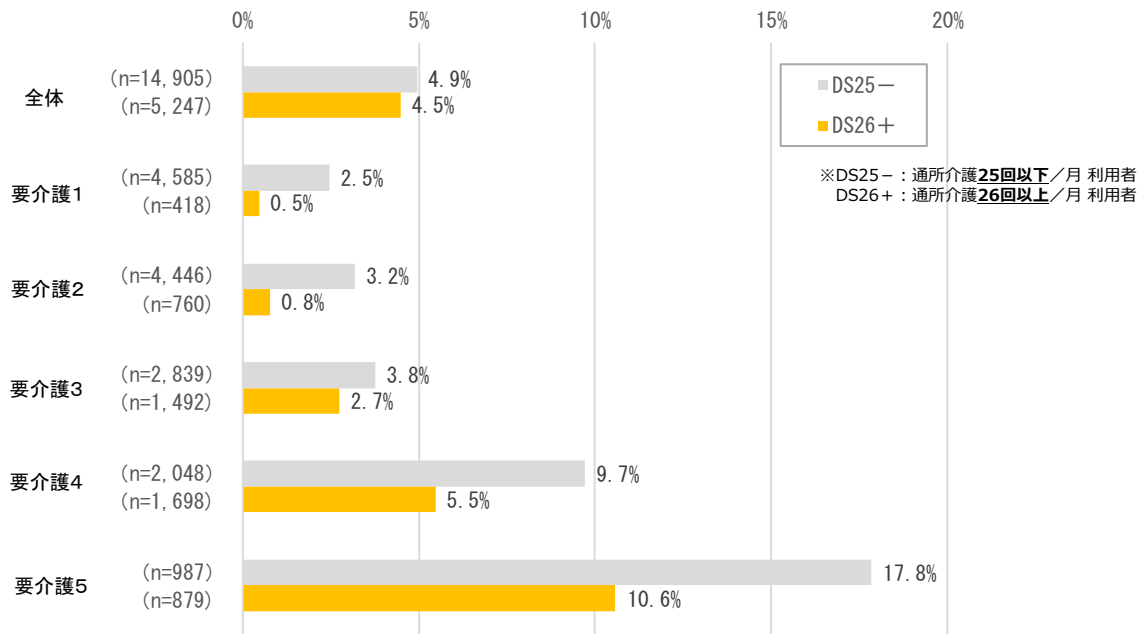
要介護度別・通所介護利用回数別に、通所介護利用者に占める訪問看護利用者の割合をみたところ、すべての要介護度において、DS27+の方がDS26-よりも訪問看護利用者の割合が低くなっていた。

また、看護職員による訪問看護利用者の割合も同じ傾向がみられた。

図表 2-16 通所介護利用者に占める訪問看護利用者の割合  
(沖縄県全体・要介護度別・通所介護利用回数別)

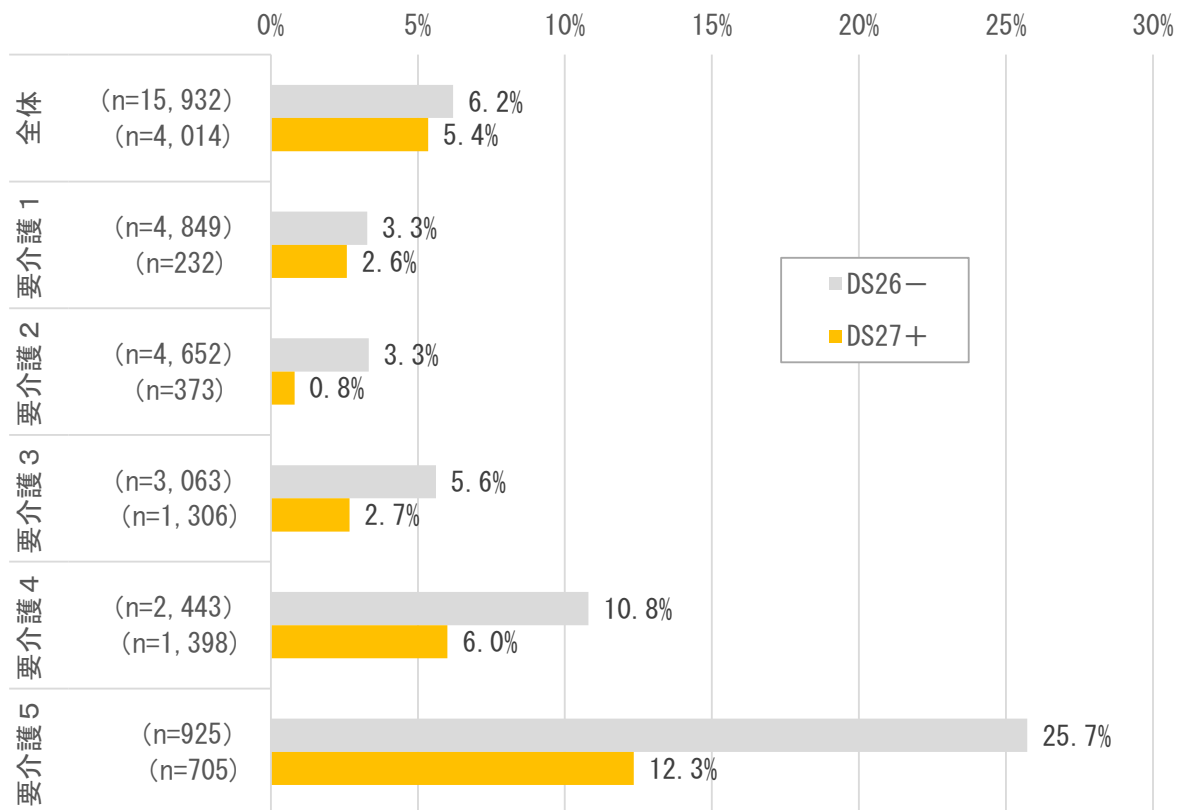


図表 2-17 (参考) 通所介護利用者に占める訪問看護利用者の割合  
 (沖縄県全体・要介護度別・通所介護利用回数別) ※平成30年11月サービス提供分



データ：介護給付費明細書による給付データから作成（平成30年12月審査分,平成30年11月提供分）

図表 2-18 通所介護利用者に占める看護職員による訪問看護利用者の割合  
 (沖縄県全体・要介護度別・通所介護利用回数別)

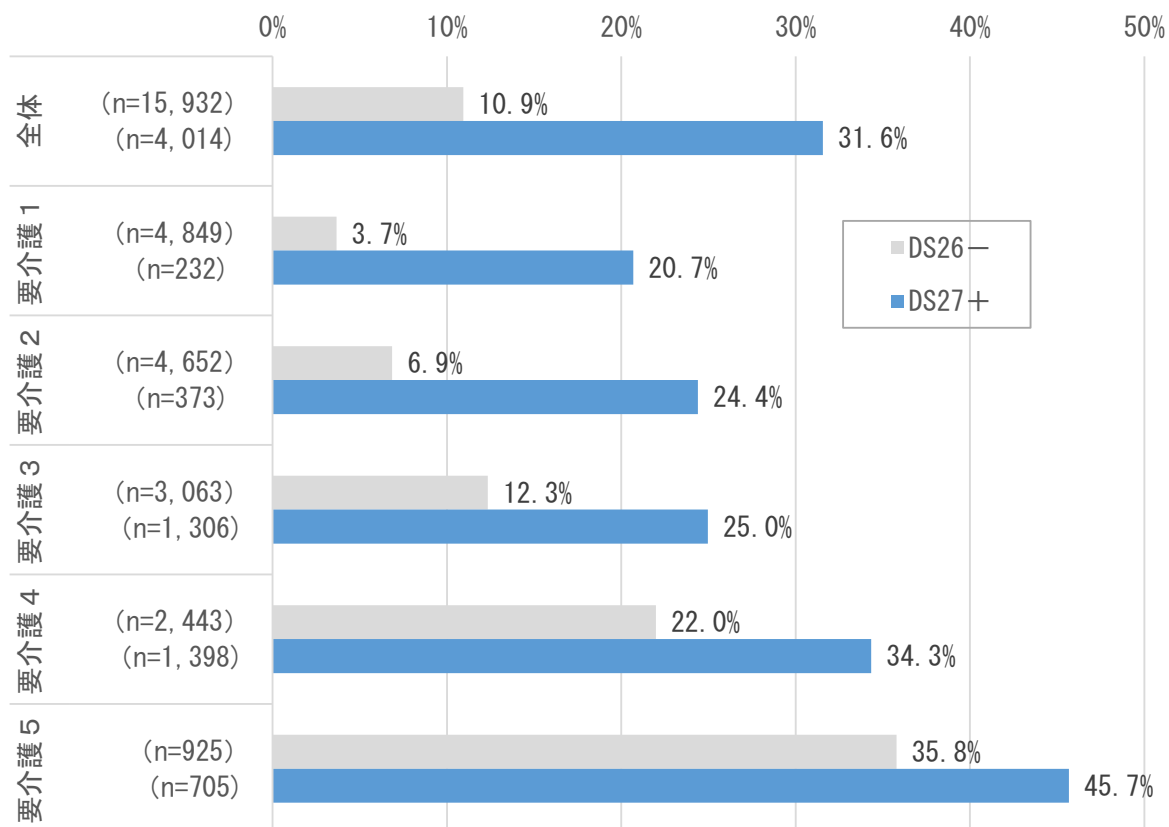


### ③ 通所介護利用者に占める居宅療養管理指導利用者の割合

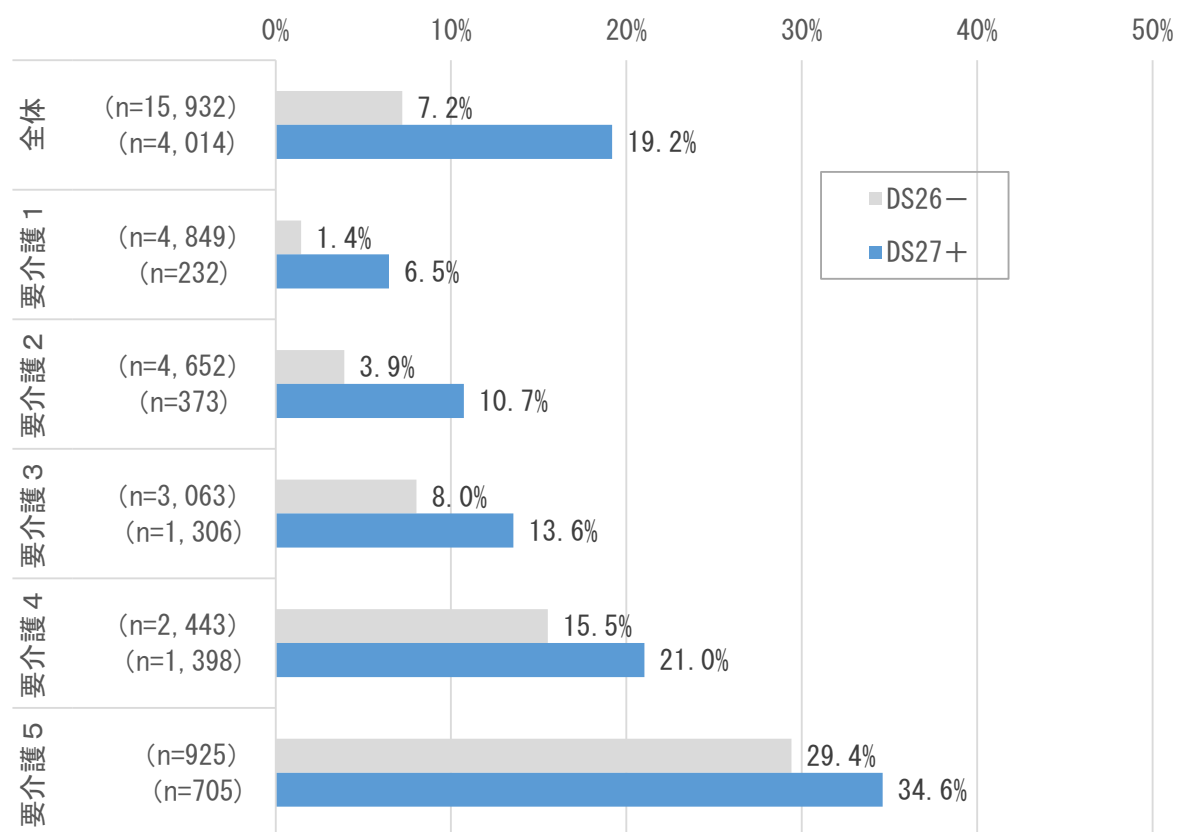
要介護度別・通所介護利用回数別に、通所介護利用者に占める居宅療養管理指導利用者の割合をみたところ、すべての要介護度において、DS27+の方がDS26-よりも訪問看護利用者の割合が高くなっていった。

また、医師による居宅療養管理指導利用者の割合も同じ傾向がみられた。

図表 2-19 通所介護利用者に占める居宅療養管理指導利用者の割合  
(沖縄県全体・要介護度別・通所介護利用回数別)



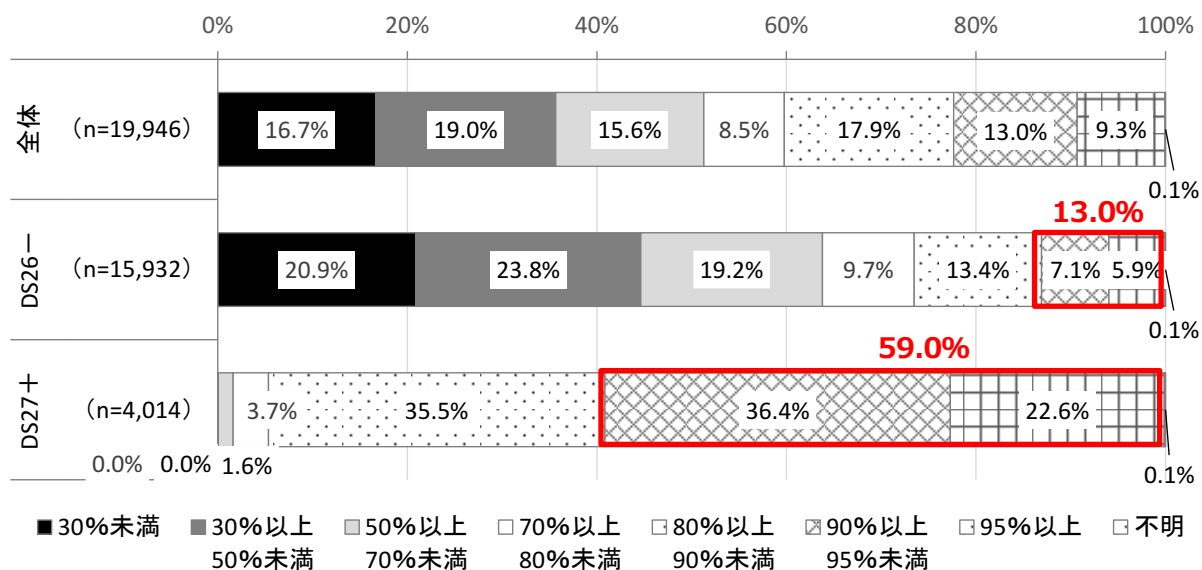
図表 2-20 通所介護利用者に占める医師による居宅療養管理指導利用者の割合  
 (沖縄県全体・要介護度別・通所介護利用回数別)



④ 通所介護利用者の区分支給限度基準額に占める通所介護サービス利用額の割合

通所介護の利用回数別に区分支給限度基準額に占める通所介護サービス利用額の割合をみたところ、「90%以上」であった利用者の割合は、DS27+（利用回数 27 回以上）では 59.0%であるのに対し、DS26-（利用回数 26 回以下）が 13.0%であった。

図表 2-2 1 通所介護利用者の区分支給限度基準額に占める通所介護サービス利用額の割合  
(沖縄県全体・通所介護利用回数別)



※レセプトデータにおいて、19,946 件中 13 件は、サービス利用単位が把握できなかったため、「不明」とした

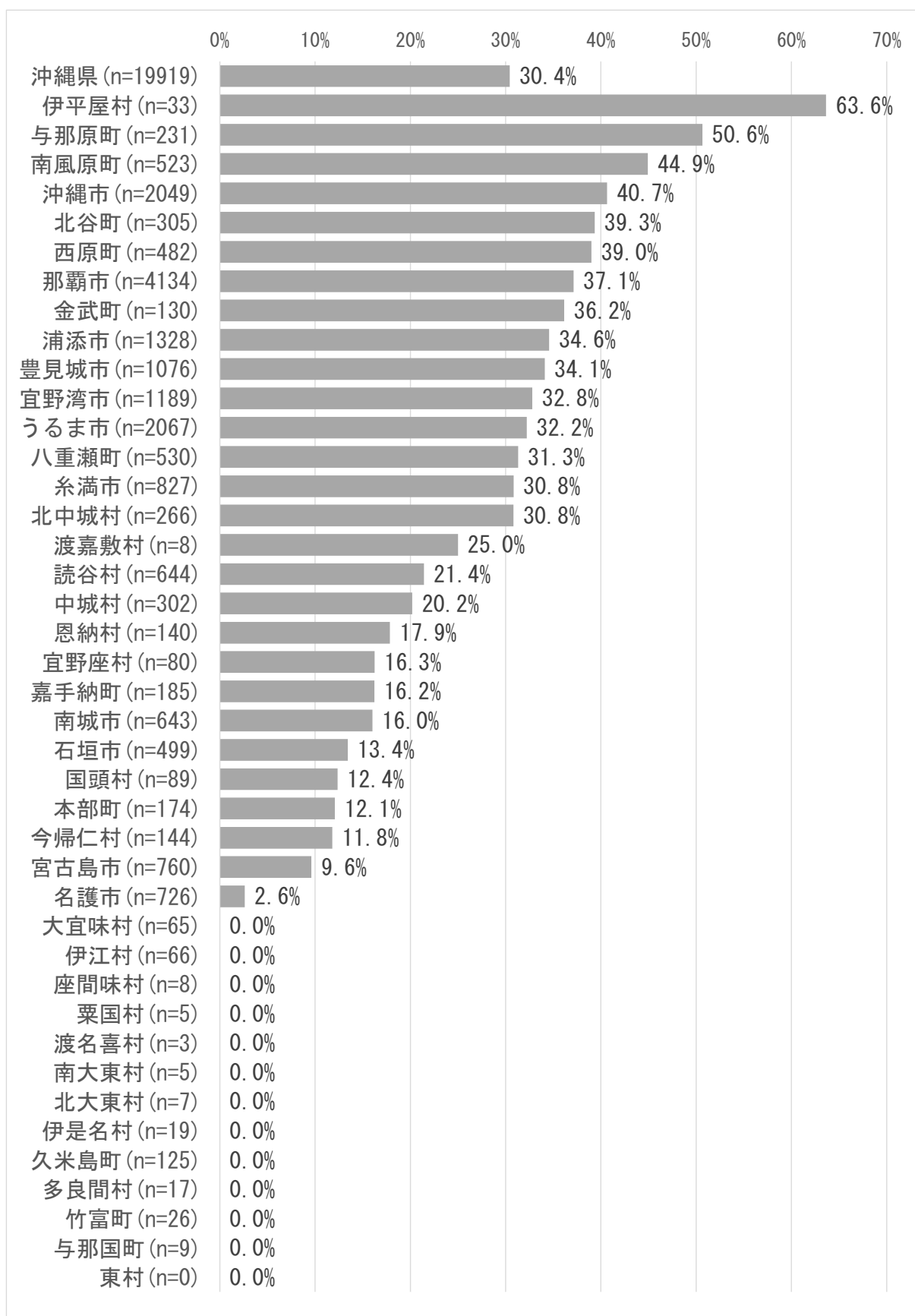
⑤ 通所介護利用者に占める同一建物等減算算定者の割合

事業所所在地別に通所介護利用者に占める同一建物等減算算定者の割合をみたところ、沖縄県全体では 30.4%であった。

※同一建物等減算：以下のいずれかの要件を満たす場合に減算が適用される

- 事業所と同一建物等に居住する者へのサービス提供
- 事業所と同一建物から事業所に通う者へのサービス提供

図表 2-22 事業所所在地別 通所介護利用者に占める同一建物等減算算定者の割合（要介護1～5）

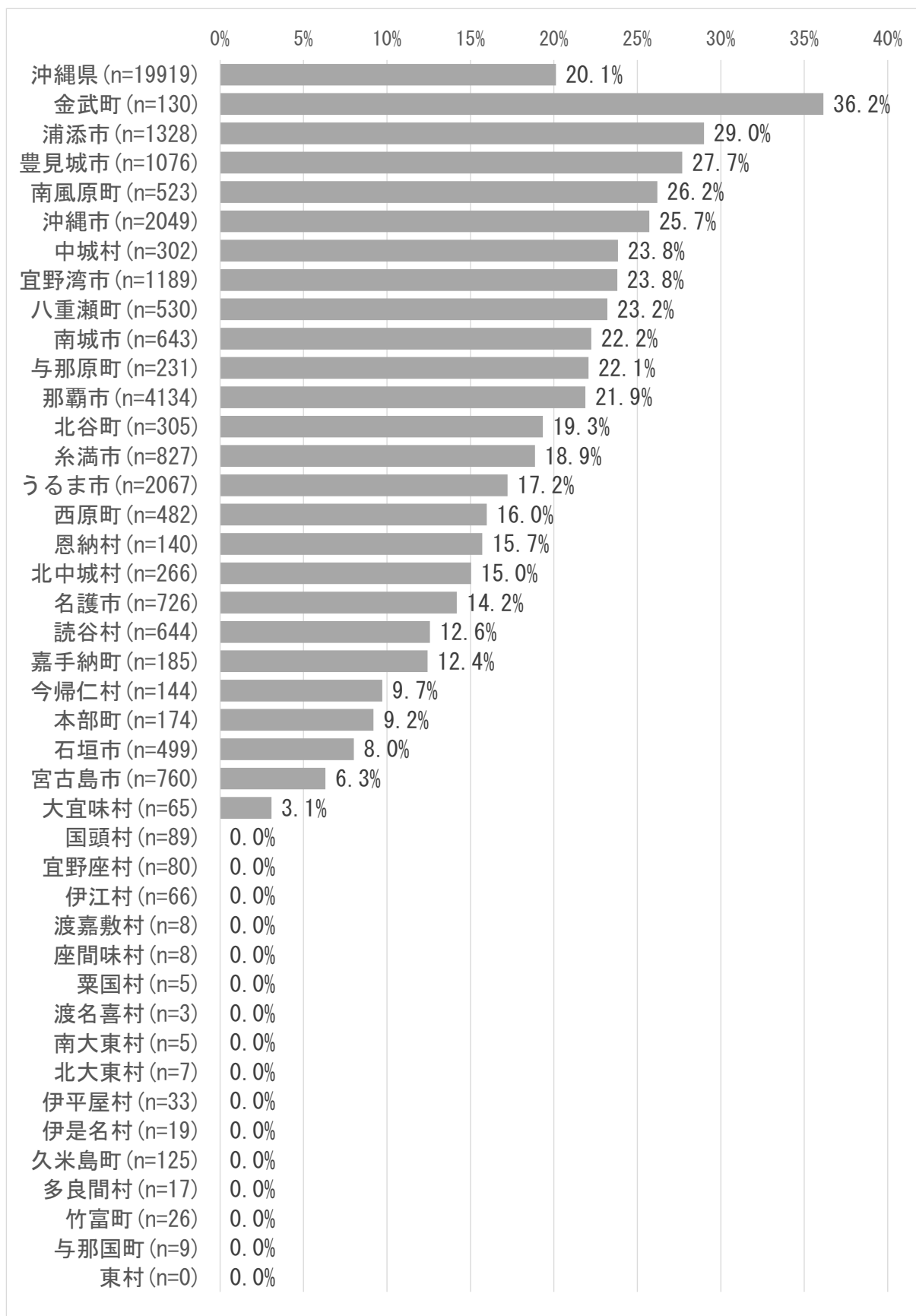


⑥ 通所介護利用者に占める DS27+利用者の割合

事業所所在地別に通所介護利用者に占める DS27+（通所介護 27 回以上利用）利用者の割合をみると、沖縄県全体では 20.1%であった。



図表 2-23 事業所所在地別 通所介護利用者に占めるDS27+利用者の割合（要介護1～5）

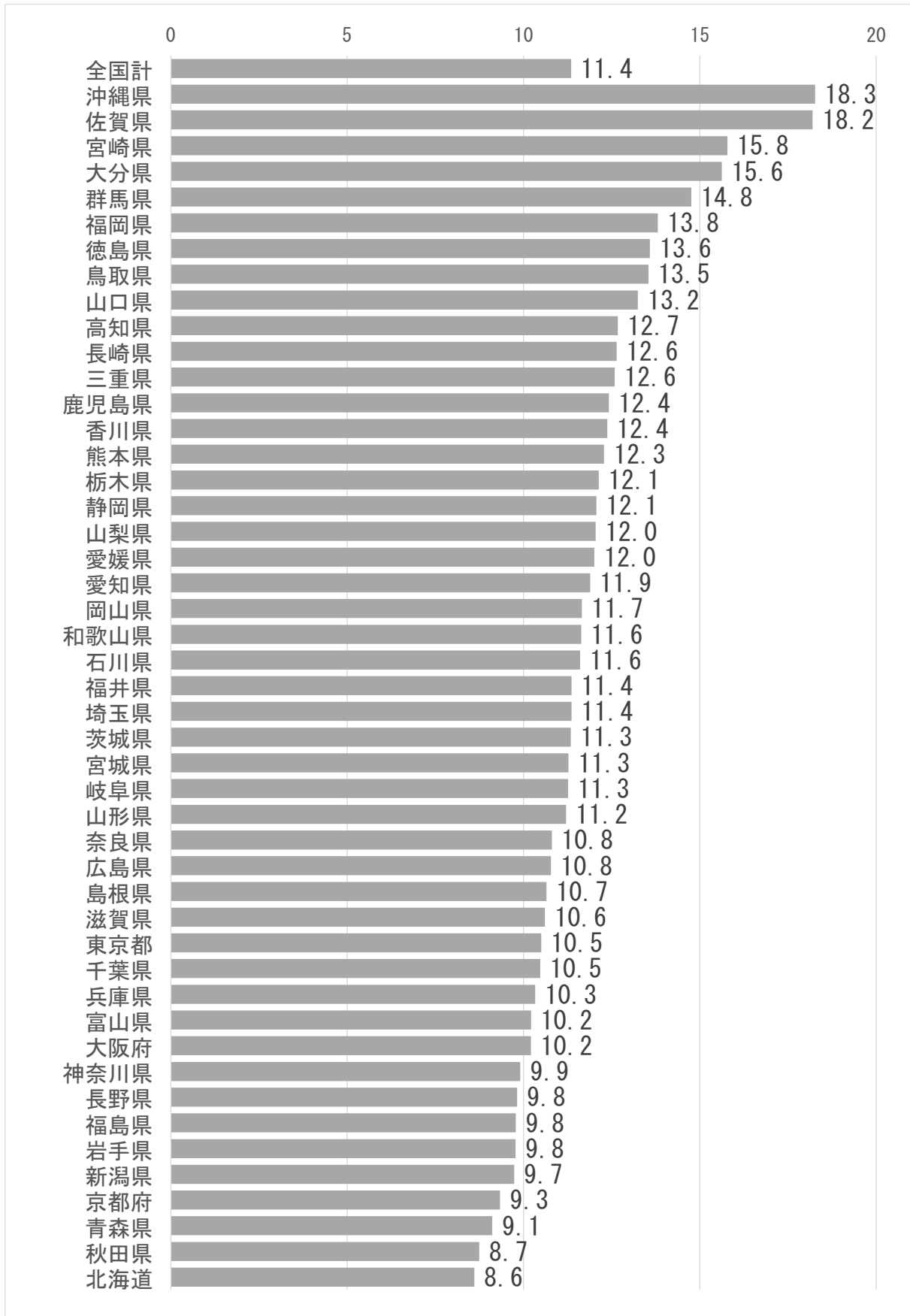


## ⑦ 通所介護利用者 1 人あたりの平均利用回数

1 か月あたりの通所介護利用者 1 人あたりの平均利用回数について、各都道府県と比較したところ、沖縄県は 18.3 回と最も多いという状況であった。

また、通所介護事業所の事業所所在別・同一建物等減算の算定の有無別にみたところ、同一建物等減算の算定者の沖縄県全体の平均回数が 23.5 回であるのに対し、同一建物等減算の非算定者の沖縄県全体の平均回数は 15.2 回と差がみられた。

図表 2-2 4 通所介護利用者の平均利用回数（沖縄県全体・要介護1～5）



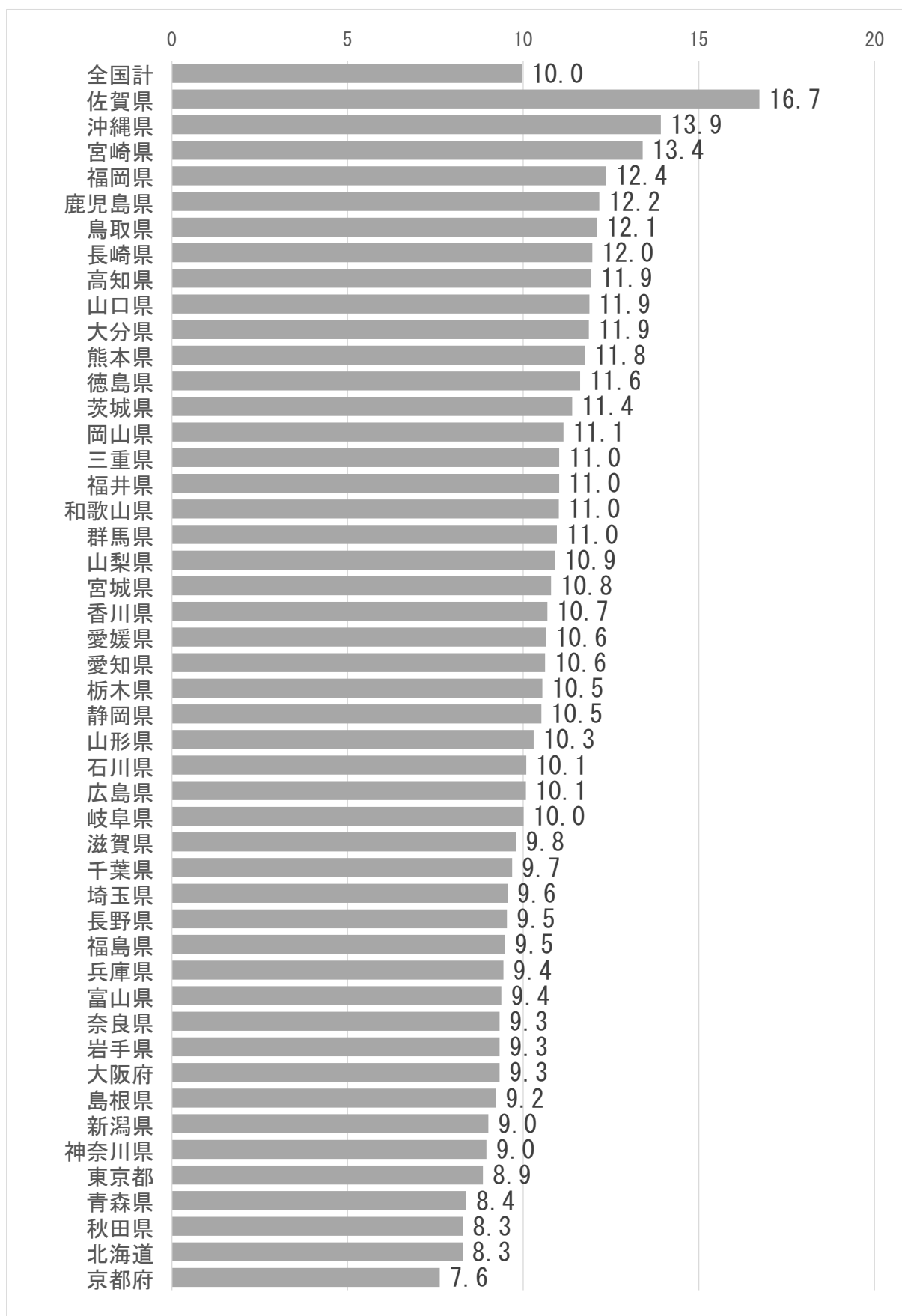
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」（令和3年9月審査分，同年7月サービス利用分）から作成

図表 2-25 (参考) 通所介護利用者の平均利用回数 (沖縄県全体・要介護1~5)



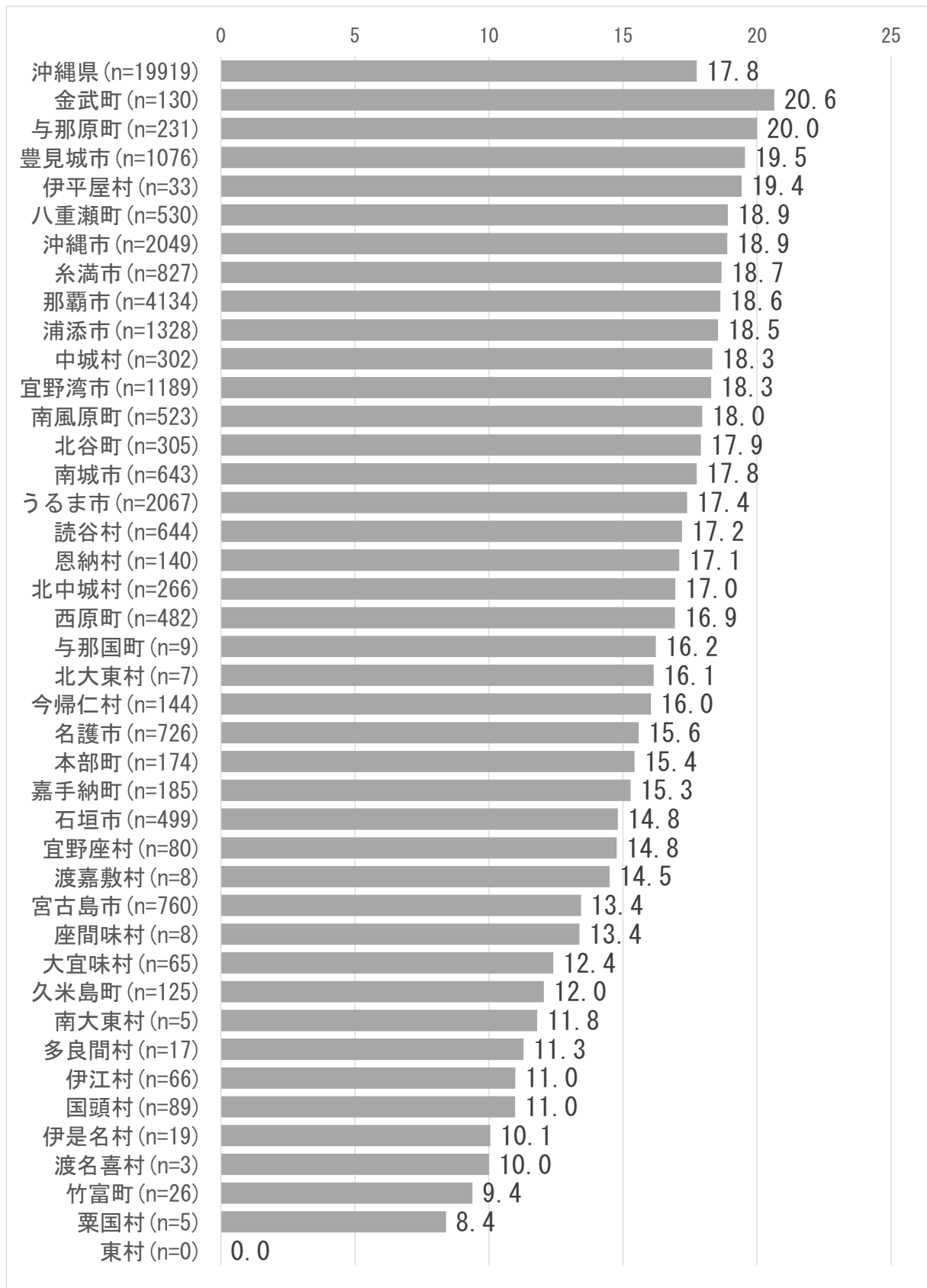
出典：厚生労働省「介護給付費実態統計」（平成30年8月審査分, 同年9月サービス利用分）から作成

図表 2-26 地域密着型通所介護利用者の平均利用回数（沖縄県全体・要介護1～5）



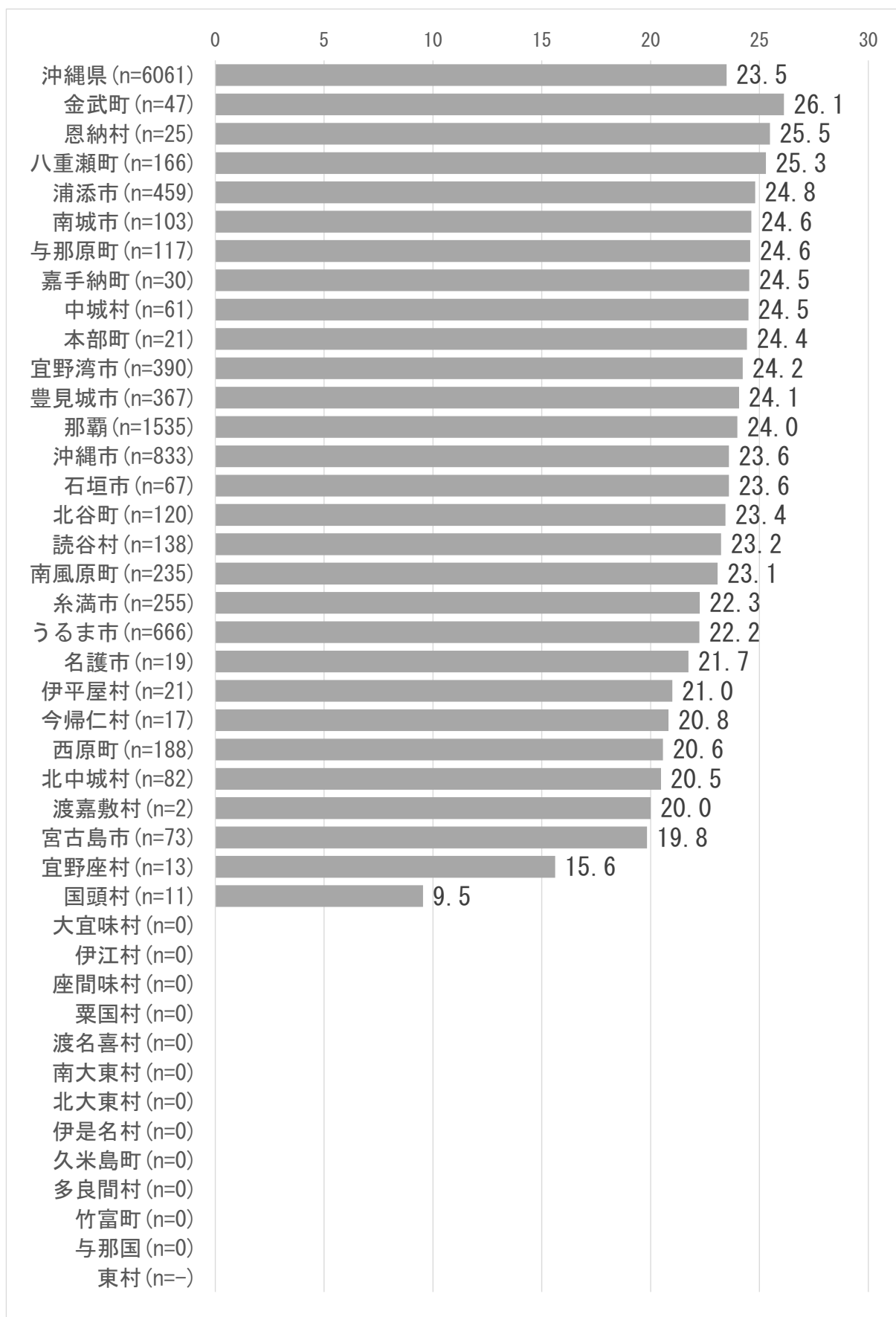
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」（令和3年9月審査分，同年7月サービス利用分）から作成

図表 2-27 事業所所在地別 通所介護平均利用回数（要介護1～5）



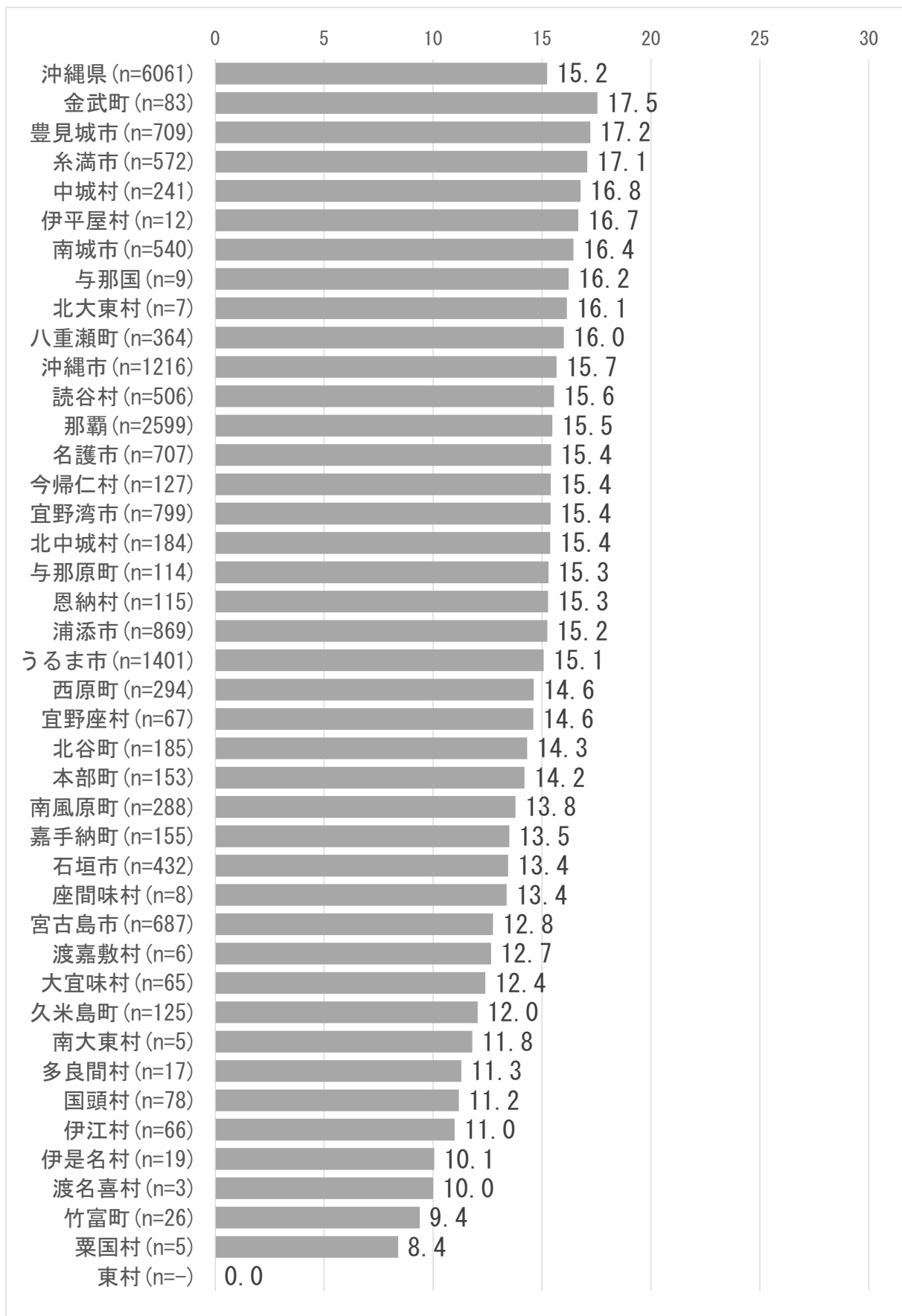
※県外事業所分は除外して算出している

図表 2-28 事業所所在地別通所介護平均利用回数（同一建物等減算算定者・要介護1～5）



※県外事業所分は除外して算出している

図表 2-29 事業所所在地別通所介護平均利用回数（同一建物等減算非算定者・要介護1～5）



※県外事業所分は除外して算出している



### (3) 訪問介護利用者に関する分析

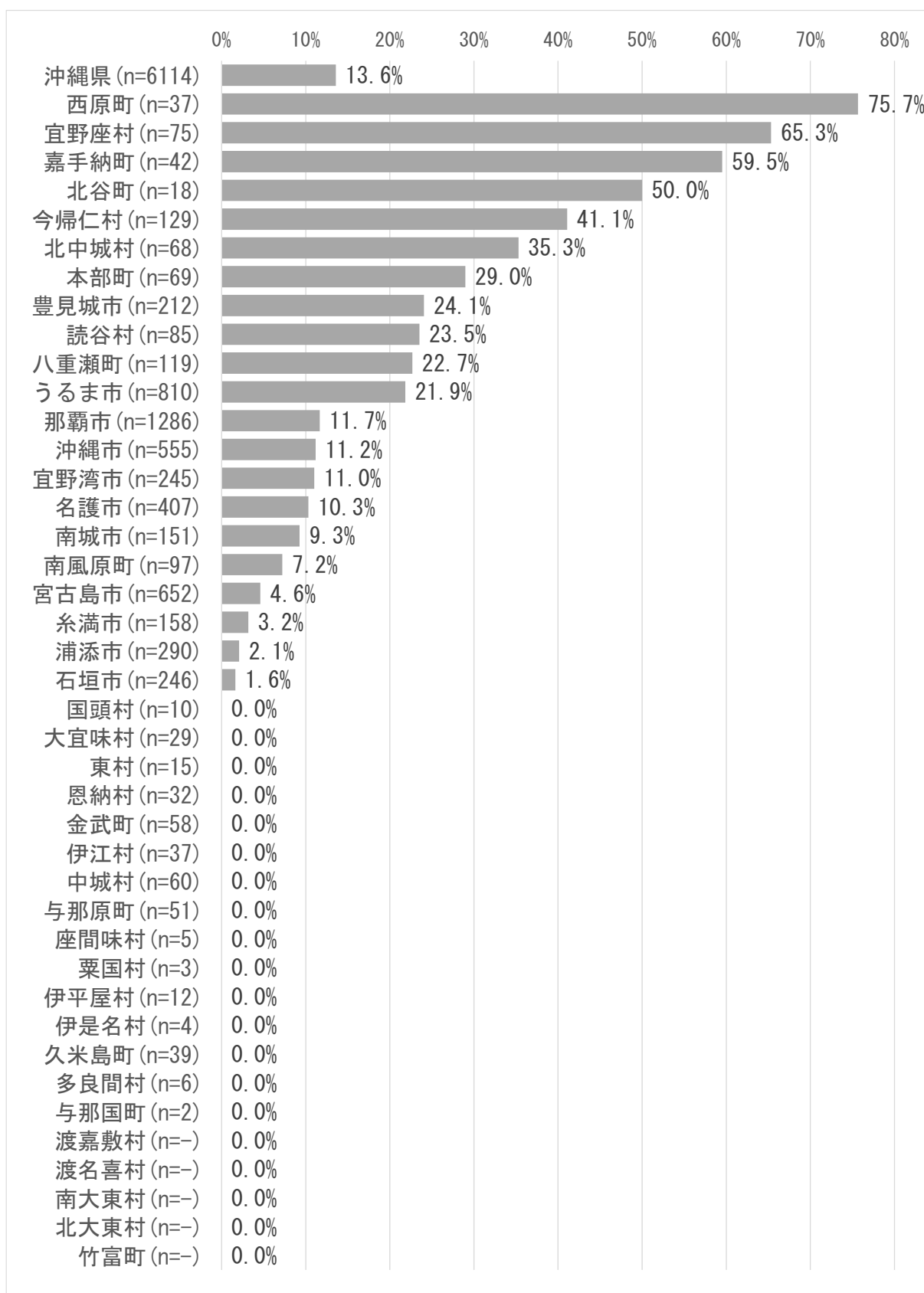
#### ① 訪問介護利用者に占める同一建物等減算算定者の割合

訪問介護の事業所所在別の同一建物等減算算定者の割合は、沖縄県全体では、13.6%であった。

※同一建物等減算：以下のいずれかの要件を満たす場合に減算が適用される

- 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）に居住する者へのサービス提供
- 上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者へのサービス提供

図表 2-30 事業所所在地別 訪問介護利用者に占める同一建物等減算算定者の割合（要介護1～5）



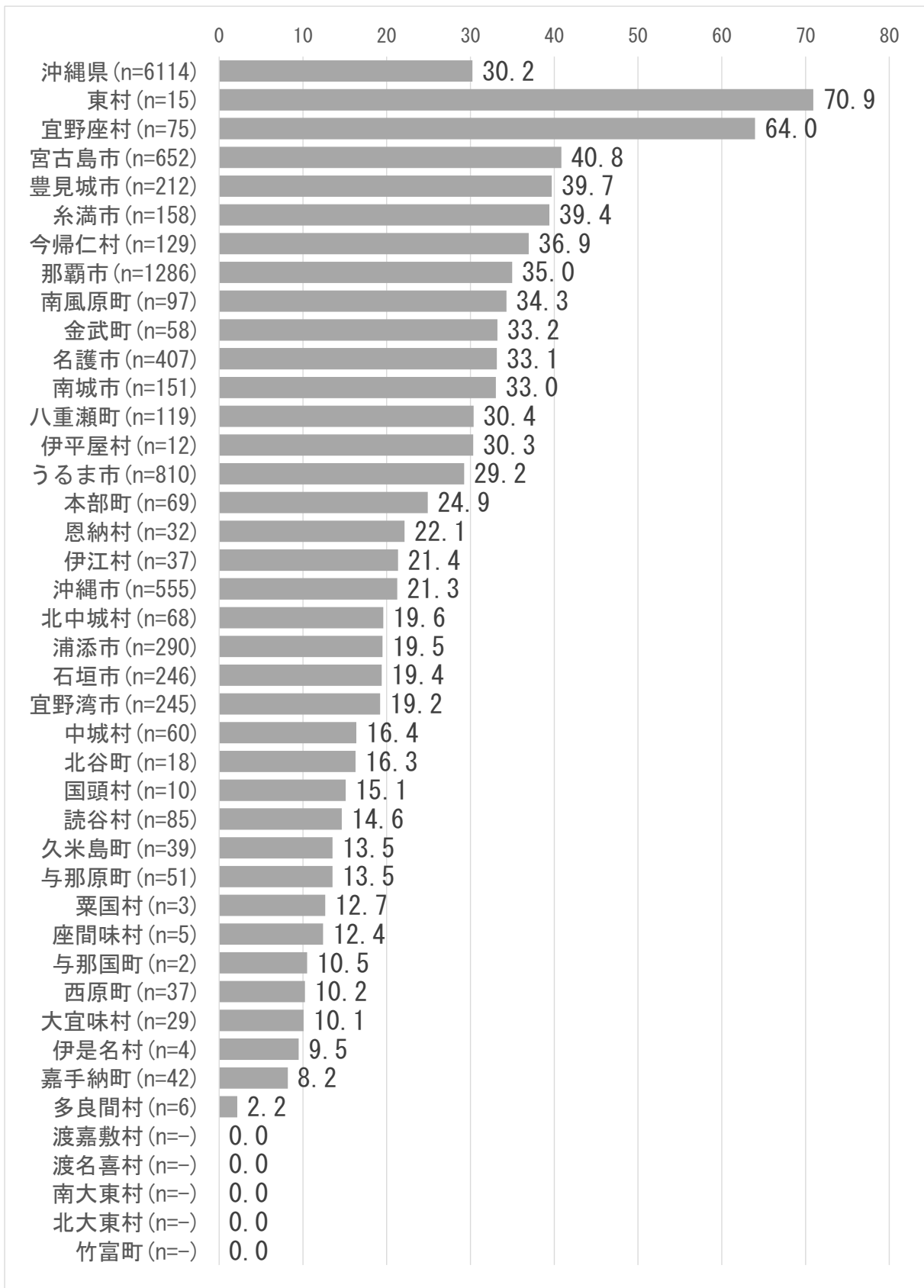
※県外事業所分は除外して算出している

## ② 訪問介護利用者 1 人あたりの平均利用回数

1 か月あたりの訪問介護利用者 1 人あたりの平均利用回数について、事業所所在別にみたところ、沖縄県全体では 30.2 回であった。

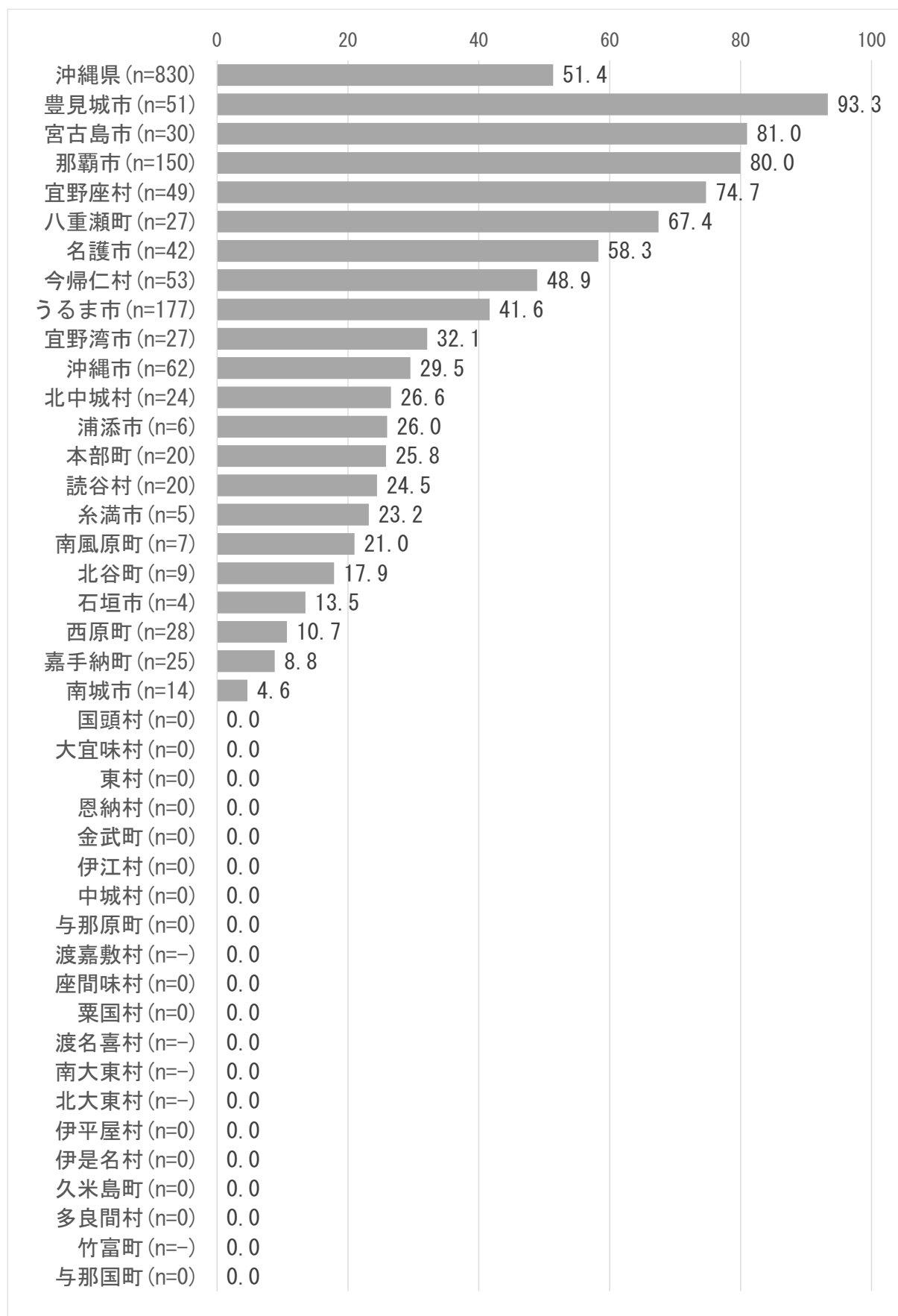
また、訪問介護事業所の事業所所在別・同一建物等減算の算定の有無別にみたところ、同一建物等減算の算定者の沖縄県全体の平均回数が 51.4 回であるのに対し、同一建物等減算の非算定者の沖縄県全体の平均回数は 26.9 回と差がみられた。

図表 2-3 1 事業所所在地別 訪問介護平均利用回数（要介護1～5）



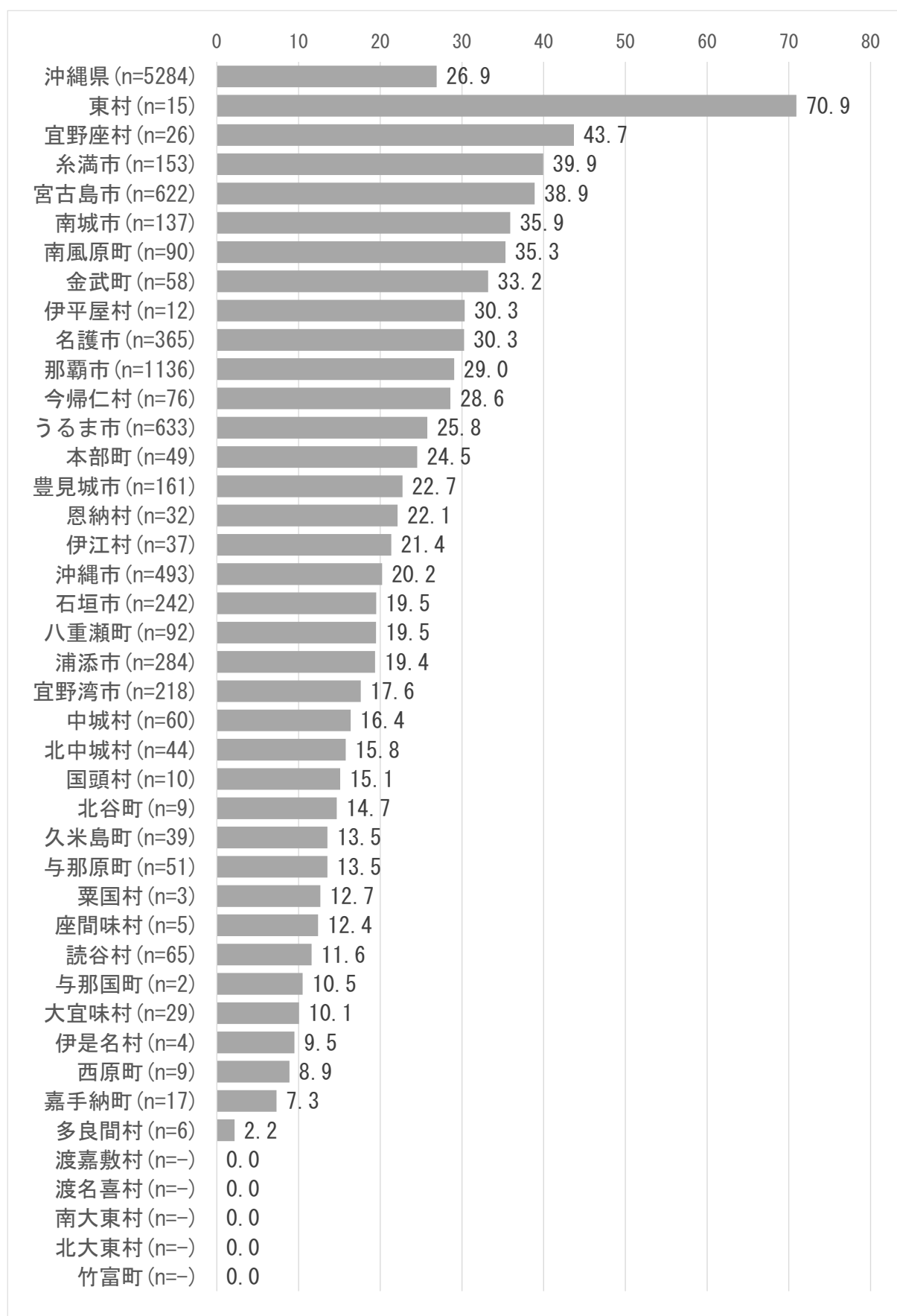
※県外事業所分は除外して算出している

図表 2-3 2 事業所所在地別 訪問介護平均利用回数 (同一建物等減算算定者・要介護1～5)



※県外事業所分は除外して算出している

図表 2-33 事業所所在地別 訪問介護平均利用回数 (同一建物等減算非算定者・要介護1～5)



※県外事業所分は除外して算出している

## 第3章 アンケート調査結果とレセプトデータの接続分析

### 1 分析の概要

本章は、WEB アンケート結果と介護レセプトデータを接続して住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の居住者のサービス利用状況等の分析を行った。

※ただし、WEB アンケートの結果と介護レセプトの接続ができたケースのみの分析となるため、限られたケースの分析になることに留意が必要である。

#### 1.1 分析の目的

居住者のうちの大半が特定の居宅介護サービス事業者の介護サービス（特に通所介護）を利用している高齢者住まい及びその居住者に関する特徴を把握することを目的として実施した。

また、通所介護のサービス等の集中的な利用によって、サービス利用額の区分支給限度基準額に占める割合が高くなり、訪問看護等の他のサービスを入れる余地がないといった方がどの程度いるのかなどの分析を行い、今後、ケアマネジメント上の工夫（例えば、訪問看護ステーションとの連携）などを行える可能性があるかについて検討することを目的として実施した。

#### 1.2 アンケート調査とレセプトデータとの接続方法

レセプトデータには、サ高住・住宅型有料に居住していることが分かる項目がないため、サ高住・住宅型有料に居住している被保険者の介護保険サービスの利用状況等にかかる分析をすることが難しい状況である。

本分析では、下記の方法から、アンケート調査結果とレセプトデータを接続する試みを行った。ただし、すべてのケースについて接続することはできないことに留意しておく必要がある。

##### 【接続方法】

レセプトデータ上の通所介護利用者のうち、同一建物減算が算定されており、利用している通所介護事業所の所在地がサ高住・住宅型有料の住所と一致する被保険者を抽出した。

高齢者施設・住まい等調査に回答したサ高住・住宅型有料 181 件のうち、利用者の中に同一建物減算が算定されている通所介護事業所と住所が一致した住まいは 90 件であった。本分析は、この 90 件の住まいのうち、「入居者数」について把握できた住まい 81 件について分析を行った。

## 2 分析結果

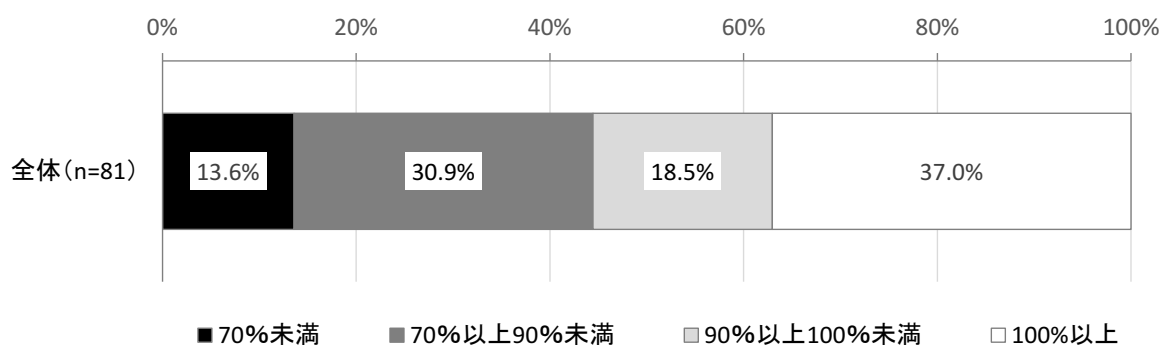
### 2.1 分析結果

#### (1) 入居者に占める通所介護受給者の割合

サ高住・住宅型有料入居者に占める通所介護受給者の割合は、「100%以上（※）」が37.0%と最も高く、次いで「70%以上90%未満」が30.9%、「90%以上100%未満」が18.5%であった。

※サ高住・住宅型有料入居者数は、令和3年7月1日時点の数値であるのに対し、レセプトデータは、令和3年7月利用した受給者数（令和3年7月1日～7月31日の利用者）であり、完全に時点が一致していないために100.0%を超えるケースがあると考えられる。

図表 3-1 サ高住・住宅型有料入居者に占める通所介護受給者の割合



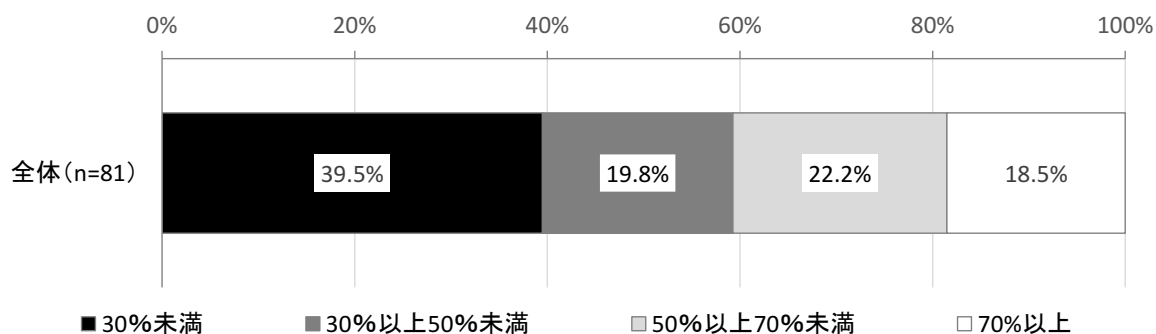
#### (2) 入居者に占める1か月あたり通所介護27回以上利用の受給者の割合

サ高住・住宅型有料入居者に占める1か月あたり通所介護27回以上利用<sup>1</sup>の受給者の割合は、「30%未満」が39.5%と最も高く、次いで「50%以上70%未満」が22.2%、「30%以上50%未満」が19.8%であった。

<sup>1</sup> 「第2章2.1(2)①」における「通所介護利用者の1か月あたりの利用回数分布」で、27回の利用者数が突出していたことから、1か月あたり通所介護27回以上利用の受給者の割合に着目して分析している。



図表 3-2 サ高住・住宅型有料入居者に占める1か月あたり通所介護27回以上利用の受給者の割合

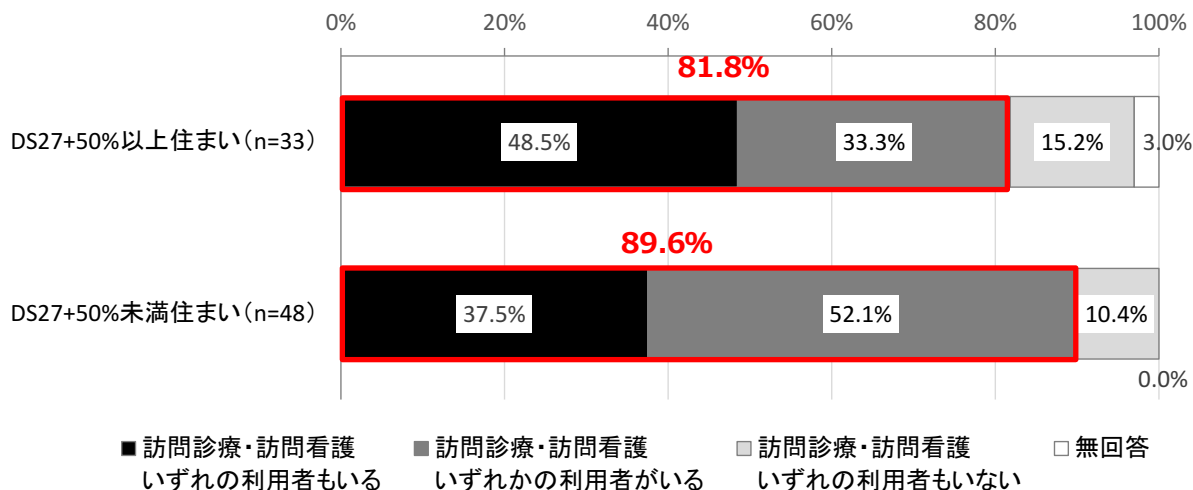


(3) 通所介護受給者の割合×訪問診療・訪問看護利用者の有無

サ高住・住宅型有料入居者に占める1か月あたり通所介護27回以上利用の受給者の割合「50%以上」の住まいを「DS27+50%以上住まい」、「50%未満」の住まいを「DS27+50%未満住まい」と定義して、訪問診療・訪問看護利用者の有無の状況をみると「DS27+50%以上住まい」では、「訪問診療・訪問看護いずれの利用者もいる」が48.5%と「DS27+50%未満住まい」の37.5%よりも高くなっていました。

一方で、「訪問診療・訪問看護いずれかの利用者もいる」まで含めると、「DS27+50%未満住まい」の方が89.6%と高くなっていました。

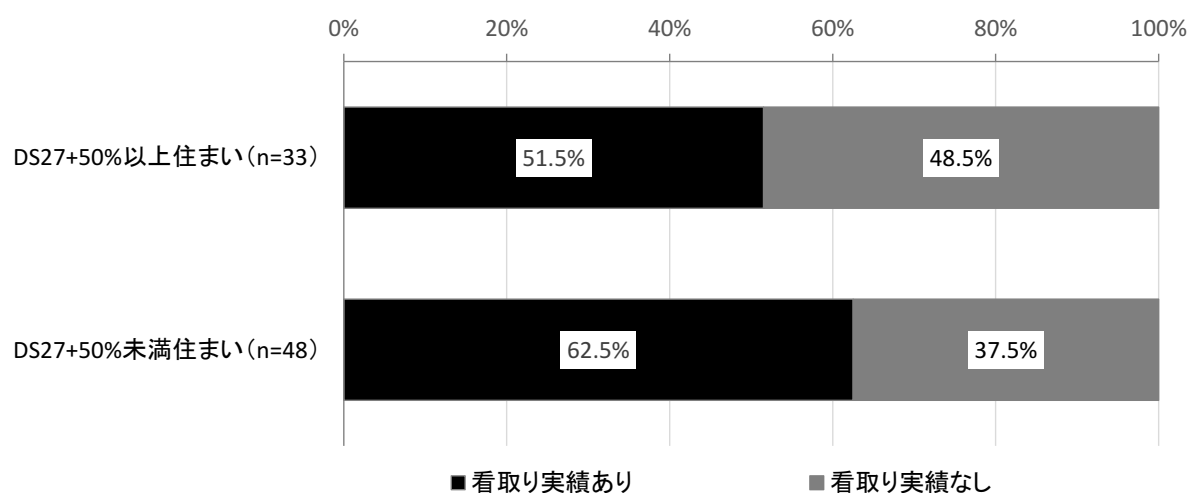
図表 3-3 通所介護27回以上利用の受給者の割合×訪問診療・訪問看護利用者の有無



#### (4) 通所介護受給者の割合×看取り実績の有無

サ高住・住宅型有料入居者に占める1か月あたり通所介護27回以上利用の受給者の割合「50%以上」の住まいを「DS27+50%以上住まい」、「50%未満」の住まいを「DS27+50%未満住まい」と定義して、看取り実績「あり」の割合をみると、「DS27+50%以上住まい」では51.5%、「DS27+50%未満住まい」では62.5%であった。

図表 3-4 通所介護27回以上利用の受給者の割合×看取り実績の有無



## 第5章 まとめ

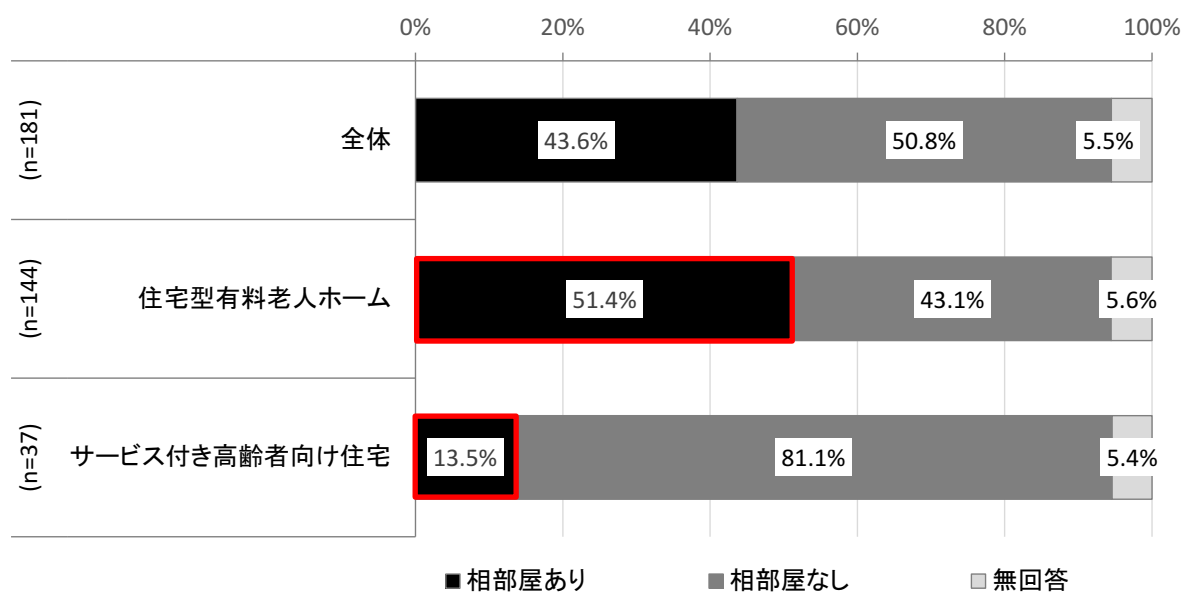
### 1 沖縄県内の高齢者住まいの特徴

#### 1.1 住宅型有料老人ホームでは、約半数が相部屋を有している

厚生労働省が発行している「有料老人ホーム設置運営標準指導指針<sup>2</sup>」では、原則、居室は「個室」と定められているが、沖縄県内の住宅型有料老人ホームでは「相部屋あり」の割合が51.4%と、約半数で相部屋を有していることが分かった。また、居室総数に占める相部屋数の割合が4割以上を占める住宅型有料老人ホームが22.2%であった

一方で、サービス付き高齢者向け住宅では、「相部屋なし」の割合が81.1%と、住宅型有料老人ホームと比較して「個室のみ」の住まいが多いことが分かった。

図表 5-1 (再掲) 相部屋の有無

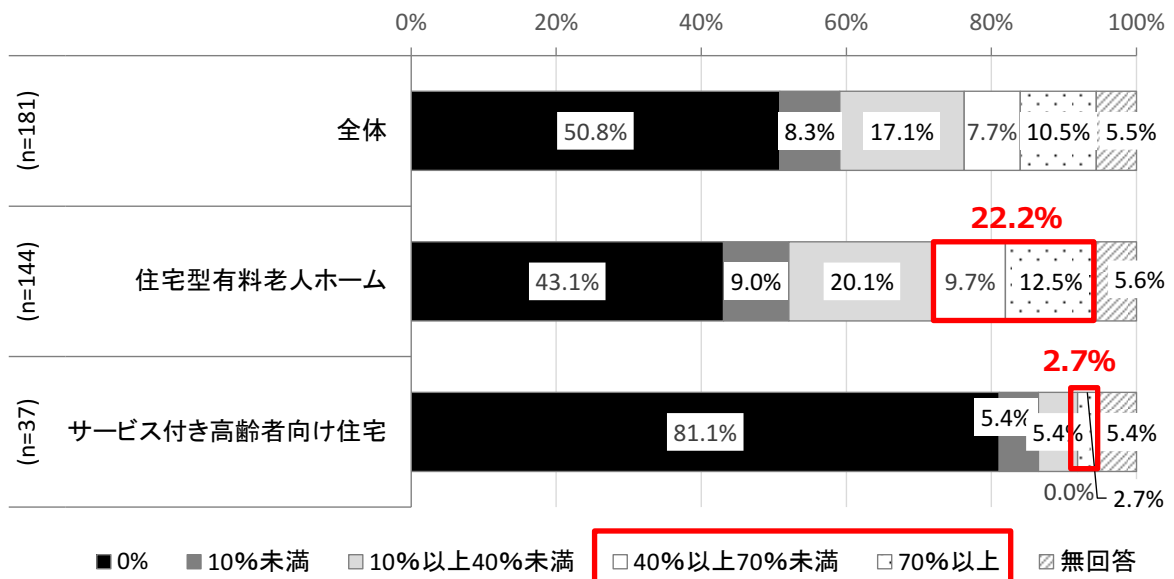


<sup>2</sup> 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」厚生労働省、平成14年7月18日付け老発第0718003号、最終改正・平成30年4月2日付け老発0402第1号

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000083170.html>

本指針には、「既存建築物等の活用の場合等の特例」が設けられており、その特例に該当する有料老人ホームについては、居室が個室でなくてもよいとされている。

図表 5-2 (再掲) 居室総数に占める相部屋数の割合



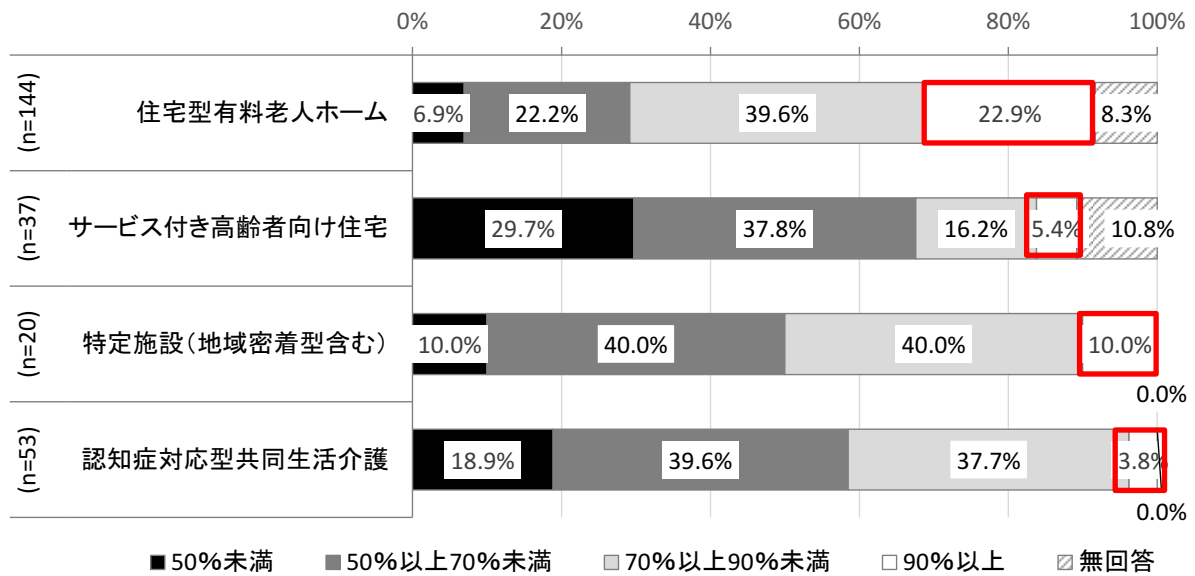
## 1.2 入居者に占める要介護3以上の割合が高い（住宅型有料：73.7%、サ高住：53.6%）

入居者に占める要介護3以上の割合が90%以上である住宅型有料老人ホームは22.9%であり、住宅型有料老人ホームのうち、約4分の1が介護老人福祉施設並みに中重度者を受け入れているということが分かった<sup>3</sup>。

また、入居者の要介護度分布をみると、住宅型有料老人ホームでは、入居者の73.7%が要介護3以上であり、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）の64.4%や認知症対応型共同生活介護の64.2%よりも要介護3以上の割合が高いという状況であった。また、サービス付き高齢者向け住宅については、53.6%と他の施設等と比較してやや低いものの、入居者の半数以上が要介護3以上という状況であり、沖縄県の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、中重度者を受け入れる施設となっていることが伺える。

<sup>3</sup> 厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定），令和3年7月サービス利用分，介護老人福祉施設」の要介護度分布をみたところ、要介護3以上の割合は、全国：95.8%、沖縄県：97.9%であった。

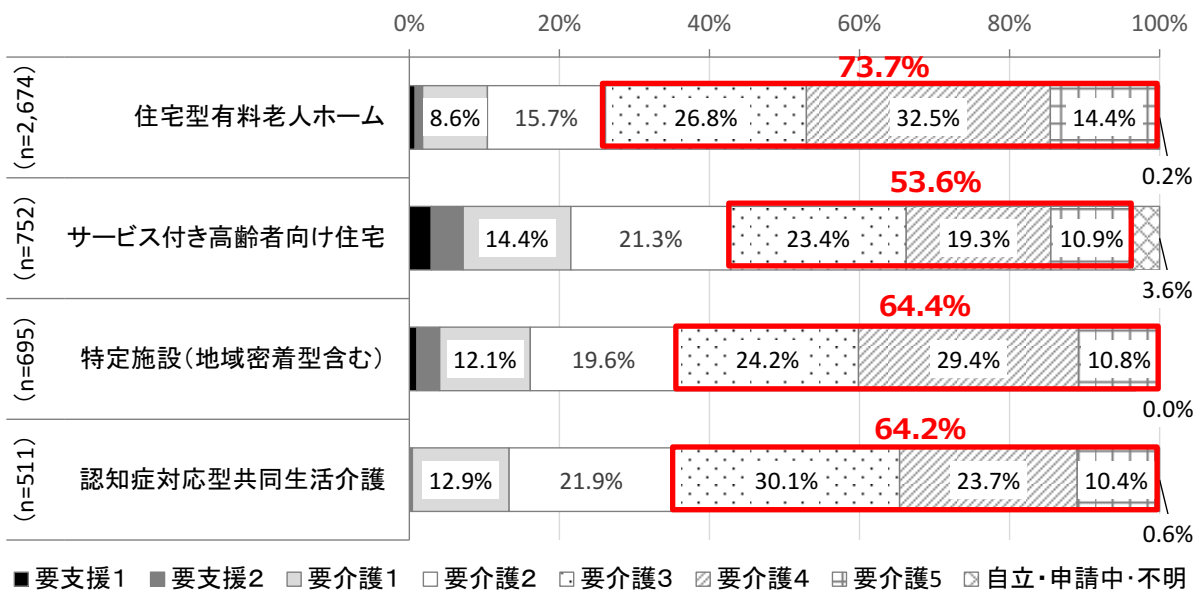
図表 5-3 (再掲) 入居者に占める要介護3以上の割合



図表 5-4 (再掲) 入居者の要介護度分布 (積み上げ)

※住宅型有料老人ホーム：132 住まい、サービス付き高齢者向け住宅：33 住まい

特定施設入居者生活介護(地域密着型含む)：20 施設、認知症対応型共同生活介護：53 施設

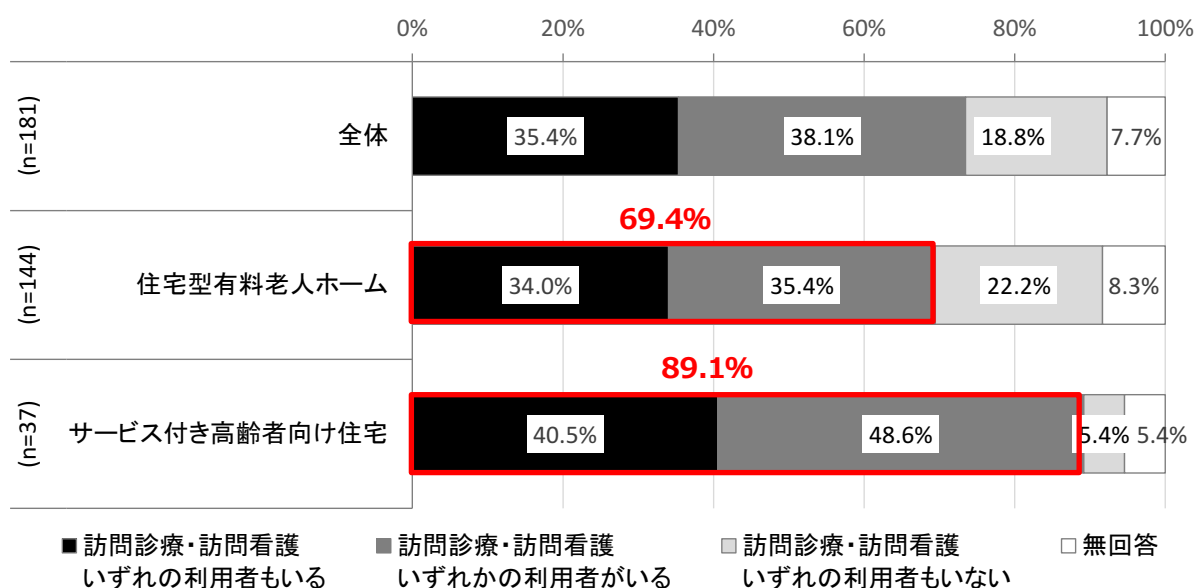


### 1.3 大半の住まいで、訪問診療・訪問看護の利用者がいる（住宅型有料:69.4%、サ高住:89.1%）

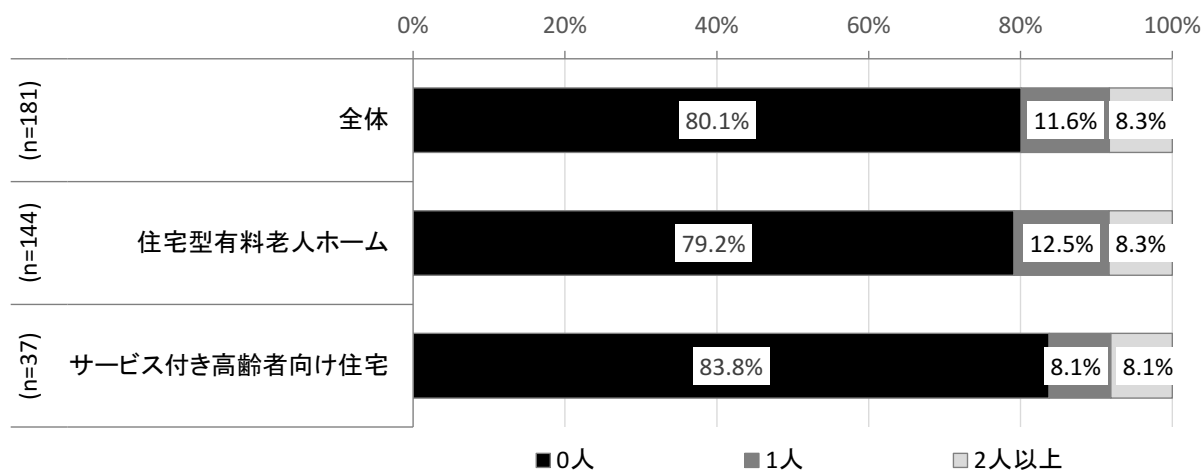
「訪問診療・訪問看護いずれの利用者もいる」「訪問診療・訪問看護いずれかの利用者がいる」の割合の合計は、住宅型有料老人ホームでは69.4%、サービス付き高齢者向け住宅では、89.1%であり、ほとんどの住まいにおいて、外部からの医療・看護の関りがあることが分かった。

また、一方で、常勤の看護職員は、両住まいともに約8割で「0人」となっており、内部の看護体制が整っている住まいはあまりないことが分かった。

図表 5-5 (再掲) 訪問診療・訪問看護利用者の有無



図表 5-6 (再掲) 看護職員（常勤）の配置人数

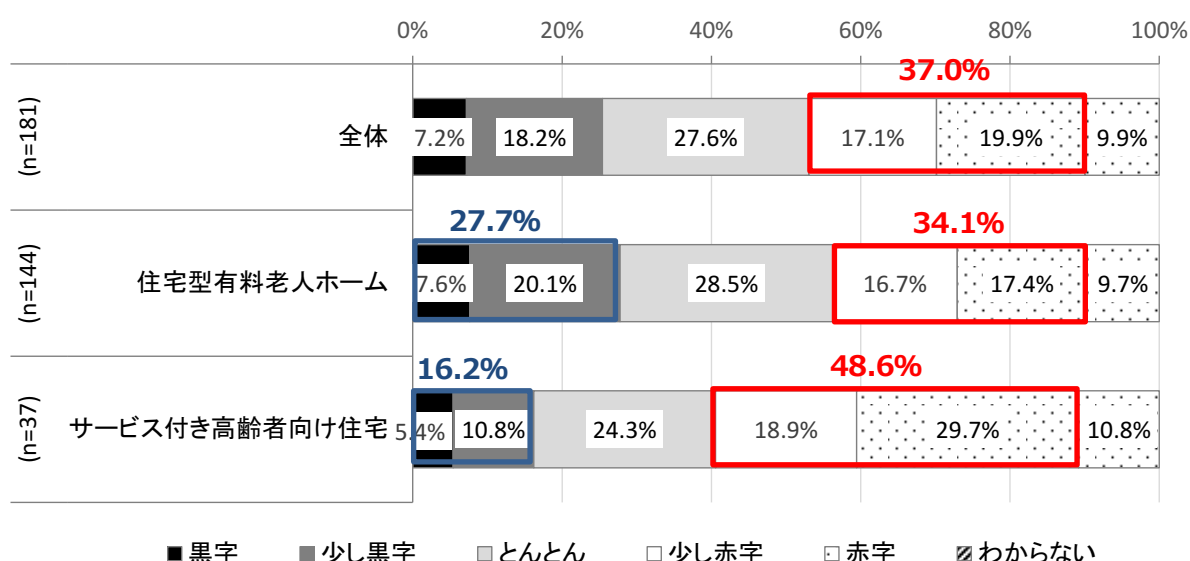


## 2 高齢者住まいの運営状況

### 2.1 法人・グループが提供する介護保険のサービス等を含めた収支は「黒字」の住まいよりも「赤字」の住まいの方が多い

法人・グループが提供する介護保険のサービス等を含めた収支状況は、両住まいともに、「黒字（黒字と少し黒字の合計）」よりも「赤字（赤字と少し赤字の合計）」の方が多いことが分かった。

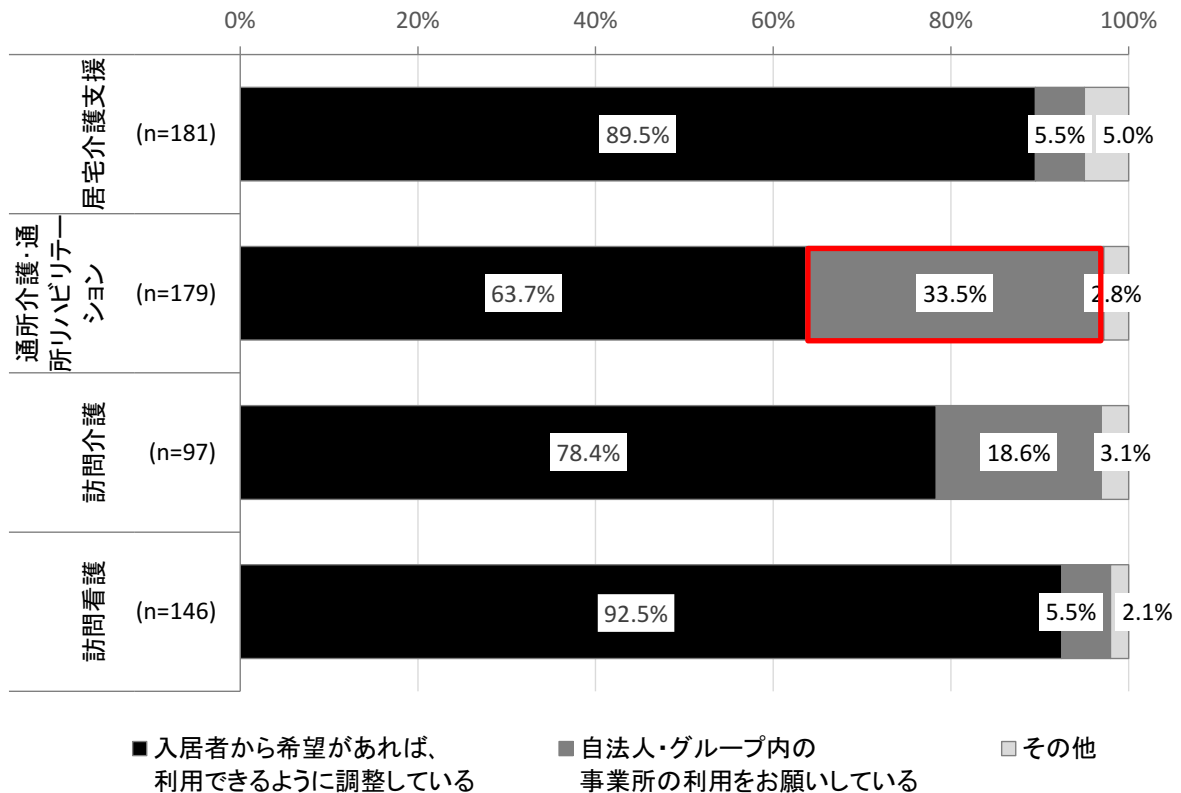
図表 5-7 (再掲) 法人・グループが提供する介護保険のサービス等を含めた収支状況



### 2.2 約3分の1の住まいで、自法人のサービス利用をお願いしている

「居宅介護支援」「通所介護・通所リハビリテーション」「訪問介護」「訪問看護」の4つのサービスについて、他法人・グループ等が運営するサービス等の利用にかかる方針をきいたところ、「通所介護・通所リハビリテーション」では「自法人・グループ内の事業所の利用をお願いしている」の割合がやや高いものの、他のサービスについては、8割～9割の住まいで「入居者から希望があれば利用できるよう調整している」ということが明らかになった。

図表 5-8 (再掲) 他法人・グループ等が運営するサービス等の利用にかかる方針



※「通所介護・通所リハビリテーション」「訪問介護」「訪問看護」については、「サービスの利用はない」を除外して集計

### 2.3 居宅介護サービス等の一部の利用分を未請求としている方が「いる」住まいは約2割

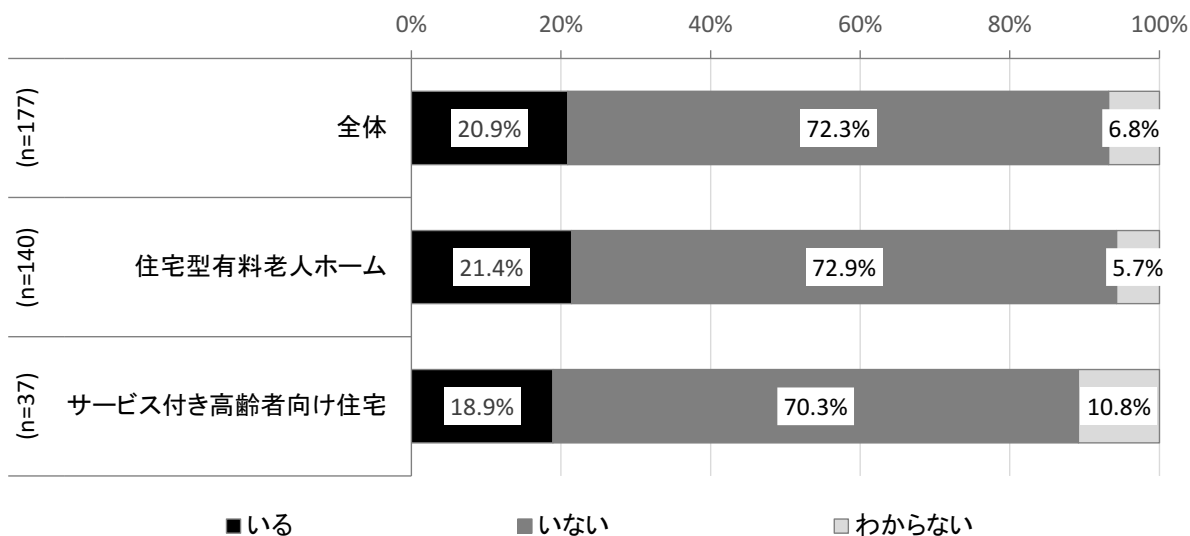
入居者が利用しているサービス事業所で、「訪問介護」「通所介護」「通所リハビリテーション」を選択した住まいに、居宅介護サービス等の一部の利用分をやむを得ず未請求としている方の有無についてきいたところ、両住まいともに「いる」の割合が約2割ということが明らかになった。

ヒアリング調査でも、日中、住宅型有料老人ホームにおける職員配置の効率性の観点から、ほとんどすべての入居者に同一建物内にある通所介護事業所に移動してもらうが、区分支給限度基準額に達している一部の入居者については、介護報酬を未請求としているケースがあるということが把握できた。しかも、その方達に対応する通所介護事業所の職員の人件費は発生しているため、住宅型有料老人ホームと通所介護事業所を合算しても赤字状態とのことであった。

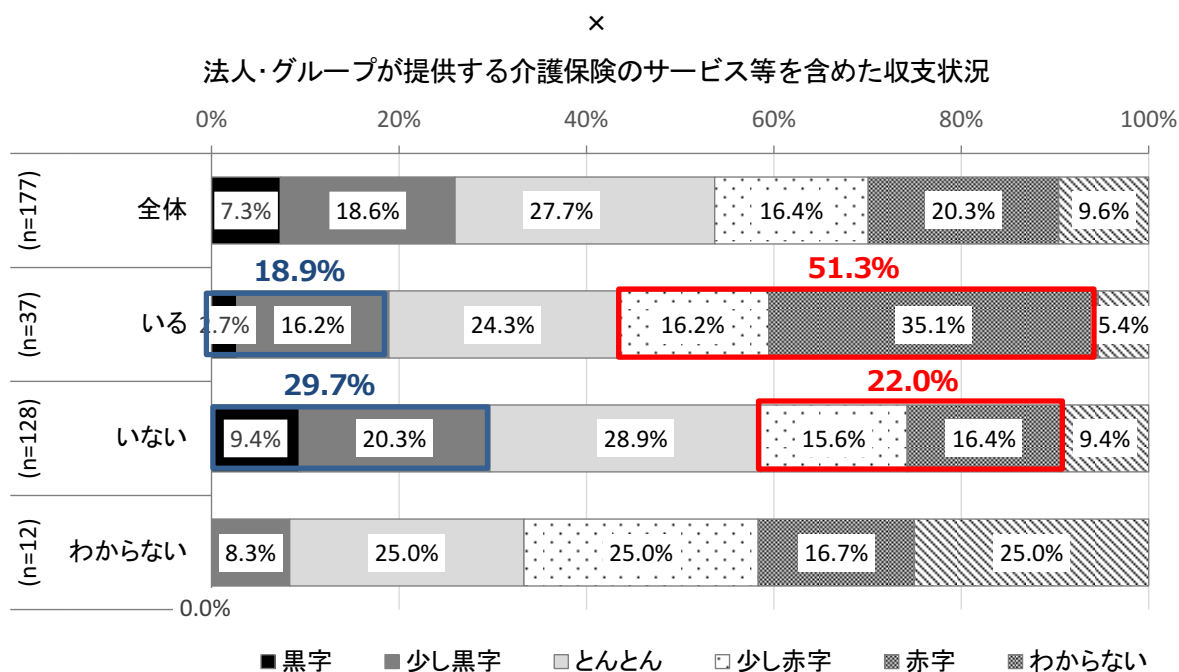
アンケート調査結果においても、居宅介護サービス等の一部の利用分をやむを得ず未請求としている方が「いる」住まいの方が、「いない」住まいよりも、法人・グループが提供する介護保険のサービス等を含めた収支状況が「赤字」の割合が高くなっているという状況が確認できた。



図表 5-9 (再掲) 居宅介護サービス等の一部の利用分をやむを得ず未請求としている方の有無



図表 5-10 (再掲) 居宅介護サービス等の一部の利用分をやむを得ず未請求としている方の有無



### 3 看取り実績のある高齢者住まいの特徴

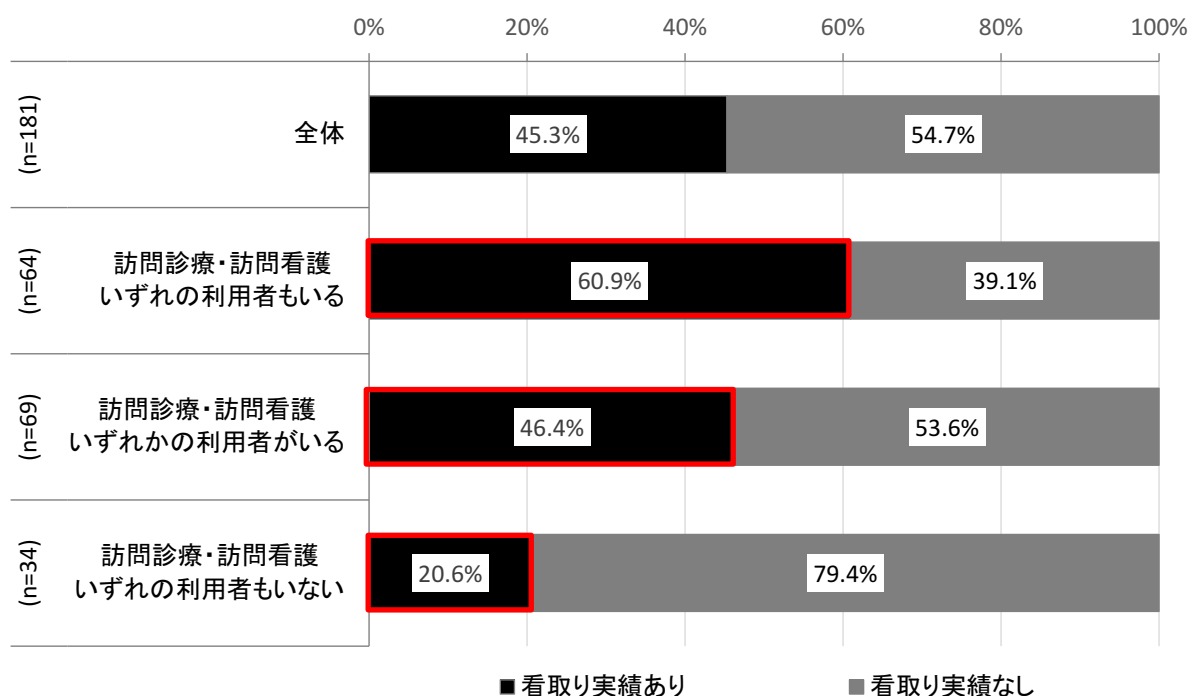
#### 3.1 医療・看護の関わりのある住まいほど看取り実績ありの割合が高い

本調査では、医療・看護の関わりのある住まいほど看取り実績ありの割合が高いという状況を把握できた。

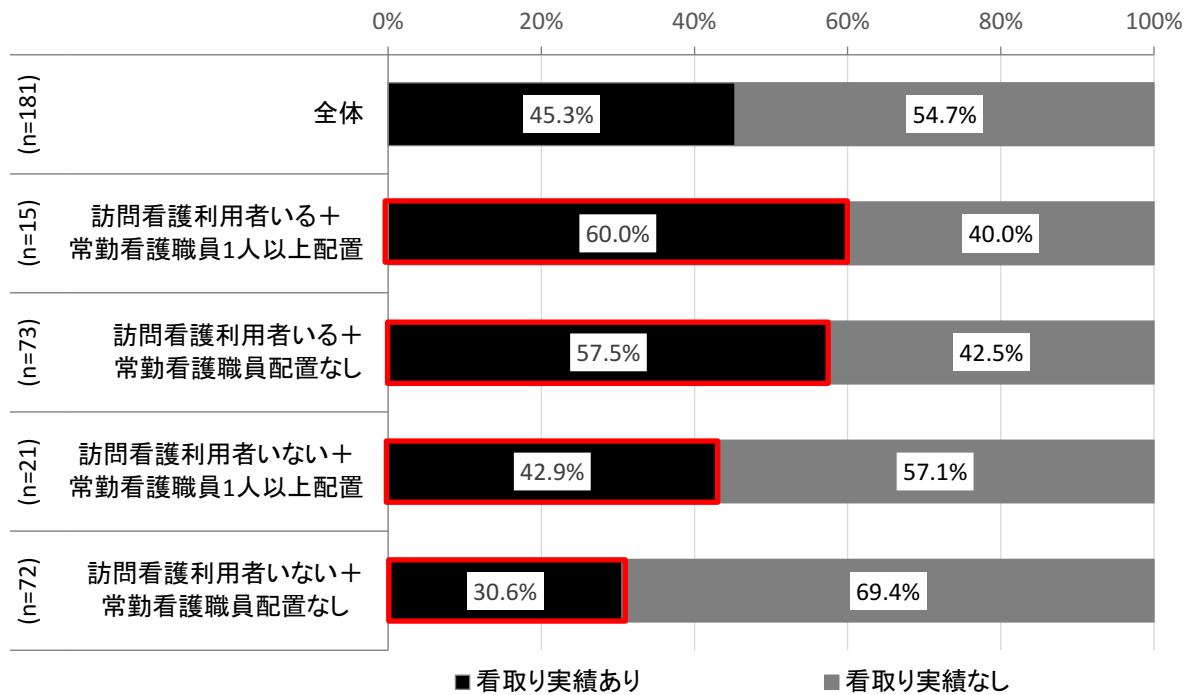
訪問診療・訪問看護利用者の有無と看取り実績の関係についてみたところ、入居者のうち訪問診療・訪問看護の利用者がいる住まいほど、看取り実績「あり」の割合が高くなっていることが分かった。具体的には、「訪問診療・訪問看護いずれの利用者もいる」が60.9%、次いで「訪問診療・訪問看護いずれかの利用者がいる」が46.4%、「訪問診療・訪問看護いずれの利用者もない」が20.6%であった。

また、看護体制との関係についてもみたところ、看護体制の厚い住まいほど、看取り実績「あり」の割合が高くなっていることが分かった。具体的には、「訪問看護利用者いる＋常勤看護職員1人以上配置」が60.0%と最も高く、一方、「訪問看護利用者いない＋常勤看護職員配置なし」では30.6%であった。

図表 5-11 (再掲) 訪問診療・訪問看護利用者の有無×過去1年間における看取り実績



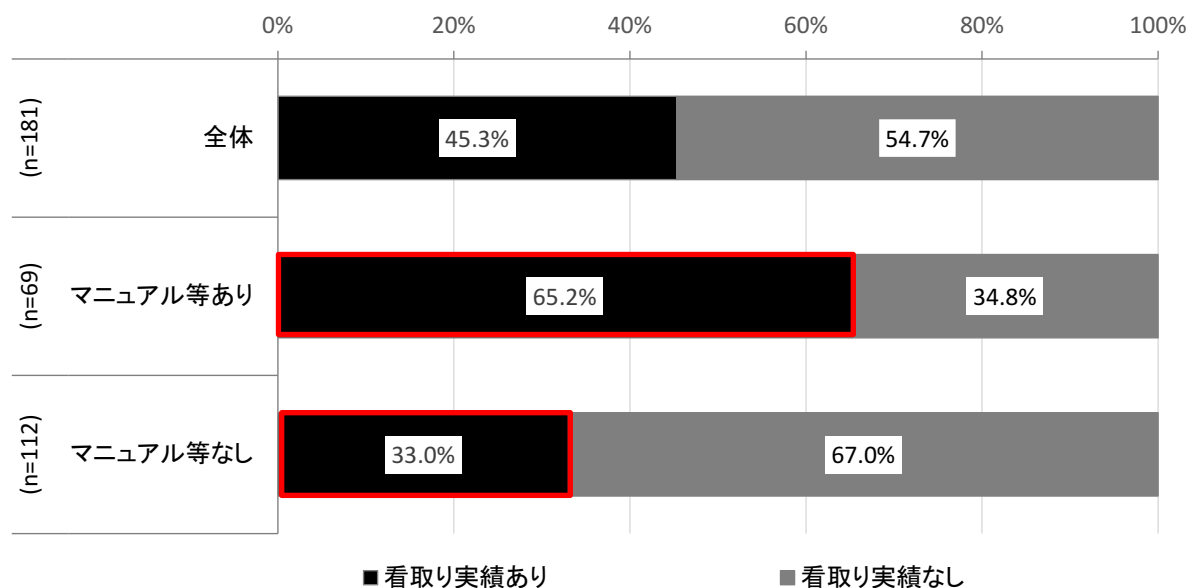
図表 5-12 看護体制×過去1年間における看取り実績



### 3.2 対応や手順にかかるマニュアル等が「ある」住まいでは看取り実績ありの割合が高い

看取り期における対応や手順にかかるマニュアル等の有無との関係をみたところ、マニュアル等が「ある」住まいでは「ない」住まいよりも看取り実績「あり」の割合が高くなっている（約2倍）ことが分かった。

図表 5-13 (再掲) 入居者の看取り期における対応や手順にかかるマニュアル等の有無×  
過去1年間における看取り実績



#### 4 救急搬送の発生率が高い高齢者住まいの特徴

##### 4.1 医療・看護の関わりのある住まいほど救急搬送「0件」の割合が低い

本調査では、医療・看護の関わりのある住まいほど救急搬送「0件」の割合が低いという状況を把握できた。

訪問診療・訪問看護利用者の有無と入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数の関係についてみたところ、入居者のうち訪問診療・訪問看護の利用者がいる住まいほど、救急搬送「0件」の割合が低くなっていることが分かった。具体的には、「訪問診療・訪問看護いずれの利用者もいる」では7.8%、「訪問診療・訪問看護いずれかの利用者がいる」では15.9%、「訪問診療・訪問看護いずれの利用者もない」では29.4%であった。

また、看護体制との関係についてもみたところ、看護体制の厚い住まいほど、救急搬送「0件」の割合が低くなっていることが分かった。具体的には、「訪問看護利用者いる＋常勤看護職員1人以上配置」では9.6%、一方、「訪問看護利用者いない＋常勤看護職員配置なし」では22.2%であった。

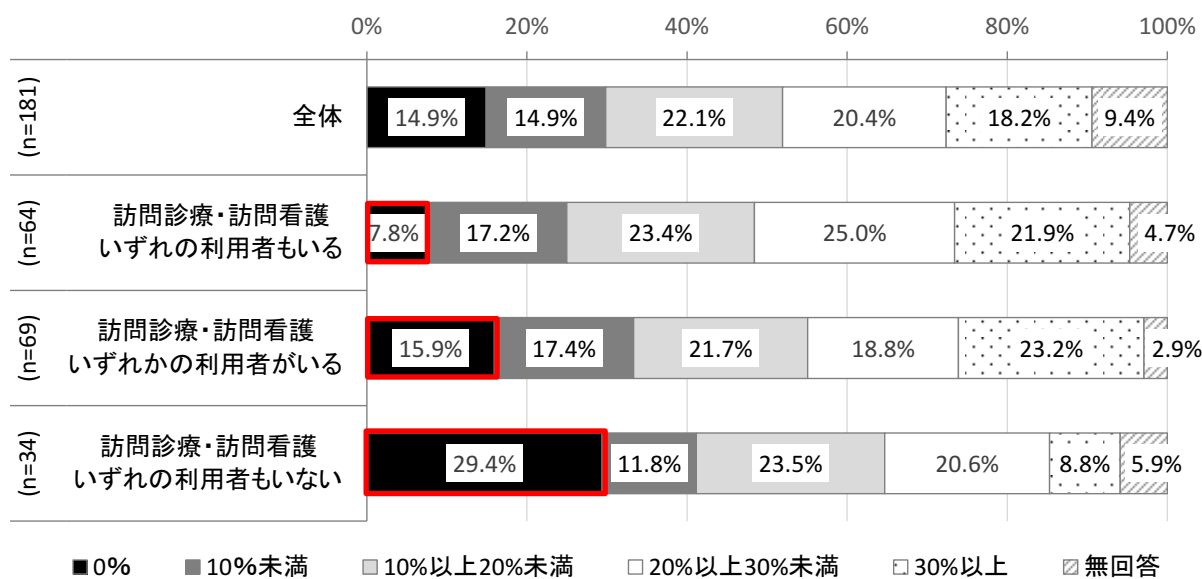
看護職員（常勤）の人数との関係については、常勤看護職員の人数が多い住まいほど、救急搬送「0件」の割合が低くなっていることが分かった。

入居者に占める要介護3以上の割合との関係をみたところ、要介護3以上が50%以上の住まいでは、要介護3以上が50%未満の住まいと比較して、過去1年間における救急搬送者数が「0」件の割合がやや低くなっていた。また、過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数との関係をみたところ、入居者が受けていた医療処置の種類の数が多いほど、過去1年間における救急搬送者数が「0」件の割合が低くなっていた。

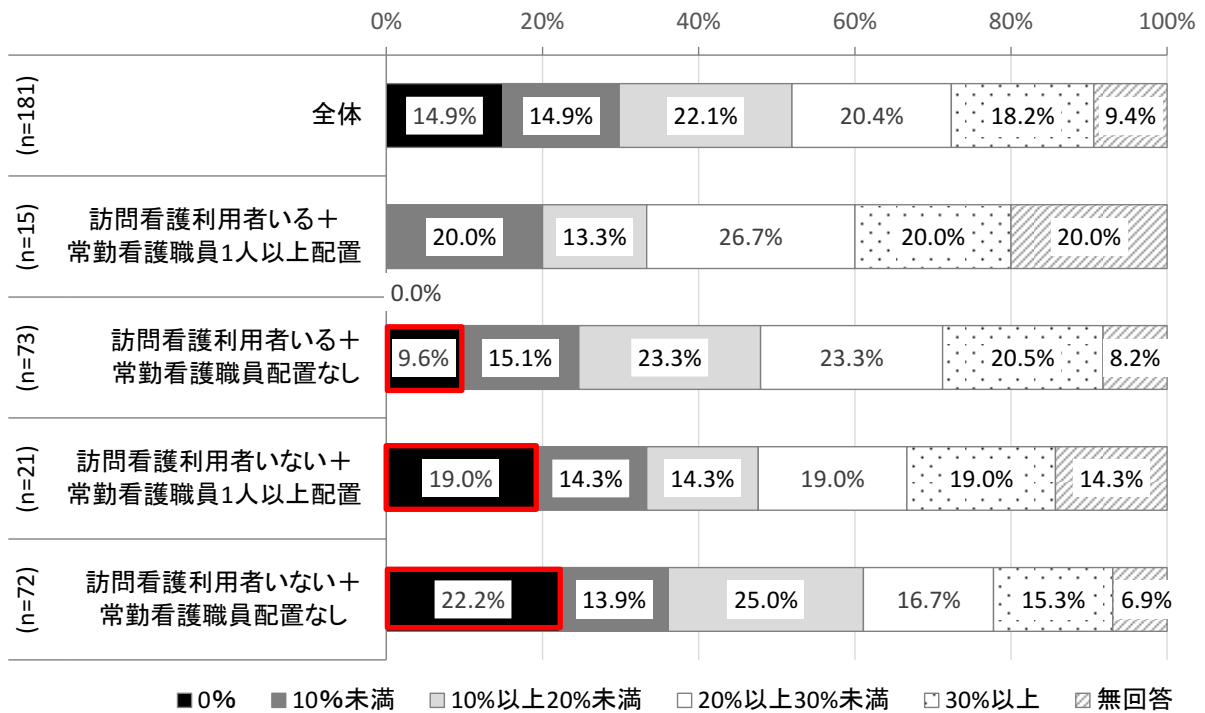
これらの結果からは、介護ニーズの高い中重度の入居者を多く受け入れている、または、医療処置の

必要な入居者を多く受け入れている（≒医療・看護の関わりがある）住まいにおいて、入居者の状態に応じて適切に救急搬送の判断がなされているという可能性が考えられる。ただし、各住まい等における新型コロナウイルスの感染者の発生状況等の影響もあるため、詳細な実態についてはさらなる調査が必要と考えられる。

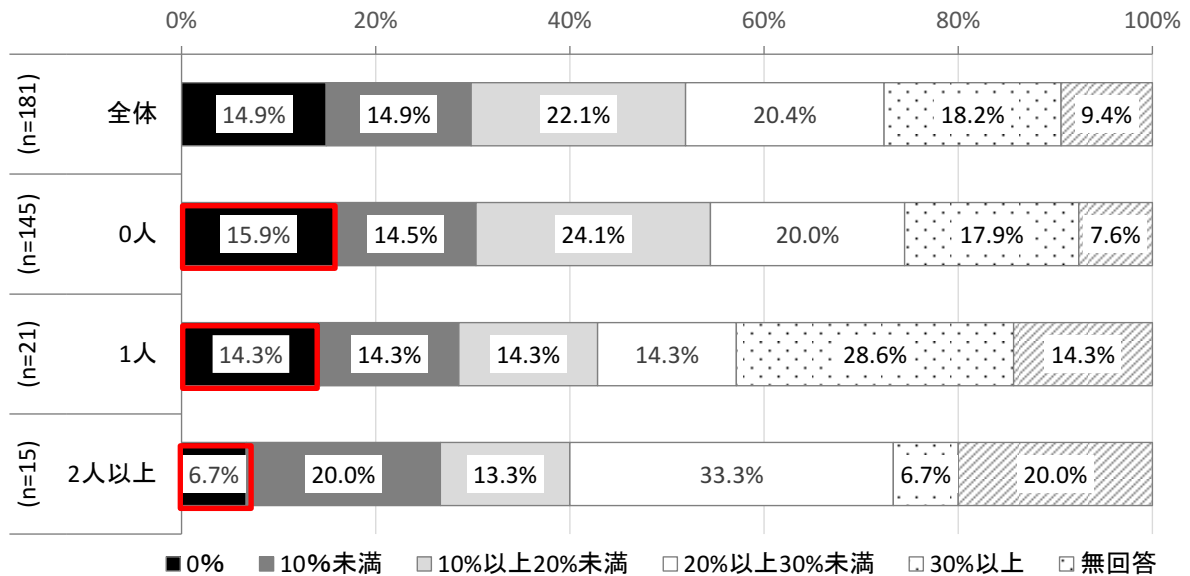
図表 5-14 （再掲）訪問診療・訪問看護利用者の有無×  
入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数



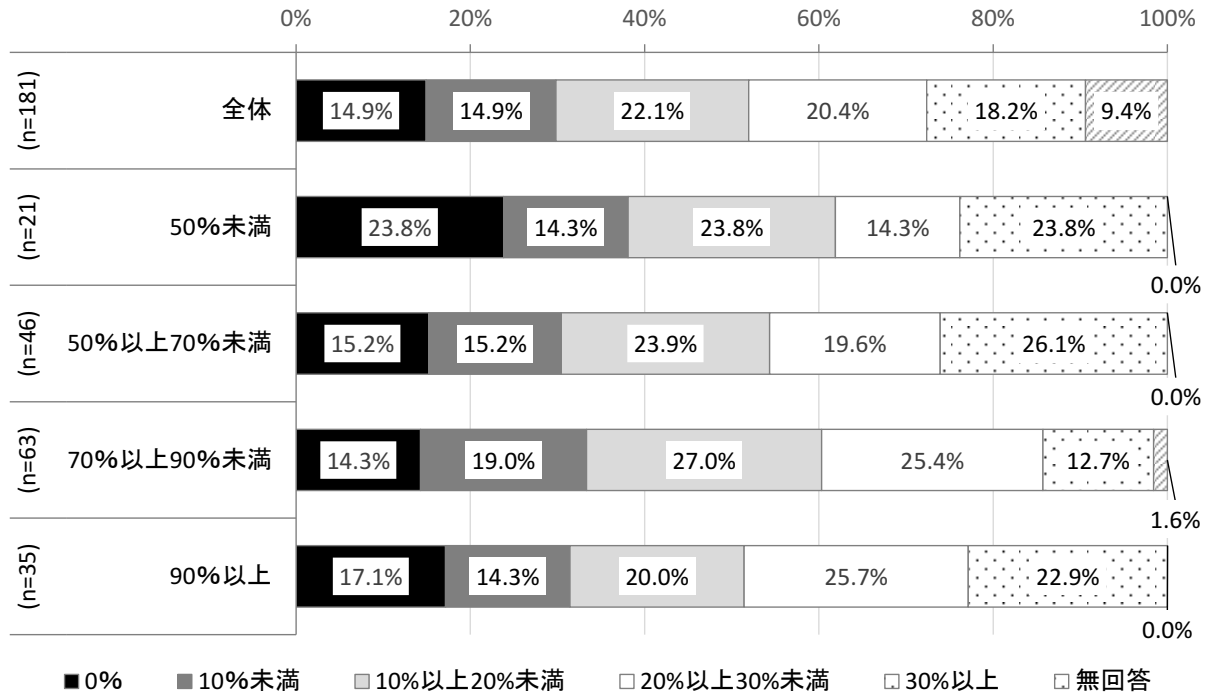
図表 5-15 (再掲) 看護体制×入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数



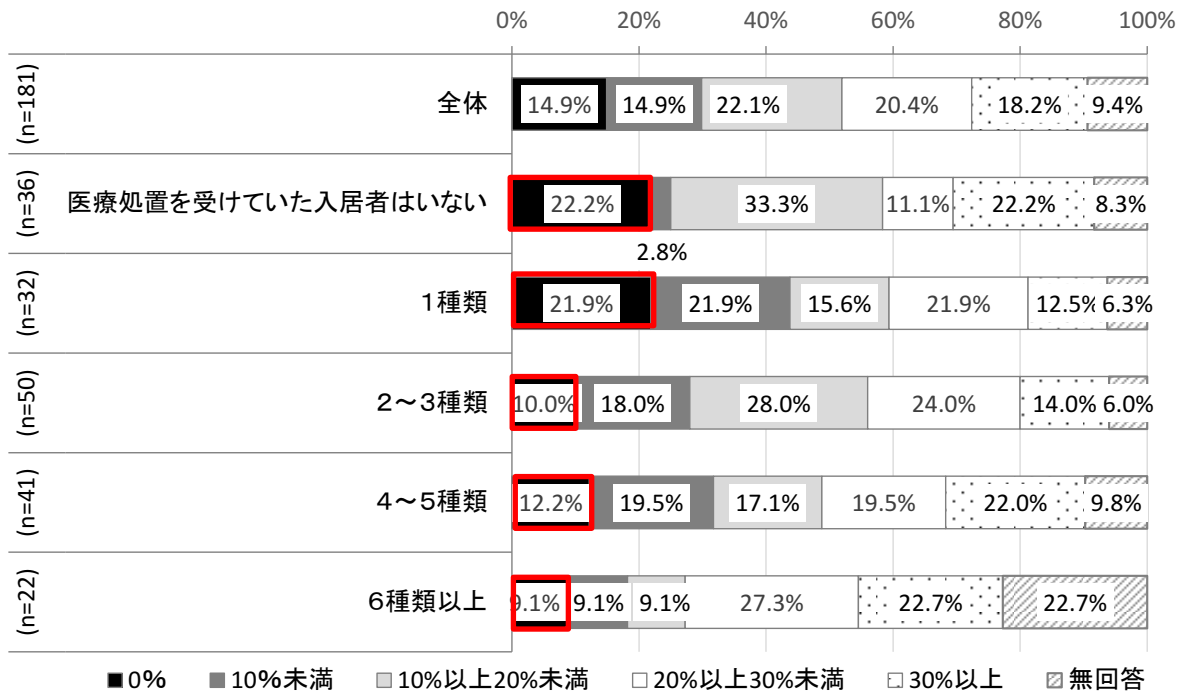
図表 5-16 (再掲) 看護職員(常勤)の人数×入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数



図表 5-17 (再掲) 入居者に占める要介護3以上の割合×  
入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数



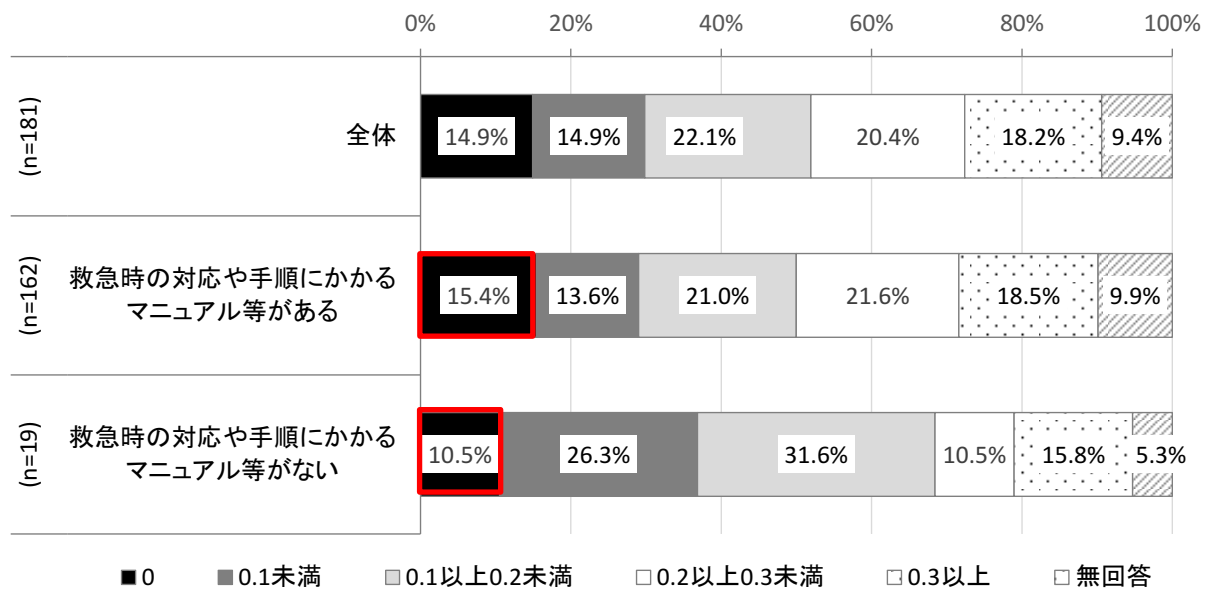
図表 5-18 (再掲) 過去1年間で入居者が受けていた医療処置の種類の数×  
入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数



#### 4.2 対応や手順にかかるマニュアル等が「ある」住まいでは救急搬送「0件」の割合がやや高い

救急時の対応や手順にかかるマニュアル等の有無との関係を見たところ、マニュアル等が「ある」住まいでは「ない」住まいよりも救急搬送「0件」の割合がやや高くなっていることが分かった。

図表 5-19 (再掲) 救急時の対応や手順にかかるマニュアル等の有無×  
入居者数に対する過去1年間における救急搬送者数





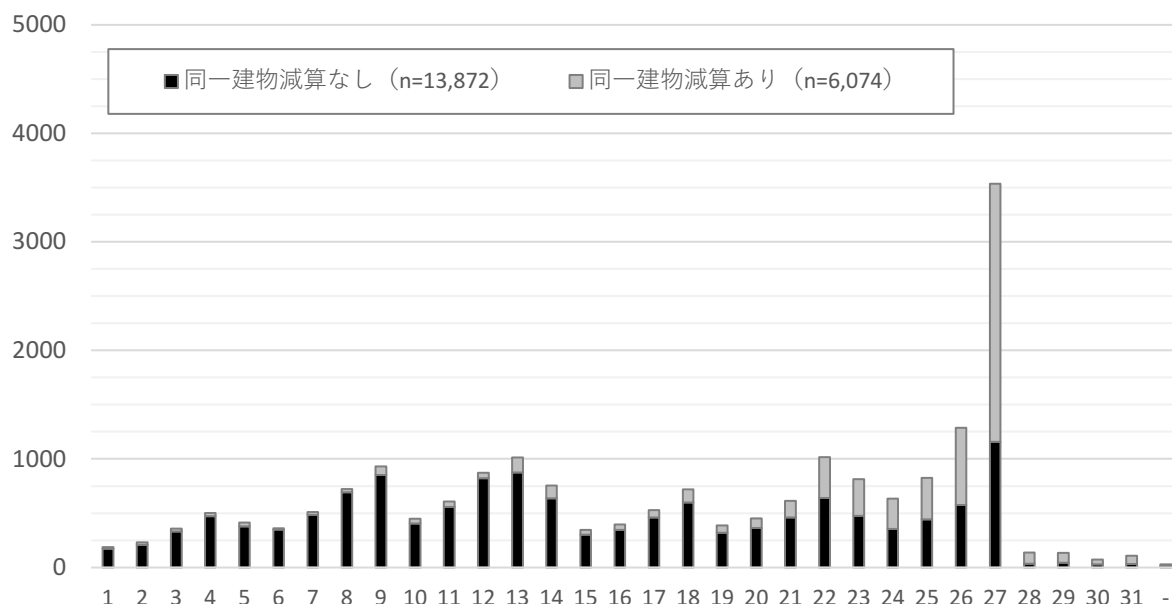
## 5 通所介護の集中利用者

### 5.1 通所介護利用者に占める 27 回以上利用者は 20.1%

令和 3 年 7 月における沖縄県全体の通所介護利用者（地域密着型含む）の 1 か月あたりの利用回数は、27 回が突出して多くなっており、平成 30 年 12 月における分析結果（26 回が突出して多くなっていった）と同じ傾向を示していた。

通所介護利用者に占める 1 か月あたり 27 回以上利用者は、20.1%（27 回以上利用者：4,014 人／通所介護利用者：19,946 人）であった。

図表 5-20 （再掲）通所介護利用者の利用回数分布（沖縄県全体・要介護 1～5）



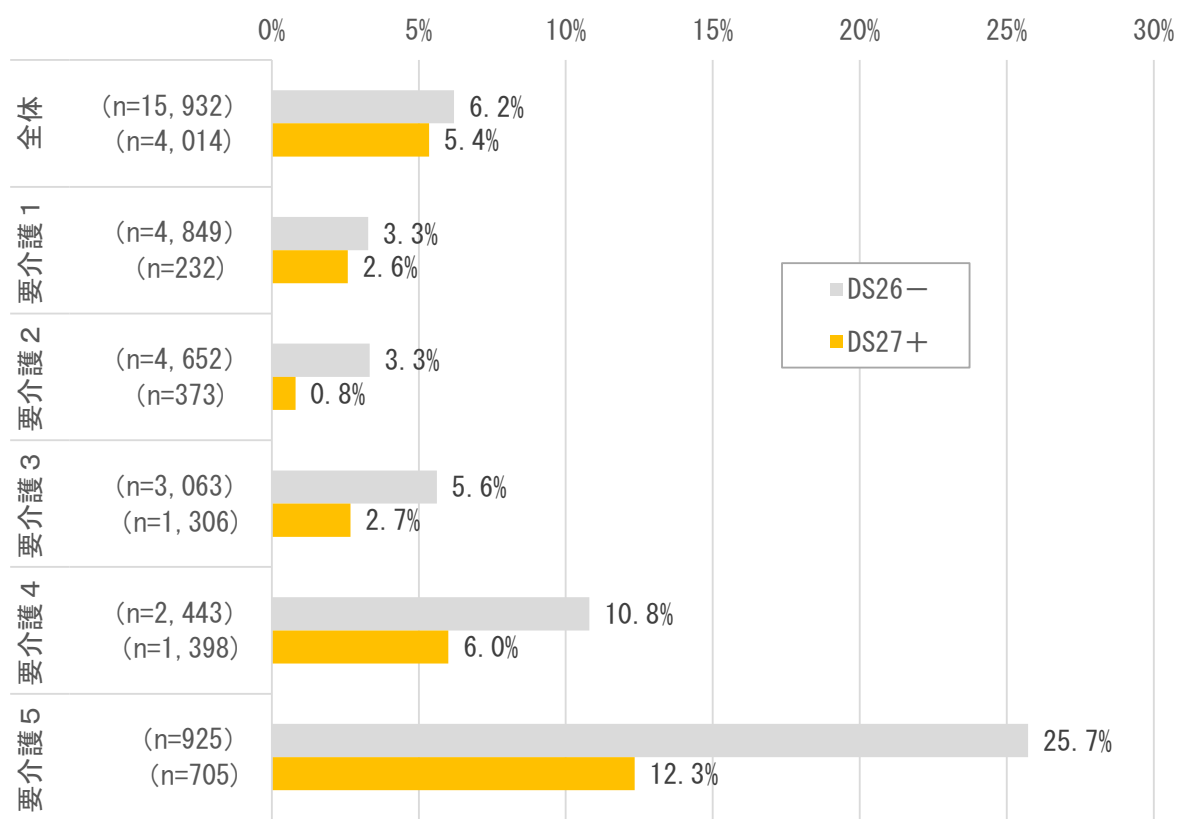
## 6 通所介護集中利用者の訪問看護や居宅療養管理指導の利用率

### 6.1 通所介護 27 回以上利用者は、26 回以下利用者よりも訪問看護の利用率が低い

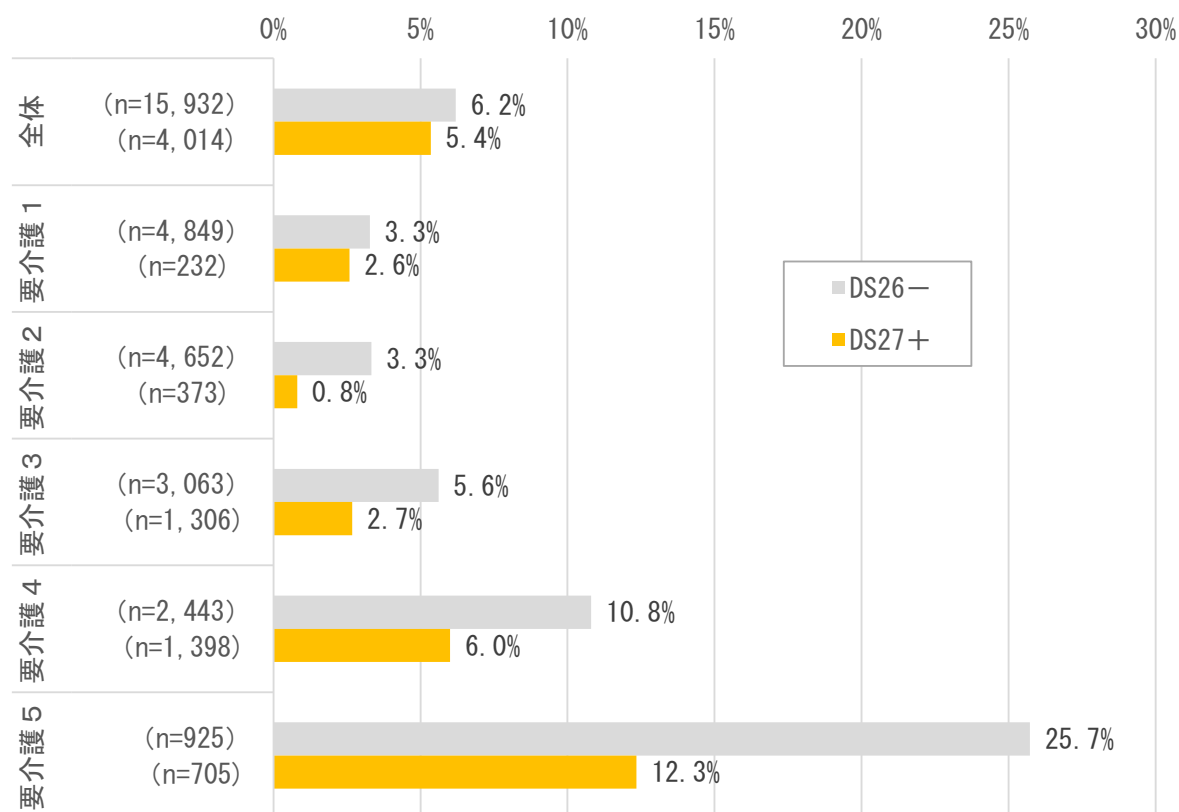
通所介護 27 回以上／月の利用者は、26 回以下／月の利用者よりも、すべての要介護度において訪問看護（※介護保険のみ）の利用率が低く、平成 30 年度の分析結果と同様の傾向がみられた。

また、本調査における分析では、看護職員による訪問看護利用率についても同じ傾向がみられた。

図表 5-2 1 (再掲) 通所介護利用者に占める訪問看護利用者の割合  
(沖縄県全体・要介護度別・通所介護利用回数別)



図表 5-2 2 (再掲) 通所介護利用者に占める看護職員による訪問看護利用者の割合  
(沖縄県全体・要介護度別・通所介護利用回数別)

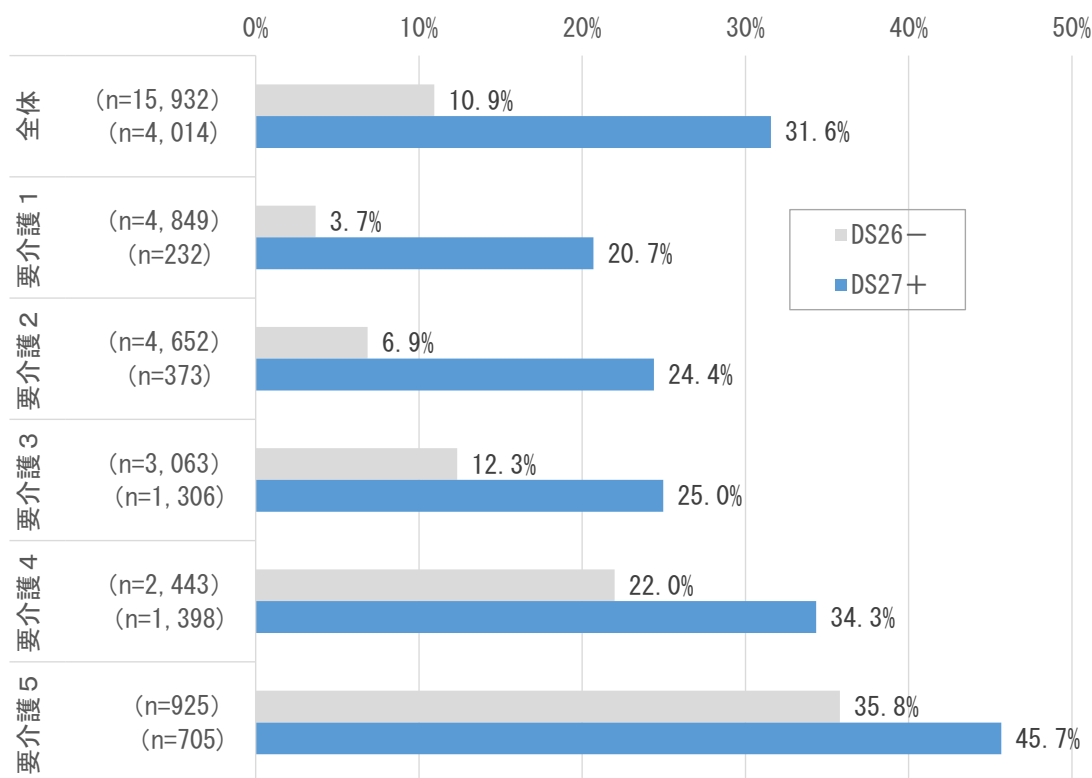


## 6.2 通所介護 27 回以上利用者は、26 回以下利用者よりも居宅療養管理指導の利用率が高い

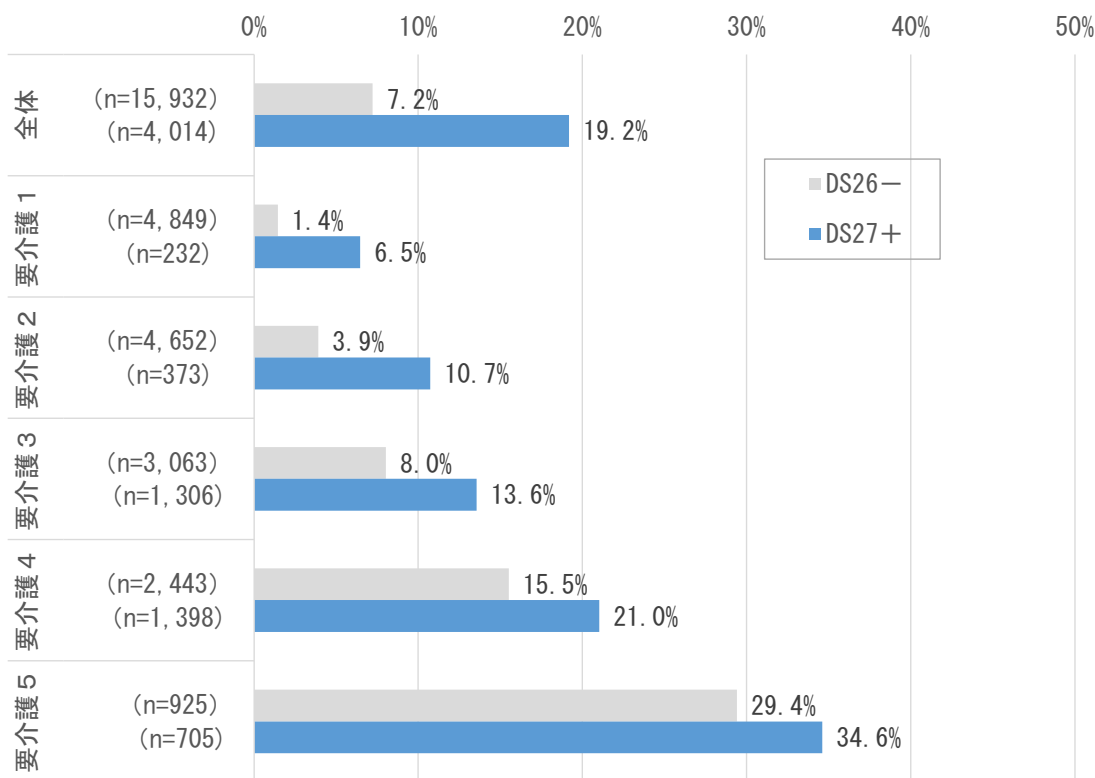
通所介護 27 回以上／月の利用者は、26 回以下／月の利用者よりも、すべての要介護度において居宅療養管理指導の利用率が高いことが分かった。また、医師による居宅療養管理指導の利用率についても同じ傾向がみられた。

訪問看護の利用率の結果とは異なり、通所介護の利用回数が多くても、居宅療養管理指導の利用率が低くなっていないのは、居宅療養管理指導のサービス利用額が区分支給限度基準額の算定対象外であることが少なからず影響していると考えられる。

図表 5-23 (再掲) 通所介護利用者に占める居宅療養管理指導利用者の割合  
(沖縄県全体・要介護別・通所介護利用回数別)



図表 5-24 (再掲) 通所介護利用者に占める医師による居宅療養管理指導利用者の割合  
(沖縄県全体・要介護別・通所介護利用回数別)



沖縄県 令和3年度 地域包括ケアシステム市町村モデル構築支援等業務

## 高齢者施設・住まい調査

### 報告書

令和4年3月

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課電話

電話 : 098-866-2214

FAX : 098-862-6325